

交付ス  
假運轉免許ヲ受ケタル者ハ指定セラレタル自動車ニ限り之ヲ運轉スルコトヲ得

第二十九條 運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ本廳長官(假運轉免許證ニ在リテハ之ヲ與ヘタル警察署長)ニ願出テ其ノ書換又ハ再交付ヲ受ケルコトヲ得

第三十條 運轉免許證又ハ假運轉免許證ハ自動車運轉ニ從事中ニ携帶シ若シ警察官吏ニ於テ提示ノ要求アリタルトキハ直ニ之ニ應スルコトヲ得

第三十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ十日以内ニ運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ返納スルコトヲ得

一 第三十二條ノ規定ニ依リ運轉免許又ハ假運轉免許ヲ取消サレタルトキ

二 運轉免許又ハ假運轉免許ノ有效期間満了シタルトキ

三 自動車ノ運轉者タルコトヲ廢メタルトキ

運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ受ケタル者死亡又ハ行方不明ト爲リタルトキハ其ノ遺族、戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スルコトヲ得

第三十二條 規定ニ依リ運轉ニ從事スルコトヲ停止セラレタルトキハ直ニ運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ所轄警察署ニ提出スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本廳長官ハ運轉免許又ハ假運轉免許ヲ取消シ又ハ運轉ニ從事スルコトヲ停止スルコトヲアルコトヲ得

一 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

二 自動車ニ依リ人畜ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ

三 第二十七條第一項第二號又ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキ

第三十三條 自動車ヲ運轉スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スルコトヲ得

一 車輛ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ怠ラサルコト

二 運轉ニ從事中假令運轉者離レサルコト若シムヲ得シテ運轉者ヲ

署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 乗用自動車ニハ乗車定員ヲ超過シテ乗車シ又ハ乗車セシムルコトヲ得ス但シ十二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ三歳未満ノ者ハ定員外トス

第三十九條 貨物自動車ニハ積載定額ヲ超過シテ貨物ヲ積載スルコトヲ得ス

第四十條 貨物自動車ニハ運轉ノ補助又ハ貨物ノ運搬若ハ積卸ニ從事スル者ノ外乗車シ又ハ乗車セシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アリテ其ノ地所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 自動車ヲ運轉スル場合ハ左ノ各號ニ從フヘシ

一 運轉ニ他ノ車輛ノ進行ヲ妨害シ又ハ之ニ並行若ハ追隨其ノ他交通ニ危害ヲ及ボスヘキ方法ニ依リ運轉セサルコト

二 二輛以上同一方向ニ行進スル場合ニシテ後ノ車輛前ノ車輛ニ比シテ速度制限高キトキハ前ノ車輛ハ避讓シテ後ノ車輛ノ進路ヲ開クコト

三 前ノ車輛ヲ追越サントスルトキハ警告音器ヲ使用シテ前ノ車輛運轉者ニ認知セシメタル後其ノ右側ヲ通過スルコト

四 鐵道又ハ軌道ヲ横斷セムトスルトキハ一旦停車シ危險ナキヲ確認シタル後通過スルコト

五 牛馬ニ近付クトキハ速度ヲ緩メ狂奔ノ虞ナキコトヲ確認シタル後通過スルコト

六 諸車、隊伍團體、葬列其ノ他ノ行列ニ行進ヒタルトキハ避讓又ハ徐行若ハ停車シ其ノ進行ヲ妨ケサルコト

七 橋梁、坂路、街角其ノ他彎曲若ハ難者ノ場所又ハ進路ノ展望十分ナラサル場所ニ於テ運轉スルトキハ絶エス警告音器ヲ使用シ且徐行スルコトヲ得

離ルル場合ハ制動其ノ他危害防止上完全ナル措置ヲ爲スコトヲ要ス

第三十五條 但書ノ規定ニ依ル場合ノ外運轉免許證ヲ有セサル者ヲシテ運轉セシメ又ハ運轉ニ關スル機械器具ニ觸レシメサルコト

四 運轉ニ從事中喫煙ヲ爲シ又ハ酒ニ飲ムコトヲ爲ササルコト

五 酒氣ヲ帶ヒテ運轉ニ從事セサルコト

六 乗客中傳染病又ハ其ノ疑似症ニ罹レル者アルコトヲ認知シタルトキハ直ニ病者傳染病防止上應急ノ措置ヲ爲スト共ニ最寄ノ警察官吏ニ之ヲ申告スルコト

第五節 使用法

第三十四條 自動車ハ其ノ車輛全幅ノ二倍半以上ノ有效幅員ヲ有スル道路ニ非サレハ之ヲ運行スルコトヲ得ス但シ特ニ許可ヲ受ケタル道路又ハ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 自動車ノ最高速度ハ一時間ニ付左ノ制限ニ依ルヘシ但シ交通稀薄ニシテ危害ヲ生スル虞ナキ場合ニ於テハ各制限ヨリ一時間ニ付八軒以内ノ超過スルコトヲ妨ケス

一 乗車定員九人ヲ超ユル乗用自動車若ハ積載定額一千斤ヲ超ユル貨物自動車ニ在リテハ人家連擔ノ場所ハ二十軒其ノ他ノ場所ハ二十五軒以内トス

二 前號以外ノ自動車ニ在リテハ人家連擔ノ場所ハ二十五軒其ノ他ノ場所ハ三十五軒以内トス

道路取締令其ノ他ノ規定ニ依リ特ニ徐行ヲ命セラレタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス徐行スルコトヲ要ス

第三十六條 所轄警察署長ニ於テ道路ノ狀況又ハ車輛ノ構造裝置其ノ他ニシテ危害防止上必要アリト認めタルトキハ車輛ノ種類又ハ一定ノ期間、區間若ハ地域ヲ限リ前二條ノ規定ニ拘ラス自動車ノ速度ヲ制限シ又ハ運行ヲ禁止スルコトヲアルコトヲ得

第三十七條 自動車ヲ用キテ他ノ車ヲ牽クコトヲ得ス但シ其ノ地所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

八 曲角ノ場所ヲ通過スルトキハ右折ハ大廻リ左折ハ小廻リトシ且舉手ヲ以テ其ノ方向ヲ示スコト

九 雨雪泥濘ノ際ハ完全ナル泥除ヲ裝置シ且歩行者又ハ人家ニ接近シテ通過スルトキハ泥水ヲ飛散セサル様注意徐行スルコト

十 交通ノ妨害ト爲ルヘキ場所ニ停車セサルコト

第四十二條 夜間自動車ヲ運轉スル場合ハ制動ノ燈火ヲ點スヘシ但シ他ノ自動車ト摺撞フ場合ニ於テハ前照燈ノ光度ヲ減シ徐行スルコトヲ要ス

夜間道路ニ自動車ヲ駐ムル場合ハ車輛ノ前後ニ燈火ヲ點スヘシ

第四十三條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉者ハ直ニ其ノ運轉ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ自動車運轉者並其ノ補助者ハ被害者ノ救護其ノ他ニ付必要ナル應急ノ措置ヲ爲スヘシ但シ其ノ場所ニ警察官吏在ルトキハ其ノ指示ニ從フコトヲ要ス

運轉者並其ノ補助者ハ前項ニ依ル措置ヲ了シ且各本人並自動車使用主ノ住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ)及車輛ノ記、番號ヲ警察官吏又ハ被害者若ハ其ノ同伴者ニ申告スルニ非サレハ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得ス但シ其ノ申告ヲ受クヘキ者其ノ場所ニ在ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ被害者若ハ其ノ同伴者ニ申告シ又ハ申告スル能ハスシテ自動車ノ運轉ヲ繼續シタルトキハ運轉者並其ノ補助者ハ遲滞ナク其ノ加害ノ事實及之ニ對スル措置並前項ニ規定スル申告事項ヲ最寄警察官吏ニ申告スヘシ

第四十四條 自動車ノ運轉者ハ警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニ依リ停止スルコトヲ得

第四十四條 自動車ノ運轉者ハ警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニ依リ停止スルコトヲ得



車ヲ命シタルトキハ直ニ停車シ且其ノ指示ニ從フヘシ

第六節 營業

第四十五條 自動車運輸營業ヲ分チテ左ノ三種トス  
貨切自動車營業(時間又ハ區間若ハ地域ニ依リ一車輛ニ對スル貨賃料金ヲ得テ臨時ニ旅客ノ運輸ヲ爲スモノ)

乘合自動車營業(區間又ハ地域ニ依リ一人毎ニ乘車料金を得テ一定ノ路線ヲ限リ旅客ノ運輸ヲ爲スモノ)

貨物自動車營業(時間、地域、區間又ハ重量若ハ數量ニ依リ料金を得テ貨物ノミノ運輸ヲ爲スモノ)

第四十六條 自動車運輸營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ第一項第五號乃至第七號及第二項第一號乃至第三號(第五十二條乃至第五十四條ニ規定スル場合ヲ除ク)ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款又ハ規約及代表者ノ住所、氏名、生年月日)

二 稱號

三 營業ノ種別

四 營業所ノ所在地

五 車庫ノ位置(周圍ノ見取圖添附)及建物ノ構造設備(仕様書)

六 車輛數及其ノ各乘客定員又ハ積載定員

七 料金額

乘合自動車營業ニ在リテハ前項各號ノ外尙左ノ事項ヲ具シテ願出ツルコトヲ要ス

一 營業ノ路線(圖面ヲ以テシ之ニ道路ノ幅員、料金を區別ヲ附スル停留場ノ位置及其ノ距離ヲ示スコト)

二 停留場ノ位置

三 發着時刻及其ノ車輛數

四 資本金額及其ノ出資方法

五 收支計算見積書

第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ自動車運輸營業ヲ許可セス但シ土地ノ狀況又ハ交通狀態ニ依リ公益上必要ト認メタルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ

一 乘合自動車營業ニシテ同一路線又ハ其ノ路線ニ並行シ既許可ノ同一營業又ハ既設ノ鐵道若ハ軌道アリ之ト競合シ兩立ノ見込ナシト認メタルトキ

二 企業計畫確實ナラスト認メタルトキ

三 自ラ營業ヲ持續スル意思ナキモノト認メタルトキ

四 其ノ他營業ヲ爲サシムルコト適當ナラスト認メタルトキ

第四十八條 貨切自動車營業者及其ノ從業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 乗客ノ許諾ナクシテ他人ヲ乘車セシメサルコト

二 乘合自動車營業者アル區間又ハ地域ニ於テ箇々ニ料金を得テ乗客ヲ乘リ合ハシメ其ノ他乘合自動車營業ニ類似ノ行爲ヲ爲ササルコト

三 正當ノ事由ナクシテ客ニ對シ乘車ヲ拒ミ若ハ降車ヲ要求シ又ハ運輸ヲ中止セサルコト

四 遺ニ乘車ヲ勸誘セサルコト

五 車輛內客席ヨリ諾易キ箇所ニ賃金表並運輸者及其ノ補助者ノ氏名ヲ

揭示シ置クコト

六 乗客ノ請求アリタルトキハ其ノ乗降場所、料金額、車輛ノ記、番號並營業者及運輸者ノ住所、氏名ヲ記シタル料金を受取書ヲ交付スルコト

第四十九條 乘合自動車營業者及其ノ從業者ハ前條第三號乃至第六號及左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 所定ノ時刻ニ運行スルコト

二 車輛ノ前面又ハ側面ニ其ノ行先地名ヲ標示スルコト

三 泥酔者、傳染病患者、又ハ客ニ嫌忌ノ感ヲ懷カシムヘキ疾病者ヲ乘車セシメサルコト但シ特ニ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

四 乗客ニ危險又ハ迷惑ヲ及ボス如キ物品ヲ積載セサルコト

第五十條 乘合自動車營業者ニシテ其ノ使用スル自動車乗客定員八名以上ノモノニ在リテハ運輸ノ補助其ノ他業務ニ從事スル者ヲ乗務セシムヘシ

第五十一條 自動車運輸營業者及其ノ從業者ハ名義ノ如何ニ拘ラス定額以外ノ料金を請求シ又ハ請求セシムルコトヲ得ス

第五十二條 乘合自動車營業者ニシテ一時全部又ハ一部ノ運輸ヲ休止セムトスルトキハ其ノ路線又ハ區間及期間並事由ヲ具シ主タル營業地ノ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ變災又ハ道路ノ決潰其ノ他ニ因リ自動車ヲ運輸スルコト能ハサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ事由ニ依リ運輸ヲ休止シタルトキハ其ノ旨速ニ主タル營業地所轄警察署ニ届出ツヘシ

第五十三條 乘合自動車營業者ニシテ營業ノ路線又ハ停留場ノ位置ヲ臨時變更セムトスルトキハ日時、場所、運輸回數、使用車輛ノ種類並其ノ數、料金額及其ノ事由ヲ具シ主タル營業地所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 乘合自動車營業者ハ一時發車時刻ヲ變更シ又ハ臨時ニ運輸ヲ爲サムトスルトキハ出發地所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十五條 樺太廳長官ハ乘合自動車營業者ニ對シテ避讓所ノ設置、信號人ノ配置、路線ノ變更其ノ他公安保持上必要ト認ムル施設ヲ命シ又ハ制限スルコトアルヘシ

第五十六條 自動車運輸營業者ハ左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ其ノ旨樺太廳長官ニ届出ツヘシ

一 廢業シタルトキ

二 第四十六條第一項第一號、第二號、第四號及第二項第四號ノ事項ヲ變更シタルトキ

自動車運輸營業者死亡シ若ハ行衛不明ト爲リ又ハ法人解散シタルトキハ其ノ戶主、家族若ハ管理人又ハ清算人ヨリ其ノ旨十日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

自動車運輸營業者ハ其ノ許可ヲ受ケタル營業ヲ開始シタルトキハ其ノ旨十日以内ニ主タル營業地所轄警察署長ニ届出ツヘシ貨切自動車又ハ貨物自動車ノ運輸營業ヲ休業シタルトキ亦同シ

第五十七條 自動車運輸營業者自ラ營業ヲ管理スルコト能ハサルトキハ代理人ヲ選任シ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シ連署ヲ以テ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ其ノ管理人ヲ解任シタルト

由ヲ具シ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ其ノ管理人ヲ解任シタルト



キ亦同シ

樺太廳長官ハ前項ノ管理人其ノ業務ヲ行フコト適當ナラスト認めタルトキハ自動車運輸營業者ニ對シ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第五十八條 乗合自動車營業者第五十條ノ規定ニ依ル乗務者ヲ雇入レタルトキハ十日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ主タル營業所在地所轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ乗務者ヲ解雇シタルトキ亦同シ

前項ノ乗務者ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ其ノ他乗務者トシテ適當ナラスト認めタルトキハ所轄警察署長ニ於テ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第五十九條 第四十六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル營業者ヲ讓受ケ又ハ相續セムトスル者ハ讓渡人又ハ被相續人ト連署シ(連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ)樺太廳長官ニ届出テ許可ヲ受ケヘシ

前項讓受ノ場合ニ於テハ其ノ願書ニ讓受契約書寫及讓受代金明細書ヲ添附スヘシ

第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ樺太廳長官ハ自動車運輸營業ノ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ營業ノ全部若ハ一部ヲ停止スルコトアルヘシ

- 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ六月以内ニ營業ヲ開始セス又ハ引續キ一年以上休業シタルトキ
- 二 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 三 營業許可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 四 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリタルトキ
- 五 營業不確實ニシテ之ヲ繼續セシムルコト適當ナラスト認めタルトキ

- 六 公安上危害ヲ生スルノ虞アリト認めタルトキ
- 七 道路又ハ通路ノ狀況カ自動車ノ運行ニ適セサルニ至リタルトキ
- 八 其ノ他公益上必要アリト認めタルトキ

第七章 組合

第六十一條 自動車運輸營業者ハ地域ヲ定メ其ノ地域内ニ主タル營業所ヲ有スル者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合ヲ設ケルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組合ヲ設ケタルトキハ規約ヲ定メ其ノ代表者ヨリ樺太廳長官ニ届出テ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六十二條 前條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル組合ノ地域内ニ主タル營業所ヲ有スル自動車運輸營業者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ所轄警察署長ニ於テ加入シ得サル特別ノ事由アリト認めタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 營業用以外ノ自動車ヲ使用スル者ハ前條ノ組合ニ加入スルコトヲ妨ケス
- 第六十三條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 名稱
  - 二 地域及組織
  - 三 目的及事業
  - 四 主タル事務所所在地
  - 五 役員ノ選舉方法、任期及權限
  - 六 會議ニ關スル事項
  - 七 經費收支ニ關スル事項

- 八 加入及脱退ニ關スル事項
- 九 違約者ノ處分ニ關スル事項
- 十 前各號ノ外營業上必要ナル事項

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ組合代表者ヨリ十日以内ニ其ノ事項ヲ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

- 一 役員ヲ選舉シ又ハ改選シタルトキハ其ノ住所、氏名
- 二 違約者ヲ處分シタルトキハ其ノ住所、氏名及事由並處分ノ内容
- 三 解散シタルトキハ其ノ年月日及事由

第六十五條 樺太廳長官ハ公益上必要アリト認めタルトキハ組合ノ解散、規約ノ變更、役員ノ改選又ハ議決ノ取消ヲ命スルコトアルヘシ

第六十六條 自動車ノ運輸者ヲ以テ組織スル組合ニ付テハ本章ヲ準用ス

第八章 雜則

- 第六十七條 自動車ヲ乘用スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 運行中昇降セサルコト
  - 二 所定ノ座席以外ニ乗車セサルコト
  - 三 放談、喧嘩其ノ他同乗者ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲ササルコト
  - 四 牽引運轉者ニ對シ談話シ又ハ運轉ニ關スル機械器具ニ觸レサルコト
  - 五 運轉者又ハ其ノ補助者カ本令ノ規定ニ依ル業務上ノ業務ヲ履踐スルニ當リ之ヲ拒ミ又ハ妨ケサルコト

第六十八條 本令ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ提出スル書類ハ住所、主タル事務所又ハ主タル營業所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ但シ第二十六條ニ依ル運輸免許願書ハ此ノ限ニ在ラス

第六十九條 本令ニ依リ願届ノ場合未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ在リテハ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ同意書若ハ許可書ヲ添附シ得ズ但シ連署ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ニ依リ同意者又ハ許可者ニ異動アリタルトキハ前ノ願届ヲ出シタル官廳ニ届出ツヘシ

第七十條 第五條、第六條、第二十五條、第四十三條、第四十六條第一項、第五十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第十五條第一項、第三十二條、第六十條ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

第七十一條 過失ニ因リ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第七十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 一 故意又ハ過失ニ依リ第四條第二項、第七條第二項第三項、第九條第一項、第十條乃至第十三條、第十五條乃至第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十九條乃至第三十一條、第三十三條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十二條、第四十四條、第四十八條乃至第五十四條、第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第六十一條第二項、第六十四條、第六十七條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十四條、第三十六條、第五十五條、第五十七條第二項、第五十八條第二項、第六十五條ニ基ク處分ニ違反シタルトキ

第七十三條 第十四條ノ規定ニ依リ行方検査ヲ拒ミ又ハ警察署ノ定メタル期日ニ之ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ
 第七十四條 自動車ノ使用者又ハ運輸營業者ニシテ未成年者又ハ禁治産者



ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ業務ニ關シ成  
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ法人  
ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ニ於テ  
ハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第七十五條 自動車ノ使用者又ハ運輸營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、  
同居者及雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ  
テ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰  
ヲ免ルルコトヲ得ス

附則

第七十六條 本令ハ昭和七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條 大正十一年六月六日太政官令第六十號自動車取締令ハ之ヲ廢止ス

第七十八條 本令施行前検査ヲ受ケ現ニ使用スル自動車ハ本令ニ依ル検査  
ニ合格シタルモノト看做ス但シ其ノ検査證ノ有効期間ハ本令施行ノ日ヨ  
リ一年以内トス

第七十九條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車、車庫又ハ車輛ノ記、番號  
ノ標板ニシテ本令ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ本令ノ  
定ムル構造裝置又ハ設備ヲ爲スヘシ

本令施行ノ際現ニ自動車ヲ使用スル者ニシテ車庫ノ設ナキ者ニ在リテハ  
本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ設置スヘシ

第八十條 本令施行前許可ヲ受ケ現ニ自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ其ノ路線  
又ハ地域及車輛數ニ限リ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ第  
四十五條ニ規定スル種別ノ一ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ自動車運輸營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ第四十六條ニ掲  
クル事項ヲ具シ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第八十一條 大正十一年六月六日太政官令第六十號自動車取締令ニヨリ運輸手ノ  
免許ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ運輸免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ本令  
施行ノ日ヨリ二月以内ニ其ノ免許證及寫眞(最近六月以内ニ撮影シタル  
紙ノ)二枚ヲ添ヘ其ノ書換ヲ願出ツヘシ

第八十二條 本令施行前認可ヲ受ケ現ニ存スル自動車營業組合ハ本令ニ依  
リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ第六十三條ノ規定ニ依リ契約ノ變更  
又ハ補足ヲ要スルモノアルトキハ之ヲ變更又ハ補足シ樺太廳長官ノ認可  
ヲ受ケヘシ

(別記様式省略)

●自轉車取締規則

大正八年一月二十九日  
樺太廳令第一號

改正 昭和二年九月號、六年第一七號、一六年第七九號

自轉車取締規則左ノ通定ム

自轉車取締規則

第一條 本令ニ於テ自轉車ト稱スルハ交通運輸ノ用ニ供スル足踏自轉車、  
自轉自轉車(サイドカー)及オートベットの類ヲ謂フ

自轉車ニ附シタル「リイヤカー」「サイドカー」ノ類ハ之ヲ自轉車ノ一部ト  
看做ス

第二條 自轉車ハ左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルニ非サレハ之ヲ使用スル  
コトヲ得ス

一、完全ナル音響器ヲ備フヘキコト  
二、履帯ヲ設シ又ハ有臭有音ノ瓦斯若ハ煤煙ヲ多量ニ發散セザル構造ヲ  
ルヘキコト

三、原動機ニ依リ運轉スル三輪以上ノ自轉車ニ在リテハ泥土又ハ汚水ノ  
飛散ヲ防止シ得ヘキ適當ナル裝置ヲ爲スヘキコト

四、荷臺ヲ附スルモノニ在リテハ其ノ大サ三輪以上ノ自轉車ハ長八十  
釐、幅六十五釐、二輪ノ自轉車ハ長五十釐、幅四十釐以内タルヘキ  
コト

五、「サイドカー」ハ右側ニ之ヲ附スルコト  
第三條 自轉車ヲ使用スル者ハ其ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ事務所  
所在地及名稱)ヲ車體後部顯易キ箇所ニ黒地ニ白色ヲ以テ名記シ又ハ名  
記シタルモノヲ附著スベシ但シ小兒用自轉車ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 自轉車ヲ使用スル者ハ所轄警察署長ノ指定スル場所及期日ニ於テ



其ノ車輛ノ検査ヲ受ケルハシ  
第五節 前條ノ検査ニ依リ必要ト認メタルトキハ當該警察署長ハ其ノ使用  
ヲ禁止スルコトヲ得

第六節 乗車ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
一、十二歳未満ノ者、銘付シタル者又ハ乗車不熟練ノ者ハ乗車シ又ハ乗  
車セシムヘカラサルコト

二、第二條及第三條ノ規定ニ適合セサル自轉車ヲ使用スヘカラサルコト  
三、長大又ハ過重ノ物品ヲ携帶シ若ハ搭載スヘカラサルコト

四、荷臺ヲ附シタル自轉車ニ在リテハ物品ヲ荷臺ノ外側ニ出シ又ハ地上  
ヨリ高一、二米以上ニ積ミ上グヘカラサルコト

五、夜間ハ車輛ノ前部(原動機ニ依リ運轉スル自轉車ニ在リテハ別ニ赤  
色ヲ以テ後部)ニ燈火ヲ點スヘキコト

六、道路ニ於テ乗車ノ練習又ハ競走若ハ曲乘ヲ爲スヘカラサルコト  
七、出火場其ノ他群衆ノ場所ヲ乘車行進スヘカラサルコト

八、道路ノ交叉部、街角、橋上、阪路又ハ交通煩雜ナル場所ヲ乘車行進  
スルトキハ警器ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト

九、街角ヲ右折スル場合ハ大廻リヲ、左折スル場合ハ小廻リヲ爲スヘキ  
コト  
十、乗車シテ連續行進スルトキハ前車トノ間四米以上ノ距離ヲ保ツヘキ  
コト  
十一、諸車又ハ歩行者ト並列行進スヘカラサルコト  
十二、交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ停車佇立シ又ハ物品ノ積卸ヲ爲  
スヘカラサルコト

第四條式

長三十種



幅七、五種

注意

- 一 番號ノ千位ニ「コシマ」ヲ附スコト
- 二 記番號ノ文字ハ「ゴシク」體タルコト

- 十三、牛、馬、諸車又ハ歩行者ニ行進フトキハ左ニ避ケ之ヲ追越サムト  
スルトキハ警器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ニ依リ警戒ヲ與  
ヘバムヲ得サル場合ノ外其ノ右側ヲ通過スヘキコト
- 十四、乗車スルトキハ股脚ノ露ハレサル服装ヲ爲スヘキコト
- 十五、警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニ依リ停車ヲ命シタルトキハ直  
ニ下車シ其ノ指揮ニ從フヘキコト
- 十六、所定人員ノ外乗車スヘカラサルコト
- 十七、同時ニ兩手ヲ離シ又ハ兩足ヲ離スヘカラサルコト
- 第十七條 本令又ハ本令ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又  
ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ自轉車ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第  
一條ノ手續ヲ爲スヘシ

附則 (昭和二年樺太廳令第十九號)

本令ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ自轉車ヲ所有セル者ニシテ第一條ニ依ル體札ヲ受ケ居ル  
者ハ本令ニ依リ體札ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ自轉車ノ車體後部ニ別記様式以外ノ様式ニ依リ記番號ヲ  
標示シ居ルモノニ限リ第一條第三項ノ規定ニ依ル記番號ノ標示ハ昭和二年  
十一月末日迄之ヲ猶豫ス

〔輯一二九〕

〔輯一二九〕

### 馬車營業取締規則

明治四十年四月一日  
樺太廳令第十二號

改正 明治四十四年第一〇號

大正三年第七號、七年第三〇號、一二年第四五號

馬車營業取締規則

第一條 馬車營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出  
許可ヲ受ケヘシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在  
地、代表者住所、氏名、生年月日及定款

二 營業ノ種類(乗合馬車、貨物馬車)

三 營業線路(乗合馬車ニ限ル)

四 車輛數(乗合馬車ノ車輛ニハ乘  
客定員ヲ附記スルコト)

第二條 乗合馬車營業者ニシテ營業線路ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察  
官署ニ願出許可ヲ受ケヘシ



第三章 罰則

- 一 營業者ハ自ら其ノ營業ヲ管理セザルトキハ管理人ヲ定メ違害ニテ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 二 營業者ハ營業者ニ代リ其實ニ任ス
- 三 營業用車輛ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケヘシ其ノ合格シタルモノニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
- 四 検査ニ合格シタル車輛ニハ車輛検査證ヲ付與ス
- 五 車輛検査證ハ車輛ノ見易キ箇所ニ釘付スヘシ
- 六 營業用車輛ニハ車掌、取者及馬丁ヲ置クヘシ但シ馬丁ハ車掌ヲシテ之ヲ兼シシメ又ハ乘客定員十人未滿ノ馬車ニ限リ取者ヲシテ車掌及馬丁ヲ兼シシムルコトヲ得
- 七 貨物馬車ニハ取者ヲ置クヘシ
- 八 車掌、取者又ハ馬丁ノ乘ヲ爲サムトスル者ハ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ所轄警察官署ニ届出シ取者トシテ營業者自ラ車掌、取者又ハ馬丁ヲ兼シタルトキ亦同シ
- 九 營業者又ハ管理人ノ本籍、住所、氏名若ハ生年月日ニ異動ヲ生シタルトキ
- 十 貨物馬車ノ取者ニ對シテハ前二項ノ規定ヲ適用セス
- 十一 營業用馬車ニハ適當ノ燈器及號角又ハ號鈴ヲ備フヘシ
- 十二 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第三號及第五號ノ場合ニ於テハ車輛検査證又ハ號札ヲ返納シ、第四號及第六號ノ場合ニ於テハ其ノ再下付若ハ書換ヲ申請スヘシ
- 十三 營業者又ハ管理人ノ本籍、住所、氏名若ハ生年月日ニ異動ヲ生シタルトキ

〔日本〕

- 一 馬匹ヲ殘虐ニ使役スヘカラサルコト
- 二 許可線路以外ニ行車スヘカラサルコト
- 三 交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ停車又ハ貨物ノ積卸ヲ爲シ若ハ馬ニ秣飲セシムヘカラサルコト
- 四 馬車ヲ併行セシメ又ハ他ノ馬車ト競争スヘカラサルコト
- 五 就業中酷罰スヘカラサルコト
- 六 交通頻繁又ハ道路狹隘ノ場所、街角、橋梁若ハ坂路ヲ通過スルトキハ馬丁ヲシテ前行セシメ號角又ハ號令ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト
- 七 人又ハ車馬ニ行進ハムトスルトキハ號角若ハ號鈴ヲ鳴ラシ左方ニ避ケヘキコト
- 八 貨車ニ對シテハ空車之ヲ避ケ坂路ニ在リテハ上リ車又ハ空車之ヲ避ケヘキコト
- 九 人又ハ車馬ヲ追過セムトスルトキハ號角若ハ號鈴ヲ鳴ラシ避讓ヲ求ムルコト
- 十 街角ヲ通過セムトスルトキハ右折ハ大廻ヲ爲シ左折ハ小廻ヲ爲スヘキコト
- 十一 貨物馬車ノ取者ハ前項ノ外尙左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 十二 夜間ハ必ズ點燈スヘキコト
- 十三 削除
- 十四 手綱ヲ執リ馬ト併行スヘキコト但シ空車ニシテ交通頻繁ナラサル場所ヲ通行スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 十五 塵芥、漏出又ハ飛散ヲ防クニ足ルヘキ装置ヲ爲サスシテ其ノ虞アル

第九條 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 一 引續キ三十日以上休養セムトスルトキ
- 二 廢業シタルトキ
- 三 車掌、取者、馬丁ノ號札ヲ毀損、亡失シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ
- 四 營業用車輛ヲ讓渡シ又ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 五 車輛検査證ヲ毀損亡失シ若ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ營業者死亡シタルトキハ其ノ家族若ハ同居人ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出車輛検査證又ハ號札ヲ返納スヘシ
- 六 第十一條 車掌ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 七 一定員外ニ客ヲ乘載スヘカラサルコト但シ十二歳未滿ノ者ハ二人ヲ以テ一人ニ算スルコトヲ得
- 八 人ノ癡癡スヘキ患者又ハ亂醉者ヲ乘載スヘカラサルコト
- 九 惡臭ヲ發シ又ハ危險、不潔ノ物品ヲ乘載スヘカラサルコト
- 十 定額ノ外何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ貨錢ヲ請求スヘカラサルコト
- 十一 行人ニ對シテ強テ乘車ヲ勸メ又ハ侮慢ノ言行ヲ爲スヘカラサルコト
- 十二 就業中酷罰スヘカラサルコト
- 十三 馬車ノ進行中乘客ヲ乘降セシムヘカラサルコト
- 十四 正當ノ事由ナクシテ乘車又ハ發車ヲ拒ムヘカラサルコト
- 十五 夜間ハ馬車ノ前面及車室内ニ點燈スヘキコト
- 十六 第十二條 取者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 十七 止ムヲ得サル場合ノ外取者臺ヲ離ルヘカラサルコト但シ貨物馬車ノ取者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 貨物ヲ乘載スヘカラサルコト
- 二 第十三條 所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時場所ヲ指定シテ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得
- 三 前項ノ検査ヲ受ケサル車輛ハ更ニ検査ヲ受ケルマテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 四 第十四條 營業者ハ乘合馬車ノ貨錢額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 五 前項ノ貨錢定額ハ車輛ノ見易キ箇所ニ揭示スヘシ
- 六 第十五條 營業組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ規約ヲ添ヘ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 七 第十六條 組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 八 第十七條 營業者又ハ其ノ組合ニシテ公安ヲ害シ若ハ危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 九 一 營業ノ停止又ハ禁止ヲ命ジ若ハ其ノ許可ヲ取消スコト
- 十 二 組合ノ解散又ハ其ノ規約ノ變更ヲ命スルコト
- 十一 三 車輛馬匹ノ使用ノ停止又ハ其ノ改造、修繕若ハ取替ヲ命スルコト
- 十二 四 營業ノ線路ヲ制限スルコト
- 十三 五 管理人又ハ組合役員ノ變更ヲ命スルコト
- 十四 第十七條ノ二 第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十九條及其ノ罰則ノ規定ハ自家用乘用馬車ニ之ヲ準用ス
- 十五 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 十六 一 許可ヲ受ケスシテ馬車營業ヲ爲シタル者



- 二 許可ヲ受ケスシテ車掌、馭者又ハ馬丁ヲ爲シタル者
- 三 第二條、第四條第一項、第五條、第七條、第九條又ハ第十一條乃至第十六條ノ規定ニ違反シタル者
- 四 第十七條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者
- 第十八條ノ二 第六條、第八條第二項又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第十八條ノ三 本令中特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外馬車營業者ノ代表者雇人其ノ他ノ者本令ノ規定又ハ本令ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ馬車營業者ヲ處罰ス
- 第十九條 馬車ハ馬車ト看做ス
- 附則
- 第二十條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス
- 第二十一條 本則施行以前ニ於テ許可ヲ受ケ馬車營業ヲ爲シ尙之ヲ繼續スル者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 本則施行以前ニ於テ電札ヲ受ケ車掌、馭者又ハ馬丁ノ業ヲ爲シ尙之ヲ繼續スル者ハ本則ニ依リ電札ヲ受ケタルモノト看做ス

### 渡船取締規則

明治四十三年四月十二日  
樺太廳令第十三號

【舢舨小廻船及】渡船取締規則  
第一條 【舢舨小廻船及】渡船ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ願出許可ヲ受ケヘシ

- 一 其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 一 營業者又ハ管理人ノ本籍、住所、氏名、生年月日ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二 検査證ノ亡失毀損又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ
- 三 船ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 四 廢業、營業者ノ死亡又ハ三箇月間所在不明トナリタルトキ
- 前項ノ事項ハ開港ニ於テハ所轄稅關支署ニ届出ツヘシ第二號ノ場合ニ於テ検査證ノ再交付又ハ書換ヲ受ケタルトキ亦同シ
- 第五條 渡船營業者許可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ開業セス又ハ引續キ三十日以上休業シタルトキハ許可ノ效ヲ失フ但シ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 第六條 發着場又ハ定着場ニハ乘客ノ昇降ニ必要ナル棧橋若ハ階段ヲ設ケヘシ
- 渡船場ニシテ通行者ノ容易ニ認メ難キ所ハ所轄支廳長ノ指示ニ從ヒ適當ノ個所ニ標示ヲ設ケヘシ
- 第七條 運賃ノ定額ハ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケ船内乘客ノ見易キ個所ニ揭示スヘシ
- 第八條 營業者及船夫ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 發着場、定着場以外ニ於テ乘客ヲ昇降セシムヘカラサルコト但シ已ムチ得サル場合ハ此ノ限ニアラス
  - 二 正當ノ事由ナクシテ乘客貨物ノ搭載若ハ發船ヲ拒ムヘカラサルコト
  - 三 定員又ハ積載定量以外ニ乘客ヲ搭載スヘカラサルコト但シ十二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ定員一人ト看做スコトヲ得

- 一 本籍、住所氏名、生年月日
- 二 發着場及定着場
- 三 營業名及期限
- 四 使用船ノ種類、艘數
- 長、幅、深、櫓及櫓數、貨物積載定量(渡船ヲ除ク)乘客ヲ搭載スルモノハ其ノ豫定人員
- 五 使用船所有者ノ本籍住所氏名生年月日
- 六 船夫ノ數
- 七 船夫ノ給料、技能ニ依ル等級、給料支拂ノ方法
- 八 船ハ指定ノ場所ニ於テ検査ヲ受ケ合格シタルモノニアラサレハ使用スルコトヲ得ス其ノ合格シタルモノニハ船體検査證ヲ交付ス
- 前項ノ検査證ハ船内見易キ個所ニ釘著スヘシ
- 第一項第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第二項ノ許可ヲ受ケタルトキハ開港ニ於テハ所轄稅關支署ニ届出ツヘシ
- 第二條 營業者ハ自ら其ノ營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ定メ連署ニテ所轄支廳及開港ニ於テハ所轄稅關支署ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 管理人ハ營業者ニ代リテ其ノ責ニ任ス
- 第三條 營業者ハ所轄支廳長ノ定ムル所ニ依リ毎年一回船體及屬具ノ検査ヲ受ケヘシ
- 支廳長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時検査ヲ執行スルコトアルヘシ
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出且第二號ノ場合ニ於テハ検査證ノ再交付又ハ書換ヲ申請シ第三號第四號ノ場合ニ於テハ之ヲ返納スヘシ但シ死亡又ハ所在不明トナリタル場合ニハ家族又ハ同居人ヨ

- 四 何等ノ名義ヲ以テスルモ定額以外ニ賃金ヲ請求スヘカラサルコト
- 五 強テ乗船又ハ積荷ヲ勸メ若ハ客引ヲ出スヘカラサルコト
- 六 人ノ發惡スヘキ疾患ニ罹レル者又ハ亂醉者ヲ搭載スヘカラサルコト
- 七 惡臭ヲ發シ又ハ危險、不潔ナル物品ヲ搭載スヘカラサルコト
- 八 暴風其ノ他危險ヲ冒シ發船スヘカラサルコト
- 九 他船ト競漕又ハ其ノ通行ヲ妨害スヘカラサルコト
- 十 夜間ハ船首ニ標燈ヲ掲グヘキコト
- 十一 就業中船内スヘカラサルコト
- 十二 検査證、電札、標旗、標燈ハ之ヲ他人ニ貸與スヘカラサルコト
- 第九條 開港ニ於テ軍艦又ハ外國航船ニ就キ營業セムトスルモノハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 舢舨ノ種別ニヨリ第一號乃至第三號形式ノ標旗及第四號第五號形式ノ標燈ヲ設備シ所轄稅關支署ノ検査ヲ受ケ且其ノ使用ニ付テハ總テ同署ノ監督ヲ受ケヘキコト
  - 二 軍艦及外國航船ト陸地又ハ他ノ艦船トノ交通ニハ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ掲グヘキコト
  - 三 艦船ト陸地トノ交通及貨物ノ積卸ハ所轄稅關支署ノ指定シタル地點以外ニ於テ爲スヘカラサルコト
  - 四 軍艦及外國航船ニハ稅關官吏ノ臨檢ヲ了リタル後ニアラサレハ乗船シ又ハ乘客ヲ乗船セシムヘカラサルコト
  - 五 乘客ト貨物ト同載スヘカラサルコト
  - 六 密輸出入ノ貨物ヲ運送シ又ハ賣買受授若ハ其ノ媒介ヲ爲スヘカラサルコト



第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

第十條 所轄支廳長ハ發着場、定着場ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 營業組合ヲ設ケムトスル者ハ規約ヲ定メ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ  
前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ開港ニ於テハ其ノ旨所轄稅關支署ニ届出ツヘシ

第十二條 前條ノ組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ所轄支廳及開港ニ於テハ所轄稅關支署ニ届出ツヘシ

第十三條 營業者、船夫、組合又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄支廳長ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 營業ノ停止、禁止若ハ其ノ許可ヲ取消スコト
- 二 管理人又ハ役員ノ變更ヲ命スルコト
- 三 組合ノ解散又ハ規約ノ變更ヲ命スルコト
- 四 船夫ノ解雇ヲ命スルコト

附則

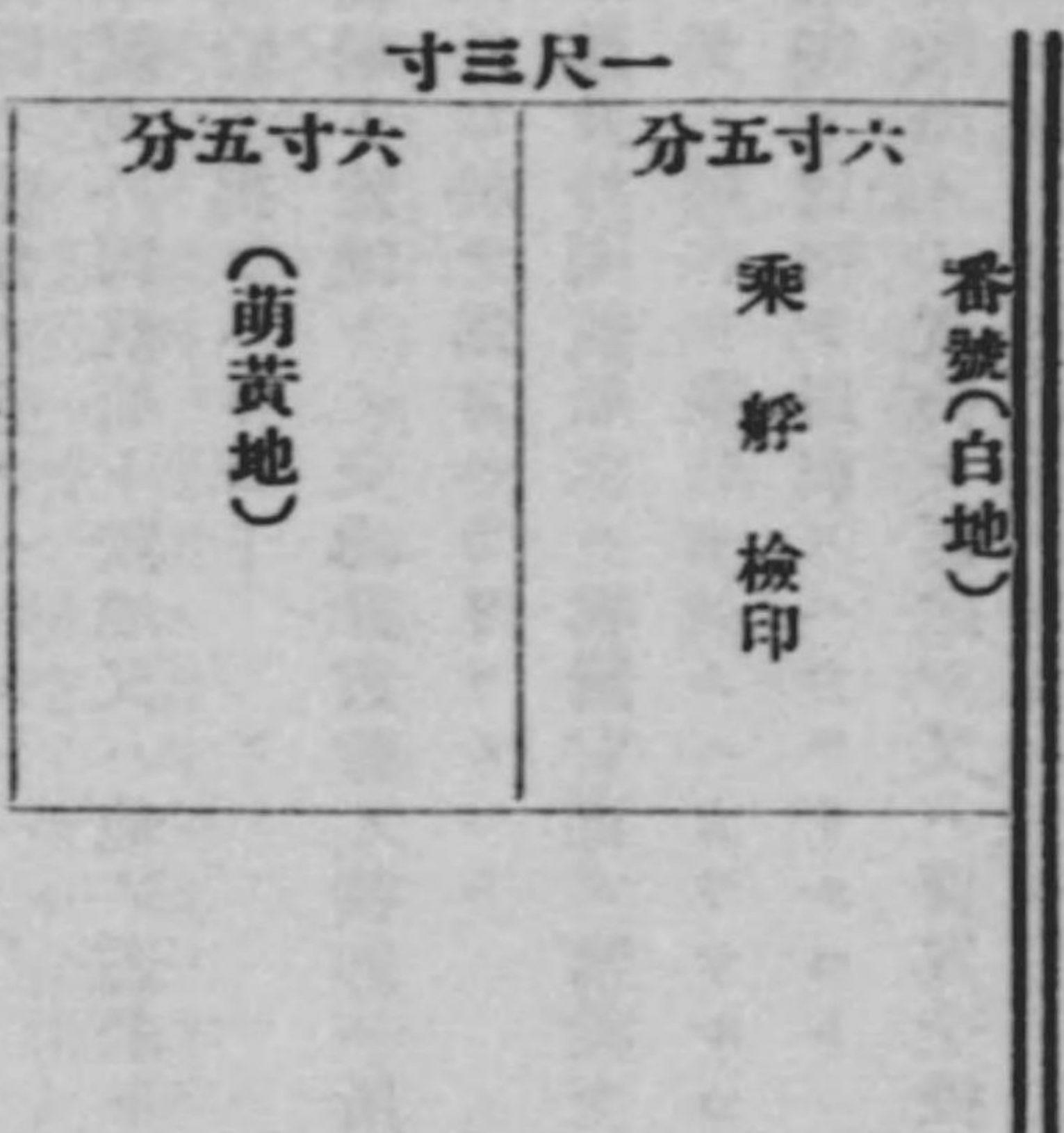
第十五條 本則ハ明治四十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 明治四十年四月廳令第十八號船小廻船及渡船營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

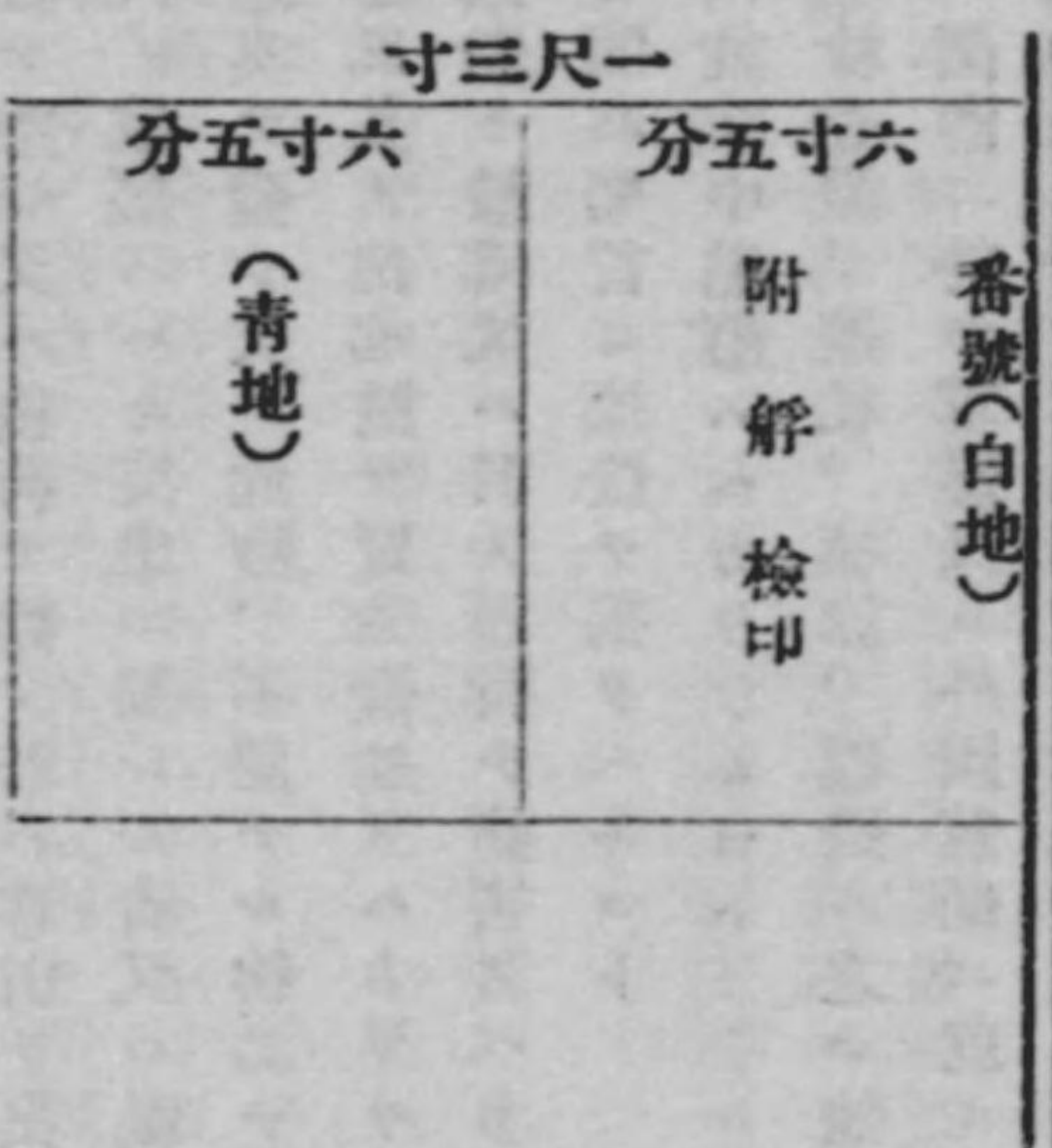
第十七條 本則施行前既ニ營業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本則ニ依リ其ノ效力ヲ妨ケラレルコトナシ

標旗ノ形式

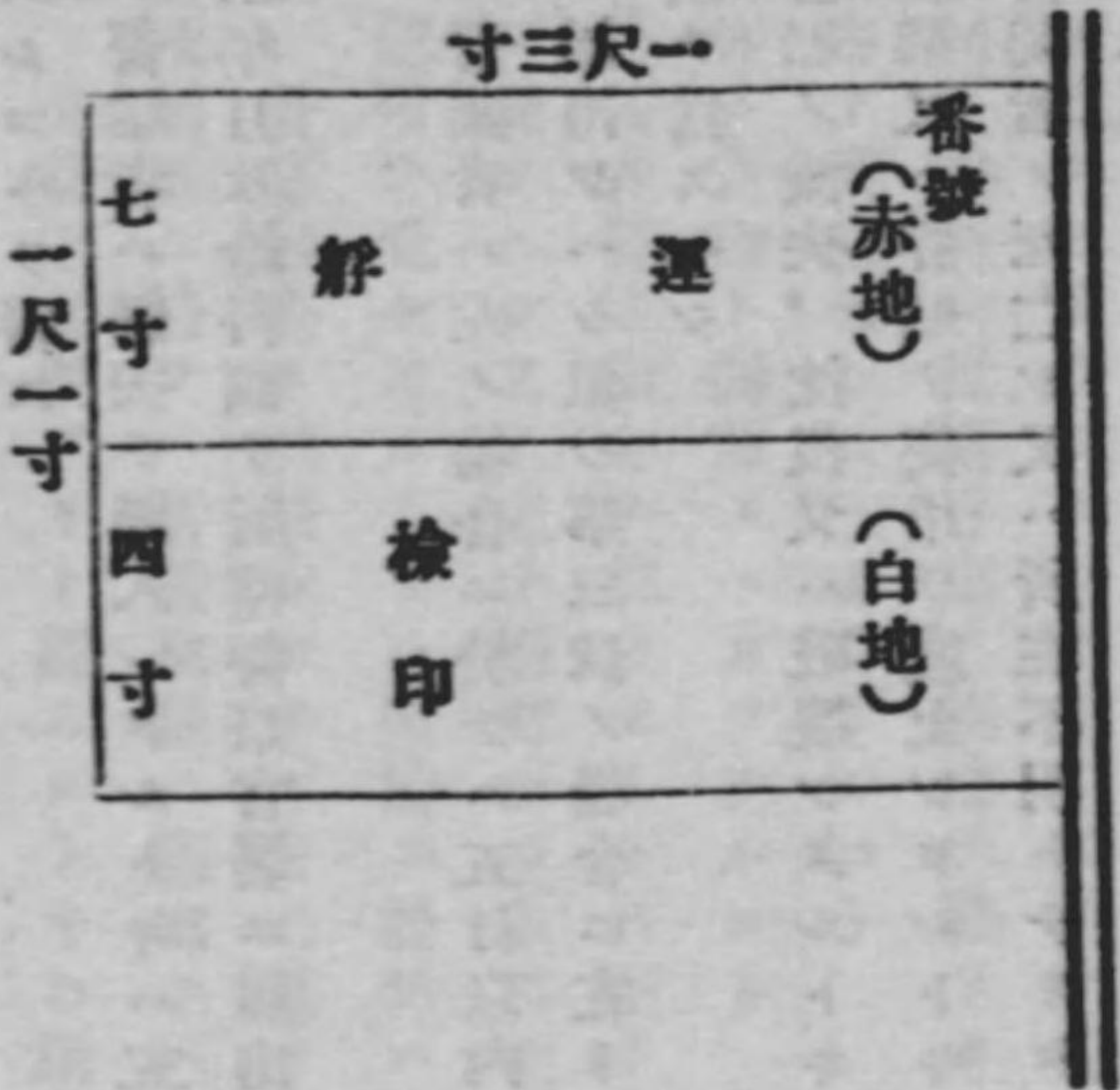
第一號



第二號



第三號



標旗形式



備考 裏面ハ黒色ニ塗り船ニ掲出スルニ適スル標旗構造スヘシ

● 船營業取締規則

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

大正八年三月六日  
樺太廳令第四號

船營業取締規則左ノ通定ム

船營業取締規則

第一條 船營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一、本籍、住所、氏名、生年月日及定款
- 二、營業ノ種類(旅客乗用船營業、附船)
- 三、船體ノ構造、乗客定員又ハ貨物積載定量
- 四、定着場及營業ノ場所
- 五、船賃定額

前項第一號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

營業者ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ營業者及營業者タラムトスル者連署ノ上所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ但シ相續又ハ遺贈ニ因ル場合ニ在リテハ連署ヲ要セス

第一項ノ許可又ハ第三項ノ認可アリタルトキ若ハ第一項第一號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ開港ニ於ケル營業者ハ所轄稅關ニ其ノ旨届出ツヘシ

第二條 營業者自ラ營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ選定シ本籍、住所、身分、氏名生年月日ヲ記シ連署ノ上所轄警察官署及開港所轄ノ稅關ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ



管理人ハ營業者ニ代リ其ノ責ニ任ス

第三條 營業者ハ營業開始前所轄警察官署ノ指定シタル期日ニ於テ船舶及

附屬具ノ検査ヲ受ケヘシ

検査ニ合格シタルモノニハ六號標形ノ検査證ヲ下附ス

第四條 營業者ハ所轄警察官署ノ定ムル所ニ依リ毎年一回船舶及其ノ附屬

具ノ検査ヲ受ケヘシ

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時検査ヲ施行スルコトヲ

得

検査ニ合格シタルトキハ検査證ニ検査ノ年月日ヲ記入シ檢印ヲ押捺ス

検査ニ合格セザルトキハ營業者ハ検査證ヲ所轄警察官署ニ返納スヘシ

第五條 營業者ハ前條ノ検査ニ合格シタル船舶ニ非サレハ之ヲ其ノ營業ニ

使用スルコトヲ得ス

第六條 營業者ハ船夫ヲ雇入レタルトキハ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏

名、生年月及給料額ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シタルトキ亦

同シ

第七條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署及開港所轄ノ

税關ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニ在リテハ相續人又ハ管理人ヨリ其

ノ手續ヲ爲スヘシ

一、船舶ノ流失、沈没又ハ破壊シタルトキ

二、廢業又ハ船舶ノ使用ヲ廢止シタルトキ

三、營業者ノ死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

前項第二號ノ届出ニハ検査證ヲ添付スルコトヲ要ス

検査證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ營業者ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ

検査證ノ再下附又ハ書換ヲ申請スヘシ

第八條 營業者及船夫ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、正當ノ事由ナクシテ乗客又ハ貨物ノ搭載若ハ出船ヲ拒ムヘカラサル

コト

二、定員又ハ積載定量以外ニ乗客、貨物ヲ搭載スヘカラサルコト但シ十

二歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ定員一人ト看做シ三歳未満ノ者ハ定員外ト

シ手荷物ハ約十六貫ヲ以テ定員一人ニ換算ス

三、貨錢表ハ船内及波止場ノ賭易キ箇所ニ之ヲ掲出スヘキコト

四、何等ノ名義ニ拘ラス定額以外ノ貨錢ヲ請求スヘカラサルコト

五、強テ乗船又ハ積荷ヲ勸誘スヘカラサルコト

六、乗客又ハ貨物ヲ粗暴ニ取扱フヘカラサルコト

七、暴風其ノ他危険ヲ冒シ出船スヘカラサルコト

八、他船ノ運航ヲ妨害シ又ハ競漕スヘカラサルコト

九、爆発物其ノ他發火シ易キ貨物ヲ運送スルトキハ赤色ノ標旗ヲ船内賭

易キ場所ニ掲出シ喫煙其ノ他火氣ヲ取扱フヘカラサルコト但シ成規ノ

標旗ヲ掲出スルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 開港ニ於テ軍艦又ハ外國貿易船ニ就キ營業スル者ハ左ノ事項ヲ遵

守スヘシ

一、船舶ノ種別ニ依リ第一號第二號又ハ第三號形式ノ標旗及第四號又ハ

第五號形式ノ標燈ヲ設備シ所轄税關ノ検査ヲ受ケ之ヲ使用スヘキコト

二、艦船ト陸地又ハ他ノ艦船トノ交通ニハ晝間ハ標旗、夜間ハ標燈ヲ掲

クヘキコト

〔白本〕

〔白本〕

三、艦船ト陸地トノ交通及貨物ノ積卸ハ所轄税關ノ指定シタル地點以外

ニ於テ爲スヘカラサルコト但シ特許ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

四、艦船ニ對スル税關官吏ノ臨檢ヲ終リタル後ニ非サレハ之ニ乗船シ又

ハ乗客ヲ乗船セシムヘカラサルコト

五、乗客ト貨物ト同載スヘカラサルコト

第十條 營業者營業組合ヲ設立セムトスルトキハ規約ヲ定メ所轄警察官署

ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十一條 營業組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ所轄警

察官署及開港ニ於テハ所轄税關ニ届出ツヘシ

第十二條 公益上必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ左ノ處分ヲ爲ス

コトヲ得

一、營業ノ停止、禁止又ハ許可ヲ取消スコト

二、管理人又ハ船夫ノ變更ヲ命スルコト

三、營業組合ノ解散又ハ組合規約若ハ役員ノ變更ヲ命スルコト

四、船賃定額ノ變更ヲ命スルコト

五、搭載荷客ノ減少及出船ヲ停止スルコト

六、著船場、定業場ニ於ケル必要ナル設備ヲ命スルコト

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、許可ヲ受ケスシテ船舶營業ヲ爲シ又ハ第一條第二號乃至第五號ノ事

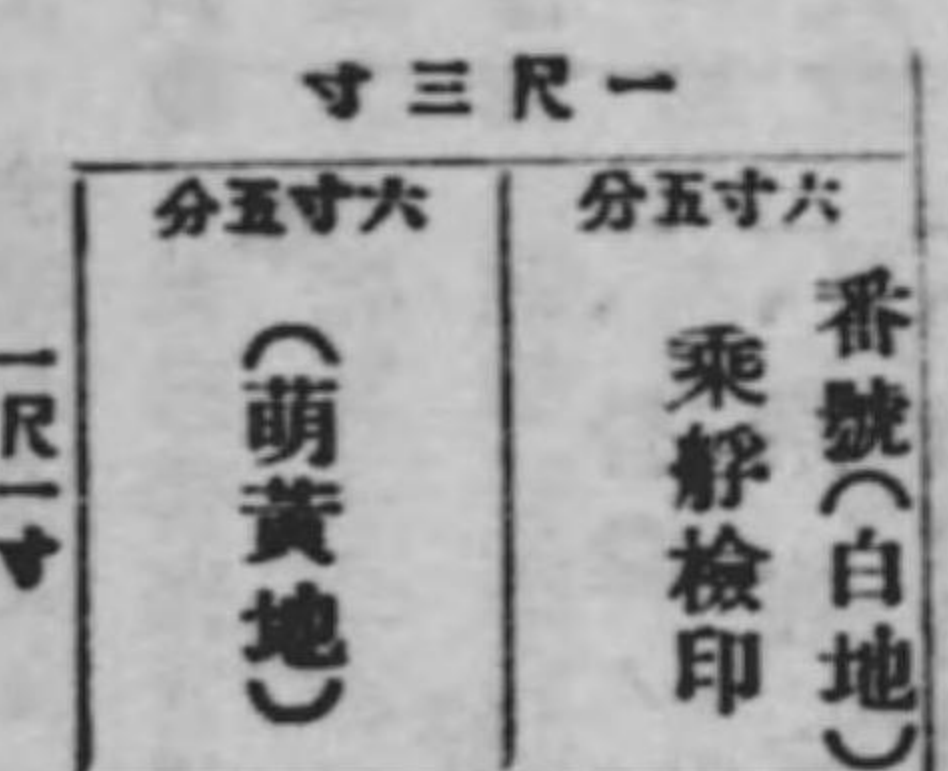
項ヲ變更シタル者

二、認可ヲ受ケスシテ營業者ヲ變更シ又ハ營業組合ヲ設置シ若ハ其ノ規

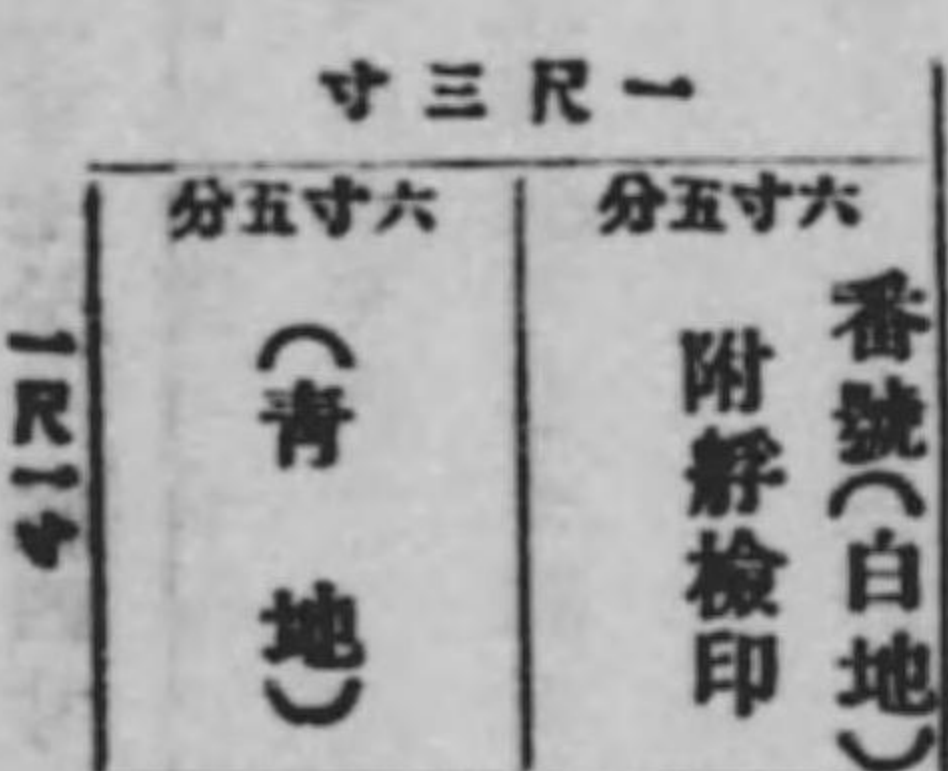
約ヲ變更シタル者

標旗ノ形式

第一號

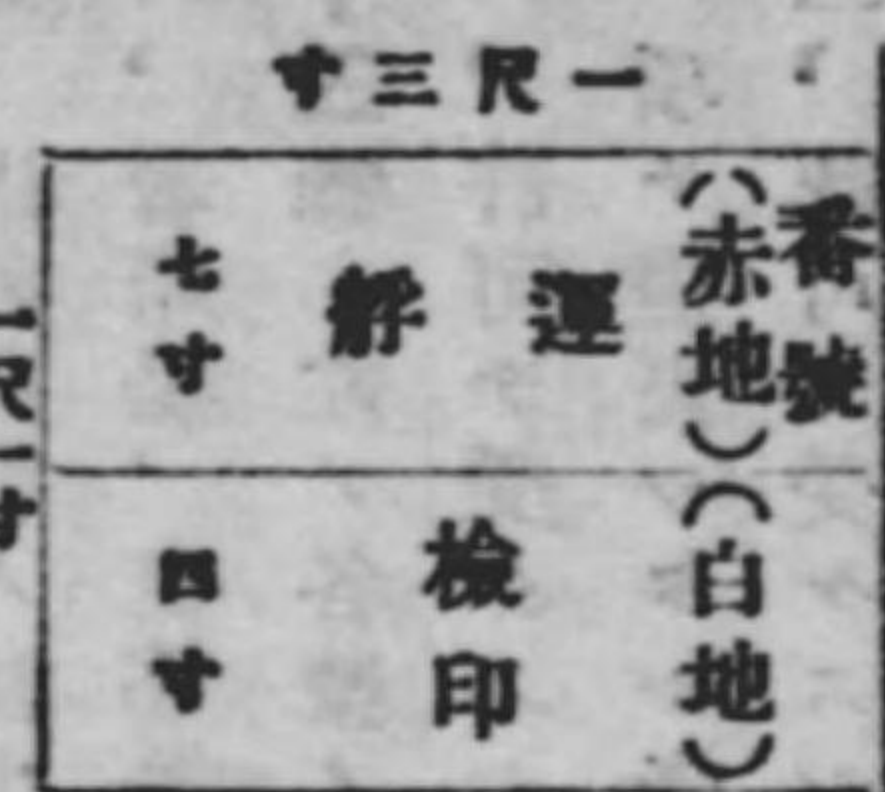


第二號





第三號



標燈形式

- 第四號乘船附船用赤線硝子縦三寸横五寸
- 紫硝子縦五寸横四寸六分
- 第五號運船用赤線硝子縦三寸横五寸
- 紫硝子縦六寸横五寸



備考 裏面ハ黑色ニ塗リ硝子掲出スルニ適スル様ニ構造スヘシ  
第六號錐形(船檢査證) 木札

横二寸七分 縦四寸

1119

第( )號 船檢査證

一、營業ノ種類  
一、乘客定員  
一、貨物積載定量

年月日

住所 營業主 氏 名

何警察(分)署

何警察(分)署

●小廻船營業取締規則

大正八年三月六日 樺太廳令第五號

- 小廻船營業取締規則左ノ通定ム
- 小廻船營業取締規則
- 第一條 小廻船營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
  - 一、本籍、住所、氏名及生年月、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地代表者ノ住所、氏名、生年月及定款
  - 二、小廻船ノ種類、船名、艘數、構造、寸法、貨物積載定量及乘客定員
  - 三、發動機船ヲ使用スル場合ニ在リテハ左ノ事項ヲ記載シタル發動機ノ

【日本】

【日本】

構造調査

- イ、發動機ノ種類「ユニオン」式「グリフィン」式單氣筒二氣筒等
- ロ、實馬力 何馬力
- ハ、氣筒ノ直徑 何時
- ニ、衝程 何時
- ホ、機關ノ重量 附屬一式共何貫
- ヘ、製作所
- ト、製作年月日及其ノ履歴
- 四、定案場、航路及寄港地
- 五、運賃定額

前項第一號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヲヘシ

營業者ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ營業者及營業者ヲラムトスル者連署ノ上所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但シ相續又ハ遺贈ニ因ル場合ニ在リテハ連署ヲ要セス

第二條 小廻船營業ニ使用スル發動機船ニハ左記各號ノ設備ヲ爲スコトヲ要ス

- 一、補助航走具ヲ備フルコト
- 二、機關室ニハ鐵板又ハ亞鉛板ヲ覆リ若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ燃燒豫防ノ裝置ヲ爲スコト
- 三、吸入瓦斯發動機ヲ据付クルモノニ在リテハ機關室ニ徑八吋以上ノ通風器ヲ設ケタルコト但シ檢査員ニ於テ之ト同等以上ノ效力アリト認めル設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 四、曲柄軸ニハ鍛合セサルモノヲ用ウルコト
- 五、進力受臺ヲ球軸ト爲ストキハ硬鋼製ノ球及受環ヲ用ウルコト
- 六、燃油槽ヲ甲板ニ設ケルトキハ特ニ堅固ニ之ヲ取付タルコト
- 第三條 營業者自ラ營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ選定シ本籍、住所、氏名、生年月ヲ記シ連署ノ上所轄警察官署ニ届出ヲヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第四條 營業者ハ營業開始前所轄警察官署ノ指定シタル期日ニ於テ小廻船及其ノ附屬具ノ檢査ヲ受クヘシ
- 檢査ニ合格シタルトキハ別記錐形ノ檢査證ヲ下附ス
- 第五條 營業者ハ所轄警察官署ノ定ムル所ニ依リ毎年一回小廻船及其ノ附屬具ノ檢査ヲ受クヘシ
- 所轄警察官署ニ於テ必要アリト認めタルトキハ臨時檢査ヲ執行スルコトヲ得
- 檢査ニ合格シタルトキハ檢査證ニ檢査ノ年月日ヲ記入シ檢印ヲ捺捺ス
- 檢査ニ合格セザルトキハ營業者ハ檢査證ヲ所轄警察官署ニ返納スヘシ
- 第六條 營業者ハ前條ノ檢査ニ合格シタル小廻船ニ非サレハ之ヲ其ノ營業ニ使用スルコトヲ得ス
- 第七條 所轄警察官署ニ於テ檢査上必要アリト認めタルトキハ發動機及附屬具ノ一部又ハ全部ノ分解ヲ命スルコトヲ得
- 第八條 所轄警察官署ハ營業者ニ對シ檢査ニ合格セサル小廻船ノ廢船改造又ハ修繕ヲ命スルコトヲ得











證明書ヲ添ヘ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケベシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ請負營業ヲ許可セズ但シ第一號及第二號ニ該當スル者ニシテ情狀ニ依リ支障ナシト認めタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

一 請負ニ關シ本令ノ規定ニ依リ營業ノ停止又ハ許可ノ取消處分ヲ受ケタル者

二 勞務者使用取締規則ニ違反シ處罰ヲ受ケタル者

三 他人ニ名義ヲ貸スノ虞アル者

四 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ス虞アル者

五 其ノ他適當ナラズト認めタル者

法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ業務執行ノ任ニ在ル者ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル場合亦前項ニ同シ

第四條 請負營業者自ラ營業ヲ管理セザルトキハ管理人ヲ選任シ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シ履歷書ヲ添ヘ連署ヲ以テ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ管理人ヲ解任又ハ變更シタルトキ亦同シ

樺太廳長官ハ前項ノ管理人其ノ職務ヲ行フニツキ不適當ト認めタルトキハ營業者ニ對シ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 請負營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ業務執行ノ任ニ在ル者ニシテ本令第三條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ亦同シ

一 一年以上開業セス又ハ一年以上本島内ニ於テ請負ヲ爲シタル事實ナキトキ

二 六月以上行衛不明トナリタルトキ

三 本令ノ規定若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

四 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリタルトキ

五 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スノ事實アリタルトキ

六 故ナク業務上ニ基因スル傷病者ノ治療又ハ扶助ヲ怠ルノ事實アリタルトキ

七 使用人ノ通信若ハ面接ノ自由ヲ妨ケ又ハ酷使若クハ虐待スルノ事實アリタルトキ

八 使用人ノ意ニ反シテ強ヒテ雇傭契約ノ變更又ハ期間ノ更新ヲ爲シタル事實アルトキ

九 使用人ニ對シ故ナク雇傭契約ニ反スル行爲アリタルトキ

十 故ナク賃金ノ支拂ヲ怠ルノ事實アルトキ

十一 名義ノ如何ニ拘ラズ請負營業許可ナキ者ニ下請負ヲ爲サシメタルトキ

十二 下請負者第三號又ハ第六號乃至第十號ノ一ニ該當シタルトキ

十三 許可種目以外ノ請負ヲ爲シタルトキ

十四 其ノ他不正行爲アリ又ハ資力喪失シ營業者トシテ不適當ト認めタルトキ

第六條 請負營業者許可證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ナキ毀損ノ場合ニ在リテハ其ノ許可證ヲ添ヘ五日以内ニ樺太廳長官ニ其ノ再下附テ願出ツベシ  
前項ノ願出ヲ爲シタルノ中亡失シタル許可證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ

第六條ノ二 請負營業者廢業シタルトキ又ハ本令第五條ニ依リ許可ノ取消處分若ハ營業停止處分ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ許可證ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ樺太廳長官ハ許可證ノ裏面ニ處分ノ要旨ヲ記載シ停止ノ期間満了シタルトキ之ヲ還付ス

第六條ノ三 請負營業者死亡シタルトキハ戶主、相續人又ハ同居ノ家族ヨリ十日以内ニ許可證ヲ樺太廳長官ニ返納スベシ

第七條 營業者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキハ戶主、家族、從業者又ハ法人解散シタルトキハ精算人ヨリ十日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第八條 本令ニ依ル願届ニハ未成年者及禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ在リテハ法定代理人保佐人又ハ夫ノ同意書若ハ許可書ノ添付ヲ要ス但シ連署ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ニ依ル同意者又ハ許可者ニ異動アリタルトキハ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第九條 請負營業者ハ第二號様式ニ依リ請負臺帳ヲ作製シ使用前所轄警察署ノ檢印ヲ受ケ之ヲ營業所ニ備ヘ付テ請負契約ヲ爲シタル都度所定ノ事項ヲ明記スヘシ

記載事項ニ異動アリタルトキ亦前項ニ同シ

第十條 請負營業者ハ所轄警察署ニ於テ前條ノ帳簿ノ提出ヲ命シ若ハ警察官吏ニ於テ其ノ提示ヲ命シタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 請負臺帳ハ書損等アルモ其ノ紙葉ヲ破毀又ハ採取ルコトヲ得

第十六條 請負營業者ハ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於ケル營業者ノ三分ノ二

四 故ナク工事又ハ作業ヲ遅延セシメ以テ相手方ヨリ財産上利益ヲ取得シ又ハ之カ供與ノ申込ミヲ爲スコト

二 限ニ入札場ノ附近ヲ徘徊シ又ハ他人ヲシテ徘徊セシムルコト

三 請負入札ニ付競争入札者間ニ於テ其ノ事業又ハ利益ノ分配金品ヲ要請シ又ハ他人ヲシテ要請セシメ若ハ其ノ授受ヲ約シ又ハ授受ヲ行フコト

第十五條 請負營業者ハ左ノ各號ニ該當スル行爲ヲ爲スヘカラス

一 相手方ノ意思ニ反シテ工事ノ請負ヲ要請シ若ハ他人ヲシテ要請セシムルコト

第十四條 所轄警察署長ハ請負營業者ニ對シ取締上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 所轄警察署長ハ使用人ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊シ若ハ勞務ニ堪ヘスト認めタルトキハ其ノ從業ヲ禁止シ又ハ請負營業者ニ對シ其ノ使用人ノ解雇ヲ命スルコトヲ得



以上ノ同意ヲ得テ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケ組合ヲ設ケルコトヲ得  
前項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ地區内ノ營業者ノ總數及同意ヲ得  
タル營業者ノ住所氏名ヲ記シ且ツ組合規約ノ寫ヲ添ヘ其ノ代表者ヨリ樺  
太廳長官ニ願出ツヘシ

第十七條 組合ヲ設ケタル地區ノ營業者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ土地  
ノ情況其ノ他特別ノ事由ニ因リ樺太廳長官ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ  
在ラズ

第十八條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 組合ノ地區及名稱並事務所ノ所在地
- 二 組合ノ入退者ニ關スル事項
- 三 役員ノ選舉及任期並權限ニ關スル事項
- 四 會議ニ關スル事項
- 五 組合經費ニ關スル事項
- 六 違約者ニ關スル事項

第十九條 組合ニ於テ規約ヲ變更セムトスルトキハ組合代表者ヨリ樺太廳  
長官ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ

第二十條 組合代表者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ樺太廳  
長官ニ届出ツヘシ

- 一 入退者アリタルトキハ其ノ住所氏名
- 二 役員ヲ選舉シ又ハ改選シタルトキハ其ノ役員ノ住所氏名
- 三 違約者ヲ處分シタルトキハ其ノ違約者ノ住所、氏名及其ノ事由並處  
分ノ内容
- 四 解散シタルトキハ其ノ年月日及事由

附則

第二十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 本令施行ノ際現ニ請負營業ヲ爲ス者ニシテ仍ホ引續キ其ノ營  
業ヲ爲サムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ五十日以内ニ本令第二條ニ依リ  
許可ヲ受ケヘシ

若シ許可ヲ受ケサルトキハ滿期日ニ於テ廢業シタルモノト看做ス

第二十八條 本令施行ノ際現ニ存スル請負營業者ノ組合ハ本令施行ノ日ヨ  
リ二月以内ニ本令第十六條ニ依リ許可ヲ受ケヘシ

若シ許可ヲ受ケサルトキハ滿期日ニ於テ解散シタルモノト看做ス

附則 (昭和九年樺太廳令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ岩石土砂礫ノ採取又ハ勞務者供給ノ請負營業ヲ爲ス者ニ  
シテ仍引續キ其ノ營業ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ五十日以内ニ  
本令第二條ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケヘシ

本令施行ノ際現ニ請負營業許可證ヲ所持スル者ハ其ノ許可證ヲ添ヘ本令施  
行ノ日ヨリ三十日以内ニ第一號様式ニ依リ許可證ノ書換再下附ヲ樺太廳長  
官ニ申請スベシ

前項ノ書換再下附ヲ申請セザルトキハ廢業シタルモノト看做ス

(別紙)

第二十一條 公益上必要アリト認ムルトキハ樺太廳長官ハ組合ノ解散規約  
ノ變更又ハ役員ノ改選其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條第一項若ハ第五項ノ許可ヲ受ケス又ハ第五條ニ依リ停止處分  
ヲ受ケタル者ニシテ其ノ期間中請負營業ヲ爲シタルトキ

二 第二條第三項、第四條第一項、第六條、第六條ノ二、第七條、第八  
條第二項、第九條乃至第十二條及第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條  
第二項、第十三條、第十四條及第二十一條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シ  
タルトキ

三 第九條ノ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

第二十三條 請負營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之  
ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル  
未成年者ハ此ノ限リニ在ラス

第二十四條 請負營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者  
ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルト  
キハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十五條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ法人  
ノ事務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ニ於テ  
ハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第二十五條ノ二 本令中樺太廳長官ニ提出スベキ許可證及願届書類ハ願届  
人ノ主タル營業所又ハ事務所所轄警察署ヲ經由スベシ

(輯三七)

第一號様式(用紙鳥ノ子)

縦十二程

(輯三七)

第 號	請負營業許可證
契 印	昭和 年 月 日
商號又ハ屋號	樺 太
營業ノ種目	廳 印
營業者ノ本籍、 住所、氏名、生 年月日	
主タル營業所又 ハ事務所所在地	

横 十 四 程



許 可 條 件	處 分 要 旨

(第二號様式) 請負臺帳(用紙美濃紙)

請負契約年月日	相手方ノ住所 職業者氏名	請負作業地 名番地	請負種類 其ノ大要	請負契約金額	作業着手年月日	竣功又ハ終了期限	引渡年月日	請負契約ノ概要	追加契約又ハ契約 變更事項	備考

記載例  
一 引渡年月日欄ハ現實ニ工事ヲ引渡シタル時ニ記入スルモノトス  
二 請負契約ノ概要欄ハ保證金又ハ工事若ハ作業中災害ニ關スル事項工

事引渡後ノ保證條件等當事者間ニ於テ契約シタル事項ノ概要ヲ記載ス  
ヘシ  
三 備考欄ニハ請負ノ目的物ノ一部又ハ全部ヲ下請負ニ渡シタルトキ其  
ノ他該當欄ニ於テ記入シ盡ササル事項ヲ全部記載スルモノトス

### ●湯屋營業取締規則

明治四十年四月一日  
神太廳令第二十二號

改正 明治四十四年第一〇號  
大正七年第三五號、一二年第三五號  
昭和十三年第一七號

#### 湯屋營業取締規則

第一條 湯屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ浴場ノ構造仕様書及

圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一 本籍、住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 地、代表者ノ住所、氏名、生年月日及定款
- 營業ノ場所
- 湯ノ種類(白湯、鹹湯、蒸湯、藥湯ノ別)但シ鑛泉ヲ用ユルモノニ在  
リテハ其ノ分析成績書寫又藥品ヲ用ユルモノニ在リテハ藥品名及用  
法ヲ詳記スルコト
- 浴場新築ノ場合ハ其ノ落成期日
- 入浴料
- 第二條 浴場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
  - 一 浴場ノ出入口ハ男女ヲ異ニスルコト
  - 二 脱衣場洗場及浴槽ハ男女ヲ異ニシ他ヨリ見透ササル様裝置ヲ爲スコ  
ト
  - 三 使用シタル湯水ハ屋外ノ下水ニ流下スル様裝置ヲ爲スコト
  - 四 浴槽ハ木造、石造又ハ煉瓦造ト爲シ爐竈又ハ汽管ヲ露出セシメサル  
コト
  - 五 適當ノ湯氣口ヲ設グルコト但シ蒸湯ニ付テハ本號ノ規定ヲ適用セス
  - 六 洗場ハ板又ハ石、煉瓦、陶器ノ類ヲ敷キ又ハ漆喰叩キト爲シ適當ノ  
勾配ヲ附シ且板敷ノ下又ハ石煉瓦陶器類ノ間隙ハ總テ漆喰叩キト爲  
スコト
  - 七 煙筒ハ可燃質物ニ接セス屋上ニ、四米以上突出セシメ轉倒ノ虞ナカ  
ラシムルコト
  - 八 火消所及灰置所ハ地盤ヲ穿チテ之ヲ設ケ其ノ蓋ハ可燃質物ヲ用ユル  
コト
  - 九 燃料置場ハ竈口ヨリ五、四米以上ノ距離ヲ保タシムルコト



- 十 洗場ト脱衣場トノ境界ニハ硝子障子ヲ設ケルコト
- 十一 浴客ノ衣類下足及携帶品ノ容器ヲ備フルコト
- 十二 洗場ニハ淨水溜及汚湯溜ヲ設ケルコト
- 第十三條 浴場ノ構造及設備完成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受ケヘシ其ノ合格シタル後ニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十四條 左ノ場合ニ於テ第一條ノ規定ニ準シ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
  - 一 營業ノ場所又ハ浴場ノ構造ヲ變更シ若ハ改築、増築ヲ爲サムトスルトキ
  - 二 湯ノ種類ヲ變更セムトスルトキ
  - 三 藥湯ニ用ユル藥品ノ種類ヲ變更セムトスルトキ
  - 四 入浴料ヲ變更セントスルトキ
- 前項第一號ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス
- 第十五條 削除
- 第十六條 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ定メ連署ヲ以テ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第十七條 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ家族又ハ同居人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ
  - 一 營業者若ハ管理人ノ本籍、住所又ハ氏名ニ異動ヲ生シタルトキ
  - 二 引續キ十日以上休業スルトキ
  - 三 廢業又ハ死亡シタルトキ
- 第十八條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 第十二條 湯屋營業組合ヲ設ケムトスル者ハ規約ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第十三條 組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ届出ヘシ
- 第十四條 營業者又ハ其ノ組合ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
  - 一 營業ノ停止又ハ禁止ヲ命ジ若ハ許可ヲ取消スコト
  - 二 浴場ノ構造又ハ設備ノ變更ヲ命スルコト
  - 三 入浴料又ハ管理人ノ變更ヲ命スルコト
  - 四 組合規約ノ變更又ハ其ノ解散ヲ命スルコト
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 許可ヲ受ケスシテ湯屋營業ヲ爲シタル者
  - 二 許可ヲ受ケスシテ湯屋營業組合ヲ設置シ又ハ其ノ規約ヲ變更シタル者
  - 三 第二條、第三條、第四條、第六條、第八條、第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者
  - 四 第十四條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者
- 第十五條ノ二 第七條、第九條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第十六條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十六條ノ二 營業者ノ代表者屬人其ノ他ノ者ニシテ本令ノ規定又ハ本令ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス

- 一 日出前、午後十二時後營業ヲ爲スヘカラサルコト又烈風ノ際ハ焚火ヲ停止スルコト
- 二 煙筒ハ毎週一回以上掃除スヘキコト
- 三 浴場ニハ適當香人ヲ置キ浴客ノ出入及衣類携帶品等ノ看守ヲ爲サシムヘキコト
- 四 浴場ハ毎日新ニシ浴槽、洗場、脱衣場等ハ常ニ清潔ニ掃除スヘキコト
- 五 浴客ノ遺留品又ハ取換品アルトキハ浴場内見易キ箇所ニ揭示シ五日以内ニ所有主知レサルトキハ現品ヲ添ヘ警察官署ニ届出ヘキコト
- 六 浴客ノ衣類、下足又ハ携帶品盜難ニ罹リ若ハ紛失シタルトキハ速ニ警察官署ニ届出ヘキコト
- 第九條 浴場内見易キ箇所ニ左ノ事項ヲ揭示スヘシ
  - 一 入浴料ノ定額
  - 二 第十條及第十一條ノ事項
- 第十條 營業者ハ浴客ヲシテ左ノ行爲ヲ爲サシメサル様般ニ注意スヘシ
  - 一 十二歳以上ノ男女混浴スルコト
  - 二 入浴中放歌、喧嘩又ハ猥褻ノ行爲ヲ爲スコト
  - 三 浴槽内ニ於テ石鹼、洗粉其ノ他湯ヲ汚濁スヘキ洗料ヲ使用スルコト
  - 四 前各號ノ外他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スコト
- 第十一條 營業者ハ左ニ記載シタル者ノ入浴ヲ拒絶スヘシ
  - 一 保護者ノ附添ハサル五歳未満ノ幼者、老弱者及瘋癲者
  - 二 癩病、疥癬病及梅毒患者等ニシテ著シク外部ニ顯ハレタル者但シ藥湯ニシテ其ノ種類ノ病者ニノミ入浴セシムルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則

- 第十七條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス
- 第十八條 本則施行前ニ於テ許可ヲ受ケ湯屋營業ヲ爲シ向之ヲ繼續スル者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

●料理屋及飲食店營業取締規則

明治四十年四月一日  
樺太廳令第十四號

- 大正七年第一六號、一二年第三四號  
昭和三年第一號、一三年第一六號
- 料理屋及飲食店營業取締規則
- 第一條 料理屋又ハ飲食店營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケヘシ
  - 一 本籍、住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ住所、氏名、生年月日及定款
  - 二 營業ノ場所
  - 三 營業用建物ノ構造仕樣書、坪數及間取ノ圖面
  - 四 新築ニ係ルトキハ落成期日
- 第二條 營業ノ場所ヲ變更シ若ハ營業用建物ヲ増減變更セムトスルトキハ前條ノ規定ニ準シ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第三條 營業用建物ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受ケヘシ其ノ合格シタル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第四條 營業者ニシテ自ラ營業ヲ管理セサルトキハ管理人ヲ定メ連署ニテ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ



管理人ハ營業者ニ代リ其ノ責ニ任ス

第五條 營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡又ハ所在不明トナリタル場合ニ於テハ家族又ハ同居人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 第一條第一號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 廢業若ハ死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

第六條 營業者ニシテ使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ヅベシ其ノ解雇、死亡又ハ所在不明トナリタルトキ亦同シ

第七條 營業者ハ傳染性疾患ニ罹レル者ヲシテ飲食物若ハ容器ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ其ノ取扱ヲ爲スヘキ場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス

第八條 所轄警察官署ニ於テ風俗又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ營業者ニ對シ左ノ事項ヲ命スルコトヲ得

一 從業者ノ健康診斷書ノ提出

二 使用人ノ解雇

第九條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 通行人ニ對シ遊興ヲ勸誘スヘカラサルコト

二 夜間十二時以後歌舞音曲其ノ他喧嘩ニ渉ル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラサルコト

三 客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ故ナク之ヲ隱蔽シ又ハ其ノ執次ヲ拒ムヘカラサルコト

四 客ニ供スル飲食器具及家屋ノ内外ハ常に清潔ナラシムヘキコト

五 飲食店營業者ハ藝妓及酌婦ヲ雇入レ又ハ招致スヘカラサルコト

六 遊興費又ハ飲食費ノ代價トシテ客ノ所持品ヲ價置シ又ハ之ヲ買取リ若ハ賣却質入交換等ノ周旋ヲ爲スヘカラサルコト但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 營業組合ヲ設ケムトスル者ハ規約ヲ添へ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十一條 組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十二條 營業者又ハ其ノ組合ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 營業ノ停止又ハ禁止ヲ命シ若ハ其ノ認可ヲ取消スコト

二 組合ノ解散又ハ其ノ規約ノ變更ヲ命スルコト

三 管理人ノ變更ヲ命スルコト

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ料理屋又ハ飲食店營業ヲ爲シタル者

二 認可ヲ受ケスシテ營業ノ場所ヲ變更シ又ハ營業用建物ヲ増減變更シタル者

三 認可ヲ受ケスシテ料理屋又ハ飲食店組合若ハ料理屋及飲食店組合ヲ設置シ又ハ其ノ規約ヲ變更シタル者

四 第三條、第四條第一項、第七條又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者

五 第八條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者

第十三條ノ二 第五條、第六條、第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十四條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二 營業者ノ代表者又ハ雇人其ノ他ノ從業者營業者ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス

附則

第十五條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十六條 本則施行以前ニ於テ許可ヲ受ケ料理屋又ハ飲食店營業ヲ爲シ向之ヲ繼續セムトスル者ハ本則施行ノ日ヨリ十五日以内ニ本則ニ依リ許可ヲ受ケヘシ

●特殊飲食店營業取締規則

昭和十年八月二十日  
樺太廳令第二十二號

特殊飲食店營業取締規則左ノ通定ム

特殊飲食店營業取締規則

第一章 通則

第一條 本令ニ於テ特殊飲食店ト稱スルハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハズ洋風ノ設備ヲ爲シ飲食物ヲ供シ女給ヲシテ客席ニ侍シ接待ヲ爲サシムルヲ業トスルモノヲ謂フ

洋風ノ設備ヲ有セザルモノト雖モ其ノ業態ニ依リ特殊ノ取締ヲ必要ト認ムルトキハ本令ノ規定ヲ適用スルコトアルベシ

第二條 本令ニ於テ女給ト稱スルハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハズ特殊飲食店

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

(前條第二項ノ場合ヲ含ム)ニ於テ客席ニ侍シテ接待ヲ爲ス婦女ヲ謂フ但シ早ニ飲食物ノ運搬ヲ爲ス等一時ノ接待ヲ爲ス者ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 本令ニ依リ願届人ニシテ未成年者ナルトキハ法定代理人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ連署ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載スベシ

前項ノ法定代理人又ハ夫ノ氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ營業所在地所轄警察署長(以下單ニ所轄警察署長ト稱ス)ニ届出ヅベシ

第二章 營業ノ許可、取消及停止

第四條 特殊飲食店營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ戶籍謄本ヲ添へ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ第三號乃至第七號ノ事項ヲ變更シ又ハ營業用建物ノ新築、改築、増築、修繕若ハ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ但シ此ノ場合ニ在リテハ出願ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、職業、氏名、生年月日及定款ノ寫)

二 商號又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

三 營業所ノ地番

四 女給ノ員數(住込又ハ通勤ノ別)

五 營業用建物ノ構造仕様書、間取ノ平面圖(位置及寸法ヲ示シタルモノ)及其ノ面積

六 店頭裝飾ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ設計圖(着色シタルモノ)

七 工事落成期日

八 營業用建物又ハ營業用建物敷地ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ所有



二 養ノ承諾書

第五條 營業用建物ノ新築、改築、増築、修繕又變更ノ工事落成シタルトキハ所轄警察署長ニ届出検査ヲ受ケルベシ  
前項ノ検査ヲ受ケ合格シタル後ニ非ザレバ之ヲ營業用ニ使用スルコトヲ得ズ

第六條 特殊飲食店營業者ハ同一家屋内又ハ同一敷地内ト認メラル場所ニ於テ左ノ營業ヲ爲シ又ハ爲サシムルコトヲ得ズ但シ特殊ノ構造設備ヲ有スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

一 湯屋營業、遊技場營業

二 貸座敷營業、料理屋又ハ飲食店營業

三 周旋營業、宿屋營業

第七條 營業ヲ讓受ケ又ハ相續セントスル者ハ讓渡人又ハ被相續人ト連署シ(連署スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ)戶籍簿本ヲ添へ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケルベシ  
前項ノ讓受ケノ場合ニ於テハ其ノ願書ニ讓渡契約書寫及讓受代金明細書ヲ添附スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ  
一 許可ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ開業セズ又ハ引續キ六月以上休業シタルトキ

二 營業者所在不明九十日以上ニ及ビタルトキ

三 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認メタルトキ

四 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

十一 客室ニ通ズル出入口ハ幅員内法一、八二米以上トスルコト

十二 客室ノ照明ハ四平方米ニ付十燭光以上ト爲スコト

十三 營業用建物ニハ其ノ内外ヲ間ハズ明滅、遮障又ハ移動式照明又ハ廣告ヲ設ケザルコト

十四 俗態奇異ナル色彩又ハ裝飾ヲ施サザルコト

十五 女給其ノ他ノ使用人ノ部屋ハ七、四平方米以上ニシテ一人ニ付有效面積二、七五平方米以上トシ換氣及採光ヲ充分ナラシメ客席ヨリ自由ニ出入シ難キ場所ニ設ケルコト但レ九、九平方米未満ノ部屋ニ在リテハ一人ニ付有效面積三、三平方米以上トスルコト

十六 二階又ハ屋階ニ女給其ノ他ノ使用人ノ部屋ヲ設ケルモノニ在リテハ幅員内法〇、七五米以上ニシテ裏被覆リ手摺附屬上〇、二四米以下踏面〇、二七米以上ノ階段一箇以上ヲ適當ノ場所ニ設ケルコト

十七 客用ノ浴場ヲ設ケザルコト

十八 井戸ハ汚水、汚物、塵埃溜、便所等ヨリ適當ノ距離ヲ保チ其ノ周圍ハ不透透質物ヲ以テ築造スルコト

十九 料理場ハ汚水、汚物、塵埃溜、便所等ヨリ適當ノ距離ヲ保チ換氣及採光ヲ充分ナラシメ且防塵及防蟻ノ設備ヲ完全ニシ地盤ハ不透透質物ヲ以テ構造スルコト

二十 流場ニハ下水溝ヲ設ケ完全ニ汚水ヲ排滌セシムル構造トスルコト

二十一 客用ノ便所ヲ設ケルコト

二十二 便所ハ防臭裝置ヲ完全ニシ便器及其ノ周圍ハ不透透質物ヲ以テ築造スルコト

二十三 便所ニハ精淨ナル手洗水容器ヲ備フルコト

五 其ノ他公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認メタルトキ  
第三章 構造設備

第九條 營業用建物ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルベシ

一 外觀異様ニシテ刺戟的又ハ挑發的ナラザルコト

二 客室ハ採光及換氣ヲ充分ナラシムル構造ト爲スコト

三 客席ハ道路其ノ他公衆ノ自由ニ通行シ得ル場所ヨリ直接見透シ得ザル構造スルコト

四 階數又ハ樓ヲ別ニスル場合ト雖モ同一構内ニ於テ洋風、和風ノ客室ヲ共ニ設ケザルコト

五 客室ハ同一階ニ於テ二室以上設ケザルコト但シ各室ノ有效面積四〇平方米以上ナルトキ又ハ其ノ構造ニシテ風俗上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 風俗ヲ紊ルノ虞アル別室又ハ隔壁ヲ設ケザルコト

七 客室ニ於ケル隔壁又ハ遮障ナルベキ設備其ノ他之ニ類似ノ裝飾等ハ其ノ高サ床面ヨリ一、二米以下トスルコト

八 舞踏場又ハ舞臺ヲ設ケザルコト

九 二階以上ニ客席ヲ設ケルモノニ在リテハ各層毎ニ幅員内法一、二米以上ニシテ裏被覆リ手摺附ノ階段二箇以上ヲ設ケ其ノ中主要階段ハ道路ニ面スル出入口ニ近接セシムルコト但シ客席ノ有效面積八〇平方米以上ナルトキハ主要階段ノ幅員内法一、六五米以上トスルコト

十 前號階段ノ構造ハ階上〇、二、三米以下踏面〇、三米以上トシ高サ四、五、四米ヲ超ユルモノニ在リテハ高サ四、五、四米以内毎ニ踊場ヲ設ケルコト但シ避難階段其ノ他特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十四 各階及火氣使用場ニハ消火設備ヲ爲スコト

第十條 營業用建物ノ構造、設備又ハ裝飾ニシテ前條ノ規定ニ適合セズ又ハ公安風俗衛生其ノ他美觀保持上支障アリト認メ若ハ認ムルニ至リタルトキハ所轄警察署長ハ其ノ改築、修繕又ハ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四章 遵守事項

第十一條 營業者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 調理器及飲食器具ハ隨時其ノ消毒ヲ行フコト

二 營業用建物ノ内外ハ常に清潔ヲ保持スルコト

三 傳染性疾患アル者ヲシテ飲食物ノ調理若ハ運搬ヲ爲サシメ又ハ客ニ接セシメザルコト

四 營業所ノ出入口ノ扉ハ開放セザルコト但シ内部ヲ見透シ得ザル衝立其ノ他ノ設備アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

五 店頭、街路等ニ於テ客ノ誘引ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

六 擴音器及附近ニ迷惑ヲ及ボスベキ高音ノ樂器ヲ使用シ又ハ喧噪ニ涉リ若ハ卑猥ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

七 營業用建物内ニ於テ舞踏、演藝、活動寫眞觀物ノ類ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

八 飲食物ノ料金其ノ他客ヨリ徴收スベキ一切ノ品目ノ料金を卓上其ノ他客ノ見易キ箇所ニ表示シ置クコト

九 食券、會券、招待券等ノ押賣ヲ爲シ又ハ客ノ求メナキ飲食物ヲ提供シ若ハ前號ニ依リ表示シタル以外ノ金品ノ請求ヲ爲シ又ハ爲サシメザルコト

十 營業用建物内ニ客ヲ宿泊セシメザルコト



- 十一 客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ故ナク其ノ取次ヲ拒ミ又ハ之ヲ阻  
斷セザルコト
- 十二 藝妓、酌婦又ハ娼妓ヲ招致セザルコト
- 十三 女給ノ定員ハ客席ノ有效面積五平方米ニ付一人以内ノ割合ヨリ超  
過セザルコト
- 十四 女給其ノ他ノ使用人ニ對シ置ニ通信、面接、文書ノ閱覽其ノ他ノ  
自由ヲ妨害シ又ハ不當苛酷ノ取扱ヲ爲サザルコト
- 十五 女給ヲシテ店頭又ハ街路ニ佇立若ハ徘徊セシメ又ハ通行人ノ見易  
キ場所ニ集合セシメザルコト
- 十六 女給ヲシテ客ト同伴外出セシメザルコト
- 十七 女給ヨリ出錢其ノ他名義ノ如何ヲ問ハズ雇傭契約ニ定メアルモノ  
ノ外金品ヲ徵收セザルコト
- 十八 女給ニ對シ物品ノ購買ヲ強制セザルコト
- 十九 異様ノ服裝ヲ爲サシメ又ハ女給ノ負擔ニテ特殊ノ容裝ヲ爲サシメ  
ザルコト
- 二十 女給其ノ他ノ使用人ニ對シ其ノ過失ニ因リ破損シタル器具ノ辨償  
ヲ爲サシメザルコト
- 二十一 女給ノ花代其ノ他之ニ類スルモノヲ客ヨリ徵收セザルコト
- 二十二 女給ニ對シ客ノ支拂フベキ飲食物代ヲ代辨セシメザルコト
- 二十三 女給ニ非ザル者ヲシテ客席ニ侍セシメザルコト
- 二十四 女給其ノ他ノ使用人疾病ニ罹リタルトキハ速ニ醫師ノ治療ヲ受  
ケシムルコト
- 二十五 女給其ノ他ノ使用人ニ對シ毎月一回以上ノ休日ヲ與フルコト

- 二十六 制服ノ學生、生徒及兒童ヲシテ遊興セシメザルコト
- 二十七 前各號ノ外公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメ  
ザルコト
- 第二十二條 營業者飲食物ノ代價又ハ其ノ代金ノ擔保トシテ客ノ所持品ヲ領  
置シ又ハ之ヲ買取り若ハ賣却、質入、交換等ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ズ但  
シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十三條 營業時間ハ日出ヨリ午後十二時迄トス但シ土地ノ狀況又ハ特殊  
ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十四條 營業者其ノ家族、同居者ヲ從業セシメントスルトキ又ハ女給其  
ノ他ノ使用人ヲ雇入レントスルトキハ其ノ本籍、住所氏名(別名又ハ從  
業名アル者ハ之ヲ併記スルコト)、生年月日、前住所及前職業ヲ具シ傳染  
性疾患ナキコトヲ證スル醫師ノ診斷書及雇傭契約書アル者ハ其ノ寫ヲ添  
へ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ其ノ解雇、從業ノ廢止、死亡又ハ所在  
不明トナリタルトキハ三日以内ニ其ノ事由ヲ具シ届出ヅベシ
- 營業者女給、使用人ト雇傭契約ヲ變更セントスルトキハ契約書案ヲ具シ  
所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第二十五條 警察署長必要アリト認ムルトキハ隨時營業者ニ對シ女給、使用  
人其ノ他ノ從業者ノ戶籍謄本又ハ健康診斷書ヲ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十六條 女給、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルト  
キハ所轄警察署長ハ營業者ニ其ノ解雇又ハ從業ノ停止若ハ禁止ヲ命ズル  
コトアルベシ
- 一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキ
- 二 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 三 其ノ他就業上不適當ト認ムルトキ

第十七條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署長  
ニ届出ヅベシ

- 一 第四條第一號ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキ
- 二 管理人及女給、使用人其ノ他ノ從業者ノ本籍、住所、氏名(別名又  
ハ從業名)ニ異動アリタルトキ
- 三 一月以上休業シ又ハ復業シタルトキ
- 四 廢業又ハ法人解散シタルトキ
- 五 商號又ハ屋號ヲ變更シタルトキ
- 第十八條 營業者ハ其ノ營業所ニ第一號様式ノ從業者臺帳ヲ備付ケ所定事  
項ヲ記入シ異動アル毎ニ記載整理スベシ
- 第十九條 營業者ハ女給一人毎ニ第二號様式ノ貸借計算簿二冊ヲ調製シ所  
定事項ヲ記載シ毎月末其ノ計算ヲ爲スベシ
- 前項ノ簿冊中一冊ハ女給ヲシテ所持セシムベシ
- 第二十條 前二條ノ簿冊ハ其ノ表紙裏面ニ紙數ヲ記載シ使用前所轄警察署  
長ノ檢印ヲ受ケベシ
- 第二十一條 警察官吏營業ニ關シ臨檢又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サントス  
ルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第二十二條 女給ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
- 一 店頭又ハ街路ニ佇立若ハ徘徊シ又ハ之等ノ場所ニ於テ客ノ誘引ヲ爲  
サザルコト

- 二 營業用建物内ニ於テ舞踏、演藝其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲サザルコ  
ト
- 三 食券、會券、招待券等ノ押賣ヲ爲シ又ハ客ノ求メナキ飲食物ヲ提供  
シ若ハ料金以外ノ金品ヲ請求セザルコト
- 四 異様ノ服裝ヲ爲シ又ハ卑猥ナル行爲ヲ爲サザルコト
- 五 客ト同伴外出セザルコト
- 六 其ノ他公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アル行爲ヲ爲サザルコト
- 第二十三條 營業者自ら其ノ營業ヲ管理スルトキハ管理人員ヲ  
置ケベシ
- 管理人員ヲ置カントスルトキハ其ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日及  
事由ヲ具シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同  
シ
- 警察署長前項ノ管理人員不適當ト認ムルトキハ營業者ニ其ノ變更ヲ命ズル  
コトアルベシ
- 管理人員ヲ置キタルトキハ第十一條乃至第二十一條ノ規定ハ之ヲ管理人員ニ  
適用ス
- 第二十四條 所轄警察署長ハ公安、風俗又ハ衛生上必要アリト認ムルトキ  
ハ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第五章 組合
- 第二十五條 營業者ハ警察署ノ管轄區域毎ニ組合ヲ設ケルコトヲ得  
所轄警察署長ハ必要アリト認メタルトキハ組合ヲ設ケタル區域内ノ營業  
者ニ對シ其ノ組合ニ加入スルコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第二十六條 組合ヲ設ケントスルトキハ其ノ區域内營業者三分ノ二以上ノ











- 一 遊客ニ對シテ額外ノ娼妓協代ヲ請求シ又ハ客ノ求メサル飲食物等ヲ供スヘカラサルコト
- 二 通行人ニ對シテ遊興ヲ勸誘スヘカラサルコト
- 三 學生、生徒ノ徽章ヲ著ケタル者及未成年者ヲシテ遊興セシムヘカラサルコト
- 四 遊客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ故ナク之ヲ隱蔽シ又ハ其ノ執次ヲ拒ムヘカラサルコト
- 五 遊興費ノ抵償トシテ遊客ノ所持品ヲ領置シ又ハ之ヲ買取り若ハ賣却、質入等ノ周旋ヲ爲スヘカラサルコト但シ警察官吏ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 六 娼妓ニ對シテ虐待ヲ加ヘ若ハ無益ノ失費ヲ爲サシムヘカラサルコト
- 七 客室及張店ハ道路ヨリ見透ササル機置ヲ爲スヘキコト
- 八 娼妓ニシテ疾病ニ罹リタル者アルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケシメ且相當之ヲ保護スヘキコト
- 第十一條 營業者ハ貸借計算簿ヲ調製シ娼妓トノ貸借關係ヲ記載スヘシ前項ノ簿冊ハ其ノ副本ヲ娼妓ニ交付スヘシ
- 警察官吏ハ前各項ノ貸借計算簿ヲ検査スルコトヲ得
- 第十二條 營業上用人ヲ雇入タルトキハ三日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ解雇、死亡又ハ所在不明トナリタルトキ亦同シ
- 第十二條ノ二 營業者ハ傳染性疾患ニ罹レル者ヲシテ飲食物又ハ容器ノ取扱ヲ爲サシメ若ハ其ノ取扱ヲ爲スヘキ場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス
- 第十二條ノ三 所轄警察官署ニ於テ衛生上必要ト認ムルトキハ營業者ニ對

- シ其從業者ノ健康診斷書ヲ提出ヲ命スルコトヲ得
- 第十三條 營業者ハ別記様式ノ遊客帳簿ヲ備置所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ帳簿ハ最終記載ノ日ヨリ一箇年間之ヲ保存スヘシ
- 第十四條 營業組合ヲ設ケムトスルトキハ規約ヲ添ヘ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第十五條 組合ハ役員ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第十六條 組合ヲ解散シタルトキハ其ノ主幹者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第十七條 營業者、用人、組合又ハ組合ノ役員ニシテ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
  - 一 營業ノ停止又ハ禁止ヲ命シ若ハ許可ヲ取消スコト
  - 二 用人ノ解雇ヲ命スルコト
  - 三 組合ノ解散若ハ規約又ハ役員ノ變更ヲ命スルコト
- 第十八條 本令中特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外營業者ノ代表者雇人其ノ他ノ者前各條ノ規定又ハ第十七條ノ規定ニ基テ處分ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス
- 第二章 娼妓
  - 第十九條 十八歳未満ノ者ハ娼妓稼業ヲ爲スコトヲ得ス
  - 第二十條 娼妓稼業ヲ爲サムトスル者ハ明治三十三年十月内務省令第四十四號娼妓取締規則第三條第一項及第二項ノ外左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ指定シタル醫師ノ健康診斷書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ娼妓名簿登錄ノ申請ヲ爲シ登錄證ヲ受ケヘシ

一 娼妓 名

- 二 稼業年 期
- 三 娼 代
- 四 稼業ニ關シテ貸座敷營業者又ハ其ノ他ノ者ト契約アルトキハ其ノ契約書ノ寫
- 申請書ニハ最近撮影ニ係ル寫眞一葉ヲ添附スヘシ
- 第二十一條 娼妓名簿ニ登錄セラレタル者ハ娼妓稼業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十二條 所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ娼妓名簿登錄ノ際頁ニ其ノ指定シタル醫師ノ健康診斷書ヲ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十三條 娼妓名簿登錄申請事項ニ異動ヲ生シ又ハ登錄證票ヲ毀損、亡失シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ娼妓名簿ノ訂正又ハ登錄證票ノ書換若ハ再下附ヲ申請スヘシ但シ稼業年 期ヲ延長セムトスルトキハ其ノ年 期及延長ヲ要スル事由ヲ記載シ明治三十三年十月内務省令第四十四號娼妓取締規則第三條第三號及第四號ノ事項ヲ具シ娼妓名簿ノ訂正ヲ申請スヘシ
- 第二十四條 娼妓ニシテ稼業ヲ廢止セムトスルトキハ所轄警察官署ニ娼妓名簿ノ削除ヲ申請スヘシ
- 第二十五條 登錄證票ハ死亡若ハ娼妓名簿ヨリ削除セラレタルトキハ之ヲ返納スヘシ但シ死亡又ハ所在不明ノ場合ニ於テハ家族若ハ同居人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十六條 娼妓ニシテ所在不明九十日以上ニ及フトキハ娼妓名簿登錄ノ效ヲ失フ
- 第二十七條 娼妓ハ樺太廳長官ノ指定シタル貸座敷營業許可地域内ニ非サ

- レハ居住スルコトヲ得ス
- 第二十八條 娼妓ハ官廳ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ稼業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十九條 娼妓ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 客席ニ侍スルトキハ登錄證票ヲ携帯スヘキコト
  - 二 店頭其ノ他公衆ノ目ニ觸レ易キ場所ニ於テ化粧、衣裳替等ヲ爲スヘカラサルコト
- 第三十條 娼妓ハ所轄警察官署ノ指定ニ從ヒ健康診斷ヲ受ケヘシ疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ診斷ヲ受ケルコト能ハサルトキハ診斷ヲ受ケヘキ時刻前所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ疾病ノ場合ニ於テハ診斷書ヲ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三十一條 前條ニ依リ傳染性疾患アル者ト診斷セラレタル娼妓ハ治療ノ上健康診斷ヲ受ケルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス
- 第三十二條 所轄警察官署ハ傳染性疾患ニ罹リタル娼妓ニ對シテ二場所ヲ指定シテ治療ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ命令ニ依リ治療中ノ娼妓ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ場所ヲ離ルルコトヲ得ス
- 第三十三條 娼妓ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ稼業ノ停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得
- 第三章 罰則
  - 第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二月以下ノ懲役又ハ七十圓以下ノ罰金ニ處ス
    - 一 虛偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登錄ヲ申請セシメタル者



第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 二 第二十四條ノ申請ヲ妨害シ又ハ娼妓ノ通信、面接、文書ノ閱讀、物件ノ所持、購買其ノ他ノ自由ヲ妨害シタル者
- 三 第三十一條ニ依リ稔業ニ就クコトヲ得サル者又ハ稔業停止中ノ娼妓ヲシテ強テ稔業ニ就カシメタル者
- 四 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ爲サシメタル者

第三十四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 許可ヲ受ケスシテ貸座敷營業ヲ爲シ又ハ營業ノ場所ヲ變更シタル者
- 二 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者
- 三 第五條乃至第七條第一項、第九條乃至第十一條第一項及第二項、第十二條、第十二條ノ二、第十三條乃至第十六條、第二十一條、第二十三條乃至第二十五條、第二十七條乃至第二十九條又ハ第三十一條ノ規定ニ違反シタル者
- 四 第十二條ノ三、第十七條、第二十二條又ハ第三十三條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シ若ハ第十一條第三項ノ検査ヲ拒ミタル者
- 五 第三十條又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者

第四章 附則

- 第三十五條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス
- 第三十六條 本則施行以前ニ於テ許可ヲ受ケ貸座敷營業ヲ爲シ尙之ヲ繼續スル者及娼妓名簿ニ登録セラレタル娼妓ニシテ尙稔業ヲ繼續スル者ハ本則ニ依リ營業ヲ許可セラレ又ハ娼妓名簿ニ登録セラレタル者ト看做ス
- 第三十七條 本則施行以前ニ於テ貸座敷營業者ヨリ届出ヲ爲シタル使用人

及寄寓ノ娼妓ニ付テハ本則ニ依ル雇入又ハ寄寓ノ届出ヲ爲スコトヲ要セ  
 第三十八條 本則第十三條ノ帳簿ハ本則施行後十五日以内ニ之ヲ備フヘシ  
 (様式)  
 用紙半紙

相方娼妓名	遊興日時		遊興費
	自 月 日 時	至 月 日 時	
	自 月 日 時	至 月 日 時	遊興費
	自 月 日 時	至 月 日 時	遊興費

●藝妓及酌婦取締規則

大正九年十月九日  
 樺太廳令第三十八號

- 第一條 昭和八年第二四號、一一年第二號 藝妓及酌婦取締規則左ノ通定ム
- 第二條 藝妓及酌婦取締規則
- 第三條 藝妓又ハ酌婦營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添へ所轄警察官署ニ出願シ許可ヲ受ケヘシ
- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 藝妓、酌婦ノ別及藝名又ハ別名

- 三 從來ノ職業及前居住地
- 四 寄寓スヘキ藝妓置屋又ハ料理屋營業者ノ氏名及屋號
- 五 藝妓置屋又ハ料理屋營業者トノ契約書ノ寫
- 六 會テ藝妓又ハ酌婦ヲシ者ハ其ノ營業ノ種類、場所、期間及廢業ノ事由
- 七 未成年者ニ在リテハ法定代理人、有夫ノ婦ニ在リテハ夫ノ承諾書、但シ連署ヲ以テ承諾書ニ代フルコトヲ得
- 第二條 十四歳ニ滿タサル者ハ藝妓又ハ酌婦タルコトヲ得ス
- 第三條 藝妓置屋又ハ料理屋營業者ハ藝妓又ハ酌婦トノ間ノ契約ヲ變更シタルトキハ當事者連署ヲ以テ遲滞ナク所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第四條 藝妓及酌婦ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ許可證ノ書換又ハ再下付ヲ申請スヘシ
- 一 第一條第一號、第二號、第四號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二 許可證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
- 三 他ノ警察官署管内ニ住所ヲ移轉シタルトキ、ハ前住所所轄警察官署ニ其ノ届出テ新住所所轄警察官署ニ許可證ノ書換ヲ申請スヘシ
- 第五條 藝妓及酌婦ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ許可證ヲ添付シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ藝妓置屋又ハ料理屋營業者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 一 休業又ハ廢業シタルトキ
- 二 死亡又ハ所在不明トナリタルトキ
- 第六條 第一條第七號ノ法定代理人又ハ夫ニ異動アリタルトキハ其ノ承諾書ヲ添付シ二月以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 第七條 藝妓及酌婦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一 傳染性疾患アル者ハ就業スヘカラサルコト
- 二 就業中ハ許可證ヲ携帯スヘキコト
- 三 遊興ヲ勸誘スヘカラサルコト
- 四 遊興ニ出入スヘカラサルコト
- 五 街路ヨリ諸易キ場所ニ於テ扮装ヲ爲シ又ハ目立ツヘキ扮装ヲ爲シテ遊興ニ街路ヲ徘徊スヘカラサルコト
- 六 藝妓ハ貸座敷營業地域内ニ於ケル場合ノ外午後十二時ヨリ日出迄歌舞曲ヲ爲スヘカラサルコト
- 七 酌婦ハ客席ニ於テ歌舞曲ヲ爲スヘカラサルコト
- 第八條 削除
- 第九條 藝妓及酌婦ハ警察官吏ヨリ許可證ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十條 所轄警察官署ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ藝妓又ハ酌婦ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ健康診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得
- 第十一條 所轄警察官署ハ傳染性疾患アル藝妓又ハ酌婦ニ對シ指定シタル場所ニ於テ自己ノ費用ヲ以テ治療スヘキコトヲ命スルコトヲ得
- 第十二條 藝妓置屋及料理屋營業者ハ藝妓又ハ酌婦各一人別ニ貸借計算簿ヲ調製シ一切ノ貸借關係ヲ記載スヘシ
- 第十三條 前項ノ簿冊ハ其ノ副本ヲ藝妓又ハ酌婦ニ交付スヘシ
- 第十四條 警察官吏ハ前各項ノ貸借計算簿ヲ検査スルコトヲ得
- 第十五條 所轄警察官署ハ左ノ場合ニ於テハ藝妓又ハ酌婦ノ營業ヲ停止又ハ禁止シ若ハ許可ヲ取消スコトヲ得



- 一 公益上必要アリト認ムルトキ
- 二 精神又ハ身體ノ狀況ニ依リ營業上不適當ト認ムルトキ
- 三 法定代理人又ハ夫ノ承諾ヲ取消シタルトキ
- 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 許可ヲ受ケスシテ藝妓又ハ酌婦營業ヲ爲シタル者
  - 二 第三條乃至第七條及第十二條第一項第二項ノ規定ニ違反シタル者
  - 三 第九條及第十二條第三項ノ検査ヲ拒ミ又ハ第十條、第十一條ノ命令ニ違反シタル者
- 五 第十二條第一項ノ貸借計算簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前許可ヲ受ケ現ニ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

明治四十年四月樺太廳令第十五號ハ之ヲ廢止ス

### ●周旋營業取締規則

昭和十四年十二月十九日  
樺太廳令第百六號

周旋營業取締規則左ノ通改正ス

周旋營業取締規則

- 第一條 本令ニ於テ周旋營業ト稱スルハ手数料其ノ他名儀ノ如何ヲ問ハズ料金を得テ藝妓、娼妓、酌婦、女給其ノ他之ニ類スル者ノ周旋ヲ業トスルヲ謂フ
- 第二條 周旋營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ第二號及第三號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ
  - 一 本籍、住所、氏名、生年月日
  - 二 營業所ノ所在地
  - 三 手数料、實費、補償額及其ノ領收方法
- 前項ノ出願者妻ナルトキハ夫ノ同意ヲ要ス
- 第一項第一號ノ事項及前項ノ同意者ニ異動ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ周旋營業ヲ許可セズ但シ第一號ニ該當スル者ニシテ情狀ニ依リ特ニ支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 本令ニ依リ營業ノ停止又ハ許可ノ取消處分ヲ受ケタル者
  - 二 未成年者又ハ禁治産者若ハ準禁治産者
  - 三 他人ニ名義ヲ貸スノ虞アル者
  - 四 公安又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者
  - 五 其ノ他營業者トシテ適當ナラズト認ムル者
- 第四條 營業者又ハ其ノ同居ノ戸主、家族ハ質屋、古物商、宿屋、料理家、飲食店、特殊飲食店、貸座敷、藝妓置屋、遊藝場、金錢貸付業、代書業、有利職業紹介事業等ノ營業ヲ爲シ又ハ其ノ從業者ト爲ルコトヲ得ズ

- 第五條 營業者從業者ヲ使用セントスルトキハ使用開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歴ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
- 前條ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス
- 第六條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ旨五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
  - 一 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
  - 三 廢業シタルトキ
  - 四 從業者ノ本籍、住所及氏名ニ變更アリタルトキ
  - 五 從業者ヲ解雇シ又ハ從業者死亡シタルトキ
- 營業者死亡シ又ハ所在不明ト爲リタルトキハ戸主、家族又ハ同居者ヨリ其ノ旨十日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
- 第七條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ周旋スルコトヲ得ズ但シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 身元詳ナラザル者
  - 二 無能力者ニシテ法定代理人若ハ保佐人又ハ夫ノ承諾ナキ者
  - 三 身體虛弱又ハ精神障害其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ就業上不適當ナル者
  - 四 本人直接ノ依頼ニ非ザル者
  - 五 他人ノ誘引ニ保ル者
- 第八條 營業者ハ手数料及實費補償額ニ關シ左ノ各號ヲ遵守スベシ
  - 一 手数料、實費、補償額及其ノ領收方法ハ營業所内諸易キ場所ニ揭示スルコト

- 二 手数料及實費、補償額ハ其ノ周旋前依頼者ニ之ヲ明示スルコト
- 三 二人以上ニテ周旋シタル場合ト雖モ手数料ハ合シテ制限額ヲ超エザルコト
- 四 手数料ニシテ依頼者相方ヨリ受ケル場合ハ求職者又ハ被抱者ノ負擔ハ十分ノ三以内トシ實費、補償額ハ其ノ依頼者ヨリ受領スルコト
- 五 手数料ノ請求受領ハ總テ契約成立後ニ於テ之ヲ爲スコト
- 六 手数料及實費補償額ノ支拂ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ交付スルコト
- 第九條 營業者ハ左ノ行爲ヲ爲シ又ハ從業者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ズ但シ第十五號乃至第十八號ニ掲グル事項ニシテ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 濫ニ營業所外ニ於テ就職又ハ被僱者タルコトノ勸誘ヲ爲スコト
  - 二 營業ニ關シ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
  - 三 許可ヲ受ケタル手数料及實費補償額ノ外名義ノ如何ヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ受ケルコト
  - 四 依頼者ノ意思ニ非ザル周旋ヲ爲スコト
  - 五 周旋ニ際シ周旋セラルベキ者ノ性行、來歴、技能、健康狀態又ハ周旋先ノ業態、報酬、前借其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虛構シ又ハ偽リ若ハ隱蔽スルコト
  - 六 當該官吏又ハ依頼者ヲ保護スル者ニ對シ依頼者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
  - 七 周旋ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト
  - 八 周旋ニ保ル當事者間ノ財物授受ニ關與スルコト



- 九 人ヲシテ依頼者ヲ誘引セシムルコト
- 十 遺ニ藝妓、娼妓、酌婦及女給タルコトヲ勸誘スルコト
- 十一 遺ニ被傭又ハ稼働中ノ者ヲ勸誘シ他ニ周旋スルコト
- 十二 依頼者ニ對シ通信、面接其ノ他ノ自由ヲ妨グルコト
- 十三 依頼者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
- 十四 依頼者又ハ其ノ關係者ヨリ周旋ニ關シ白紙ノ委任狀又ハ承諾書ヲ受ケルコト
- 十五 依頼者ヲ宿泊セシムルコト
- 十六 依頼者ニ對シ金錢其ノ他ノ財物ヲ供與又ハ貸與スルコト
- 十七 依頼者ノ財物ヲ買受ケ又ハ手數料及實費補償額ノ代價トシテ之ヲ受領スルコト
- 十八 依頼者ノ委任ヲ受ケ財物ノ保管又ハ買入若ハ買買ヲ爲スコト
- 第十九 營業者周旋ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク依頼者ノ最近親者ニ左ノ事項ヲ通知スベシ但シ第七條第二號ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 周旋年月日
- 二 周旋先(住所、氏名、職業)
- 三 契約事項ノ概要
- 第十一條 營業者ハ周旋ヲ爲シタル者ト利害關係アル者ノ要求アルトキハ周旋名簿記載ノ事實ヲ告知スベシ
- 第十二條 營業者ハ第一號様式ノ看板ヲ店頭ノ諸易キ場所ニ掲グベシ
- 第十三條 營業者ハ第二號様式ノ周旋名簿ヲ作製シ使用前所轄警察署長ノ檢印ヲ受ケ之ヲ營業所ニ備付ケ周旋ノ都度其ノ所定事項ヲ記載スベシ前項ノ名簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

- 第十四條 營業者ハ警察官吏ノ營業所臨檢又ハ營業ニ關スル尋問ニ對シ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十五條 警察官吏必要アリト認ムルトキハ營業ニ關スル書類帳簿ノ檢査ヲ爲シ又ハ其ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第十六條 所轄警察署長取締上必要アリト認ムルトキハ營業者ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
- 第十七條 所轄警察署長周旋營業ノ從業者ニシテ不適當ト認ムルトキハ解雇ヲ命ズルコトヲ得
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得
- 一 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 二 他人ニ名義ヲ貸スノ事實アリト認ムルトキ
- 三 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アリト認ムルトキ
- 四 本令若ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
- 五 前各號ノ外不正ノ行爲アリ營業者トシテ不適當ト認ムルトキ
- 第十九條 營業者組合ヲ設ケタルトキハ組合代表者ニ於テ遲滞ナク其ノ組合員及役員ノ住所、氏名ヲ記シ組合規約ノ寫ヲ添ヘ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ノ認可ヲ受ケベシ其ノ規約又ハ届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ
- 第二十條 所轄警察署長公益上必要アリト認ムルトキハ組合ノ解散、規約ノ變更又ハ役員ノ改選其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ベシ
- 第二十一條 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 第二十二條 營業者ハ同居ノ戶主、家族、從業者又ハ雇人ニシテ其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 附則
- 第二十三條 本令ハ昭和十四年十二月十三日ヨリ之ヲ適用ス
- 第二十四條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ現ニ營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 前項ノ營業者ハ第二條第一項第三號ニ依ル手數料、實費補償額及其ノ領收方法ヲ具シ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第二十五條 前條ニ規定スル周旋營業者ニシテ許可ヲ受ケ現ニ使用スル從業者ハ本令ニ依リ届出テタルモノト看做ス
- (様式省略)



### 代書業取締規則

昭和八年九月十二日  
樺太廳令第三十號

代書業取締規則左ノ通定ム

代書業取締規則

- 第一條 本令ニ於テ代書業ト稱スルハ他ノ法令ニ依ラズシテ他人ノ委託ヲ受ケ文書又ハ圖面ノ作製ヲ業トスルヲ謂フ
- 第二條 代書業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日及業務所ノ位置ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ業務所所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第三條 代書業者其ノ業務ノ爲補助者ヲ使用セントスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ業務所所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

〔輯一〇九〕

〔輯一〇九〕

八 業務所ヲ他人ノ法律事務所ニ貸與シ又ハ之ヲ他人ノ法律事務所ニ置

クコト

第十條 代書業者ハ第二號様式ノ代書事件簿ヲ備ヘ所轄警察署ノ捺印ヲ受

ケ代書ヲ爲シタル都度明瞭ニ之ヲ記載スベシ

代書事件簿ハ最終記載ノ日ヨリ一年間之ヲ保存スベシ

代書業者業務ノ許可ヲ取消サレ若ハ廢業シタルトキ亦同シ

代書業者死亡シタルトキ前項ノ規定ハ戸主又ハ家督相續人ニ之ヲ準用ス

第十一條 警察署長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ警察官吏ヲシテ代書

業者ノ業務所ニ臨檢シ又ハ代書事件簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第十二條 代書業者左ノ各號ノ場合ニ於テハ十日以内ニ業務所所轄警察署

ニ届出ヅベシ

一 本人又ハ補助者ノ本籍、住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ

二 業務所ヲ増設又ハ變更シタルトキ

三 休業又ハ廢業シタルトキ

四 補助者死亡シ又ハ其ノ使用ヲ廢罷シタルトキ

代書業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戸主又ハ同居ノ家族ヨリ

十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ

第十三條 代書業者業務上ノ義務ニ違反シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認

メタルトキ若ハ六月以上所在不明ナルトキハ業務所所轄警察署長ハ業務

ノ停止又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條 補助者業務上ノ義務ニ違反シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認

メタルトキハ業務所所轄警察署長ハ代書業者ニ其ノ補助者ノ使用許可ヲ取

消スコトヲ得

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 本令其ノ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケズシテ代書業ヲ爲シタ

一四四ノ一

第四條 代書業者ハ其ノ業務所ニ第一號様式ノ表札ヲ掲グベシ

第五條 代書業者及補助者ハ業務所以外ノ場所ニ於テ其ノ業務ニ従事スル

コトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ其ノ業務地所轄警察署長ノ承

認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 代書業者ハ代書料額ヲ定メ業務所所轄警察署長ノ認可ヲ受ケベシ

之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ代書料額ハ業務所内見易キ場所ニ之ヲ揭示スベシ

第七條 代書業者ハ前條代書料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ業務ニ關

シ報酬ヲ受ケ若ハ之ヲ要求スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於

テ所轄警察署長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 代書業者ハ代書シタル文書又ハ圖面ノ末尾若ハ欄外ニ署名捺印ス

ベシ但シ法令ニ特別ノ規定アルモノ又ハ書翰ノ類ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第九條 代書業者及補助者ハ左ノ各號ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 法令ノ規定ニ依ルニ非ズシテ他人ノ訴願、訴訟又ハ非訟事件ニ關シ

代理、鑑定、勸誘、紹介又ハ仲裁其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコト

二 同一事件ニ付利害ヲ異ニスル他ノ者ノ代書ヲ爲スコト

三 業務上知得シタル事項ヲ他人ニ漏泄スルコト

四 書類ノ紙數ヲ増加スル目的ヲ以テ故ラニ文句ヲ冗長ニシ若ハ必要以

外ノ書類ヲ作製スルコト

五 代書ノ委託又ハ事實ノ虛構ヲ勸誘シ若ハ委託ニ反スル代書ヲ爲スコ

ト

六 代書ノ委託者ノ印類又ハ其ノ署名捺印若ハ捺印シタル白紙ヲ傾置ス

ルコト

七 正當ノ理由ナクシテ代書ノ委託ヲ拒絕シ又ハ之ヲ遅延スルコト

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗



- ル者
- 二 代書事件簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ第十一條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢若ハ檢閲ヲ拒ミタル者
- 三 第十三條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處分ヲ受ケ其ノ期間中業務ヲ營ミタル者
- 四 第三條乃至第十條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者

附則

- 第十七條 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十八條 明治四十年四月樺太廳令第五號代書業取締規則ハ之ヲ廢止ス
- 第十九條 本令施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ代書ヲ業トスル者及其ノ補助者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第二十條 本令施行ノ際現ニ代書料金ノ認可ヲ受ケタルモノハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第六條ノ認可ヲ受ケベシ

第一號様式

○ 代書業何某業務所  
郡町(村)大字 字 番地

横 二十五種  
縦 百二十種

第二號様式

代書事件簿 (用紙美濃紙十行)

- 置フ爲スコト
- 七 煙筒ニ在リテハ貫通スル箇所ノ外可燃材料ヲ用ヒタル側壁又ハ天井ヨリ三十種ストロブニ在リテハ六十種以上ノ距離ヲ保有セシムルコト
- 八 金屬製煙筒ニシテ小屋裏、床裏等露出セザル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルコト
- 九 ストロブニ在リテハ其ノ通風孔ニ金屬ヲ附スル等飛火防止ノ裝置ヲ爲スコト
- 十 ストロブ蓋ニハ不燃材料ヲ用フルコト

- 第二條 火氣ノ取扱ハ左ノ制限ニ依ルベシ
- 一 家屋ノ内外ヲ問ハズ焚火ノ看守ヲ怠ラザルコト
- 二 取灰、殘火ノ類ハ建造物、林野其ノ他ノ可燃物質ヨリ相當ノ距離ヲ有シ延燒ノ虞ナキ場所ニ飛散ヲ防止スル措置ヲ施シテ投棄スルコト
- 三 炬燵ノ火爐ニハ金屬其ノ他安全ナル覆蓋ヲ設クルコト
- 四 神佛ノ燈明及點火セル提灯ノ類ノ看守ヲ怠ラザルコト
- 第三條 煙筒ノ掃除ハ月三回以上之ヲ行フベシ
- 第四條 洋燈ヲ使用スル場合ハ金屬製又ハ硬質硝子製等容易ニ破損セザル油蓋ヲ用フベシ
- 第五條 所轄警察署長公安上必要アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 一 營業ニ關シテ使用スル火焚場其ノ他ノ場所ニ適當ナル消火器ノ設備又ハ試驗修理取換ヲ命ズルコト
- 二 火氣ヲ取扱フ場所ノ構造設備ノ改造修理掃除其ノ他ノ措置ヲ命ジ又ハ火氣ノ取扱ヲ制限スルコト
- 第六條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

委託ヲ受ケタル年月日	作製年月日	事件ノ要領	紙數	代書料金	委託者ノ住所氏名

●火氣取締規則

昭和十五年二月三日  
樺太廳令第十一號

- 火氣取締規則左ノ通定ム
- 第一條 火氣取締規則
- 一 煙筒ニハ石、煉瓦、土管、金屬板其ノ他不燃材料ヲ用フルコト
- 二 煙筒ニシテ可燃物質ヲ貫通スル箇所ハ石、煉瓦又ハ漆喰等ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルコト
- 三 煙筒ヲ可燃質建造物ノ側面ヨリ出スモノニ在リテハ軒端ヨリ三十種以上ノ間隔ヲ存シテ上方ニ屈折セシムルコト
- 四 煙筒ノ高さハ屋上ト煙筒トノ最短部ヨリ一米以上ト爲スコト
- 五 煙筒ノ頂部ヨリ二十米以内ノ距離ニ屋上ヲ不燃材料ニ依リ被覆セザル建造物其ノ他ノ可燃質物アル場合ハ煙筒又ハストロブニ火粉ヲ防止スルニ足ルベキ裝置ヲ爲スコト
- 六 煙筒ハ支柱、支線等ノ支持物ヲ設ケ其ノ他倒潰ヲ防止スルニ足ル裝

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治四十年樺太廳令第四十九號煙筒取締規則及明治四十年樺太廳令第五十號消火器及洋燈設備方ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

●樺太防毒資材取締規則

昭和十四年七月二十一日  
樺太廳令第六十八號

- 樺太防毒資材取締規則左ノ通定ム
- 第一條 本令ニ於テ防毒具ト稱スルハ毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ニ對スル防護具ヲ謂フ
- 第一種 防毒面(酸素呼吸器ヲ含ム以下同シ)、防毒衣、防毒手袋、防毒靴、防毒瀝面笠ニ防毒面用ノ覆面、呼吸弁及吸收罐
- 第二種 其ノ他ノ防毒具
- 本令ニ於テ防毒檢定器ト稱スルハ毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ヲ檢知スル器具及防毒具ノ性能ヲ檢査スル器具ヲ謂フ
- 本令ニ於テ防毒藥物ト稱スルハ防毒面吸收罐又ハ防毒瀝面ニ使用シ防毒



ノ效能アリトスル藥物、毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ノ檢知ノ效能アリトスル藥物及防毒ノ效能アリトスルモノニシテ樺太廳長官ノ指定スル藥物ヲ謂フ

本令ニ於テ防毒具材料ト稱スルハ防毒具ノ製造又ハ修覆ニ使用スル物ニシテ樺太廳長官ノ指定スルモノヲ謂フ

第二節 本令ハ販賣ノ用ニ供スル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及防毒具材料ニ付テハ適用ス但シ第十一條及第十二條ノ規定ハ販賣ノ用ニ供セザルモノニ付テモ之ヲ適用ス

第三節 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ヲ製造セントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ、輸入又ハ移入セントスル者ハ第一號乃至第三號及第六號ニ掲グル事項ヲ具シ見本品一箇ヲ添ヘ主タル營業所所在地ノ所轄警察署長ヲ經由シ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日)、商號及營業所所在地

二 製造所ノ名稱及所在地

三 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ種類、型式、構造及性能

四 製造方法及製造設備(製品檢査設備ヲ含ム)ノ概要並ニ一年ノ製造能力

五 主任技術者ノ氏名及履歷

六 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ添附スル性能説明書

前項第三號第四號若ハ第六號ノ事項又ハ主任技術者ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受クベシ

第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第四節 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者ハ其ノ

製造、輸入又ハ移入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ其ノ型式及製造年並ニ製造者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記シ且防毒面、吸收罐又ハ防毒濾面ニ別表ニ掲グル性能標識ヲ附スベシ

第五節 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受クベシ

前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニハ第一號様式ノ檢定證印ヲ附ス

第六節 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ヲ發賣セントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ具シ見本品一箇ヲ添ヘ主タル營業所所在地ノ所轄警察署長ヲ經由シ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日)、商號及營業所所在地

二 製造所ノ名稱及所在地

三 第二種防毒具ニ在リテハ其ノ種類、型式、構造及性能

四 防毒藥物ニ在リテハ其ノ品名、品質、效能(製劑ニ在リテハ原料品名及其ノ分量並ニ製造方法ノ概要ヲ併記スルコト)並ニ發賣者及主任技術者ノ氏名及履歷

五 防毒具材料ニ在リテハ其ノ品名、品質及性能

六 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ニ添附スル性能又ハ效能説明書

前項第三號乃至第六號(發賣者及主任技術者ノ履歷ヲ除ク)ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受クベシ

第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第七節 第二種防毒具ノ發賣者ハ其ノ發賣スル第二種防毒具ニ其ノ型式及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ

防毒藥物ノ發賣者ハ其ノ發賣スル防毒藥物ノ容器又ハ被包ニ防毒藥物ナル文字、品名及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ

防毒具材料ノ發賣者ハ其ノ發賣スル防毒具材料ノ容器又ハ被包ニ防毒具材料ナル文字、品名及發賣者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號ヲ明記スベシ

第八節 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ請賣營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ具シ營業所所在地ノ所轄警察署長ヲ經由シ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日)、商號及營業所所在地

二 請賣品ノ種類及品名

三 請賣品ノ購入先

四 防毒藥物中毒劇藥又ハ毒劇物ヲ販賣スル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ證スベキ書類

前各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第九節 第五條第二項ノ規定ニ依ル檢定證印ナキ第一種防毒具若ハ防毒檢定器又ハ第四條若ハ第七條ノ規定ニ依ル表示若ハ性能標識ナキ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第十節 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ハ第三條第一項第

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

六號ノ性能説明書又ハ第六條第一項第六號ノ性能若ハ效能説明書ヲ添附スルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第十一節 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ修覆營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ具シ營業所所在地ノ所轄警察署長ヲ經由シ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日)、商號及營業所所在地

二 修覆場所

三 修覆品ノ種類

四 修覆方法及設備ノ概要

五 修覆従事者ノ氏名及履歷

前項第三號若ハ第四號ノ事項又ハ修覆従事者ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第十二節 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ修覆營業者ハ其ノ修覆シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受クベシ

前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニハ第二號様式ノ檢定證印ヲ附ス

前項ノ規定ニ依ル檢定證印ナキ第一種防毒具又ハ防毒檢定器ハ之ヲ修覆シタルモノトシテ交付スルコトヲ得ズ



第十三條 樺太廳長官ハ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ製造者、輸入者、移入者、發賣者、請賣營業者又ハ修覆營業者ニ對シ其ノ業務所、製造所、營業所、修覆場所又ハ貯藏所ノ設備其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ製造者、輸入者、移入者、發賣者、請賣營業者又ハ修覆營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察署長ヲ經由シ樺太廳長官ニ届出ツベシ  
一 廢業又ハ七日以上休業シタルトキ  
二 業務所、製造所又ハ營業所ヲ廢止又ハ七日以上休止シタルトキ  
三 業務者又ハ營業者死亡シ(法人ニ在リテハ解散)又ハ三十日以上所在不明ト爲リタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ戶籍法第百十七條ノ規定ニ依ル届出義務者(法人ニ在リテハ清算人)前項ノ手續ヲ爲スベシ

第十五條 樺太廳長官ハ當該官吏ヲシテ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ヲ製造、貯藏若ハ販賣スル場所ヲ巡視セシメ又ハ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ヲ檢査セシムルコトアルベシ  
當該官吏前項ニ依リ巡視又ハ檢査ヲ爲サントスルトキハ制服ヲ著スル者ノ外第三號様式ノ證票ヲ携帯スベシ

第十六條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者、輸入者又ハ移入者其ノ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ樺太廳長官ハ其ノ許可ヲ取消スルコトアルベシ

第十七條 第二種防毒具、防毒藥物若ハ防毒具材料ノ發賣者、防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ノ請賣營業者又ハ第一種防毒具若ハ

防毒檢定器ノ修覆營業者其ノ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ樺太廳長官ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ禁止若ハ停止スルコトアルベシ

第十八條 第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス  
第十九條 第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
一 第三條第二項、第四條、第六條第二項、第七條乃至第九條、第十一條第一項若ハ第二項又ハ第十二條第三項ノ規定ニ違反シタル者  
二 第十五條第一項ノ規定ニ依リ巡視又ハ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者

三 第十七條ノ規定ニ依リ營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者  
第二十一條 第三條第三項、第六條第三項、第十條、第十一條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十二條 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ製造者、輸入者、移入者、發賣者、請賣營業者又ハ修覆營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十三條 本令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 本令ハ陸海軍ノ用ニ供スル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及

防毒具材料ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第二十五條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニシテ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ檢定ニ合格シタルモノハ本令ニ依リ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ檢定ニ合格シタルモノト看做ス

第二十六條 内務大臣ノ製造許可ヲ受ケタル第一種防毒具、防毒檢定器又ハ内地ニ於テ地方長官ノ發賣許可ヲ受ケタル第二種防毒具、防毒藥物、防毒具材料ヲ移入シテ販賣スルモノニ關シテハ之ヲ本令ニ依リ請賣ト看做ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令公布ノ際現ニ防毒具、防毒檢定器若ハ防毒藥物ヲ製造若ハ發賣スル者又ハ其ノ請賣營業ヲ爲ス者ハ本令施行後一月以内ニ第三條、第六條又ハ第八條ノ規定ニ依リ手續ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ第三條又ハ第六條ノ許可ヲ申請シタル者ニ付テハ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄第四條、第五條及第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

本令施行ノ際現ニ存スル防毒具、防毒檢定器若ハ防毒藥物又ハ第二項ノ規定ニ依リ第三條若ハ第六條ノ許可ヲ申請シタル者ガ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄ニ製造若ハ發賣シタル防毒具、防毒檢定器若ハ防毒藥物ニ付テハ本令施行後一年間第九條及第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(別表省略)

關東州國防保安令

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)

關東州國防保安令

第一條 關東州ニ於ケル國防保安ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外國防保安法ニ依リ但シ同法第三十七條、第三十九條及第四十條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 國防保安法第十六條第一項中軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條、軍用資源秘密保護法第十一條乃至第十五條、第十九條、刑法第二編第三章、陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總動員法第四十四條ノ罪トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依リコトヲ定メタル軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依リコトヲ定メタル刑法第二編第三章、明治四十一年勅令第二百五十七號ニ於テ依リコトヲ定メタル軍機保護法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、明治四十一年勅令第二百五十七號ニ於テ依リコトヲ定メタル海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ關東州國家總動員令ニ於テ依リコトヲ定メタル國家總動員法第四十四條ノ罪トス

第三條 國防保安法第十六條第二項中軍機保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、軍用資源秘密保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、要塞地警備法、陸軍輸送港域軍事取締法、明治二十三年法律第八十三號(軍港要

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗

關東州國防保安令 第一條 警察 第三款 保安及風俗



普通則違犯者處分ノ件、軍用電氣通信法、國境取締法、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事令第三條、陸軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第九十九條、海軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第一百條、治安維持法、大正十五年法律第六十號(暴力行為等處罰ニ關スル法律)、爆發物取締規則、匪徒刑罰令(明治三十一年律令第二十四號)、不穩文書臨時取締法、通貨及證券模造取締法、通貨及證券模造取締規則(明治三十六年律令第十四號)、明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律)、治安警察法、大正八年制令第七號(政治ニ關スル犯罪處罰ノ件)、外國爲替管理法、關稅法、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)、船舶法、航空法、電信法、無線電信法並ニ國家總動員法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)ノ罪トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル軍機保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、關東州防禦警備地帶令、明治三十九年勅令第二百六十三號(旅順港規則制定及該規則違反者罰則ノ件)、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、明治四十一年勅令第二百五十七號ニ於テ依ルコトヲ定メタル陸軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第九十九條、明治四十一年勅令第二百五十七號ニ於テ依ルコトヲ定メタル海軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)、第八章及第一百條、關東州治安維持令、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ

定メタル大正十五年法律第六十號(暴力行為等處罰ニ關スル法律)、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル爆發物取締規則、大正十三年勅令第二百五十九號(關東州ニ於テ財物劫掠ノ目的ヲ以テ多量結合スル者ノ處罰ニ關スル件)、關東州不穩文書臨時取締令、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル通貨及證券模造取締法、關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券偽造變造及模造ニ關スル法律)、大正十四年勅令第三百七十七號關東州ノ治安警察ニ關スル件)、關東州外國爲替管理令、昭和十二年勅令第七百二十七號(關東州ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)、關東州船籍令、昭和二年勅令第二百六十七號(關東州ニ於ケル航空ニ關スル件)、關東州電氣通信令並ニ關東州國家總動員令(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)ノ罪トス  
第四條 國防保安法(第十六條ノ規定ヲ除ク)中治安維持法トアルハ關東州治安維持令、刑法トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑法、刑事訴訟法トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法、法律トアルハ勅令又ハ關東州令、本法トアルハ本令、司法大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使、檢事總長檢事長又ハ檢事正トアルハ高等法院檢察官長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官、檢事トアルハ檢察官、裁判所書記トアルハ法院書記トス  
附則  
本令施行ノ期日ハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ定ム  
(昭和十六年關東州令第五十九號ヲ以テ昭和十六年六月四日ヨリ施行)

【輯一二六】

辯護士指定規則

昭和十六年六月二十六日  
關東州令第六十六號

辯護士指定規則左ノ通定ム  
第一條 關東州國防保安令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國防保安法第二十九條及關東州治安維持令ニ於テ依ルコトヲ定メタル治安維持法第二十九條ノ規定ニ依ル辯護士ノ指定ハ本令ノ定ムル所ニ依ル  
第二條 滿洲國駐劄特命全權大使ハ五年以上辯護士タル者ノ中ヨリ毎年豫メ相當數ノ辯護士ヲ指定ス  
第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ指定セズ  
一 關東州國防保安令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國防保安法第十六條ニ規定スル事件又ハ關東州治安維持令違反事件ニ付罰金刑ニ處セラレ、刑ノ執行猶豫ノ旨、渡ヲ受ケ若ハ起訴猶豫處分ニ付セラレタル者又ハ公訴ノ提起ヲ受ケテ其ノ裁判確定セザル者  
二 前號ニ規定スル事件以外ノ刑事事件ニ付前號ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ指定ヲ適當ナラズト認ムルモ  
三 思想、經歷其ノ他ノ事由ニ因リ指定ヲ適當ナラズト認ムル者

第九條 警察 第一章 警察 第三節 保安及風俗

一四四ノ六ノ三

【輯一二六】

第四條 指定セラレタル辯護士ニシテ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ指定ハ之ヲ取消ス  
第五條 指定ノ效力ハ一年トス但シ選任セラレタル事件ニ付テハ其ノ確定ノ時迄指定ノ效力ヲ有ス  
第六條 指定ヲ爲シタルトキハ本人ニ其ノ旨ヲ通知シ關東州局報ヲ以テ之ヲ公告ス指定ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同シ  
第七條 大使ハ指定辯護士名簿ヲ調製シ之ヲ關東州局ニ備フ  
指定辯護士名簿ニハ辯護士ノ氏名、住所、生年月日、登錄年月日、登錄番號及事務所其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載ス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ニ依リ昭和十六年度ニ於テ爲ス指定ハ昭和十七年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス



### ●大正十四年勅令第三百十七號 (關東州ノ治安警察ニ關スル件)

大正十四年十一月十八日  
勅令第三百十七號

改正 昭和九年第三九五號、一二年第六八五號

關東州及南滿洲鐵道附屬地ノ治安警察ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大)

關東州ニ於ケル治安警察ニ關シテハ行政訴訟ニ關スル規定ヲ除クノ外治安警察法ニ依ル但シ同法中內務大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使トス

附則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム(昭和二年關東廳令第五十號ヲ以テ昭和二年十月一日ヨリ施行)

### ●關東州言論、集會、結社等臨時取締令

昭和十七年一月二十一日  
勅令第二十二號

關東州言論、集會、結社等臨時取締令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大)

附則

關東州言論、集會、結社等臨時取締令

關東州ニ於ケル言論、集會、結社等ノ取締ニ關シテハ出版ニ關スル規定ヲ除クノ外言論、出版、集會、結社等臨時取締法ニ依ル但シ同法中本法トアルハ本令トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ●關東州治安維持令

昭和十六年五月十四日  
勅令第五百五十五號

關東州治安維持令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大)

附則

關東州ニ於ケル治安維持ニ關シテハ治安維持法第三十二條、第三十七條、第三十八條及第三章ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中刑事訴訟法トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法、本法トアルハ本令、司法大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使、檢事長トアルハ高等法院檢察官長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官、檢事トアルハ檢察官、裁判所書記トアルハ法院書記トス

附則  
本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前關東州裁判事務取扱令第七十二條乃至第七十五條ノ規定ニ依リ爲シタル捜査手續ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス  
前項ノ捜査手續ニシテ本令ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

### ●關東州思想犯保護觀察令

昭和十三年十二月二十八日  
勅令第七百九十三號

一四四ノ七



關東州思想犯保護觀察令

關東州思想犯保護觀察令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣)
關東州思想犯保護觀察令
關東州ニ於ケル思想犯保護觀察ニ關シテハ思想犯保護觀察法第十一條第二項、第十二條及第十四條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中保護觀察所トアルハ關東保護觀察所、保護觀察審查會トアルハ關東保護觀察審查會、保護司トアルハ關東保護觀察所保護司、治安維持法トアルハ關東州治安維持令、非訟事件手續法トアルハ關東州裁判事務取扱令ニ於テ依ルコトヲ定メタル非訟事件手續法トス
保護觀察ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ定ム
附則
本令ハ昭和十四年一月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ本令施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

關東州思想犯保護觀察令施行規則

昭和十四年一月十日
關東州令第一號
關東州思想犯保護觀察令施行規則左ノ通定ム
第一章 總則
第一條 關東州思想犯保護觀察令ニ依ル保護觀察ニ於テハ本人ノ思想轉向ヲ促進シ又ハ之ヲ確保スル爲其ノ思想ノ指導及生活ノ確立ニ付適當ナル保護觀察ニ當リテハ穩健妥當ヲ旨トシ本人ノ名譽ヲ毀損セズ且其ノ就職

又ハ業務ニ支障ヲ及ボサザルコトニ留意スベシ
第二條 關東州思想犯保護觀察令ニ於テ依ルコトヲ定メタル思想犯保護觀察法以下思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ依ル委託ヲ爲スベキ保護團體ハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ指定ス
第二章 保護觀察ニ付スル手續
第三條 思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ關保官廳ハ其ノ事由ヲ關東保護觀察所ニ通知スベシ
前項ノ通知ニハ保護觀察ニ關スル意見ヲ附シ且犯罪事實ノ要旨其ノ他參考ト爲ルベキ資料ヲ添付スベシ
第四條 關東保護觀察所前條ノ通知ヲ受ケタルトキ其ノ他保護觀察ニ付スベキ者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要ナル事項ヲ調査スベシ
第五條 關東保護觀察所ハ保護司ニ命ジテ必要ナル調査ヲ爲サシムベシ
第六條 關東保護觀察所ハ事實ノ取調ヲ保護者ニ命ジ又ハ保護團體ニ委託スルコトヲ得
保護者又ハ保護團體ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ差出スコトヲ得
第七條 關東保護觀察所ハ參考人ニ出頭ヲ命ジ調査ノ爲必要ナル事實ノ條述若ハ鑑定又ハ翻譯若ハ翻譯ヲ爲サシムルコトヲ得
參考人ハ別ニ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得
第八條 關東保護觀察所調査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキモノト思料スルトキハ關東保護觀察審查會ノ審議ヲ求ムベシ
關東保護觀察所前項ノ審議ヲ求メタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知スベシ
第九條 關東保護觀察審查會ハ保護司其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得
第十條 關東保護觀察審查會ノ審議ハ之ヲ公行セズ但シ本人、保護者其ノ

他適當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得
第十一條 關東保護觀察審查會ハ審查ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキキヤ否ヤヲ決議ス
前項ノ決議ニハ理由ヲ附シ書面ヲ以テ之ヲ保護觀察所ニ通知スベシ
第十二條 關東保護觀察所保護觀察ニ付スベキ旨ノ決議ノ通知ヲ受ケタルトキハ思想犯保護觀察法第三條及第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ
第十三條 關東保護觀察所居住ノ制限ノ處分ヲ爲スニハ本人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲ斟酌スベシ
第十四條 左ノ場合ニ於テハ關東保護觀察所ハ其ノ旨ヲ本人及關係官廳ニ通知スベシ
一 關東保護觀察所關東保護觀察審查會ノ審議ヲ求メズト決定シタルトキ
二 關東保護觀察審查會保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ
三 思想犯保護觀察法第三條、第四條又ハ第六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
四 思想犯保護觀察法第七條ノ規定ニ依リテ處分ノ取消又ハ變更ヲ爲シタルトキ
第十五條 前條ノ場合及思想犯保護觀察法第八條ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ關東保護觀察所ハ其ノ旨ヲ保護者ニ通知スベシ
第十六條 保護觀察ヲ繼續スル場合ニ於テハ新ニ保護觀察ニ付スル場合ニ關スル規定ヲ準用ス
第三章 保護觀察處分ノ執行
第九條 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

第十七條 關東保護觀察所思想犯保護觀察法第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ第十八條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ直ニ其ノ執行ヲ爲スベシ
第十八條 本人ニ對シテハ處分ノ意義ヲ說示シ且將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スベシ
前項ノ場合ニ於テハ成ルベク保護者其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ立會ハシムベシ
第十九條 保護司ノ觀察ニ付スルノ處分ヲ爲シタルトキハ保護司ニ對シテ必要ナル事項ヲ指示シ本人ノ監督指導ヲ爲サシムベシ
第二十條 保護者ニ引渡スルノ處分ヲ爲シタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ監督指導ニ付參考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スベシ
第二十一條 保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託スルノ處分ヲ爲シタルトキハ委託ヲ受ケベキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ監督指導ノ任務ヲ委嘱スベシ
第二十二條 關東保護觀察所ノ處分ニ付テハ調査ヲ作り處分ノ内容及其ノ執行ヲ明確ニシ其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スベシ
第二十三條 關東保護觀察所第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル執行ヲ爲シタルトキハ保護者若ハ受託者ニ對シ成績報告ヲ求メ又ハ保護司ヲシテ成績ヲ觀察シ適當ナル指示ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十四條 保護司ハ關東保護觀察所ニ對シ左ノ事項ニ付其ノ觀察シタル結果ヲ報告スベシ
一 家庭關係
二 職業ノ有無及生計狀態



三 健康狀態

四 交友關係、通信狀況其ノ他ノ動靜

五 條件遵守ノ狀況

六 思想ノ推移

七 保護者又ハ受託者ノ監督指導ノ狀況

八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二十五條 保護司思想犯保護觀察法第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ取消シ若ハ變更シ又ハ保護觀察ヲ繼續スベキ事由アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ關東保護觀察所ニ報告スベシ

第二十六條 假出獄ヲ許サレタル者ニ對スル保護觀察處分ノ執行ニ關シテハ本章ニ定ムルモノノ外別ニ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ關東州思想犯保護觀察令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依ル通知ハ關係官廳必要アリト思料スル者ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル

假出獄思想犯處遇規程左ノ通定ム  
第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者假出獄ヲ許サレ且關東州思想犯保護

●假出獄思想犯處遇規程

昭和十四年十月五日  
關東局令第九十四號

假出獄思想犯處遇規程左ノ通定ム

假出獄思想犯處遇規程

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者假出獄ヲ許サレ且關東州思想犯保護

觀察令ニ依ル保護觀察ニ付セラレタル場合ニ於テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外一級ノ例ニ依ル

第二條 刑務所ノ長滿洲國駐劄特命全權大使ニ假出獄ノ具申ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ關東保護觀察所ニ通知スベシ假出獄ノ許可アリタルトキ亦同シ

第三條 本人ヲ釋放スル場合ニ於テハ成ルベク保護司又ハ保護ヲ引受ケタル者ニ之ヲ引渡スベシ

第四條 本人ハ證票ニ記載セラレタル日迄ニ證票ヲ保護司ニ呈示シテ認印ヲ受ケベシ

天災、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ從フコト能ハザリシトキハ其ノ事由ヲ開示スベシ

保護司前項ノ開示ヲ正當ナリト認メタルトキハ之ヲ證票ニ記載シテ認印ヲ爲スベシ

第五條 本人三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ保護司ニ其ノ事由、行先地及旅行日數ヲ届出ヅベシ

第六條 本人住居ヲ變更シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由、轉住地又ハ行先地及旅行日數ヲ明ニシ保護觀察所ノ許可ヲ受ケベシ

保護觀察所前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ旅券ヲ交付スベシ

第七條 本人關東州外ニ住居ヲ變更又ハ旅行ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由、轉住地又ハ行先地及旅行日數ヲ記載シ保護觀察所ノ經由シテ大使ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ場合ニ於テ保護觀察所ハ事實ヲ調査シ意見ヲ附スベシ

第二條 日當ハ出頭一度ニ付二圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム但シ鑑定、通譯又ハ翻譯ヲ爲シタル參考人ノ日當ハ二圓以上十圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム

第三條 鑑定、通譯又ハ翻譯ニ付特別ノ技能若ハ費用又ハ長時間ヲ要シタルトキハ日當ノ外保護觀察所ノ相當ト認ムル金額ヲ支給スルコトヲ得

第四條 旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通ズル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ保護觀察所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通ゼザル水路ニ在リテハ一海里毎ニ二十五錢以内、其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ九十錢以内トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第五條 止宿料ハ一日五圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ住居ノ變更又ハ旅行ヲ許可セラレタル場合ニ之ヲ準用ス  
第八條 第六條又ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者住居ノ變更若ハ旅行ヲ中止シ又ハ行先地ヨリ住居地ニ歸著シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保護觀察所ニ届出テ旅券ヲ還納スベシ  
第九條 關東州外ニ住居ヲ變更シタル者再ビ關東州内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク住居ヲ定メ其ノ旨ヲ保護觀察所ニ届出ヅベシ  
前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ大使ニ報告スベシ  
第十條 保護觀察所本人刑法第二十九條第一項ニ該ルコトヲ知リタルトキハ意見ヲ具シ大使ニ報告スベシ  
第十一條 假出獄ノ取消アリタルトキハ其ノ執行ヲ爲シタル刑務所ノ長ハ其ノ旨ヲ保護觀察所ニ通知スベシ  
第十二條 本人死亡シタルトキハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ大使ニ報告スベシ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●保護觀察費用規則

昭和十四年一月二十三日  
關東局令第三號

保護觀察費用規則左ノ通定ム

保護觀察費用規則

第一條 保護觀察所ノ命ニ依リ出頭シタル參考人ニハ日當、旅費及止宿料ヲ支給ス

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

●大正十四年勅令第三百十六號

(關東州ニ於ケル行政執行ニ關スル件)

大正十四年十一月十八日  
勅令第三百十六號

改正 昭和九年第三九五號、一二年第六八五號

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政執行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)

關東州ニ於ケル行政執行ニ關シテハ行政執行法第六條第三項ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中廳府縣警察費トアルハ國費、勅令トアルハ關東局令トス



附則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム(昭和二年關東廳令第四十八號ヲ以テ昭和二年十月一日ヨリ施行)

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム(昭和二年關東廳令第四十八號ヲ以テ昭和二年十月一日ヨリ施行)

●昭和二年關東廳令第四十九號  
(大正十四年勅令第三百十六號  
施行ニ關スル件)

昭和二年九月十四日  
關東廳令第四十九號  
大正十四年勅令第三百十六號施行ニ關スル件左ノ通定ム  
第一條 生命、身體若ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認め又ハ交通ニ危害ヲ及ボスノ虞アリト認めムルトキハ當該行政官廳ハ大正十四年勅令第三百十

〔輯一〇四〕

〔輯一〇三〕

六號ニ於テ依ルコトヲ定メタル行政執行法以下行政執行法第四條ノ規定スル措置ヲ爲スコトヲ得  
左ノ各號ニ掲グル土地其ノ他ノ物件ニ關シ法令ノ違反ニ因リテ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認めムルトキ亦前項ニ同シ

- 一 崩壊又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所
- 二 家屋其ノ他ノ工作物
- 三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外「關東長官」ノ定メタル土地、物件
- 第二條 當該行政官廳ハ危害豫防ノ爲メハ衛生上必要ト認めムル物品ハ必要ナル分量ヲ試驗ノ用ニ供スルコトヲ得
- 第三條 行政執行法第五條第一項ノ規定ニ依ル過料ハ「關東長官」ニ在リテハ二十五圓以下、其ノ他ノ行政官廳ニ在リテハ十圓以下トス
- 第四條 行政執行法第五條第二項ノ規定ニ依ル戒告ハ履行期間ヲ定メ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ義務者ノ所在不明ナルトキハ「關東廳廳報」ニ公告シテ戒告ヲ爲スヘシ
- 第五條 行政執行法第五條第一項ノ規定ニ依ル費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ、過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ各其ノ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ
- 義務者ノ所在不明ナルトキハ前項ノ決定書ヲ「關東廳廳報」ニ公告シテ決定書ノ交付ニ代フヘシ

本令ハ大正十四年勅令第三百十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

●射倅行爲取締規則

大正四年三月四日  
關東都督府令第七號

射倅行爲取締規則左ノ通定ム  
射倅行爲取締規則  
第一條 應賞又ハ富饒類似其ノ他射倅ノ方法ヲ用井ムコトヲ提供シ物品ノ販賣其ノ他ノ行爲ヲ爲シ又ハ其ノ取次ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ但シ學術技藝ニ關シ應賞ノ方法ヲ用井ムコトヲ提供スルモノハ此ノ限ニ在ラス  
一 本籍、住所、氏名、年齢  
二 資本金額  
三 種類、目的、期間、方法



- 第二條 所轄警察官署ハ必要ト認めルルトキハ何時ニテモ保護ヲ提供セシムルコトヲ得
- 第三條 許可ヲ受ケタル者ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認めタルトキハ所轄警察官署ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得
- 第四條 本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處シテ其ノ行為ヲ授ケ又ハ授受ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

### 寄附募集取締規則

大正十四年四月十八日  
關東廳令第二十號

- 第五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第六條 『本令施行ノ際現ニ第一條ノ行為ヲ爲ス者ニシテ未ダ警察官署ノ許可ヲ受ケサル者ハ十日以内ニ其ノ許可ヲ受ケヘシ』
- 第七條 本令施行前既ニ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

### 寄附募集取締規則

- 第一條 各戸ニ就キ寄附金品ノ募集ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ募集價額千圓以上ノモノ又ハ募集區域二以上ノ警察署ノ管轄ニ互ルモノニ在リテハ關東州廳長官ニ、其ノ他ノモノニ在リテハ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 出願人及募集従事者ノ本籍、住所、職業、氏名及年齢 法人ニ在リテ者ノ氏名及定款

### 營業取締規則

大正十五年九月十一日  
關東廳令第四十二號

- 一 新開雜貨ノ發行
- 二 預約出版物ノ發行
- 三 有價證券割賦販賣業
- 四 化粧湯營業
- 五 清涼飲料水製造業
- 六 製氷業
- 七 病院ノ經營
- 八 市場ノ經營
- 九 舞踏場ノ經營
- 十 軌道運輸業

- 二 募集ノ目的
- 三 工作物ニ保ルモノハ其ノ設計書
- 四 募集金品ノ金額、數量及收支ノ豫算
- 五 募集ノ期間
- 六 募集ノ區域
- 七 募集ノ許可ヲ受ケタルトキハ寄附募集臺帳ヲ作成シ募集従事者別ニ依リ應募者ノ氏名及其ノ出捐價額ヲ記入シ警察署ノ査閲ニ資スヘシ
- 八 募集金品ハ之ヲ募集ノ目的以外ニ使用又ハ處分スルコトヲ得ス
- 九 募集ノ期間滿了シ又ハ募集ノ目的タル事業完成シタルトキハ收支明細書ヲ作成シ十日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ差出スヘシ
- 十 募集ノ方法其ノ他ニ付公安ヲ害スル虞アリト認めタルトキ又ハ募集ノ目的タル事業力完成ノ見込ナキニ至リタルトキハ募集ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
- 十一 前項ニ依リ取消ヲ受ケタル出願人又ハ許可ナクシテ募集行為ヲ爲シタル者ハ現ニ募集シ得タル金品ヲ其ノ出捐者ニ返還スヘシ
- 十二 本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 十三 前項ノ規定ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス
- 十四 出願人ハ寄附募集ニ關スル募集従事者ノ行為ニ付其ノ責任ニ任ス

- 十一 倉庫業
- 十二 土木建築請負業
- 一 一般治又ハ鑄物製造業
- 二 水上行商
- 三 運船用途商
- 四 遊藝場ノ經營
- 五 舞踏手
- 六 俳優、遊藝師匠又ハ遊藝稼業
- 七 藝妓置屋業
- 八 裝蹄場ノ經營
- 九 氷雪ノ採取、貯藏又ハ販賣業
- 十 給水業
- 十一 織造製造業
- 十二 獸肉加工業
- 十三 露店又ハ物品行商
- 十四 屏物商又ハ古物直
- 十五 葬儀屋
- 十六 賣屋
- 十七 古物商
- 十八 兩替商
- 十九 印刷業
- 二十 印刷ノ製造又ハ販賣業
- 二十一 民船代理業



- 二十二 運送業
  - 二十三 四清業
  - 二十四 秤量業
  - 二十五 渡船業
  - 二十六 案内業
  - 二十七 飲酒業
  - 二十八 洗浴業
  - 二十九 按摩業
  - 三十 漢藥業
  - 三十一 衣類清圖貸付業
  - 三十二 染直又ハ染直物取次業
  - 三十三 洗濯業
  - 三十四 掃除業
- 二 左ノ各號ノ場合ニ於テハ十日内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ許可證ヲ  
 領ヘ其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ法定代理人ヨリ、第  
 三號ノ場合ニ於テハ戸主又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 一 營業者ノ本籍、住所、氏名又ハ商號 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務  
 所所在地、代表者ノ氏名又ハ  
 代表者ノ氏名又ハ  
 代表者ノ氏名又ハ  
 代表者ノ氏名又ハ
- 一 營業者ヲ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
 二 營業者シタルトキ  
 三 營業者死亡シ又ハ所在不明ト爲リタルトキ  
 四 營業者ハ東京州廳長官又ハ警察署長ハ營業ニ關シ取締上必要ナル事  
 項ヲ命スルコトアルヘシ  
 五 警察署長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ營業場  
 所ニ臨檢セシムルヲ得

第五條 警察署長ハ販賣又ハ營業ノ用ニ供スル物ニシテ衛生上其ノ他危害  
 ヲ生スル虞アリト認ムルトキハ其ノ製造、販賣、授受若ハ使用ヲ禁止シ、  
 停止シ又ハ廢棄セシメ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第六條 營業者ニシテ本令ニ基ク命令又ハ許可ノ條件ニ違反シタ  
 ルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ公安、風俗ヲ  
 害シ又ハ衛生上危害ヲ及ボスヘキ行爲アリタルトキ亦同シ

第六條ノ二 營業者組合ヲ設ケムルトキハ其ノ規約及代表者ヲ定メ甲  
 種ニ付テハ關東州廳長官ニ、乙種ニ付テハ警察署長ニ申請シ認可ヲ受ケ  
 ヘシ之ヲ變更セムルトキ亦同シ

關東州廳長官又ハ警察署長必要アリト認ムルトキハ其ノ認可ニ係ル組合  
 規約若ハ代表者ノ變更ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第七條 本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ許可ノ條件ニ違反シタル者ハ拘留又  
 ハ科料ニ處ス

第八條 營業者ハ其ノ營業ニ關シ從業者ノ爲シタル行爲ニ付其ノ責ニ任ス

第九條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ關則ハ法定代理人  
 ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付  
 テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 本令ノ規定ハ營利ノ目的トセスシテ舞踏場ノ開設ヲ爲サムトスル  
 者ニ付之ヲ準用ス

附則  
 本令ハ大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ古者營業ヲ爲ス者ハ古物商、濫獲古綿古紙營  
 業ヲ爲ス者ハ屠物商、兩管業及其ノ仲介業ヲ爲ス者ハ兩管商ノ許可ヲ受ケ  
 タルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ警察官署長ノ許可ヲ受ケ備寸製造業、獸乳ノ搾取業、乳  
 製品製造業、清涼飲料水製造業、製氷ノ業、獸醫ヲ爲シ又ハ私立病院、療  
 養場、市場ノ經營ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ關東長官ノ許可ヲ受ケタルモノト  
 看做ス

附則 (昭和十六年關東局令第十九號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ踏鐵工ノ許可ヲ受ケ現ニ營業スル者ノ經營  
 スル裝踏場ハ之ヲ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

● 興行及興行場取締規則

大正十一年七月二十九日  
 關東廳令第五十七號

改正 昭和三年第九號、五年第九號、九年關東局令第七四號、一〇年第二二號、一一  
 年第一〇一號、第一二一號、一四年第七號

興行及興行場取締規則左ノ通定ム

- 第一章 通則
- 第一條 本令ニ於テ興行トハ料金ヲ受ケルト否トヲ問ハズ演劇、活動寫  
 眞、演藝又ハ觀物等ヲ多衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スルコトヲ謂ヒ興行場ト  
 ハ興行ノ用ニ供スル場所ヲ謂フ
- 第二章 興行
- 第二條 興行ヲ主催セムトスル者ハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及職業法  
 ニ在リテハ名稱、主タル事務所並左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ  
 ノ所在地、代表者ノ氏名及定款  
 届出ツヘシ
- 一 興行場ノ名稱及所在地  
 二 興行ノ種類及番組活動寫眞ニ在リテハ映畫ノ種類、題  
 三 演伎者又ハ説明者ノ住所、氏名、年齢及藝名アルトキハ其ノ藝名
- 第九條 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

四 興行期間、開場及閉場ノ時刻  
 五 木戶錢其ノ他ノ料金  
 六 障礙ナル禽獸ノ類ヲ興行ノ用ニ供セムトスル場合ニ在リテハ其ノ糞  
 鎖方法

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第三條 演劇脚本ハ關東州廳ノ檢印アルモノニ非サレハ興行ノ用ニ供スル  
 コトヲ得ズ但シ支那演劇ノ脚本ニシテ興行地所轄警察署長ノ認可ヲ受ケ  
 タルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ認可ハ其ノ認可ヲ爲シタル警察署所轄内ニ於テ其ノ興行ノ續  
 行中ニ限り效力アルモノトス

第三條ノ二 演劇ノ脚本ニ檢印ヲ受ケムトスル者ハ住所、氏名 法人ニ在リ  
 稱、事務所所在地、演劇ノ題名 翻譯ニ在リテ、脚色者ノ氏名 翻譯ニ在リ  
 及代表者ノ氏名、演劇ノ題名ハ原名及譯名、脚色者ノ氏名 翻譯ニ在リ  
 ノ氏ヲ具シ脚本ハ正本ノ外副本一部ヲ添ヘ關東州廳長官ニ申請シテ檢閱  
 ヲ受ケヘシ

第三條ノ三 削除

第三條ノ四 檢印アル演劇脚本ヲ變更シタルトキハ第三條ノ二ニ準シ更ニ  
 申請シテ檢印ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ興行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第三條ノ五 演劇脚本ニ押捺セル檢印ノ有効期間ハ三年トス  
 演劇脚本ニシテ障害アルニ至レリト認ムルトキハ關東州廳長官ハ前項ノ  
 有効期間ニ拘ラス其ノ脚本ノ提出ヲ命シテ檢印ノ抹消ヲ爲シ又ハ制限ヲ  
 加フルコトアルヘシ

前項ノ制限ヲ加ヘタルトキハ脚本ノ訂正ヲ命シ其ノ訂正ノ箇所ニハ更ニ  
 檢印ヲ押捺ス

第三條ノ六 關東州廳長官又ハ警察署長必要アリト認ムルトキハ演藝說明  
 書ハ歌詞又ハ觀物説明書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ



第四條 活動寫真ノ映畫室ヲ有セサル興行場ニ於テ活動寫真ヲ興行セムトスルトキハ映畫室ニ充ツヘキ箇所ノ構造ヲ詳具シ所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 日出前及午後十二時以後ノ時刻ニ於テ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 興行主催者ハ興行ニ付左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 興行中ノ脚本若ハ説明書ヲ興行場ニ備置クコト

二 名義ノ如何ヲ問ハズ定額ノ料金以外ノ金錢ヲ客ニ請求セサルコト

三 定員外ノ人數ヲ入場セシメサルコト

四 人ノ嫌疑スル傳染性疾患アリト認めル者ヲ入場セシメサルコト

五 燈ニ通行人ニ入場ヲ勸誘セサルコト

六 非常口ハ赤色標板及赤色燈ヲ掲ケテ之ヲ指示シ且其ノ戸ハ之ヲ直ニ開放シ得ル準備ヲ爲シ置クコト

七 舞臺、樂屋又ハ映畫室ニ客ヲ出入セシメサルコト

八 演伎者、説明者其ノ他興行ニ從事スル者ヲ燈ニ客席ニ出入セシメサルコト

九 客席其ノ他人ノ出入スル場所ハ常ニ清潔ニシ且隨時換氣スルコト

十 便所ハ常ニ清潔ニシ且之ニ防臭劑ヲ使用スルコト

十一 敷物類ハ常ニ清潔ニシ且時々之ヲ日光ニ曝スコト

十二 演伎者ノ藝名ヲ詐稱シ事實ニ相違セル廣告ヲ爲シ又ハ事實ニ相違スル看板ヲ掲ケサルコト

十三 射伴ノ方法ヲ以テ入場ヲ勸誘セサルコト

十四 煙草盆、火鉢、洋燈、敷物類其ノ他火災ノ原因ト爲ルヘキ物品ハ各所定ノ場所ニ格納スルコト

シ關東州廳長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 位置、名稱及種別
- 二 敷地ノ面積及建物ノ坪數
- 三 建物ノ構造及設備
- 四 客席ノ種類、其ノ坪數及入場定員
- 五 使用燈火ノ種類
- 六 消火及其ノ他ノ非常設備
- 七 工費豫定額
- 八 建築設計者及工事監督者ノ住所、氏名
- 九 竣工期日
- 前項ノ願書ハ正副二通トシ各通ニ左ノ圖面及書類ヲ添付スヘシ
- 一 四隣ノ平面圖 道路ノ幅員ヲ記入スヘシ
- 二 建物ノ配置圖 縮尺二百分ノ一
- 三 建物ノ平面圖 縮尺百分ノ一
- 四 建物ノ断面圖 縮尺五十分ノ一
- 五 建物ノ立面圖 縮尺百分ノ一
- 六 建物ノ仕様書 構造及其ノ材料ヲ詳記スヘシ

第十條 興行場ニ付前條第一項第一號及第三號ノ事項ヲ變更セムトスルト

十五 客ノ履物、傘ノ類ヲ客席ニ持込マシメサルコト

十六 客ノ履物、傘ノ類ヲ預リ又ハ渡ス際ノ混雜ヲ防ク爲其ノ掛員ヲ置キ又ハ之ニ代ルヘキ適當ノ設備ヲ爲スコト

十七 客ニ物品ノ購入若ハ使用ヲ強ヒサルコト

十八 活動寫真映寫中ト雖客席ヲ全ク暗黒ナラシメサルコト

十九 活動寫真映寫ノ合間ニハ適當ノ休憩時間ヲ置クコト

二十 其ノ他警察官署ヨリ特ニ命セラレタル事項

第七條 興行主催者ハ興行場内ノ適當ノ箇所ニ諸易キ方法ヲ以テ左ノ事項ヲ指示スヘシ

一 客席ノ入場定員

二 木戸錢其ノ他ノ料金

三 警察署長ヨリ指示セラレタル事項

第七條ノ二 大使必要アリト認めルトキハ活動寫真ノ興行主催者ニ對シ期日、興行場等ヲ指定シ必要ナル活動寫真ノ映寫ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 興行主催者本令若ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキ又ハ興業カ公安、風俗若ハ衛生上有害ト認めルトキハ警察署長ハ其ノ興行ヲ禁止若ハ停止スルコトヲ得

警察署長ハ演伎者、説明者其ノ他興行ニ從事スル者ノ行爲カ公安若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認めルトキハ其ノ者ノ出場ヲ禁止シ若ハ興行主催者ニ之カ解雇ヲ命スルコトヲ得

第三章 興行場

第九條 興行場ヲ建設セムトスル者ハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及職業法人ニ在リテハ名稱、主たる事務並興行場ニ關スル左ノ各號ノ事項ヲ具

所ノ所在地、代表者ノ氏名及定款

キハ關東州廳長官ノ許可ヲ受クヘシ

前條第一項第二號及第四號乃至第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

第十一條 臨時他ノ建物ヲ興行場ニ代用セムトスル者ハ其ノ建物ノ位置、構造及設備ノ概要並其ノ使用期間ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十二條 興行場ハ學校、病院、圖書館其ノ他之ニ類スル建物ヨリ相當ノ距離アルコトヲ要ス

第十三條 興行場建設シタルトキ又ハ之ヲ改築、増築若ハ修繕シ其ノ工事完了シタルトキハ關東州廳長官ニ願出テ其ノ使用ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 相續以外ノ原因ニ因リ興行場ノ所有權ヲ承繼セムトスルトキハ當事者雙方連署ノ上關東州廳長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十五條 興行場ノ所有權ヲ相續ニ因リ取得シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第十六條 興行場ヲ興行ノ用ニ供セサルニ至リタルトキハ五日內ニ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

第十七條 公安、風俗若ハ衛生上必要アリト認めルトキハ興行場ノ撤去若ハ改築ヲ命シ、之ニ特別ノ設備ヲ爲サシメ又ハ其ノ使用ヲ禁止若ハ停止スルコトアルヘシ

興行場ニ於テ一年以上其ノ興行ヲ休止シタルトキ又ハ興行場所有者又ハ



興行主催者ニ於テ本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ其ノ興行場ノ使用ヲ禁止若ハ停止スルコトアルヘシ

- 第十八條 興行場ノ構造及設備ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ
一 建物ハ其ノ表側ノ二分ノ一以上ヲ幅三間以上ノ道路ニ面セシメ其ノ左側、右側及後側ニハ建物ニ接シ且道路ニ通スル幅九尺以上ノ空地ヲ存セシムルコト
二 外壁及階段ノ周壁ハ不燃質物ヲ以テ構造スルコト
三 屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト
四 建物ノ表側ニ於テ第一號ノ道路ニ面シ及兩側若ハ後側ノ適當ノ箇所ニ於テ第一號ノ空地ニ面シ各二箇以上ノ出入口及非常口ヲ設ケルコト
五 階上ノ客席ニハ二箇以上ノ出入口及階段ヲ設ケルコト
六 出入口及非常口ノ幅員ハ五尺以上トシ其ノ戸ハ外開キ又ハ引戸ト爲シ構造上已ムテ得サル事由アル場合ノ外自由蝶番戸ト爲ササルコト
七 客席一人ノ占用面積ハ一尺八寸平方以上トシ一辨ノ定員ハ四人以下ト爲スコト
八 大入場客席ニハ九尺以下毎ニ幅員八寸以上ニシテ床面ヨリノ高サ四寸以上ノ通路ヲ設ケルコト
九 客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ用ウル場合ニハ左ノ制限ニ從フコト
(イ) 客席ノ一人占用幅員ハ一尺三寸以上ト爲スコト
(ロ) 各椅子背ノ間隔ハ二尺五寸以上ト爲スコト
(ハ) 椅子ハ床ニ固著セシムルコト
(ニ) 椅子ノ横列八席以下毎ニ通路ヲ設ケルコト及其ノ通路ノ幅員ハ兩側ニ客席アルトキハ二尺五寸以上、片側ノミニ客席アルトキハ二尺以

〔輯四七〕

タルモノト看做ス

活動寫眞フィルム檢閱規則

昭和十年四月一日 關東局令第二十號

- 第一章 總則
第一條 活動寫眞フィルム檢閱規則左ノ通定ム
活動寫眞フィルム檢閱規則
第一條 活動寫眞フィルム以下フィルムハ本令ニ依リ檢閲ヲ經タルモノニ非ザレバ多衆ノ觀覽ニ供スル爲之ヲ映寫スルコトヲ得ズ
第二條 フィルムノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シフィルム及説明臺本ニ部ヲ添ヘ關東州廳長官ニ申請スベシ
一 申請者ノ住所及氏名務所ノ所在地、代表者ノ住所及氏名
二 フィルムノ題名ハ原名及譯名、製作者、卷數及メートル數
三 檢閱ヲ受ケルノ暇ナキトキハ映寫地ヲ管轄スル警察署長ニ申請シ其ノ檢閱ヲ受ケルコトヲ得
四 檢閱官廳必要アリト認ムルトキハ申請ニ係ルフィルムノ興行權ヲ證スル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
第三條 檢閱官廳ハ前條ノ規定ニ依リ檢閱ノ申請アリタルフィルムニシテ公安、風俗又ハ保健上支障ナシト認ムルトキハ其ノフィルムハ檢閱済ノ檢印ヲ捺捺シ説明臺本ニ其ノ旨ヲ記載ス但シ警察署長ハ檢印ノ捺捺ヲ省略スルコトヲ得
第四條 檢閱官廳檢閱ノ際公安、風俗又ハ保健上支障アリト認ムルトキハ

本令ハ大正十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ興行場建設ノ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ之ヲ受ケ

- 第二十一條 燈火ニハ電氣又ハ瓦斯ヲ使用シ已ムテ得サル事由アル場合ノ外他ノ燈火ヲ使用セサルコト
第二十二條 燈火ハ常用ノモノト豫備ノモノトヲ設備スルコト
第二十三條 客用便所ハ男女ヲ區別シ且入場定員ニ應シ其ノ數ヲ適當ナラシムルコト
第二十四條 樂屋、浴場及其ノ通路ニハ客席ヨリ見透シ得サル設備ヲ爲スコト
第二十五條 建物ノ換氣、採光及探照ノ設備ハ之ヲ充分ナラシムルコト
第二十六條 場内適當ノ箇所ニ非常消火設備ヲ爲スコト
第二十七條 場内適當ノ箇所ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設ケルコト
第十九條 前條ノ規定ニ依リ興行場ノ構造及設備ノ制限ハ土地ノ狀況、興行場ノ種別若ハ構造又ハ入場定員ノ多寡ニ依リ特ニ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ
前項ノ斟酌ヲ受ケムトスルコトキハ第二條ノ規定ニ依リ願書中ニ其ノ旨附記スヘシ
第四章 罰則
第二十條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第二十一條 本令ノ罰則ハ興行場所有者又ハ興行主催者法人ナルトキハ其ノ代表ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ未成年者ニシテ行爲能力ヲ有スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二十二條 興行場所有者又ハ興行主催者ハ其ノ代理人家族、使用人ノ行爲ニ付テモ其ノ責ニ任ス
附則
本令ハ大正十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ興行場建設ノ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ之ヲ受ケ



フィルムノ一部ヲ切除セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ切除セシメタルフィルムハ相當ト認ムル期間之ヲ領置  
スルコトヲ得

第五條 關東州廳長官ノ檢閲ノ有効期間ハ三年トス

警察署長ノ檢閲ノ效力ハ其ノ有効期間ヲ三月トシ他ノ警察署管内ニ及  
ブ

檢閲官廳必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ檢閲ノ有効期間  
ニ付制限ヲ爲スコトヲ得

第六條 檢閲官廳其ノ檢閲ヲ爲シタルフィルムニシテ公安、風俗又ハ保健  
上支障アルニ至リタルトキハ其ノ映寫ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

檢閲官廳前項ノ規定ニ依リ映寫ヲ禁止シタルフィルムノ所持  
者ニ對シ其ノフィルム及説明臺本ヲ提出セシメ檢印及記載事項ヲ抹消ヲ  
命ジ制限ヲ爲シタルトキハ説明臺本ヲ提出セシメ之ニ其ノ旨ヲ記載ス

第七條 檢閲ヲ經タルフィルムノ題名若ハ卷數ヲ變更セントスルトキ又ハ  
フィルムノ一部ヲ切除セントスルトキハフィルム及其ノ説明臺本ヲ添へ  
當該檢閲官廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條 フィルムノ檢閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ手数料ヲ檢閲官廳ニ納付  
スベシ

- 一 關東州廳長官ニ於テ檢閲スルフィルムニ付テハ一メートル又ハ其ノ  
總數毎ニ一錢但シ其ノ檢閲後三月内ニ同一申請者ヨリ檢閲ヲ申請スル  
當該フィルムノ複製品及有効期間經過後六月内ニ檢閲スル當該フィル  
ムニ付テハ五メートル又ハ其ノ總數毎ニ二錢
- 二 警察署長ノ檢閲スルフィルムニ付テハ五メートル又ハ其ノ總數毎ニ  
一錢

檢閲官廳必要アリト認ムルトキハ手数料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコト

ヲ得  
既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ

第九條 警察官廳又ハ檢閲官廳ハフィルムヲ多量ノ觀覽ニ供スル場所ニ臨  
檢スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ檢閲官廳ハ別記様式ノ證票ヲ携帶スベシ

警察官廳又ハ檢閲官廳ハ臨檢ノ際フィルム又ハ説明臺本ノ提出ヲ求ムル  
コトヲ得

第十條 フィルムノ檢印ヲ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ更ニフィルム  
ヲ其ノ檢閲官廳ニ提出シ檢印ノ押捺ヲ申請シ説明臺本ヲ亡失シ若ハ毀損  
シ又ハ第三條ノ規定ニ依リ記載ヲ汚損シタルトキハ更ニ説明臺本ヲ當該  
檢閲官廳ニ提出シ其ノ記載ヲ受クベシ

第十一條 本令ニ依リ申請ハ代理人ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本令ニ依リ關東州廳長官ニ申請スベキ書類ハ關東州廳フィルム  
檢閲所ニ之ヲ提出スベシ

第十三條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十四條 多量ノ觀覽ニ供スルフィルムヲ映寫スル者ハ其ノ代理人、戶  
主、家族、同居者其ノ他ノ從事者ニシテ其ノ映寫ニ關シ本令ニ違反シタ  
ルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十五條 本令ノ罰則ハ未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ法定代理人ニ、  
法人ニ在リテハ其ノ代表ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能  
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則  
本令ハ昭和十年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前關東廳又ハ關東局ノ檢閲ヲ經タルモノハ之ヲ本令ニ依リ檢閲ヲ  
經タルモノト看做ス

(別記)  
(様式)

第 號

昭和 年 月 日交付

活動寫眞  
フィルム

檢 閱 官 廳  
關 東 州 廳

州 廳 印 證 東

寸 二

活動寫眞フィルム檢閲規則

第九條 警察官廳又ハ檢閲官廳ハフィルムヲ多量ノ  
觀覽ニ供スル場所ニ臨檢スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ檢閲官廳ハ別記様式ノ證票ヲ携  
帶スベシ

警察官廳又ハ檢閲官廳ハ臨檢ノ際フィルム又ハ説  
明臺本ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者  
ハ拘留又ハ科料ニ處ス

(裏)

### 活動寫眞フィルム取締規則

昭和十二年十月二十六日  
關東局令第百二號

〔輯八四〕

活動寫眞フィルム取締規則左ノ通定ム

活動寫眞フィルム取締規則

第一條 本令ニ於テフィルムトハ多量觀覽ノ用ニ供スル活動寫眞ノフィル  
ム未現像フィルム及陰畫ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ配給トハ活動寫眞興行ヲ業トスル者ニ對シフィルムノ  
販賣又ハ貸付ヲ爲スヲ謂フ

第三條 フィルムノ製作業ヲ營メントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ關東  
州廳長官ノ許可ヲ受クベシ

以下

一 本籍、住所、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務  
所ノ所在地、代表者ノ氏名及定款ノ寫

二 製作所ノ名稱及所在地

三 俳優其ノ他従業員ノ種別及員數

四 資本金

五 事業計畫

六 營業開始年月日

フィルムノ製作業者ハ前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ業ヲ廢  
止シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ届出ヅベシ

第四條 フィルムヲ輸出セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ輸出セント  
スルフィルム及其ノ説明書二部ヲ添へ關東州廳長官ノ許可ヲ受クベシ但



シ活動寫眞フィルム檢閱規則ニ依リ檢閲ヲ受ケタルモノノ輸出ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 フィルムノ題名
  - 三 製作者及製作所
  - 四 巻數及メートル數
  - 五 製作年月日
  - 六 輸出ノ目的
  - 七 輸出地及仕向地
  - 八 輸出年月日及積載船舶名、航空機ニ依ル場合ハ其ノ名稱
  - 九 荷受人ノ住所及氏名
- 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ前項ノフィルムヲ檢閲スルコトヲ得

第五條 フィルムノ配給業ヲ營メントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ第四號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 商號
  - 三 資本金
  - 四 配給計畫
  - 五 營業開始年月日
- 前項第一號乃至第三號又ハ第五號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ届出ヅベシ

第六條 配給業者其ノ營業ヲ休止又ハ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具

シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ

- 第七條 配給業者ハ正當ノ理由ナクシテフィルムノ配給ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第八條 配給業者ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第九條 配給業者ハ別記様式ニ依リ毎月ノフィルム配給豫定表ヲ作成シ前月二十日迄ニ關東州廳長官ニ提出スベシ
- 第十條 關東州廳長官ハ取締上必要アリト認ムルトキハフィルムノ製作、配給、輸出又ハ輸入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 警察署長取締上必要アリト認ムルトキハ製作者又ハ配給業者ニ對シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ジ又ハ警察官吏ヲシテ營業所其ノ他フィルムヲ取扱フ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ關東州廳長官ハ營業又ハ輸出ノ許可ヲ取消シ、營業ヲ停止シ其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得
- 一 許可ノ日ヨリ六月以内ニ營業ヲ開始セザルトキ
- 二 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ依リ關東州廳長官又ハ警察署長ニ提出スル申請書、届書其ノ他ノ書類ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 三 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
- 第十三條 第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ違反シテフィルムノ製作業又ハ配給業ヲ營ミタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第四條第一項ノ規定ニ違反シテフィルムノ輸出ヲ爲シ又ハ爲サント

シタル者

- 二 第六條ノ規定ニ違反シテ營業ヲ休止又ハ廢止シタル者
  - 三 第七條ノ規定ニ違反シテフィルムノ配給ヲ拒ミタル者
  - 四 第十二條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 一 第三條第二項、第五條第二項、第八條及第九條ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 第十條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者
  - 三 第十一條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ又ハ臨檢ヲ拒ミタル者
  - 四 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ依リ關東州廳長官又ハ警察署長ニ提出スル申請書、届書其ノ他ノ書類ニ不實ノ記載ヲ爲シタル者

第十六條 フィルムノ製作者若ハ配給業者又ハフィルムヲ輸出スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指彈ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ定ムル罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本令ニ於テ輸出又ハ輸入トハ關東州ト其ノ他ノ地域、關東州ト滿洲ニ於ケル搬出又トノ間ニ於ケル搬出又ハ搬入ヲ謂フ

附則  
本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式

フィルム配給豫定表(何月分)

配給業者 氏 名

第 週	製作國名	題名	製作者	配給先	配給契 約種別	配給期間	配給料	備考

備考  
本表ハ上映週間別ニ作成スベシ



●講會取締規則

昭和十一年四月九日  
關東局令第十八號

講會取締規則左ノ通改正ス

講會取締規則

- 第一條 本令ニ於テ講會トハ親母子講、無盡講等其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス一定ノ口數ト給付スベキ金額又ハ有價物ヲ定期ニ金品ヲ贈出セシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ講員ニ金錢又ハ有價物ヲ給付ヲ爲スモノニシテ關東州無盡業令ノ適用ヲ受ケザルモノヲ謂フ
- 第二條 一公務所ノ公務員間、一會社ノ社員若ハ事務員間、一商店ノ店員間又ハ親族間ニ組織スル講會及口數二十口以内ニシテ一回ノ贈出金品額五圓未満ノ講會ニ對シテハ本令ヲ適用セズ
- 第三條 講會ニハ世話人三人以上ヲ置キ内一人ヲ代表者ニ選定スベシ世話人ヲ變更セントスルトキハ警察署長ノ許可ヲ受ケベシ警察署長必要アリト認ムルトキハ世話人ノ變更又ハ追加ヲ命ズルコトヲ得
- 第四條 講會ヲ組織セントスルトキハ世話人選署ヲ以テ左ノ各號ノ事項ヲ具シ事務所在地ヲ管轄スル警察署長以下警察署ノ許可ヲ受ケベシ第三號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

〔輯八二〕

- 十六 金錢以外ノモノヲ以テスル講會ニ在リテハ其ノ計算方法
- 十七 會計報告ニ關スル事項
- 十八 解散及清算ニ關スル事項
- 十九 其ノ他重要ナル事項
- 第六條 講會規約ノ變更ハ講員三分ノ二以上出席シ三分ノ二以上ノ同意ヲ得警察署長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第七條 世話人が未成年者ナルトキハ法定代理人ノ同意、妻ナルトキハ夫ノ許可ヲ要ス
- 第八條 總掛金額二千圓又ハ總掛金品ノ時價二千圓總口數百存續期間五年ヲ超ユル講會ハ之ヲ組織スルコトヲ得ズ
- 第九條 花籤ノ總額ハ總掛金品額ノ百分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第十條 定額費用ハ總掛金品額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ第一番會ニ限リ百分ノ五迄及ブコトヲ得
- 第十一條 世話人ハ講員タルコトヲ要ス
- 第十二條 世話人ノ加入口數ハ本人及家族同居人ヲ合シ二口ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第十三條 世話人ハ他ノ講會ノ世話人ト爲ルコトヲ得ズ但シ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十四條 講主、發起人、管理人、理事、幹事等何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ役員ハ總テ之ヲ世話人トス
- 第十五條 許可ヲ受ケタル講會成立シタルトキハ世話人ハ講員ノ住所、職業、氏名及加入口數並ニ初回開講ノ日時及場所ヲ具シ開講ノ五日前途ニ

一 代表者及世話人ノ住所、職業、氏名及生年月日

二 事務所ノ所在地

三 講員募集區域

四 講會規約

前項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第五條 講會規約ニハ左ノ各號ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 講會ノ名稱及目的
- 二 講會事務所在地及開講ノ場所
- 三 講會ノ存續期間及開講ノ期日
- 四 總口數、一回ノ給付金品額及一口ノ贈出金品額
- 五 贈出金品ノ拂込方法
- 六 抽籤、入札其ノ他給付ノ順位ヲ定ムル方法
- 七 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金品額
- 八 入札差額ノ處分方法
- 九 世話人ノ講員ニ對スル責任ニ關スル事項
- 十 當籤者、落札者其ノ他講員金品ノ給付ヲ受ケタル者ノ債務ニ對スル保證又ハ擔保ニ關スル事項
- 十一 缺口又ハ贈出金品ノ拂込ヲ爲サザル者アル場合ノ處理方法
- 十二 講員ノ權利移轉ニ關スル事項
- 十三 擔保物件及講員金品ノ保管方法
- 十四 花籤ニ關スル事項
- 十五 定額費用 世話人ノ報酬又ハ手数料、募集費、集金費、席ニ關スル事項

〔輯八二〕

- 警察署長ニ届出ヅベシ
- 第十四條 第四條ノ許可ヲ受ケタル後六十日以内ニ開講セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第十五條 世話人ハ連帶ノ責任ヲ以テ事務所ニ別記第一號様式ノ講員名帳ヲ、同第二號様式ノ收支明細書ヲ、同第三號様式ノ講會日誌ヲ備ヘ金品ノ收支、現在高其ノ他必要ナル事項ヲ明記シ支出ニ對シテハ一件毎ニ領收證ヲ徴シ置クベシ
- 第十六條 前項ノ帳簿及證憑書類ハ滿會又ハ解散ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ
- 第十七條 警察署長帳簿其ノ他ノ書類ノ提出ヲ命ジ又ハ臨檢ヲ爲ストキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十八條 講員帳簿其ノ他ノ書類ノ閱覽ヲ請求シタルトキハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十九條 講會ノ存續期間滿了前之ヲ解散セントスルトキハ世話人ハ連署ヲ以テ其ノ理由書ニ收支計算書及債務ノ辨濟方法ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ警察署長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ世話人ハ十日以内ニ警察署長ニ届出ヅベシ
  - 一 講員ニ異動ヲ生ジタルトキ
  - 二 開講ヲ休止シタルトキ
  - 三 講會滿了シタルトキ
- 第二十一條 前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ理由書ヲ、第三號ノ場合ニ於テハ收支計算書ヲ添付スベシ
- 第二十二條 世話人ハ開講ノ都度別記第四號様式ニ依リ收支計算報告書ヲ作



第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

一五四ノ八

成シ開講ノ日ヨリ十五日以内ニ警察署長ニ届出ヅベシ

第二十一條 警察署長講員ノ利益ヲ保護スル爲又ハ公益上必要アリト認ムルトキハ許可ヲ取消シ又ハ講習ヲ停止シ其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 本令又ハ本令ニ基キ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十三條 本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト

別記

(第一號様式)(用紙美濃型)

講員 臺帳

第 第 第 第 回 回 回 回 回	講員ノ本籍、住所、職業及氏名	口數	當籤又ハ落札金品額	當籤又ハ落札年月日	給付シタル金品額	金品額出	受領月日	取扱者印
第 第 第 第 回 回 回 回 回								

〔輯八二〕

同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十一年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前許可ヲ受ケ現ニ存スルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ第四條及第十三條ノ事項ハ本令施行ノ日ヨリ四十日以内ニ之ヲ届出ヅベシ  
本令施行地域外ニ於テ組織セラレタル講習會ニシテ本令施行地域内ニ於テ講員ヲ募集セントスルトキハ本令ニ依リ許可ヲ受ケベシ

考 備

〔輯六四〕

(注意)

給付シタル金品額ハ實際ニ交付シタル金品ノ額ヲ記載シ當籤又ハ落札金品額ト異ナルトキハ備考欄ニ其ノ理由ヲ記載スベシ

(第二號様式)(用紙美濃型)

收 支 明 細 簿		月 日	摘 要	收 入	支 出	差 引 現 在 高
第 何 回 講 會 計			何 回 繰 越 金 高			
			何 某 外 何 名 贈 出 金 品			
			何 某 何 回 分 講 會 計 金 品			
			給 何 某 へ 第 何 回 分 講 會 計 金 品			

(注意)

毎回毎ニ會計ヲ爲シ置クベシ

(第三號様式)(用紙美濃型)

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

一五五







### ●原動機取締規則

大正十四年十一月十八日  
關東廳令第六十三號

改正 昭和九年關東廳令第七二號、二二年第一二二號  
原動機取締規則左ノ通改正ス

#### 原動機取締規則

第一條 本令ニ於テ原動機トハ汽機、汽機、石油機關、瓦斯機關及電動機ヲ謂フ

第二條 原動機ヲ設置セムトスル者又ハ可搬式原動機ヲ使用セムトスル者ハ左ノ事項可搬式原動機ニ付テハ第四ノ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケヘシ其ノ増設又ハ第二號乃至第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ汽機二・六八〇疋(五封度)以內ノ汽機及實馬力五馬力以內ノ原動機ハ關東州廳長官ニ届出テ之カ設置、使用、増設又ハ變更ヲ爲スコトヲ得

- 一 本籍、住所、職業、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款寫
- 二 原動機ノ種類及箇數
- 三 使用目的
- 四 設置場所
- 五 使用時刻
- 六 建物ノ構造及圖面
- 七 据附基礎工事
- 八 隣接地ニ於ケル建物及附近ノ見取圖
- 九 取扱主任者ノ住所、氏名、生年月日及履歷

前項但書ノ届書ニハ同項各號ノ外原動機ノ汽機又ハ馬力數ヲ記載スヘシ  
第三條 前條ノ許可申請書ニハ同條第一項各號ノ外原動機ノ種類ニ依リ左ノ各號ノ事項ヲ具スルヲ要ス

- 一 汽機ノ構造及圖面 組立圖縮尺八分ノ一、分解圖縮尺四分ノ一、正面、平面、側面及斷面圖
- 二 汽機ノ寸法 煙管ノ長及徑、煙管式ニ在リテハ煙管ノ内徑及管數、水管式ニ在リテハ水管ノ外徑及管數
- 三 火床ノ長、幅、直立式汽機ニ在リテハ其ノ徑及火床ノ面積平方米又ハ平方呎
- 四 安全弁ノ種類、徑、面積及箇數
- 五 常用汽壓及水管式ニ在リテハ一時間ノ蒸發量
- 六 鐵板、鏡板、鏡板、鏡板、鏡板ノ材料及厚
- 七 支柱並鏡ノ材料、種類、寸法及「ピッチ」
- 八 燃料ノ種類
- 九 給水ノ方法
- 十 製造所名、製造年月日及履歷
- 十一 煙突ノ構造及詳細ナル圖面

#### 第六 實馬力

- 七 斷汽點及調速機ノ種類
- 八 節動輪ノ箇數、直徑及重量
- 九 給油機ノ種類及箇數
- 十 凝汽機、排汽唧筒及循環唧筒其ノ他附屬設備ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ種類並構造
- 十一 瓦斯機關及石油機關ノ構造及圖面
- 十二 油ノ貯藏器ノ構造及取附方法
- 十三 「シリシター」ノ箇數、直徑及厚
- 十四 衝程ノ長
- 十五 點火ノ方法
- 十六 一回轉數及「サイクル」數
- 十七 傳動ノ方法
- 十八 節動輪ノ箇數、直徑及重量
- 十九 消音機ノ構造、寸法及箇數
- 二十 燃料ノ種類及供給方法ニ在リテハ供給者氏名
- 二十一 排氣管ノ構造及寸法
- 二十二 實馬力
- 二十三 燃料一時間ノ消費高
- 二十四 氣筒冷却裝置ノ方法、水槽ノ寸法及箇數
- 二十五 點火機、調速機、減壓油供給裝置ノ種類及構造

- 一 電氣方式
- 二 馬力數又ハ「キロワット」數
- 三 電壓
- 四 電流
- 五 一回轉數
- 六 電力ノ供給ヲ受ケルモノニ在リテハ供給者ノ氏名
- 七 傳動ノ方法
- 第八條 關東州廳長官ハ必要アリト認ムルトキハ前二條以外ノ書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトヲ得
- 第九條 原動機ハ公園、官公衙、學校、圖書館及病院等ニ對シ適當ノ距離ヲ保有スルニ非サレハ之ヲ設置スルコトヲ得ス但シ暖房用、浴場用、洗布用、乾燥用、消毒用、炊事用及第二條第一項但書ノ原動機ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 原動機据附工事落成シタルトキハ其ノ旨關東州廳長官ニ届出テ検査ヲ受ケヘシ
- 第十一條 前項ノ検査ヲ受ケルニ非サレハ原動機ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十二條 第二條ニ依リ可搬式原動機ノ使用ヲ許可シタルトキ及前條ノ検査ニ合格シタルモノニ對シテハ別記様式ノ検査證書ヲ交付ス
- 第十三條 検査證書ハ原動機室又ハ原動機體ノ見易キ場所ニ掲出スヘシ
- 第十四條 原動機ハ検査證書ニ表示シタル使用期間ヲ經過シ又ハ常用汽壓ヲ超過シテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第十五條 汽機ニハ安全弁二箇以上ヲ裝置スヘシ但シ火床面積一・三平方米(十四平方呎)ヲ超エサル汽機ノ安全弁ハ一箇ト爲スコトヲ得



前項ノ安全ヲシテ發條式ナルトキハ其ノ發條ハ最大汽壓ニ對シ其ノ受  
クヘキ壓縮力ヲ加フルモ全長ノ縮小ハ舞徑ノ四分ノ一以上タルヘキモノ  
ニシテ仍之ヲ舞徑ノ四分ノ一ニ壓縮スルモ原形ニ復スルモノタルコトヲ  
要ス

第十條 原動機ヲ修繕セムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ關東州廳長  
官ニ届出ツヘシ  
一 修繕ノ事由  
二 修繕ノ箇所及方法  
三 落成期日

第六條ノ規定ハ修繕工事落成ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十一條 原動機ヲ讓受ケ使用セムトスル者ハ讓渡人ト連署シ關東州廳長  
官ノ許可ヲ受ケヘシ

家督相続ニ因リ原動機ヲ承繼シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨關東州廳長  
官ニ届出ツヘシ

第十二條 原動機取扱主任者ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ履歷書ヲ添附シ  
關東州廳長官ニ届出ツヘシ

第十三條 原動機ハ定期又ハ臨時ニ検査ヲ行フ  
前項ノ検査期日ハ豫メ原動機使用者ニ之ヲ通知ス

第十四條 原動機使用者ハ前條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽鐘ニ在リ  
テハ鐘水ヲ排出シ人孔及泥孔ヲ開放シ火床及火橋ヲ取外シ鐵垢ヲ剝脱シ  
鐵内外及煙道等ヲ清掃シ其ノ他ノ原動機ニ在リテハ其ノ使用ヲ停止シ清  
掃シテ検査ニ必要ナル準備ヲ爲スヘシ

第十五條 原動機検査ノ際ハ使用者又ハ取扱主任者ニ立會ヒ検査ニ必要  
ナル補助ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ答フヘシ

第十六條 當該官吏ハ何時ニテモ原動機設置ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得  
第十七條 原動機及其ノ使用目的ニ關聯スル設備ニ付騒音、煤煙其ノ他ノ  
事由ニ因リ危害ヲ生ジ又ハ危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ關東州  
廳長官ハ之ヲ修理、除害其ノ他ノ裝置若ハ撤去ヲ命スルコトヲ得

第十八條 原動機ノ燃料貯藏所ノ構造ハ不燃質材料ヲ以テスヘシ  
第十九條 原動機ノ使用ヲ廢シタルトキハ許可指令書及検査證書ヲ添ヘ五  
日以内ニ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

第二十條 原動機ニ異狀アリト認ムルトキ又ハ毀損其ノ他ノ事故アリタル  
トキハ危害防止ニ適當ナル措置ヲ爲シ遲滞ナク警察署ニ届出ツヘシ

第二十一條 原動機使用者左ノ事故ヲ生シタルトキハ五日以内ニ關東州廳長  
官ニ届出ツヘシ  
一 住所、氏名ニ異動アリタルトキ  
二 六月以上原動機ノ使用ヲ休止セムトスルトキ

原動機使用者死亡シ又ハ所在不明ハ其ノ解散  
主、家族又ハ法人ノ代表者ヨリ五日以内ニ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

原動機検査證書ヲ亡失、毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ  
五日以内ニ其ノ再下付又ハ書換ヲ願出ツヘシ

第二十二條 原動機取扱主任者疾病其ノ他ノ事故ニ因リ三十日以上原動機  
ノ取扱ヲ爲スコト能ハサルトキハ原動機使用者ハ其ノ代務者ヲ定メ關東  
州廳長官ニ届出ツヘシ

第二十三條 關東州廳長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ原動機ノ設置  
又ハ使用ノ許可ヲ取消シ又ハ原動機ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

一 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキ  
二 正當ノ事由ナクシテ設置許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ掘附工事  
ニ著手セザルトキ

三 原動機ノ使用目的ニ關聯スル設備ニ付公安又ハ衛生上危害アリト認  
ムルトキ

第二十四條 原動機取扱主任者原動機取扱上不適當ナリト認ムルトキハ關  
東州廳長官ハ其ノ解雇ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 本令ニ依リ關東州廳長官ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ經由  
スヘシ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第二條、第六條、第八條又ハ第二十條ニ違反シタル者

二 第十三條ノ検査ヲ拒ミ若ハ忌避シ又ハ故意ニ第十四條ノ準備ヲ爲サ  
サル者

三 第十五條ノ検査ニ際シ立會又ハ補助若ハ尋問ヲ拒ミ又ハ尋問ニ對シ  
虚偽ノ供述ヲ爲シタル者

四 第十七條ノ處分ニ違反シタル者

五 第二十三條ノ規定ニ基ク停止ノ處分ニ違反シタル者

第二十七條 第九條乃至第十二條又ハ第二十二條ニ違反シタル者ハ百圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第七條第二項、第十八條、第十九條又ハ第二十一條ニ違反シ  
タル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十九條 原動機使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ  
他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ

ナル補助ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ答フヘシ

第十六條 當該官吏ハ何時ニテモ原動機設置ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

第十七條 原動機及其ノ使用目的ニ關聯スル設備ニ付騒音、煤煙其ノ他ノ  
事由ニ因リ危害ヲ生ジ又ハ危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ關東州  
廳長官ハ之ヲ修理、除害其ノ他ノ裝置若ハ撤去ヲ命スルコトヲ得

第十八條 原動機ノ燃料貯藏所ノ構造ハ不燃質材料ヲ以テスヘシ

第十九條 原動機ノ使用ヲ廢シタルトキハ許可指令書及検査證書ヲ添ヘ五  
日以内ニ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

第二十條 原動機ニ異狀アリト認ムルトキ又ハ毀損其ノ他ノ事故アリタル  
トキハ危害防止ニ適當ナル措置ヲ爲シ遲滞ナク警察署ニ届出ツヘシ

第二十一條 原動機使用者左ノ事故ヲ生シタルトキハ五日以内ニ關東州廳長  
官ニ届出ツヘシ  
一 住所、氏名ニ異動アリタルトキ  
二 六月以上原動機ノ使用ヲ休止セムトスルトキ

原動機使用者死亡シ又ハ所在不明ハ其ノ解散  
主、家族又ハ法人ノ代表者ヨリ五日以内ニ關東州廳長官ニ届出ツヘシ

原動機検査證書ヲ亡失、毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ  
五日以内ニ其ノ再下付又ハ書換ヲ願出ツヘシ

第二十二條 原動機取扱主任者疾病其ノ他ノ事故ニ因リ三十日以上原動機  
ノ取扱ヲ爲スコト能ハサルトキハ原動機使用者ハ其ノ代務者ヲ定メ關東  
州廳長官ニ届出ツヘシ

第二十三條 關東州廳長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ原動機ノ設置  
又ハ使用ノ許可ヲ取消シ又ハ原動機ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

一 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキ  
二 正當ノ事由ナクシテ設置許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ掘附工事  
ニ著手セザルトキ

三 原動機ノ使用目的ニ關聯スル設備ニ付公安又ハ衛生上危害アリト認  
ムルトキ

第二十四條 原動機取扱主任者原動機取扱上不適當ナリト認ムルトキハ關  
東州廳長官ハ其ノ解雇ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 本令ニ依リ關東州廳長官ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ經由  
スヘシ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第二條、第六條、第八條又ハ第二十條ニ違反シタル者

二 第十三條ノ検査ヲ拒ミ若ハ忌避シ又ハ故意ニ第十四條ノ準備ヲ爲サ  
サル者

三 第十五條ノ検査ニ際シ立會又ハ補助若ハ尋問ヲ拒ミ又ハ尋問ニ對シ  
虚偽ノ供述ヲ爲シタル者

四 第十七條ノ處分ニ違反シタル者

五 第二十三條ノ規定ニ基ク停止ノ處分ニ違反シタル者

第二十七條 第九條乃至第十二條又ハ第二十二條ニ違反シタル者ハ百圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第七條第二項、第十八條、第十九條又ハ第二十一條ニ違反シ  
タル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十九條 原動機使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ  
他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ

以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條 本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ業務執行社員ニ之  
ヲ適用ス

附則  
本令ハ大正十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ規定ニ依リ原動機使用ノ許可ヲ受ケ現ニ使用中ノ者ハ本  
令ニ依リ原動機ノ設置又ハ使用ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

電氣事業取締規則ニ依リ電動機設置ノ届出ヲ爲シ又ハ認可ヲ受ケ現ニ使用  
中ノ者ハ本令ニ依リ原動機設置ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ原動機ノ検査ヲ受ケ使用期間ヲ指定  
セラレタルモノハ其ノ期間ノ滿了迄検査ノ效力ヲ有ス  
(別記様式略ス)



### ●自動車取締規則

昭和十一年三月十二日  
關東局令第九號

改正 昭和二年第一一號、一三年第三四號、一五年第九六號  
自動車取締規則左ノ通改正ス

- 第一章 總則
- 第二章 車輛ノ構造裝置
- 第三章 車輛ノ検査
- 第四章 運轉免許
- 第五章 罰則
- 第六章 自動車運輸營業

- 第七章 車庫
- 第八章 自動車ノ用法
- 第九章 車輛ノ牽引
- 第十章 罰則

#### 自動車取締規則

##### 第一章 總則

第一條 本令ニ於テ自動車トハ一般ノ道路及一般ノ通行ノ用ニ供スル場所ニ於テ原動機ヲ用ヒ軌條ニ依ラズシテ運轉スル車輛ヲ謂フ

第二條 自動車ヲ分チテ普通自動車、特殊自動車及小型自動車ノ三種トス

本令ニ於テ普通自動車トハ内燃原動機、差動裝置及前二輪ニ依ル操向裝置ヲ具備シ主トシテ人又ハ貨物ヲ運搬スル構造ヲ有シ車輛重量三百六十斤以上ノモノニシテ小型自動車ニ非ザル自動車ヲ謂フ

本令ニ於テ特殊自動車トハ普通自動車又ハ小型自動車ニ非ザル自動車ヲ謂フ牽引自動車ハ之ヲ特殊自動車ト看做ス

本令ニ於テ小型自動車トハ左ノ制限ヲ超エザル自動車ヲ謂フ

- 一 車輛ノ長さ二・八米、幅一・二米、高さ一・八米
- 二 内燃原動機ノ設備ヲ有スルモノニシテ四サイクルノモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計七百五十立方程、二サイクルノモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計五百立方程
- 三 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定格出力四・五キロワット

〔轉一〇〇〕

〔轉八九〕

第三條 本令ニ於テ車輛重量トハ燃料油槽、潤滑油槽及冷却水槽ヲ充滿シタル状態ニ於ケル自動車ノ重量ヲ謂ヒ總重量トハ車輛重量、最大積載量、五十五斤ニ乗車定員ヲ乗シタル重量ノ總和ヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ停車トハ人ノ乗降若ハ貨物ノ積卸ノ爲自動車ヲ停止シ又ハ法令ノ規定若ハ交通上ノ標示、指示ニ依リ若ハ交通上ノ危害豫防ノ爲一時自動車ヲ停止スルコトヲ謂ヒ駐車トハ停車以外ノ場合ニ於テ自動車ヲ駐ムルコトヲ謂フ但シ停車ノ場合ト雖モ自動車ノ停止時間五分以上ニ互ルトキハ之ヲ駐車ト看做ス

第五條 本令ニ依リ關東州廳長官ニ提出スベキ書類ハ自動車運輸營業者ニ在リテハ主タル營業所ノ所在地、其ノ他ノ者ニ在リテハ居住地、法人ニ在タル事務所ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スベシ但シ假運轉免許ニ關スル書類ハ申請者ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スベシ

第六條 車輛ノ長さ七・五米、幅二・二米、高さ三米ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 車輛ハ適度ノ安定ヲ有スル構造タルコトヲ要ス

第八條 車輛ノ最短廻轉半徑ハ最外側ノ轍ニ就キ測リ十一米以内タルコトヲ要ス

第九條 車輛重量三百六十斤以上ノ自動車ニハ逆行裝置ヲ備フルコトヲ要ス

第十條 蒸氣、瓦斯又ハ油其ノ他爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルベキ器、管及氣筒並ニ電氣裝置等ハ堅牢ニシテ漏洩又ハ危險ノ虞ナキモノタルコトヲ要ス

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

#### トヲ要ス

第十一條 車輛ハ運轉ニ際シ甚シキ騒音ヲ發シ又ハ惡臭若ハ有害ノ瓦斯又ハ煤煙ヲ多量ニ發散セザル構造ニシテ排出瓦斯又ハ煤煙ノ車室内ニ侵入セザルモノタルコトヲ要ス

第十二條 排氣管ニハ適當ナル消音裝置ヲ備フベシ

第十三條 蒸氣力ヲ用フルモノニ在リテハ其ノ汽鐘ニ壓力計、水面計及安全弁ヲ備フベシ

第十四條 動力調節裝置、制動裝置、操向裝置、斷續裝置及變速裝置ハ機能確實ニシテ且容易ニ操縱シ得ベキモノタルコトヲ要ス

第十五條 制動裝置ニ付テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 獨立ニ作用スベキ二系統以上ノモノニシテ一系統ハ後車軸ノ兩車輪ヲ制動スルコト但シ總重量二千五百斤未滿ノ自動車ノ制動裝置ニシテ四箇以上ノ車輪ヲ制動シ且制動力ノ傳達ニ流體壓力ヲ用ヒザルモノニ在リテハ一系統ト爲スコトヲ妨グズ

二 制動距離ニ在リテハ足動制動裝置ノ制動距離ハ乾燥セル水平道路ニ於テ自動車總重量二千五百斤未滿ノ乘車定員七人以下ノ乗用自動車ニシテ全車輪ニ空氣入タイヤヲ使用シ且全車輪ヲ制動スル制動裝置ヲ有スルモノ又ハ消防自動車若ハ救急自動車ニ在リテハ走行速度毎時四十斤ノトキ十四米、其ノ他ノ自動車ニ在リテハ走行速度毎時三十二斤ノトキ十一米ヲ超エザルコト

三 停止狀態ヲ保持シ得ル構造ヲ有スルコト

第十六條 タイヤハ空氣入膜破裂ノモノヲ使用シ常ニ豫備タイヤ一箇以上



ヲ備フベシ但シ乗合自動車、貨物自動車、牽引自動車、消防自動車及作  
業用自動車ニシテ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 自動車ニハ運轉者ノ見易キ箇所ニ速度計ヲ備ヘ且其ノ數字ヲ明  
瞭ニ認メ得ベキ光度ヲ有スル燈火ヲ備フベシ但シ特殊自動車及小型自動  
車ニシテ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 自動車ニハ軟調ノ音響ヲ發スル警音器二箇以上ヲ備フベシ但シ  
消防自動車及救急自動車ニ在リテハ之ニ異ル警音器ヲ備フルコトヲ得  
前項ノ規定ハ土地ノ狀況ニ依リテ之ヲ斟酌スルコトアルベシ

第十九條 自動車ニハ左ノ各號ニ依ル燈火裝置ヲ備フベシ  
一 前照燈ハ無色燈火ニシテ車輛ノ前面兩側ニ各一箇ヲ設備シ前方五十  
米以内ニ於ケル交通上ノ障害物ヲ明瞭ニ認メ得ベキ光度ヲ有シ其ノ主  
要光線ノ限界ハ前方二十五米以内ニ於テ地上ニ一・二米ヲ超エザルコト

二 尾燈ハ車輛ノ後面ニ一箇以上ヲ設備シ後方照射面ハ之ヲ赤色レンズ  
ト爲シ夜間二十五米ノ距離ニ於テ後面車輛番號ヲ明瞭ニ認メ得ベキ光  
度ヲ有スル無色燈火ヲ備ヘ運轉者ノ座席ヨリ消燈シ得ザル裝置ト爲ス  
コト

三 乗用車ニ在リテハ前二號ノ外室内燈及側燈ヲ備フルコト但シ關東州  
廳長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

四 乗合自動車ニ在リテハ前各號ノ外車輛ノ前面上部兩側ニ紫色ノ燈火  
ヲ備フルコト

第二十條 車輛ノ外部ニハ前條及第二十四條ノ燈火以外ノ燈火ヲ備フルコ  
トヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此  
ノ限ニ在ラズ

第二十一條 尾燈、停止燈及方向指示器ノ燈火ノ外有無ノ燈火ヲ用フルコ  
トヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ備ヘタル燈火ニ付テハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第二十二條 普通自動車ニハ車輛ノ前面及後面ニ緩衝器ヲ備フベシ但シ乘  
用ニ供セザル自動車ノ後面ニハ之ヲ備ヘザルコトヲ得

第二十三條 普通自動車ニハ前面硝子拂拭器ヲ備フベシ  
第二十四條 關東州廳長官ノ指定スル市街地ヲ主タル運轉地トスル普通自  
動車ニハ方向指示器、後寫鏡及停止燈ヲ備フベシ

方向指示器ハ左ノ制限ニ依ルベシ  
一 方向ノ指示ハ矢形又ハ劍形ノ類ニ依ルコト  
二 指示針ハ赤地ヲ以テ表シ其ノ長サ二十釐以上、最廣幅部四釐以上ノ  
モノタルコト

三 指示針ハ運轉者前面硝子支柱兩端ノ上部又ハ之ニ準ズベキ箇所ニ之  
ヲ裝置シ換向セントスル側ノ後方ヨリ明瞭ニ之ヲ認メ得ベキモノタル  
コト

四 指示針ハ車輛ノ最廣幅部ヨリ三十釐以上突出セザルモノタルコト  
五 指示針ハ方向ヲ指示シタル場合ノ外表示セラレザルモノタルコト  
六 夜間ハ指示針ノ内部ヨリ燈火ヲ以テ照明シ得ベキモノタルコト

七 操作ハ容易且確實ニ爲シ得ベキモノタルコト  
停止燈ハ左ノ制限ニ依ルベシ  
一 燈黃色ニシテ光度十燭光以上ノモノタルコト  
二 裝置位置ハ車輛ノ後面ニシテ後續車輛ヨリ見易キ箇所タルコト  
三 足動制動裝置ヲ操作スル場合ニノミ自動的ニ點燈スルモノタルコト

〔轉八九〕

第二十五條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ特殊自動車又ハ小型自  
動車ヲ指定シテ緩衝器、前面硝子拂拭器、方向指示器、後寫鏡又ハ停止  
燈ノ設備ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 自動車、側車附自動車又ハ特殊自動車若ハ小型自動  
車タル自動三輪車ノ構造裝置ニ付テハ第十五條第一號、第十九條第一號  
及第四十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ依ルコトヲ得

一 一系統ノ制動裝置ヲ備フルコト  
二 前照燈一箇以上ヲ備フルコト  
三 車輛番號ハ車輛ノ後面ニ標示スルコト

小型自動車タル自動車、側車附自動車又ハ自動三輪車ニシテ左  
ノ制限ヲ超エザルモノニ在リテハ速度計ヲ備ヘザルコトヲ得

一 內燃機關ヲ原動機トスルモノニシテ四サイクルヲ用フルモノニ在リ  
テハ氣筒容積ノ合計四百五十立方釐、二サイクルヲ用フルモノニ在リ  
テハ氣筒容積ノ合計三百立方釐

二 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定格出力三キロワット  
第二十七條 關東州廳長官ハ自動車ノ構造又ハ設備ニシテ公安又ハ保健上  
有害ナリト認ムルトキハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 定路線ニ依ル旅客運輸營業ノ用ニ供スル乗合自動車ハ前各條  
ノ規定ニ依ルノ外左ノ制限ニ依ルベシ  
一 乗降口ハ車體ノ左側ニ設ケルコト  
二 室内ニ換氣裝置ヲ設ケルコト

三 客室ノ高サハ車輛ノ縱中心線ニ於テ測リ床面ヨリ千三百七十釐  
立席ヲ有スルモノニ在以上ト爲スコト  
ヲテハ千七百三十釐

四 旅客座席ノ幅員ハ一人ニ付四百釐以上トシテ前方ノ餘地ハ六百釐  
以上トスルコト

五 立席ハ通路ノ幅員三百釐以上ニシテ旅客座席定員十二人以上ノモノ  
ニ非ザレバ之ヲ設ケザルコト

六 立席定員ハ通路ノ面積〇・一二平方米ニ付一人ノ割合ヲ超エザルコ  
ト

七 前二號ノ通路ノ幅員及面積ハ通路ニ向ヒ座席ノ設アル場合ニ於テハ  
凭レノ前方六百釐ヲ控除シテ之ヲ計算スルコト

八 立席ヲ設ケル場合ニハ握リ手、吊リ革其ノ他適當ナル設備ヲ爲スコ  
ト

九 車輛ニハ運輸ノ狀況ニ應ジ適當ナル物品ノ積載設備ヲ爲スコト  
十 車體ノ支柱ハ鐵骨ヲ用フルコト

第二十九條 車輛ノ外部ハ之ヲ溜色又ハ赤色ニ塗ルコトヲ得ズ但シ消防自  
動車、郵便自動車、自動車、側車附自動車及專ラ危險物ヲ運搬  
スル自動車ニ在リテハ之ヲ赤色ニ塗ルコトヲ妨ゲズ

第三十條 運轉者ハ自動車ノ構造裝置ニ付危險豫防上必要ナル注意ヲ爲ス  
ベシ  
自動車ノ使用主其ノ構造裝置ノ缺陷ニ付警察官吏又ハ運轉者ヨリ告知ヲ  
受ケタルトキハ必要ナル措置ヲ爲スニ非ザレバ自動車ヲ使用スルコトヲ  
得ズ

第三章 車輛ノ検査

第三十一條 自動車ハ車輛検査ニ合格シ指示ヲ受ケタル車輛番號ヲ標示ス  
ルニ非ザレバ之ヲ運轉スルコトヲ得ズ但シ第四十九條第一項ノ規定ニ依



ル許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 車輛検査ハ自動車ノ使用主ノ申請ニ依リ關東州廳長官之ヲ行フ  
商品タル自動車ヲ所持スル者ハ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査ヲ受ケルコトヲ得

第三十三條 前條ノ申請者ハ車輛検査ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 申請者ノ住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下同ジ）
  - 二 商品タル自動車ニ在リテハ其ノ旨
  - 三 自動車ノ種別
  - 四 車輛名及型式並ニ製造年
  - 五 自動車ノ用途（乗用、貨物用、自家用、營業用別以下同ジ）
  - 六 乗車定員及積載定量
  - 七 車輛重量及總重量
  - 八 車輛ノ長さ、幅及高さ
  - 九 原動機ノ型式及行程式（四サイクル機関、二サイクル機関等ノ別）
  - 十 氣筒ノ内徑、ストローク及筒數並ニ其ノ容積ノ合計
  - 十一 馬力又ハ一時間定格出力
  - 十二 機關番號
  - 十三 制動裝置ノ系統數、制動車輪數及制動力傳達方法
  - 十四 車庫又ハ車輛置場ノ位置
  - 十五 新車ニ非ザル自動車ニ在リテハ最初ノ使用年月
- 自動車ヲ他人ノ車庫ニ格納スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ承諾書ヲ添付スベシ

第三十四條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ乗車定員又ハ積載定量ヲ指定スルコトヲ得

第三十五條 車輛検査ニ合格シタル自動車ニハ別記第一號様式ノ車輛検査證ヲ交付シ車輛番號ヲ指示ス但シ商品トシテ車輛検査ヲ受ケタルモノニハ車輛番號ヲ指示セズ

第三十六條 第三十二條第二項ノ規定ニ依リ車輛検査ヲ受ケ之ニ合格シタル自動車ヲ使用セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ノ書換及車輛番號ノ指示ヲ受ケベシ

一 申請者ノ住所、氏名及生年月日

二 自動車ノ用途

三 車庫又ハ車輛置場ノ位置（自動車ヲ他人ノ車庫ニ格納スル場合ニ於テハ其ノ承諾書ヲ添付スルコト以下同ジ）

第三十七條 車輛検査ノ有効期間ハ自家用自動車ニ在リテハ一年以内、營業用自動車ニ在リテハ六月以内ニ於テ關東州廳長官之ヲ指定ス

前條又ハ第四十條ノ規定ニ依リ車輛検査證ノ書換ヲ受ケタル場合ニ於テハ新車輛検査證ハ舊車輛検査證ノ有効期間内ニ限リ其ノ效力ヲ有ス

第三十八條 車輛検査ノ有効期間満了後仍引續キ自動車ヲ使用セントスル者ハ有効期間満了前三十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ車輛検査ヲ申請スベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 自動車ノ種別及車輛番號

三 自動車ノ用途

四 舊車輛検査ノ有効期間

第三十九條 罰則

第四十條 自動車ノ使用主ニ變更アリタルトキハ後ノ使用主ハ七日以内ニ

左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ニ申請シ車輛検査證ノ書換ヲ受ケベシ

- 一 申請者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 前使用主ノ住所及氏名
- 三 自動車ノ種別及車輛番號
- 四 自動車ノ用途
- 五 使用主變更ノ事由
- 六 使用主變更ノ年月日
- 七 車庫又ハ車輛置場ノ位置

第四十一條 車輛検査證ハ車輛内部ノ見易キ箇所ニ、車輛番號別記第二號様式

車輛ノ前面及後面ノ見易キ箇所ニ之ヲ標示スベシ

前項ノ規定ニ依ルノ外一般公衆ノ乗用ニ供スル自動車ニ在リテハ車輛番號標板ヲ車室内乗用者ノ見易キ箇所ニ、貨物自動車ニ在リテハ其ノ最大積載定量標板ヲ車體ノ後面見易キ箇所ニ各別記第二號様式ニ依リ標示スベシ

第四十二條 車輛検査ニ合格シタル自動車ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル

トキハ關東州廳長官ニ申請シテ變更検査ヲ受ケベシ但シ第四十九條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 原動機又ハ其ノ氣筒ヲ取換ヘタルトキ

二 燃料油槽其ノ他之ニ類スル容器ノ構造又ハ位置ヲ變更シタルトキ

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

第四十三條 關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

第四十四條 關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置

變更事項

變更ノ年月日

關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置

變更事項

變更ノ年月日

關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置

變更事項

變更ノ年月日

關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置

變更事項

變更ノ年月日

關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置

變更事項

變更ノ年月日

關東州廳長官ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

關東州廳長官ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ關東州廳長官ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫若ハ車輛置場ノ

位置

變更ノ事由

變更ノ年月日

車庫又ハ車輛置場ノ位置



位置ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ關東州廳長官ニ其ノ旨ヲ届出テ車  
輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受クベシ

第四十六條 車輛検査證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ車  
輛検査證アルトキハ之ヲ添へ關東州廳長官ニ申請シテ其ノ再交付ヲ受ク  
ベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名
- 二 自動車ノ種別及用途
- 三 車輛番號及機關番號
- 四 亡失又ハ毀損ノ事由

第四十七條 關東州廳長官第四十條、第四十四條第二項又ハ前條ノ規定ニ  
依ル申請書ヲ受理シタルトキハ別記第三號様式ノ車輛検査證證明書ヲ交  
付スルコトヲ得

前項ノ車輛検査證證明書ノ有効期間ハ十日以内トス  
第一項ノ車輛検査證證明書ハ車輛検査證ノ交付ヲ受ケタルトキ之ヲ返納  
スベシ

第四十一條第一項ノ規定ハ第一項ノ車輛検査證證明書ニ付之ヲ準用ス  
第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ自動車ノ使用主ハ遲滞ナク車  
輛検査證ヲ返納スベシ

- 一 自動車ノ使用ヲ廢止シタルトキ

二 車輛検査ノ有効期間満了シタルトキ

第三十四條第一項ノ規定ニ依リ自動車ノ使用ヲ禁止セラレタルトキ  
四 亡失シタル車輛検査證ヲ發見シタルトキ

第四十四條第一項ノ規定ニ依リ自動車ノ使用ヲ停止セラレタル場合ニ於  
テハ自動車ノ使用主ハ直ニ車輛検査證ヲ關東州廳長官ニ提出シ停止期間  
満了シタルトキ之ガ交付ヲ受クベシ

第四十九條 車輛ノ検査、試運転又ハ廻送等ノ爲自動車ヲ一時運轉セント  
スル者ハ左ノ事項ヲ具シ自動車所在地ノ警察署長ノ許可ヲ受クベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名
  - 二 自動車ノ種別及用途
  - 三 自動車ノ型式及車名
  - 四 機關番號
  - 五 一時運轉ノ目的
  - 六 運轉経路又ハ地域
  - 七 運轉日時
  - 八 運轉者ノ住所、氏名、運轉免許ノ種別及免許番號
- 警察署長前項ノ一時運轉ヲ許可シタルトキ別記第四號様式ノ一時運轉許  
可標板及別記第五號様式ノ一時運轉許可證ヲ交付ス  
前項ノ一時運轉許可標板及一時運轉許可證ハ運轉終了後遲滞ナク之ヲ返

納スベシ

第四章 運轉免許

第五十條 運轉免許ヲ受ケタル者ニ非ザレバ自動車ヲ運轉スルコトヲ得  
ズ

第五十一條 運轉免許ヲ分チテ普通免許、特殊免許及小型免許ノ三種ト  
ス

普通免許ヲ受ケタル者ハ普通自動車及小型自動車ヲ、特殊免許ヲ受ケタ  
ル者ハ特定種類ノ特殊自動車及小型自動車ヲ、小型免許ヲ受ケタル者ハ  
小型自動車ノ運轉ヲ爲スコトヲ得

前項ノ特殊自動車ノ種類ハ之ヲ告示ス

第五十二條 運轉免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ニ  
申請スベシ

- 一 本籍、住所又ハ居所、氏名及生年月日
- 二 運轉免許ノ種別
- 三 運轉免許ヲ有スル者ニ在リテハ現ニ有スル運轉免許ノ種別、免許證  
番號及有効期限

前項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ書類及寫眞申請前六月以内ニ撮影シタ  
刺版、無臺紙ノモノニシテ其ノ裏面ニ氏三枚ヲ添付スベシ  
名及生年月日ヲ記載セルモノ以下同ジ  
一 履歷書 兵役關係アル者ハ徵集年度、役種、兵種及所  
屬部隊區、師團又ハ鎮守府名ヲ記載スルコト

二 身體検査證

第五十五條第二號、第三號又ハ第五號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ  
有スル運轉免許證ノ寫、第六號ニ該當スル者ニ在リテハ卒業證書ノ寫  
及在學中自動車ノ構造ニ關スル學科ヲ修得シタルコトノ證明書、第七  
號ニ該當スル者ニ在リテハ技術證明書ノ寫

第五十三條 運轉免許ハ試験ニ合格シタル者ニ之ヲ與フ

運轉免許ノ試験ハ普通免許及特殊免許ニ在リテハ自動車ノ構造及取扱方  
法ノ要旨、自動車及交通ニ關スル取締法規並ニ自動車ノ運轉技能ニ就キ、  
小型免許ニ在リテハ自動車及交通ニ關スル取締法規並ニ自動車ノ運轉技  
能ニ就キ之ヲ行フ

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ運轉免許ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 普通免許及特殊免許ニ付テハ十八歳未滿ノ者、小型免許ニ付テハ十  
六歳未滿ノ者
  - 二 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者
  - 三 運轉免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者
- 第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ第五十三條第二項ノ規定  
ニ依ル試験ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ  
一 現ニ運轉免許ヲ有スル者ニシテ運轉免許ノ有効期間満了後仍引續キ  
自動車ヲ運轉セントスル者



- 二 特殊免許ヲ有スル者ニシテ普通免許又ハ別種ノ特殊免許ヲ受ケントスル者
- 三 特殊免許ヲ受ケントスル者
- 四 小型免許ヲ受ケントスル者
- 五 本令施行地域外ノ行政官廳外國行政官ニ於テ與ヘタル運轉免許ヲ有スル者
- 六 甲種工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科卒業者ニシテ在學中自動車ノ構造ニ關スル學科ヲ修得シタル者
- 七 滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定シタル者ノ技術證明書ヲ有スル者
- 八 自家用ノ自動車ヲ其ノ所有者又ハ其ノ家族自ラ運轉セントスル場合
- 第五十六條 試驗ニ際シ不正ノ行爲アリタル者ニ付テハ其ノ試驗ヲ無效トス
- 第五十七條 關東州廳長官運轉免許ヲ與ヘタルトキハ別記第六號様式ノ運轉免許證ヲ交付ス
- 第五十八條 運轉免許ノ有効期間ハ五年トス
- 第五十九條 運轉免許ノ有効期間滿了後仍引續キ自動車ヲ運轉セントスル者ハ有効期間滿了前六月以内ニ運轉免許ヲ申請スベシ
- 第六十條 本令施行地域外ノ行政官廳ニ於テ與ヘタル運轉免許ヲ有スル者

- 自動車ニ依リ旅行セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ運轉免許證ノ寫及寫眞三枚ヲ添ヘ關東州廳長官ニ申請シテ假運轉免許ヲ受クベシ
- 一 申請者ノ本籍、居住地又ハ滞在在、氏名及年齢
- 二 運轉セントスル自動車ノ種別、車名及型式
- 三 車輛番號及機關番號
- 四 運轉地域及期間
- 假運轉免許ヲ與ヘタルトキハ三月以内ニ於テ有効期間ヲ定メ別記第七號様式ノ假運轉免許證ヲ交付ス
- 第六十一條 運轉免許證假運轉免許ハ運轉中ノヲ携帯スベシ
- 第六十二條 削除
- 第六十三條 運轉免許ヲ受ケタル者其ノ本籍、住所若ハ氏名又ハ兵役關係ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ關東州廳長官ニ届出テ運轉免許證ニ其ノ旨ノ記入ヲ受クベシ
- 第六十四條 運轉免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタル者ハ左ノ事項ヲ具シ寫眞三枚及運轉免許證アルトキハ之ヲ添ヘ關東州廳長官ニ申請シテ其ノ再交付ヲ受クベシ
- 一 住所及氏名
- 二 運轉免許ノ種別及免許證番號
- 三 亡失又ハ毀損ノ事由

- 第六十五條 運轉免許又ハ假運轉免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當シ又ハ關東州廳長官ニ於テ不適當ト認ムルトキハ運轉免許又ハ假運轉免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 一 故意又ハ過失ニ因リ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ
- 二 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
- 第六十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉ナク運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ返納スベシ
- 一 運轉免許又ハ假運轉免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ
- 二 運轉免許又ハ假運轉免許ノ有効期間滿了シタルトキ
- 三 亡失シタル運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ發見シタルトキ
- 四 普通免許證又ハ特殊免許證ノ交付ヲ受ケタル者小型免許證ヲ所持スルトキ
- 運轉免許又ハ假運轉免許ヲ受ケタル者死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキハ其ノ戶主、家族、同居人又ハ雇主ハ遲滞ナク其ノ運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ返納スベシ
- 第五章 削除
- 第六十七條乃至第七十五條 削除
- 第六章 自動車運輸營業
- 第九章 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 第七十六條 本令ニ於テ自動車運輸營業トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 一定路線ニ依ル旅客又ハ貨物自動車運輸營業
- 二 貨物自動車運輸營業
- 三 自動車ニ依ル貨物運輸營業
- 四 自動車貨物營業
- 第七十七條 定路線ニ依ル自動車運輸營業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受クベシ
- 一 本籍、住所、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及定款寫以下同シ
- 二 商號
- 三 營業所支店又ハ出ノ位置附近百米以内ノ見取
- 四 路線附屬圖ヲ添
- 五 起點終點ノ地名及地番ヲ附記スルコト
- 延長(軒)
- 主ナル經過地名
- 停車所ノ位置及各停車所間ノ距離(軒)
- 車輛型式圖ヲ添附スルコト
- (イ) 輻數 常用車ト豫備車トニ分チ且乗客定員及乘車定員立席別又ハ貨物積載定量ヲ記載スルコト
- (ロ) 車輛ノ寸法及重量 長サ、幅及高サノ最大寸法並ニ車輛重量ヲ記載スルコト



(ニ)(ハ)

- 車臺 車名、型式及製造年ヲ記載スルコト
  - 車體 旅客自動車ニ在リテハ座席ノ配列、幅員、凳ノ前方ノ餘地、通路ノ幅員及長サ、客室ノ高サ、箱型幌型等ノ別並ニ車體ノ設計概要ヲ、貨物自動車ニ在リテハ有蓋無蓋等ノ區別ヲ記載スルコト
  - 六 運轉系統 系統複雜ナルトキハ系統並ニ各系統ニ於ケル行程、配置車輛數、發着時刻 始發及終着ノ時刻 運轉回數及運轉間隔ノ大要
  - 七 運賃 均一制、區間制、料制ノ別ニ依リ記載スルコト
  - 八 物品ノ集配ヲ爲ストキハ其ノ方法及集配料金並ニ集配區域ノ大要
  - 九 一年ヲ通シ繼續シテ運輸ヲ爲スモノニ非ザルトキハ運輸ヲ爲ス期間
  - 十 營業開始年月日
  - 十一 計畫書及資本金額並ニ出資方法
  - 十二 收支概算書
- 前項第三號乃至第九號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケベシ
- 第七十八條 路線延長ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テ路線延長ニ伴ヒ既許可路線ノ計畫中前條第五號乃至第七號及第九號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ゼザルトキハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
- 第七十九條 貨切自動車運輸營業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ
- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 商號
  - 三 營業所 支店又ハ出ノ位置及營業種別並ニ營業地域 張所ヲ含ム

- 四 車輛ノ種別、重量及數
  - 五 乘客定員及乘車定員又ハ貨物積載量
  - 六 料金額
  - 七 營業開始年月日
- 前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ規定ニ準ジ許可ヲ受ケベシ
- 他人ノ車庫ヲ賃借スルモノニ在リテハ申請書ニ車庫主ノ承諾書ヲ添付スベシ
- 第八十條 自動車貨運營業ヲ營マントスル者ハ前條ノ規定ニ準ジ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ
- 第八十一條 第七十七條乃至前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ届出ヅベシ
- 一 本籍、住所又ハ氏名
  - 二 商號
  - 三 計畫書、資本金額又ハ出資方法
  - 四 收支概算書
  - 五 定款
  - 六 營業開始年月日
- 第八十二條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ乘車券ヲ發行スベシ
- 乘車券ノ種類及形式ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキハ關東州廳長官ニ届出ヅベシ
- 第八十三條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ニ使用スル自動車ニハ車掌

ヲ乘車セシムベシ但シ特別ノ事由ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十四條 關東州廳長官公益上必要アリト認ムルトキハ自動車運輸營業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ變更セシムルコト
  - 二 路線若ハ運轉度數又ハ運轉時間ヲ變更セシムルコト
  - 三 他ノ運送業者ト連絡運輸ヲ爲サシムルコト
  - 四 全部又ハ一部ノ路線ヲ共通ニスル數人ノ自動車運輸營業者アル場合ニ共同經營ヲ爲サシムルコト
  - 五 旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト
  - 六 交通其ノ他ノ公安ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ信號人ノ配置其ノ他必要ナル措置ヲ爲サシムルコト
  - 七 前各號ノ外事業ノ改善ニ付必要ナル事項
- 第八十五條 定路線ニ依ル自動車運輸營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ全部又ハ一部ノ營業ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ
- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 廢止又ハ休止ノ事由
  - 三 休止期間
  - 四 廢止又ハ休止ノ路線
- 前項ノ規定ハ天災事變其ノ他緊急已ムヲ得ザル事由ノ爲運轉ノ全部又ハ一部ヲ休止セントスル場合ニハ之ヲ適用セズ
- 前項ノ事由ニ依リ運輸ヲ休止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ關東州廳長

官ニ届出ヅベシ

第八十六條 自動車運輸營業ヲ承繼セントスル者ハ當事者連署ノ上左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ但シ連署スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ之ヲ證スベキ書類ヲ添付スベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 商號
  - 三 營業種別
  - 四 承繼車輛數 車輛記號番號ヲ
  - 五 車庫ノ位置
  - 六 承繼事由
- 第八十七條 自動車運輸營業者死亡ニ因リ其ノ營業ヲ承繼シタル相續人ハ相續事實ヲ證スベキ書類ヲ添へ十四日以内ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ届出ヅベシ
- 第八十八條 定路線ニ依ル自動車運輸營業者ハ每營業年度ノ經過後二月以内ニ營業報告書ヲ調製シ關東州廳長官ニ之ヲ提出スベシ
- 第八十九條 定路線ニ依リ旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ
- 一 一定時又ハ定期ニ發車スルコト
  - 二 車輛内見易キ箇所ニ車輛番號標板ノ外運轉者及車掌ノ氏名並ニ料金額ヲ掲グルコト
  - 三 均一料金ニ依リ營業スルトキハ車輛内ニ其ノ地域ヲ明瞭ニ表示スルコト
  - 四 泥酔者、傳染病患者又ハ同乗者ニ嫌惡ノ感ヲ抱カシムベキ疾病者ヲ



乗車セシメザルコト

五 同乗者ニ危険又ハ迷惑ト爲ルベキ物品ヲ携帯シタル者ヲ乗車セシメザルコト

六 乗客定員ニ滿チタルトキハ車輛ノ前方見易キ箇所ニ滿員札ヲ掲示スルコト

七 車輛ノ外側ニハ見易キ箇所ニ行先及營業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示スルコト

八 運轉者、車掌其ノ他旅客及公衆ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ腕章徽章ニ依リ係員タルコトヲ明示スルコト

第九十條 貸切旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ前條第三號及左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 車輛内見易キ箇所ニ車輛番號標板ノ外運轉者ノ氏名及料金表ヲ掲グルコト

二 通行人ニ對シ強ヒテ乗車ヲ勸誘シ又ハ乗客ヲ求ムルノ目的ヲ以テ濫ニ交通類案ノ場所ヲ徘徊セザルコト

三 正當ノ事由ナクシテ客ニ對シ乗車ヲ拒ミ、降車ヲ要求シ又ハ運轉ヲ中止セザルコト

四 定路線又ハ區間ヲ豫定シ個別ニ料金ヲ受ケテ營業セザルコト

五 客ノ請求アリタルトキハ行程料金額、車輛番號、營業者及運轉者ノ住所氏名ヲ記シタル受領證ヲ交付スルコト

六 客ノ許諾ナクシテ他ノ者ヲ乗車セシメザルコト

第九十一條 定路線ニ依ル貨物自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ第八十九條第一

號、前條第五號及左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 運送品ノ毀損、滅失又ハ亡失等ヲ防止スル設備ヲ爲スコト

二 第二百二十六條第二項ニ定ムル範圍内ニ於テ運送品ノ看守人ヲ附スルコト

第九十二條 自動車運輸營業者運轉者ノ雇傭又ハ解雇ヲ爲シタルトキハ速ニ左ノ事項ヲ具シ營業所ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ニ届出ヅベシ

一 住所、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下同シ

二 事由

三 雇傭シタルトキハ免許證ノ寫

第九十三條 定路線ニ依ル自動車運輸營業者車掌又ハ信號人ヲ雇傭シタルトキハ速ニ左ノ事項ヲ具シ營業所ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ニ届出ヅベシ

一 住所、氏名及生年月日

二 履歷書

三 健康診斷書

車掌又ハ信號人ヲ解雇シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ前項ノ警察署長ニ届出ヅベシ

第九十四條 自動車運輸營業者自ラ營業ヲ管理スルコト能ハザルトキハ營業ニ付一切ノ權限ヲ有スル管理人ヲ定メ運署ノ上關東州廳長官ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

管理人ハ本令又ハ本令ニ基ク命令ノ適用ニ關シテハ營業者ト同一ノ責任ズ

第一百條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 名稱及區域

二 組織

三 目的及事業

四 主たる事務所

五 役員ノ種類、職務權限、選任及退任ニ關スル事項

六 會議ニ關スル事項

七 經費ノ收支ニ關スル事項

八 加入脱退ニ關スル事項

九 料金ニ關スル事項

十 解散ニ關スル事項

第一百一條 第九十九條ノ規定ニ依リ設ケタル組合ノ區域内ニ營業所ヲ有スル自動車運輸營業者ハ其ノ組合ニ加入スルコトヲ要ス

第一百二條 自動車運輸營業者組合ハ左ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク關東州廳長官ニ届出ヅベシ

一 役員ノ選任又ハ退任

二 一年間ノ事業成績

三 總會又ハ役員會ノ決議事項

四 豫算及決算

五 解散

第一百三條 關東州廳長官取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ組合ノ事業又ハ會計ヲ検査セシムルコトヲ得

第一百四條 關東州廳長官公益上必要アリト認ムルトキハ組合規約ノ變更若

管理人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第九十五條 定路線ニ依ラザル自動車運輸營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ届出ヅベシ

一 本籍、住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ

二 營業者死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキ

三 三月以上營業ヲ休止セントスルトキ

四 營業ヲ廢止シタルトキ

五 法人解散シタルトキ

第九十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ關東州廳長官ニ於テ營業ヲ繼續スルニ適セズト認ムルトキハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ三月以内ニ營業ヲ開始セザルトキ

二 公安又ハ保健上危害ヲ生ズルノ虞アルトキ

三 許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ

第九十七條 警察署長取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ營業所又ハ車庫ニ臨檢セシムルコトヲ得

第九十八條 定路線ニ依リ自動車ヲ運轉シ公衆ノ運輸ヲ爲サントスル者ニシテ之ヲ營業トセザルモノニ付テハ自動車運輸營業ニ關スル規定ヲ準用ス

第九十九條 自動車運輸營業者組合ヲ設ケントスルトキハ代表者及組合規約ヲ定メ其ノ区域内ニ營業所ヲ有スル者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケベシ



ハ役員ノ改選又ハ組合ニ於テ爲シタル決議ノ取消ヲ命ズルコトヲ得  
第五節 關東州廳長官前條ノ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト  
認ムルトキハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第七章 車庫

第六節 自動車格納車庫ノ設置、移轉、改造又ハ増設ヲ爲サントスルト  
キハ左ノ事項ヲ具シ車庫格納室面積十五平方米以上ノモノニ在リテハ關  
東州廳長官ノ、其ノ他ノモノニ在リテハ車庫ノ所在地ヲ管轄スル警察署  
長ノ許可ヲ受ケベシ第四號乃至第十號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同  
シ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 位置
  - 三 附近百米以内ノ見取圖及道路ノ幅員
  - 四 用途自家用及營業用ノ別
  - 五 車庫ノ内面積、格納スベキ車輛ノ數及種類
  - 六 車庫ノ構造仕樣書及正面圖、側面圖、平面圖、断面圖ヲ添附スルコト
  - 七 消火設備及給油方法其ノ他附屬設備ノ大要
  - 八 燃油、滑油ノ貯藏裝置ノ大要仕樣書及正面圖、側面圖、平面圖、断面圖ヲ添附スルコト
  - 九 車庫ヲ賃貸スルモノニ在リテハ其ノ賃貸條件
  - 十 竣功期日
- 第一號乃至第三號ノ事項ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ届出  
ツベシ
- 第七節 車庫ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルベシ但シ關東州廳長官ハ土地

- ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ之カ斟酌ヲ爲スコトヲ得
  - 一 車庫ノ内壁及天井ハ不燃質物ヲ以テ築造スルコト
  - 二 窓及出入口ニハ扉又ハ戸ヲ設ケ耐火構造ト爲スコト
  - 三 床ハコンクリート造ト爲スコト
  - 四 建物ノ一部ヲ車庫ト爲ス場合ニハ之ト他ノ用途ニ供スベキ部屋トノ  
境界ハ防火壁ヲ以テ區別シ各別ニ出入口ヲ設グルコト
  - 五 車庫内ニ於ケル給油ハ可搬式安全油槽又ハ地下埋設油槽ニ連絡スル  
漏洩ノ虞ナキ唧筒管ヲ以テ爲スコト
- 第八節 第六條ノ工事竣功シタルトキハ同條第一項ノ區別ニ從ヒ當該  
官廳ノ使用認可ヲ受ケベシ
- 前項ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ車庫ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ竣功  
前ト雖モ關東州廳長官ニ於テ支障ナシト認メタルトキハ一部使用ヲ認可  
スルコトヲ得
- 第一項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ別記第八號様式ノ使用認可證ヲ交付ス
- 第九節 車庫ノ使用者ハ車庫ノ外部見易キ箇所ニ左ノ事項ヲ揭示スベシ
- 一 住所、氏名及車庫ノ位置
  - 二 車庫主ノ住所、氏名及車庫ノ使用認可番號
  - 三 車庫ノ用途
  - 四 格納スベキ車輛ノ數及記號番號
  - 五 擔當運轉者ノ氏名
- 第十節 車庫ヲ賃貸受ケントスルトキハ當事者連署ノ上使用認可證ヲ添へ  
其ノ認可ヲ申請スベシ但シ連署スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ  
之ヲ證スベキ書類ヲ添附スベシ

車庫主ノ死亡ニ因リ其ノ車庫ヲ承繼シタル相續人ハ相續ノ事實ヲ證スベ  
キ書類及使用認可證ヲ添へ十四日以内ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第十一條 使用認可證ヲ失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再  
交付ヲ受ケベシ

第十二條 車庫ハ格納スル自動車アルトキハ之ヲ廢止スルコトヲ得ズ但  
シ格納自動車ノ使用主ニ對シ二月以上ノ期間ヲ附シ豫メ廢止スベキコト  
ヲ告知シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 車庫ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ使用認可證ヲ添へ其ノ旨  
ヲ届出ツベシ車庫ガ滅失シタルトキ亦同シ但シ使用認可證ヲ添附シ能ハ  
ザルトキハ其ノ事由ヲ附記スベシ

第十四條 前條但書ノ場合ニ於テハ廢止届ニ告知シタル旨ヲ證スル書類ヲ添附スベ  
シ

第十五條 車庫主自ラ車庫ヲ管理スルコト能ハザルトキハ管理人ヲ定メ  
連署ノ上第六條第一項ノ區別ニ從ヒ當該官廳ニ届出ツベシ

第十六條 關東州廳長官管理人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ  
得

- 第一百六條 車庫内ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
- 一 消火設備ハ常ニ其ノ機能ヲ完全ナラシムルコト
- 二 照明ハ電燈ニ依ルコト
- 三 喫煙ヲ爲サザルコト

四 火氣ヲ使用セザルコト

五 自動車ノ格納以外ニ使用セザルコト

第十七條 車庫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ關東州廳長官其ノ  
許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 虛偽ノ申請ヲ爲シタルトキ
  - 二 竣功期日ヲ經過スルモ尙竣功セザルトキ
- 第十八條 車庫主又ハ車庫ノ使用者ニシテ車庫ニ關シ本令又ハ本令ニ基  
ク命令ニ違反シタルトキ又ハ車庫ニシテ交通上支障ヲ生シ若ハ保安上危  
害ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキハ關東州廳長官ハ其ノ使用ヲ禁止シ若  
ハ停止シ又ハ特別ノ構造設備ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコ  
トヲ得

第十九條 車庫ヲ他人ニ賃貸スルコトヲ業ト爲サントスル者ハ左ノ事項  
ヲ具シ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ第四號及第五號ノ事項ヲ變更セシ  
トスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 車庫ノ位置
- 三 車庫主ノ氏名
- 四 格納スベキ車輛數
- 五 賃貸條件

第二十條 第九十六條ノ規定ハ前條ノ賃貸業者ニ之ヲ準用ス

第二十一條 自動車ハ車輛検査證ニ記載ヲ受ケタル用途以外ノ用ニ之ヲ



使用スルコトヲ得ズ但シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合又ハ故障ノ自動車ヲ牽引スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十二條 自動車ノ運轉ハ市街地又ハ人家連綿ノ地ニ在リテハ四・五米以上、其ノ他ノ地ニ在リテハ二・五米以上ノ有効幅員ヲ有スル道路ニ非ザレバ之ヲ運轉スルコトヲ得ズ但シ自動車、側車付自動車、側車若ハ自動三輪車等ノ運轉ヲ爲ス場合又ハ常時制限内ノ道路ヲ運轉スルノ必要アル者ニシテ特ニ警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合若ハ臨時ノ必要ニ依リ制限内ノ道路ヲ運轉セントスル者ニシテ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ消防自動車、救急自動車又ハ之ニ類スルモノニハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル道路ノ有効幅員ハ歩道及車馬道ノ區別アル道路ニ在リテハ車馬道ノ有効幅員トス

警察署長必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ區域、時間若ハ自動車ヲ指定シ又ハ道路ヲ指定シテ自動車ノ運轉ヲ制限スルコトヲ得

第二百二十三條 自動車ノ速度ハ左ノ制限ニ依ルベシ

道路ノ有効幅員	車種別	
	自動車 (乗車定員七人以下ノ乗用自動車ニ在リテハ全重量三千斤未滿)ニシテ全重量三千斤未滿ヲ使用シ且全重量三千斤未滿ヲ有スルモノ	作業自動車 (作業自動車及牽引自動車ヲ除ク)
二・五米以上	時速二七軒以内	時速一六軒以内
四・五米以上	時速四〇軒以内	時速二六軒以内
其ノ他ノ自動車	時速一九軒以内	時速一六軒以内
	時速三二軒以内	時速二六軒以内

十米以上ノ有効幅員ヲ有スル道路ニシテ人家連綿セズ交通稀疎ニシテ危害ノ虞ナキ場所ニ於テハ其ノ速度前項ノ制限ヲ超エ乗用自動車ニ在リテハ十六軒以内、其ノ他ノ自動車ニ在リテハ八軒以内ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ規定ハ土地其ノ他ノ狀況ニ依リ警察署長之ガ制限ヲ斟酌スルコトヲ得

消防自動車又ハ救急自動車ニ在リテハ其ノ最高速度ヲ時速七十五軒ト爲スコトヲ得

第二百二十四條 運轉者ハ前條ノ規定ニ依ル最高速度ノ制限内ニ於テ道路及交通ノ狀況ニ應ジ公衆ニ危害ヲ及ボス虞ナキ速度ヲ以テ自動車ヲ運轉スベシ

運轉者ハ前車カ時速四十軒以上ノ速度ヲ以テ運轉スル場合ハ之ヲ追越スコトヲ得ズ但シ消防自動車又ハ救急自動車ノ運轉者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十五條 警察用自動車ニハ車輛前面硝子ノ適當ナル箇所ニ商標ヲ表

〔輯八九〕

示スベシ

第二百二十六條 自動車ノ使用主又ハ運轉者ハ車輛ノ長さ及幅並ニ高サ地上三・五米小型自動車ニ在リテハ又ハ車輛検査證ニ記載シタル最大積載量若ハ乗車定員ヲ超エテ積載シ又ハ乗車セシムルコトヲ得ズ但シ乗用車ニ在リテハ十二歳未滿ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ四歳未滿ノ者ハ之ヲ定員外トス

貨物車ニハ運送品ノ看守ノ爲特ニ必要アル場合ニ於テハ二人ヲ限リ乗車定員外ノ附添人ヲ乗車セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ特別ノ事由ニ依リ出發地警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二百二十七條 自動車ハ車庫以外ノ場所ニ之ヲ格納スルコトヲ得ズ但シ小型自動車ニシテ三輛以下ヲ格納スル場合又ハ商品タル自動車、電気自動車等燃料ノ貯有ヲ必要トセザル自動車ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十八條 運轉者自動車ノ方向ヲ轉換シ、徐行シ若ハ停止セントスルトキ又ハ後續車輛ヲシテ追越サシメントスルトキハ手信號ヲ爲スベシ但シ方向指示器又ハ停止燈ニ依ル信號ヲ以テ手信號ニ代フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ手信號ハ左ノ方法ニ依ルベシ

- 一 右折セントスルトキ
- 二 左折セントスルトキ
- 三 徐行セントスルトキ

右手ヲ開キ右方車體外ニ水平ニ出シ又ハ左手ヲ開キ左方車體外ニ舉ゲ

左手ヲ開キ左方車體外ニ水平ニ出シ又ハ右手ヲ開キ右方車體外ニ舉ゲ

〔輯六二〕

右手又ハ左手ヲ開キ車體外斜下ニ出ス

四 停止セントスルトキ

右手又ハ左手ヲ握リ車體外斜下ニ出ス

五 後續車輛ヲシテ追越サシメントスルトキ

右手ヲ開キ右方車體外ニ出シテ之ヲ前後水平ニ動かス

六 道路ノ交叉點ニ於テ前進セントスルトキ

右手又ハ左手ヲ前方ニ水平ニ舉ゲ

第二百二十九條 交通整理ノ行ハレザル道路ノ交叉點ニ異リタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル自動車相互間ニ在リテハ左方ノ自動車ニ進路ヲ讓ルベシ但シ小道路ヨリ大道路ニ入ラントスル自動車ハ大道路ノ自動車ニ進路ヲ讓ルベシ

消防自動車又ハ救急自動車ト他ノ自動車トガ交通整理ノ行ハレザル道路ノ交叉點ニ異リタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ常ニ消防自動車又ハ救急自動車ニ進路ヲ讓ルベシ

第二百三十條 消防自動車又ハ救急自動車ノ接近シ來リタル場合ニハ他ノ自動車ハ直ニ道路ノ左側端ニ避讓停車スベシ

第二百三十一條 運轉者ハ道路ノ交叉點、曲角、急坂路、隧道又ハ幅員狭キ橋梁ニ於テハ他ノ自動車ヲ追越スベカラズ但シ消防自動車又ハ救急自動車ノ運轉者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十二條 鐵道又ハ軌道ノ路切ヲ横斷セントスルトキハ自動車ヲ一時停車シ安全ナルコトヲ確認シタル後通行スベシ但シ警察官吏、信號人、信號表示機等ニ依リ通行安全ヲ表示アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十三條 夜間自動車ヲ運轉スル者ハ第十九條及第二十四條ノ燈火ヲ點シ他ノ自動車ト行違フ場合ハ眩惑セシメザル爲前面燈火ノ光度ヲ減シ



又ハ一時消滅シテ側燈ヲ點ズベシ夜間道路其ノ他公衆ノ立入ル場所ニ自動車ヲ停車セシムルトキハ其ノ所在ヲ明瞭ナラシムル爲照明シ置クコトヲ要ス

第三百三十四條 運轉者ハ酒氣ヲ帶ビテ自動車ヲ運轉シ又ハ運轉中喫煙スベカラズ

第三百三十五條 左ノ場所ニ於テハ交通上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外自動車ヲ停車シ又ハ駐車スルコトヲ得ズ

- 一 道路ノ交叉點又ハ曲角ヨリ五米以内
- 二 横斷歩道
- 三 安全地帯ノ左側
- 四 前各號ノ外警察署長ノ指定シタル場所

左ノ場所ニ於テハ交通上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外自動車ヲ駐車スルコトヲ得ズ

- 一 隧道又ハ橋梁
- 二 消防署其ノ他之ニ準ズベキ場所又ハ消防機具置場ノ直前及其ノ兩端ヨリ三米以内
- 三 火災報知機又ハ消火栓ヨリ三米以内
- 四 前各號ノ外警察署長ノ指定シタル場所

第三百三十六條 警察署長必要アリト認ムルトキハ時間又ハ自動車ヲ指定シテ駐車ヲ制限スルコトヲ得

第三百三十七條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ一定區域内ニ於テ時間ヲ定メ又ハ定メズシテ駐車場ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定アリタルトキハ運轉者ハ其ノ區域内及時間内ニ於テハ駐車場以外ノ場所ニ駐車スルコトヲ得ズ

以外ノ場所ニ駐車スルコトヲ得ズ

第三百三十八條 自動車ノ停車又ハ駐車ハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外道路ノ左側端ニ於テ交通ノ方向ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

警察署長ハ前項ノ規定ニ拘ラズ別ニ停車又ハ駐車ノ方法ヲ命ズルコトヲ得

第三百三十九條 運轉者停車中又ハ駐車中ノ自動車ヲ離ルトキハ停止狀態ヲ保持シ得ル措置ヲ爲シ且已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外機關ノ回轉ヲ停止スベシ

第四百十條 運轉者ハ自動車ヲ運轉シ停留中ノ電車ノ側方ヲ通行セントスルトキハ一時停車シ電車ノ發車シタル後進行スベシ但シ乘客ノ乗降終了シタル場合、安全地帯ノ設アル場合又ハ電車ノ左方ニ自動車ト十五米以上ノ間隔ヲ存スル場合ニ於テハ徐行スルコトヲ得

第四百十一條 運轉中惡臭若ハ有害ノ瓦斯又ハ煤煙ヲ多量ニ發散セシムベカラズ

排氣瓦斯ハ消音裝置ヲ經ズシテ排出セシムベカラズ但シ急坂路ニ於テ運轉上已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十二條 警音器ハ交通安全ノ爲必要ナル限度ヲ超エテ之ヲ使用シ又ハ運轉中甚シキ騒音ヲ發セシムベカラズ

第四百十三條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉者ハ直ニ其ノ運轉ヲ中止シ被害者ノ救護其ノ他ニ付必要ナル應急ノ措置ヲ爲スベシ

運轉者ハ前項ノ措置ヲ了シ日本人、雇主及自動車使用主ノ住所、氏名及車輛番號ヲ警察官吏ニ申告シ警察官吏在ラザルトキハ被害者又ハ其ノ同

伴者ニ通告スルニ非ザレバ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得ズ  
消防自動車、乗合自動車、郵便自動車、救急自動車又ハ傷病人運搬自動車ノ運轉者ハ乗務員其ノ他ノ從業員ヲシテ前二項ノ措置ヲ爲サシメ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依リ被害者又ハ其ノ同伴者ニ通告シテ自動車ノ運轉ヲ繼續シタル場合ニ於テハ運轉者ハ運轉ナク前各項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スベシ  
乗用者ハ運轉者又ハ從業員カ前各項ノ規定ニ依ル措置ヲ爲スニ付之ヲ妨グルコトヲ得ズ

第九章 車輛ノ牽引

第四百十四條 自動車ニ依リ他ノ車輛ヲ牽引スル場合ハ左ノ制限ニ依ルベシ

一 牽引裝置其ノ他車輛ノ牽引ニ適スル構造ヲ有スル自動車ニ依リ牽引スルコト

二 被牽引車ハ幅二・二米、高さ三米以内トシ牽引車ト被牽引車トヲ連結シ全長十二米以内タルコト

三 積荷ハ牽引車及被牽引車ノ幅、牽引車ノ前方又ハ被牽引車ノ後方一米若ハ其ノ高さ地上三・五米ヲ超エテ之ヲ積載セザルコト

四 被牽引車ノタイヤハ保護環ノモノタルコト

五 被牽引車ニハ運轉者牽引車ニ在ラザルトキ停止狀態ヲ保持シ得ベキ制動裝置ヲ備ヘ第三百三十八條ノ規定ニ準ジ措置スルコト

六 被牽引車ニハ制動裝置ノ操作ヲ爲ス者ヲ乗車セシムルコト但シ運轉者ノ座席ヨリ操作スルコトヲ得ル制動裝置ヲ有スルモノニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

七 制動距離ハ牽引車ト被牽引車トヲ連絡シタル場合乾燥セル水平道路ニ於テ最高速度制限毎時二十五軒ノモノニ在リテハ走行速度毎時二十

五軒ノトキ十米、最高速度制限毎時十六軒ノモノニ在リテハ走行速度毎時十六軒ノトキ六米ヲ超エザルコト

八 被牽引車ノ後面ニ相當光度ヲ有スル赤色ノ尾燈一箇以上ヲ備ヘ夜間之ヲ點燈スルコト

九 被牽引車ノ後面見易キ箇所ニ牽引車ノ車輛番號ヲ標示シ夜間二十五米ノ距離ニ於テ之ヲ明瞭ニ認メ得ベキ無色燈火ヲ以テ照射スルコト

十 前二號ノ燈火ハ運轉者ノ座席ヨリ之ヲ消燈シ得ザル裝置ト爲スコト

十一 最高速度ハ牽引車及被牽引車ノ全車輪ニ空氣入タイヤヲ使用シ運轉者ノ座席ヨリ牽引車及被牽引車ノ全車輪ヲ制動スルモノニ在リテハ

毎時二十五軒、其ノ他ノモノニ在リテハ毎時十六軒タルコト

前項ノ規定ニ依ル積荷ノ制限ヲ超エ分割スルコトヲ得ザル物ヲ積載スル場合ハ出發地ノ警察署長ノ許可ヲ受クベシ

事故ニ因リ他ノ車輛ヲ牽引スル場合ハ前二項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ運轉者ハ運轉ナク其ノ旨ヲ警察官吏ニ申告スベシ

第四百十五條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ特別ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十章 罰則  
第四百十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金、拘留又ハ

科料ニ處ス  
一 第八十四條、第九十六條、第一百十七條又ハ第一百十八條ノ規定ニ依ル



命令又ハ處分ニ違反シタル者

- 二 第五十條、第七十七條第一項、第七十九條第一項、第八十條、第八十六條、第九十六條第一項、第九十七條第一項、第九十九條又ハ第四百三十三條第一項第二項第四項第五項ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第六十五條ノ規定ニ依ル運轉免許又ハ假運轉免許ノ停止ノ處分ニ違反シタル者
- 四 試験ニ際シ不正行爲ヲ爲シ因テ運轉免許ヲ受ケタル者

第四百四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第三十一條、第四十一條、第四十二條第一項、第四十七條第三項、第四十九條第一項、第六十一條、第七十七條第二項、第七十九條第二項、第八十五條第一項、第八十九條乃至第九十一條、第九十四條第一項、第九十八條第一項第二項、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十五條第一項、第一百二十六條、第二百一十一條、第二百二十二條第一項、第二百二十四條、第二百二十六條第一項、第二百二十七條、第二百二十九條乃至第三百三十五條、第三百三十九條又ハ第四百四十四條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第四十三條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ之ヲ受ケルコトヲ怠リタル者
- 三 同種ノ運轉免許又ハ假運轉免許ヲ故意ニ重テ申請シタル者
- 四 第二十七條、第四十四條第一項、第九十四條第三項、第一百五條第三項、第二百二十二條第四項又ハ第四百四十五條ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 五 第二百二十三條ニ規定スル最高速度ノ制限ヲ超エテ自動車ヲ運轉シタル者

ル者

- 第四百四十八條 第三十條、第三十六條、第四十條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十八條、第四十九條第三項、第六十三條、第六十六條第一項、第八十三條、第八十七條、第八十八條、第九十二條、第九十五條、第九十九條、第一百十條第二項、第一百十三條、第一百二十五條、第二百二十八條、第三百三十七條第二項、第三百三十八條第一項若ハ第四百四十條乃至第四百四十二條ノ規定ニ違反シ又ハ第三百三十六條若ハ第四百三十八條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第四百四十九條 第七十七條ノ規定ノ違反ニ對スル罰則ハ定路線ニ依ル無償乗合自動車ニ、第九十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ノ違反ニ對スル罰則ハ車庫賃貸營業ニ付之ヲ準用ス
- 第四百五十條 自動車運轉營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五百一十一條 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第五百二十二條 本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第五百十三條 本令施行ノ際現ニ有スル車輛検査證ハ從前ノ規定ニ依ル有効期間ノ殘存期間中仍其ノ效力ヲ有ス

第五百十四條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ニシテ從前ノ規定ニ依リ車輛検査又ハ運轉免許ヲ要セザルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年內ハ仍車輛検査及運轉免許ヲ受ケルコトヲ要セズ

第五百十五條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ノ構造裝置ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第五百十六條 本令施行ノ際現ニ運轉手免許證ヲ有スル者ハ左ノ區別ニ從ヒ本令ニ依リ運轉免許ヲ受ケタルモノト看做ス

- 一 甲種免許證ヲ有スル者ハ各種ノ運轉免許
- 二 普通自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ普通免許
- 三 特殊自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ當該特定種類ノ特殊自動車ニ關スル特殊免許
- 四 小型自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ小型免許

前項各號ノ一ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ免許證ヲ添ヘ大使ニ其ノ書換ヲ申請スベシ

第五百十七條 本令施行ノ際現ニ運轉手免許證ヲ有シ從前ノ規定ニ依リ就業ノ届出ヲ爲シ且一般公衆ノ用ニ供スル自動車ヲ運轉スル者ハ本令ニ依リ就業免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ大使關東州ニ在州廳ニ申請シ就業免許證ノ交付ヲ受ケベシ

第五百十八條 本令施行前ニ於テ自動車運輸營業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五百十九條 本令施行前ニ於テ自動車運輸營業者組合ノ認可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

モノハ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス  
第六十條 本令施行前許可ヲ受ケ現ニ使用スル自動車車庫ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

附則 (昭和十五年關東局令第九十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ運轉免許ヲ有スル者ハ從前ノ規定ニ依リ交付セラレタル運轉免許證ヲ引續キ使用スルコトヲ得  
從前ノ規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス  
(別記様式省略)



### ● 自動車車輛検査證、自動車運轉 免許試驗等ニ關スル手数料規則

昭和十一年三月十二日  
關東局令第十號

改正 昭和二年第一一號、一五年第一〇三號

自動車車輛検査證、自動車運轉免許試驗等ニ關スル手数料規則左ノ通定ム

自動車車輛検査證、自動車運轉免許試驗等ニ關スル手数料規則

第一條 自動車取締規則ニ依ル運轉免許試驗ヲ受ケントスル者、車輛検査證若ハ其ノ證明書ノ交付ヲ受ケントスル者又ハ車輛検査證、運轉免許證ノ書換若ハ再交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ區分ニ依リ手数料ヲ納付スベシ

- 一 車輛検査證ノ交付手数料  
普通自動車及特殊自動車 一輛ニ付二圓  
小型自動車 一輛ニ付一圓
- 二 車輛検査證ノ再交付手数料 一回ニ付一圓
- 三 車輛検査證ノ書換又ハ車輛検査證證明書ノ交付手数料 一回ニ付五十錢
- 四 運轉免許ノ試驗手数料  
普通免許 三圓  
特殊免許 二圓  
小型免許 一圓

五 運轉免許證ノ再交付手数料

二圓

六 運轉免許證ノ書換手数料

一圓

第二條 前條第一號ノ手数料ハ車輛検査證ノ交付ヲ受ケル際、其ノ他ノ手数料ハ申請ノ際所轄警察署ニ納付スベシ

第三條 本令ニ依リ納付シタル手数料ハ之ヲ還付セズ

第四條 第一條第一號乃至第三號ノ手数料ハ官公署用又ハ學校ノ用ニ供スルモノニ付テハ之ヲ徴收セズ

附則  
本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車運轉手免許試驗其ノ他ノ手数料規則ハ之ヲ廢止ス

〔輯一〇〇〕

### ● 自轉車取締規則

大正九年三月十日  
關東廳令第六號

改正 大正一三年第一三號、一四年第四一號

昭和八年第五號、一一年關東局令第二二號

自轉車取締規則左ノ通定ム

自轉車取締規則

第一條 本令ニ於テ自轉車ト稱スルハ交通ノ用ニ供スル足踏自轉車ヲ謂フ

第二條 自轉車ハ左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 完全ナル制動機及音響器ヲ裝置スルコト
- 二 二人乗ノモノハ之ニ相當スル大サヲ有シ且各別ニ座席ヲ設備スルコト
- 三 自轉車ニ裝置スヘキ容器ノ大サハ三輪車ニ在リテハ長サ一米〇六、幅六十種以内、二輪車ニ在リテハ長サ六十種、幅四十五種以内タルコト

第三條 自轉車ヲ使用セムトスル者ハ住所、氏名、年齢、法人ニ在リテハ其在地及代表者ノ氏名、及車輛ノ種類ヲ具シ所轄警察署ニ願出テ検査ヲ受ケ記號及番號ノ指示ヲ受ケヘシ

前項ノ記號及番號ハ左ノ各號ニ依リ黒地ノ金屬板ニ白色ヲ以テ表示シ車體ノ後部見易キ箇所ニ固著スヘシ  
一 記號ハ長サ幅各三十六耗、番號ノ數字ハ各長サ二十四耗、幅三十六耗トス  
二 番號ノ表示ハ左ノ例ニ依リ千位ニハ「〇」ヲ附スルコト

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

〔輯六三〕

旅六・五四七

記號及番號ヲ附セサルモノ又ハ其ノ明瞭ナラサルモノハ之ヲ乗用スルコトヲ得ス

第四條 自轉車ヲ使用スル者ハ所轄警察署ノ指定スル場所及期日ニ於テ車輛ノ検査ヲ受ケヘシ

第五條 所轄警察署ニ於テ必要ト認ムルトキハ自轉車ノ改造若ハ修理ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

前項ニ依リ改造又ハ修理ヲ爲シタルトキハ使用前所轄警察署ノ検査ヲ受ケヘシ

第六條 自轉車ノ使用ヲ廢止シ若ハ承繼シ又ハ住所事務所所在地シタルトキハ三日内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

前項ノ承繼又ハ住所ノ變更ニシテ所轄警察署ヲ異ニスルトキハ變更地所轄警察署ニ届出テ新ニ記號及番號ノ指示ヲ受ケヘシ

第七條 自轉車乗用者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ  
一 完全ニ座席ニ跨乗シ得サル幼年ノ者、酩酊シタル者及乗車不熟練ノ者ハ乗車シ又ハ乗車セシムヘカラス

二 下リ「ハンドル」若ハ逆「ハンドル」ヲ使用スヘカラス

三 速度ハ市街地及人家連櫓ノ場所ニ在リテハ一時間十三耗、其ノ他ノ場所ニ在リテハ一時間十六耗ヲ超過スヘカラス

四 長大又ハ過重ノ物件ヲ携帶若ハ搭載シテ乗車スヘカラス

五 乗車中ハ同時ニ兩手ヲ「ハンドル」ヨリ離シ若ハ兩足ヲ「ペダル」ヨリ離スヘカラス

一六七



第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

- 六 下駄ヲ履キ又ハ傘ヲ騎シテ乘車スヘカラス
- 七 座席以外ニ乘車シ又ハ乘車セシムヘカラス
- 八 夜間ハ車輛ノ前部ニ燈火ヲ點スヘシ
- 九 道路ニ於テ乘車ノ練習又ハ競走若ハ曲乘ヲ爲スヘカラス
- 十 出火場其ノ他群集ノ場所ヲ乘車行進スヘカラス
- 十一 道路ノ交叉部、街角、橋上、坂路其ノ他交通繁劇ナル場所又ハ前方ヲ見透シ得サル場所ヲ通行スルトキハ音響器ヲ鳴ラシ且徐行スヘシ
- 十二 街角ヲ右折スル場合ハ大廻リヲ爲シ左折スル場合ハ小廻リヲ爲スヘシ
- 十三 乘車シテ連續行進スルトキハ前車トノ間ハ四米以上ノ距離ヲ保ツヘシ
- 十四 汽車、電車又ハ自動車ノ直前ヲ橫斷スヘカラス
- 十五 前行ノ諸車又ハ歩行者ヲ追越サムトスルトキハ音響器ヲ鳴ラシ其ノ右方ヲ通過スヘシ
- 十六 諸車若ハ歩行者ト並列行進スヘカラス
- 十七 乘車中危害ヲ生シタルトキハ直ニ停車シテ相當ノ措置ヲ爲シ且其ノ旨速ニ警察官吏ニ申告スヘシ
- 十八 警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニヨリ停車ヲ命ジタルトキハ直ニ下車シ其ノ指揮ニ從フヘシ
- 第十七條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第十七條ノ二 本令ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

第八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 乘用馬車取締規則

大正十二年九月十二日 關東廳令第四十八號

- 第九條 本令施行ノ際現ニ自轉車ヲ所有スル者ハ施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第四條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 本令第二條ニ適合セザル自轉車ハ施行ノ日ヨリ三箇月間之ヲ使用スルコトヲ得
- 改正 大正一四年第五四號
- 乘用馬車取締規則左ノ通定ム
- 乘用馬車取締規則
- 第一條 本令ニ於テ乘用馬車トハ公衆ノ乘用ニ供スル馬車ヲ謂ヒ乘用馬車營業者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
  - 一 乘用馬車ヲ取スル者
  - 二 備取者ヲシテ乘用馬車ヲ取セシムル者
  - 三 乘用馬車ノ賃貸ヲ業トスル者
- 第十一條 車臺ニ音響器ヲ備フルコト
- 第十二條 種ハ強韌ナル革製、其ノ他ノ馬具ハ堅牢ニシテ見苦シカラサルモノヲ用ウルコト
- 第十三條 制動機ヲ裝置スルコト
- 箱馬車ハ左右ニ適當ナル硝子窓及乗降用扉ヲ設クヘシ
- 第十四條 乘用馬車ハ特殊ノ構造ニ係ルモノハ本條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 第十五條 乘用馬車ハ警察官署ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス検査ヲ受ケタル後之ヲ改造修理シタルトキ亦同シ
- 第十六條 警察官署ハ新ニ乘用馬車ヲ検査シタルトキハ其ノ定員ヲ定メ記號及番號ヲ指示シ車體検査證ヲ交付スヘシ
- 第十七條 改造修理シタル乘用馬車ヲ検査シタルトキハ車體検査證面ニ検査證印ヲ押捺スヘシ
- 第十八條 第一項ノ車體検査證ハ警察官署ノ指定シタル箇所ニ釘著スヘシ
- 第十九條 乘用馬車ノ所有者前條ノ規定ニ依リ記號及番號ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ車體ノ後部中央、取車臺背面及標燈硝子面ニ之ヲ明示スヘシ但シ標燈ノ記號及番號ハ黑色ヲ用ウヘシ
- 第二十條 警察官署第一條第一號ノ營業者ヲ許可シタルトキハ鑑札ヲ交付スヘシ
- 第二十一條 第一條第一號ノ營業者ハ就業中着用スル上衣又ハ外套ノ背面ニ記號及番號ヲ明示スヘシ
- 第二十二條 乘用馬車ノ鞍馬ハ左ノ各號ニ該當シ且警察官署ノ検査ヲ經ルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 一 體軀健全ナルコト

- 第二條 乘用馬車營業ヲ爲サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日及營業ノ種別第一條各號ノ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 左ノ各號ニ該當スル者ニ非サレハ第一條第一號ノ營業者タルコトヲ得ス
  - 一 十八年以上五十五年以下ニシテ身體健全ナル者
  - 二 馬匹ノ使役ニ練熟セル者
  - 三 土地ノ概況ニ通スル者
- 第三條ノ二 大連市及其ノ隣接地ニ於ケル乘用馬車營業者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ使用馬匹ノ飼養場所又ハ第一條第一號ノ營業者ヲ爲ス者ノ居所ヲ指定スルコトヲ得
- 第四條 乘用馬車ノ構造及裝置ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
  - 一 客席ハ革張若ハ絨張トシ其ノ一人ノ幅員ハ一尺二寸以上ト爲スコト
  - 二 腰掛ハ其ノ兩側ニ堅牢ナル手摺ヲ取附ケルコト
  - 三 幌ハ外部ヲ革若ハ護膜引合羽、内部ヲ布、絨若ハ革ヲ以テ覆フコト
  - 四 雨具ハ護膜引若ハ桐油製ノモノヲ用キ雨雪ヲ防クニ足ルヘキ裝置ヲ爲スコト
  - 五 車輪ハ四輪トシ各輪毎ニ泥除ヲ取附ケルコト
  - 六 車轍ハ護膜若ハ金屬ヲ用キ其ノ表面ヲ平滑ナラシメ轍幅ハ一寸三分以上ト爲スコト
  - 七 車臺ニ彈簧ヲ設ケルコト
  - 八 車體ノ前部適當ノ箇所ニ取者蓋ヲ設ケルコト
  - 九 取者蓋兩側ニ標燈ヲ取附ケヘキ裝置ヲ爲スコト
  - 十 車臺ニ硝子張ノ標燈二箇ヲ備フルコト

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗



二 狂躁ノ癖ナキコト

第十一條 乗用馬車營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日內ニ警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 本籍、住所及氏名ニ變更アリタルトキ
- 二 許可證、鑑札又ハ車體検査證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ
- 三 廢業若ハ廢車シタルトキ

乗用馬車營業者死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキハ戶主、家族又ハ同居者前項ノ規定ニ依リ其ノ届出ヲ爲スヘシ

第一項第三號及前項ノ場合ニ在リテハ許可證、鑑札若ハ車體検査證ヲ返納スヘシ營業許可取消ノ處分ヲ受ケタルトキ亦同シ

第一項第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ許可證、鑑札及車體検査證ノ書換若ハ再下付ヲ受ケヘシ

第十二條 警察官署ハ毎年一回第一條第一號ノ營業者ノ身體、鞍馬、馬具及服裝ノ定期検査ヲ行フヘシ但シ必要アルトキハ臨時検査ヲ行フコトヲ得

正當ナル事由ナクシテ前項ノ検査ヲ受ケサル者又ハ前項ノ検査ニ不合格トナリ指定期間內ニ再検査ヲ願出テサルトキハ營業ヲ爲シ又ハ營業ノ用ニ供スルコトヲ得ス

第十三條 乗用馬車營業者ハ鑑札又ハ車體検査證ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第十四條 乗用馬車營業者ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 鑑札及賃金表ヲ携帯スルコト
- 二 飲酒ヲ爲ササルコト

三 喫煙ヲ爲ササルコト但シ客待中ハ此ノ限ニ在ラス  
四 定員外ニ乗車セシメサルコト但シ十年未滿ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ五年未滿ノ者ハ定員外トス

五 濫ニ乗車ヲ勸メサルコト

六 正當ノ事由ナクシテ乗車ヲ拒マサルコト

七 賃金以外ノ報酬ヲ受ケ又ハ要求セサルコト

八 濫ニ馭者臺ヲ離レサルコト但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ馭者臺ヲ離ルルトキハ制動機ヲ安全裝置ニ爲スコト

九 駐車場ノ設アル場合ハ駐車場以外ノ場所ニ駐車セサルコト

十 濫ニ道路ヲ彷徨セサルコト

十一 乗客ノ著席若ハ降車ヲ確メタル後ニ非サレハ行進セサルコト

十二 乗客ノ意ニ反シテ駐車シ又ハ他ノ車ニ乗換テ求メサルコト

十三 乗客ノ意ニ反シテ宿屋其ノ他ノ場屋ニ誘引セサルコト

十四 乗客ノ要求アリタルトキハ賃金表及鑑札ヲ示スコト

十五 車體及服裝ヲ清潔ニ爲スコト

十六 衝突其ノ他ノ事故ヲ生シタルトキハ直ニ停車シテ相當ノ措置ヲ爲シ其ノ旨遲滞ナク警察官署ニ申告スルコト

第十五條 警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外左ニ掲グルモノヲ乘載スルコトヲ得ス

- 一 爆發其ノ他危險ノ虞アル物件
- 二 車體ヲ汚染シ若ハ惡臭アル物件
- 三 保護者ナキ精神病者又ハ老幼者

第十六條 乗用馬車營業者左ノ事項ヲ知りタルトキハ遲滞ナク警察官署ニ

〔白水〕

行後一年間之ヲ使用スルコトヲ得

●人力車營業取締規則

昭和二年十二月十三日  
關東廳令第六十六號

〔白水〕

人力車營業取締規則左ノ通改正ス

人力車營業取締規則

第一條 本令ニ於テ人力車營業トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 人力車賃貸業

二 人力車帳場業 人ヲ使用シ人力車ヲ轉カシムルコトヲ業トスル者

三 人力車夫 客ノ需ニ應ジ人

第二條 人力車營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ第二號及第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名及生年月日

二 營業ノ種別

三 營業ノ場所

四 人力車賃貸業及人力車帳場業ニ在リテハ車輛ノ數及商號アル者ハ其ノ商號

人力車夫ニシテ雇主アル者又ハ借受ケタル人力車ヲ轉ク者ハ前項ノ願書ニ其ノ雇主又ハ貸主ノ連署アルコトヲ要ス

第三條 警察官署ハ必要ト認ムルトキハ人力車夫ニ對シ其ノ居所ヲ指定スルコトヲ得

第四條 人力車營業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日內ニ所轄警察官署ニ届出テ

申告スヘシ

一 盜品ト認ムヘキ物件ヲ運搬シタルトキ

二 犯罪ヲ爲スノ疑アル者其ノ他舉動不審ト認ムル者ヲ乗車セシメタルトキ

第十七條 乗用馬車營業者ハ乘車賃金ヲ定メ警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ但シ乘用馬車營業者組合ニ於テ乘車賃金ヲ定メ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 乗用馬車營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ其ノ規約及代表者ヲ定メ警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ規約及代表者ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ組合ヲ設ケシメ又ハ其ノ規約及代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十九條 警察官署ハ乗用馬車營業者ニシテ本令其ノ他ノ法規ニ違反シ又ハ公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ營業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

車體、鞍馬若ハ服裝ニシテ營業上不適當ト認ムルトキハ之ヲ改修若ハ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年旅順民政署令第七號馬車營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前ニ於テ乗用馬車營業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ車體ノ構造本令ノ規定ニ適合セサルモノハ本令施行

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗



且第一號ノ場合ニ於テハ許可證又ハ車輛検査證ノ再下付ヲ、第二號及第六號ノ場合ニ於テハ許可證ノ書換ヲ申請シ第三號ノ場合ニ於テハ車輛検査證ヲ、第四號及第五號ノ場合ニ於テハ許可證ヲ返納スヘシ但シ許可證又ハ車輛検査證ヲ返納スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ説明スヘシ

一 許可證又ハ車輛検査證ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ

二 本籍、住所、氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ

三 人力車ヲ讓渡シ若ハ之ヲ廢棄シ又ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ

四 廢棄シタルトキ

五 死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキ

六 人力車夫ニシテ雇主又ハ人力車ノ貸主ヲ變更シタルトキ

前項第六號ノ場合ニ於テハ其ノ新雇主又ハ新貸主ト連署ノ上人力車夫ヨリ、第五號ノ場合ニ於テハ家族、雇主若ハ組合代表者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 許可證又ハ車輛検査證ハ貸借、讓渡、讓受又ハ轉用スルコトヲ得ス

第六條 乘車賃錢ハ組合ノ設ナキ地ニ在リテハ警察官署之ヲ指定シ組合ノ設アル地ニ在リテハ組合ニ於テ其ノ額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ

第七條 人力車駐車場ハ警察官署之ヲ定ム

第八條 人力車ハ警察官署ノ検査ヲ受ケ車輛検査證ノ交付ヲ受ケタルモノニ非サレハ營業 爲賃又ハ使用スルコトヲ得ス

車輛検査證ハ車體ノ破損ニ釘附スヘシ

警察官吏ハ検査済ノ車輛ト摩モ毀損シ又ハ汚染シタルモノト認ムルトキ

ハ修繕其ノ他ノ手入ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得

第九條 警察官署ハ警音器、點燈具其ノ他ノ器具ノ製式ヲ定メ其ノ取附ヲ命スルコトヲ得

第十條 警察官署ハ人力車、人力車夫ノ服裝、許可證及車輛検査證ヲ検査スル爲メノ日時及場所ヲ指定スルコトヲ得

警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ人力車夫ノ服裝ヲ検査シ又ハ其ノ修繕、洗濯若ハ新調ヲ命ジ又ハ著用ヲ禁止スルコトヲ得

第十一條 人力車夫ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 人力車ノ母衣ハ車體ニ裝置シ蓋ニ取離ササルコト

二 人力車ノ前合羽及雨合羽ヲ携帯スルコト

三 許可證及賃錢表ヲ携帯シ警察官吏又ハ乗客ノ求めアルトキハ之ヲ示スコト

四 蓋ニ乗車ヲ勸メ又ハ故ナク乗車ヲ拒マサルコト

五 蓋ニ乗車ノ前後ヲ争ヒ又ハ喧噪ノ行爲ヲ爲ササルコト

六 乗客ノ指定セサル場所ニ車ヲ駛入シ又ハ乗客ノ意ニ反シテ乗換ヲ求メ若ハ下車セシメ又ハ蓋ニ進行ヲ停止セサルコト

七 街角又ハ橋上其ノ他行人ノ妨害ト爲ルヘキ場所ニ於テ客人ヲ乗降セシメサルコト

八 駐車場ノ外街路ニ人力車ヲ置カサルコト但シ乗客ノ下車用辨中行人ノ妨害ト爲ラサル場所ニ駐車スルハ此ノ限ニ在ラス

九 人力車ヲ駐車場ニ置クトキハ正シク整列スルコト

十 二人以上駐車場ニ客待スル場合ハ到着順ニ出車スルコト但シ乗客ノ特ニ指定シタル場合又ハ先著者ノ同意アルトキハ此ノ限ニ在ラス

【備考】

【備考】

十一 夜間ハ點燈スルコト

十二 車馬道ノ設アル街路ハ人道ニ駛入レサルコト

十三 二人以上ノ客ヲ乗車セシメサルコト但シ十歳未満ノ小兒二人以下ヲ保護者ト同車セシムルハ此ノ限ニ在ラス

十四 何等ノ名義ヲ問ハズ定額外ノ賃錢又ハ報酬ヲ請求セサルコト

第十二條 人力車夫ハ警察官吏ノ承認ヲ受ケルニ非サレハ左ニ掲グル人又ハ物ヲ乗載スルコトヲ得ス

一 傳染病患者、同死者又ハ傳染病毒ニ汚染シタル物件

二 車體ヲ汚染シ又ハ惡臭ヲ遺スノ虞アル物件

三 行人ノ妨害ト爲ルヘキ長大ノ物件

四 爆發質其ノ他危險ノ虞アル物件

第十三條 人力車營業者組合ヲ設ケムトスレトキハ其ノ規約及代表者ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ組合ヲ設ケシメ又ハ其ノ認可ニ保ル規約若ハ代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

組合區域内ニ於ケル營業者ハ組合ニ加入スルニ非サレハ營業ヲ開始スルコトヲ得ス

第十四條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ定ムヘシ

一 組合ノ名稱及事務所ノ位置

二 代表者其ノ他役員ノ任期及業務ニ關スル事項

三 人力車ノ賃錢料

四 雇傭人力車夫ノ給料又ハ賃錢配當ノ歩合

五 組合費用徴收及支辨ノ方法

六 前各號ノ外必要ノ事項

警察官署ハ土地ノ狀況ニ依リ前項各號ノ一部ヲ省略セシムルコトヲ得

第十五條 警察官署長ハ本令ニ定ムルモノノ外取締上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十六條 人力車營業者ニシテ公安ヲ害シ、風俗ヲ紊ルノ虞アリ若ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ所轄警察官署長ハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 第九條 警音器及點燈具ノ、第十一條 第一項第七號及第八號第十號乃至第十三號及第十二條ノ規定ハ營業者ニ非サル車夫ニモ之ヲ適用ス

第十八條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ甲種若ハ乙種ノ車夫ヲ營ム者ハ本令ニ依リ人力車夫ノ營業ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ警察官署ノ交付シタル車體検査證ハ本令ニ依ル車輛検査證ト看做ス

荷車取締規則

大正十三年六月七日 關東廳令第三十號

大正十四年第六八號

昭和三年第一三號、一二年關東廳令第七八號

荷車取締規則左ノ通定ム

荷車取締規則

第一條 本令ニ於テ荷車トハ貨物運搬ノ用ニ供スル牛車、馬車及車輪二箇以上ヲ有スル手挽車ヲ謂フ

第二條 荷車ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 車臺ハ手挽車ニ在リテハ長サ一・八米以内、幅〇・七五米以内、牛車及馬車ニ在リテハ長サ三米以内、幅〇・九米以内ナルコト



- 二 牛車及馬車ノ車輪ハ護膜ヲ用ヒ其ノ車輪ハチユーア入護膜ノモノニ在リテハ二箇又ハ四箇、ソリツト護膜ノモノニ在リテハ四箇ト爲スコト
  - 三 牛車及馬車ノ車輪四箇ナル場合ハ前輪ノ間隔ハ後輪ノ間隔ニ入り前輪ハ左右ニ回轉シ得ヘキ裝置ト爲スコト但シ前輪ノ大サハ後輪ノ二分ノ一迄之ヲ縮小スルコトヲ得
  - 四 轍幅ハ手輓車ニ在リテハ四・五種以上、牛車及馬車ニ在リテハ九種以上ト爲スコト但シ車臺ニ彈機ヲ有スルモノハ手輓車ニ在リテハ一・五種以内、牛車及馬車ニ在リテハ三種以内ヲ減スルコトヲ得
  - 五 駁車臺ヲ設ケルモノニ在リテハ適當ナル制動機、信號器及彈機ヲ裝置スルコト
  - 六 牛車及馬車ノ轆ハ車輪二箇ノモノニ在リテハ一・五米以内トシ車輪四箇ノモノニ在リテハ二・二米以内ニシテ車臺ヨリ取外シ得ル裝置ト爲スコト
- 車ヲ行商用其ノ他小荷物運搬ノ用ニ供スル手輓車ニシテ特殊ノ構造ニ保ルモノニ在リテハ前項各號ニ依ラサルコトヲ得
- 重量若ハ長大ナル物件運搬ノ用ニ供スル荷車ニシテ其ノ構造第一項各號ニ依リ難キ場合ハ其ノ製作前構造仕樣書及圖面ヲ添ヘ警察署長ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ
- 警察署長必要アリト認ムルトキハ車ノ構造規格ニ關シ第一項各號ニ規定スルモノノ外必要ナル制限ヲ加ヘ又ハ裝置ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 荷車ハ警察署長ノ檢印ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス車體ヲ改造シ若ハ檢印不明ト爲リタルトキ亦同シ
- 警察署長ハ前項ノ檢印同時ニ記號及番號ヲ指示スヘシ
- 第四條 荷車ヲ廢止シ又ハ廢渡シタルトキハ遲滞ナク警察署長ニ届出テ檢

- 印ノ抹消ヲ受ケヘシ
- 第五條 荷車ノ所有者ハ車臺右側ニ記號、番號、住所及氏名ヲ明記スヘシ
- 第六條 積荷ノ重量及容積ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 重量ハ手輓車ニ在リテハ三百八十匁以内、牛車及馬車ニ在リテハ千四百匁以内トス
  - 二 容積ハ高サ一・八米以内、竹木其ノ他分割シ得サル物若、出幅前後部六十種以内兩側三十種以内トス
- 第七條 荷車使用者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 牛車及馬車ハ一輛ニ付二頭以上ノ牛馬ヲシテ輓カシメサルコト
  - 二 二頭以上ノ牛馬ヲシテ荷車ヲ輓カシムルトキハ二頭毎ニ之ヲ並列セシムルコト
  - 三 狂躁ノ癖又ハ傷病ノ爲使役ニ堪ヘ難キ牛馬ヲシテ荷車ヲ輓カシメサルコト
  - 四 二輛以上連結セサルコト但シ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 五 荷車指定道路ノ定メアル場所ニ在リテハ其ノ以外ノ道路ニ於テ牛車若ハ馬車ヲ使用セサルコト但シ其ノ附近ノ地域ニ於テ貨物ノ搬入若ハ搬出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 六 墜落若ハ飛散シ易キ物又ハ漏出、滲透若ハ臭氣ノ發散シ易キ物ヲ運搬スルトキハ之ヲ防クニ足ルヘキ荷造ヲ爲スコト
  - 七 十五年以上ニシテ牛馬ヲ使役スル心得アル者ニ非サレハ牛車若ハ馬車ヲ使用セサルコト
  - 八 駁車臺ノ設アルモノノ外乗取スヘカラサルコト
  - 九 手輓車ハ後押ノミニテ行車セサルコト

ノハ大正十六年十二月三十一日迄之ヲ使用スルコトヲ得但シ二輪車ノ牛車馬車ニ在リテハ其ノ積載貨物ノ重量ハ二百八十匁以内トス

- 十 牛馬蹄ニハ結水季一月、二月ノ外水上踏踏又ハ之ニ類似スル裝飾ヲ爲ササルコト
  - 十一 車體ニハ摺木、齒止其ノ他道路面ヲ損壞スル虞アル物ヲ取附ケサルコト
- 警察署長土地ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項第一號ノ規定ニ依ラシメサルコトヲ得
- 第八條 警察署長ハ隨時荷車ノ構造ヲ檢査シ必要アリト認ムルトキハ之カ改造若ハ修理ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ禁スルコトヲ得
- 第九條 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第十條 荷車使用主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ヲ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第十一條 本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 本令ハ大連市及特ニ指定シタル地域ニ之ヲ施行ス
- 附則
- 本令ハ大正十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 明治四十年旅順民政署令第一號荷馬車取締規則、明治四十四年大連民政署令第十四號荷馬車取締規則及大正四年大連民政署令第三號荷馬車取締規則ハ之ヲ廢止ス
- 本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ニシテ其ノ構造本令ノ規定ニ適合セサルモノ







第三條 浴場ノ構造ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ但シ特殊ノ構造ニ保ルモ

- 一 適當ノ箇所ニ湯槽、水槽及看守臺ヲ設ケルコト
- 二 出入口、脱衣場、浴槽ハ男女ノ區別ヲ爲シ其ノ境界ニハ高サ七尺以上ノ障壁ヲ設ケルコト
- 三 浴場ハ戸又ハ障壁ヲ設ケ外部ヨリ見透シ得サル裝置ヲ爲スコト
- 四 流シ場ニハ汚水流下ノ裝置ヲ爲スコト
- 五 火焚場及燃料置場ハ石、煉瓦其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ築造スルコト
- 六 燃料小出場ハ火焚場内ニ設ケ不燃質物ヲ以テ築造スルコト
- 七 火消場及灰置場ハ火焚場内ニ設ケ不燃質物ヲ以テ築造シ蓋ハ石又ハ金屬製ノモノタルコト
- 八 屋根ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト
- 九 天井ニハ適當ナル湯氣抜ヲ設ケルコト
- 十 煙突ハ地上五十尺以上ノ高サト爲スコト
- 第四條 浴場竣成シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ使用ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第五條 所轄警察官署ハ隨時浴場ヲ検査シ必要ト認ムルトキハ改造、修理ヲ命ジ又ハ使用ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 湯屋營業者ハ同一家庭内ニ於テ宿屋、料理店、待合其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル營業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ特殊ノ目的ヲ有スル浴場ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 營業時間ハ日出ヨリ午後十二時迄トス
- 第八條 入浴料ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第九條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
  - 一 浴場及掛湯等ハ毎日更新スルコト但シ藥湯ニ在リテハ警察官署ノ定ムル所ニ依ル
  - 二 浴場及湯桶ハ毎日洒掃シ清潔ヲ保ツコト
  - 三 煙突ハ毎月三回以上掃除スルコト
  - 四 消炭及灰ハ火氣消盡シタル後ニ非サレハ火消場外ニ搬出セサルコト
  - 五 男女ノ混浴ヲ爲サシメサルコト但シ十二歳以下ノ者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 六 人ノ癡息スル罹病者ヲ入浴セシメサルコト
  - 七 浴客ヲシテ放歌、高聲其ノ他喧嘩ノ行爲ヲ爲サシメサルコト
  - 八 入浴料及警察官署ヨリ指示セラレタル事項ハ浴客ノ諸易キ場所ニ揭示スルコト
  - 九 脱衣場ニハ看守人ヲ置キ且衣類、下駄其ノ他ノ携帶品ヲ保管シ得ヘキ器具ヲ備フルコト
  - 十 浴客ニ手拭及襪ヲ貸與セサルコト
  - 十一 浴客ノ衣類、携帶品ニシテ盜難ニ罹リタルトキ又ハ遺留品アリタルトキハ遲滞ナク警察官吏ニ申告スルコト
  - 十二 湯質及營業者名ヲ記シタル適當ノ看板及標燈ヲ掲出スルコト
  - 第十條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
    - 一 使用人ヲ雇入レタルトキ
    - 二 休業又ハ廢業シタルトキ
    - 三 本籍、住所、氏名ニ異動アリタルトキ

出ツヘシ

- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署ハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得
    - 一 許可ヲ受ケタル日ヨリ一年以上ヲ経過シ尙浴場ノ工事竣成ノ見込ナキトキ
    - 二 浴場滅失後六月以内ニ改築ヲ出願セサルトキ
    - 三 休業三月以上ニ亘リタルトキ
    - 四 浴場ノ使用權ヲ喪失シタルトキ
    - 五 本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタルトキ
    - 六 公安、風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
  - 第十二條 本令又ハ本令ニ基ク命令、處分ニ違反シタルトキハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 附則
- 第十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
  - 第十四條 本令施行前許可ヲ受ケタル湯屋營業者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令ノ制限ニ適合セサル浴場ハ所轄警察官署ニ於テ改造、修理ヲ命スルコトヲ得
  - 第十五條 本令ハ温泉湯場營業者ニ之ヲ準用ス
  - 第十六條 本令ニ定ムルモノノ外大連市及其ノ隣接地域ニ於ケル浴場ノ構造ニ付テハ大連市建築規則ニ依ル

代書業取締規則左ノ通相定ム

- 代書業取締規則
- 第一條 本令ニ於テ代書業ト稱スルハ他人ノ委託ヲ受ケ報酬ヲ得テ文書ノ代書ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 代書業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ自筆ノ履歷書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出許可ヲ受ケヘシ
  - 一 原籍、住所、氏名、年齢
  - 二 業務所及出張所ノ位置
- 第三條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
  - 一 業務所若ハ出張所ヲ變更シ又ハ出張所ヲ新設廢止シタルトキ
  - 二 住所氏名ヲ變更シタルトキ
  - 三 廢業シタルトキ
- 第四條 代書業ノ許可ヲ受ケサル者ヲシテ其ノ業務ヲ幫助セシメムトスルトキハ其族籍、住所、氏名ヲ記シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第五條 前條代書業ニ關スル幫助者ノ行爲ニ就テハ使用者タル本人其ノ責ニ任スヘシ
- 但シ幫助者ノ使用ヲ罷メ又ハ其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ使用者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第六條 代書業者ハ左記雛形ノ看板ヲ業務所及出張所ノ門戸ニ掲ケヘシ

代書業取締規則

明治四十一年十一月十二日 關東都督府令第六十五號

八	第	號
○	代	書
業	者	名
住	所	氏
名		



第七條 代書料ノ定率ハ字數及行數ニ依リ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ  
代書料ノ定率ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第八條 代書料ハ業務所又ハ出張所ノ諸易キ場所ニ揭示スヘシ

第九條 代書業者ハ代書事件簿ヲ調製シ代書シタル文書ノ要領、年月日、紙數代書料委託者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ  
前項ノ代書事件簿ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ破棄スルコトヲ得ス

第十條 代書業者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 訴訟ノ勸誘、鑑定又ハ紹介ヲ爲シ其ノ他法令ノ規定ニ依リ特ニ權能ヲ有スル場合ノ外他人ノ紛議ニ干與スルコト

二 名義ノ如何ヲ問ハス許可ヲ受ケタル代書料ノ外報酬ヲ請求シ又ハ之ヲ受ケルコト

三 代書委託者ノ印形又ハ其ノ署名又ハ捺印若ハ押印シタル白紙ヲ預ルコト

四 同一事件ニ就キ當事者雙方ノ委託ヲ受ケ代書スルコト

五 受託事件ニ關シ事實ノ虛構ヲ教唆シ若ハ委託ニ反スル代書ヲ爲スコト

六 他人ヲシテ代書ノ業務ヲ取扱ハシムルコト

七 業務所又ハ出張所ヲ他人ノ訴訟事務取扱ノ場所ニ供シ若ハ他人ノ訴訟事務取扱所内ニ業務所又ハ出張所ヲ設ケルコト

八 業務所又ハ出張所外ニ於テ業務ヲ取扱フコト

九 正當ノ理由ナクシテ代書ノ委託ヲ拒ミ又ハ文書圖面ノ複製ヲ遲延スルコト

### ●煙突取締規則

昭和七年十一月十日  
關東廳令第三十四號

煙突取締規則左ノ通定ム

煙突取締規則

第一條 煙突ノ構造ハ左ノ制限ニ依ルベシ

一 煙突ハ不燃質物ヲ以テ堅牢ニ築造スルコト

二 家屋取付煙突ニシテ製造業ノ爲使用スルモノニ在リテハ屋上ノ高さ六米以上、其ノ他ノモノニ在リテハ一米以上ヲ有セシムルコト

三 孤立煙突ノ高さハ地上ヨリ十米以上トスルコト

四 厚サ九厘未満ノ煙突ニシテ木質其ノ他ノ可燃質物トノ距離四十厘以内ナルトキハ九厘以上不燃質物ヲ以テ遮斷スルコト

第二條 煙突ノ設置者前條各號ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ニ届出テ検査ヲ受ケベシ

前項ノ検査ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三條 煙突ハ毎年春秋二期ニ分チ検査ヲ行フ

第四條 煙突ノ使用者ハ常に危險ノ有無ヲ調べ時時之ヲ掃除スベシ

第五條 當該警察官吏必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ煙突ノ臨檢ヲ爲スコトアルベシ

第六條 所轄警察署長煙突又ハ其ノ附屬設備ニシテ危害ヲ生ジ衛生其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ之ヲ豫防、除害ノ爲修繕、改造其ノ他ノ設備ヲ爲サシメ又ハ其ノ使用ヲ停止シ若ハ撤去ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 煙突ノ構造其ノ他ニ關シ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノハ其ノ規

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

第十一條 代書業者ハ其ノ代書シタル文書ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ但シ他ノ法令ニ於テ別ニ書式ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 警察官吏ハ代書事件簿ノ檢閲ヲ爲スコトアルベシ

第十三條 代書業者本令ニ違背シ又ハ不正ノ所業アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十四條 前條ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ代書業ヲ爲シ又ハ本令ノ規定ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

「本令施行ノ際現ニ代書業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本令ノ手續ヲ爲スヘシ」

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ●昭和二年關東廳令第五十二號 (工作物ノ破損若ハ崩壞ニ因ル 危險取締ニ關スル件)

昭和二年九月二十六日  
關東廳令第五十二號

當該行政官廳ハ家屋其ノ他ノ工作物ニシテ破損シ若ハ崩壞シ衛生上若ハ保安上危害ヲ生スル虞アリト認ムルトキハ之ヲ除去、改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ使用ヲ禁止シ、停止シ若ハ制限スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

### ●煤煙防止規則

昭和十二年二月十日  
關東局令第十號

昭和二年第一一號

煤煙防止規則左ノ通定ム

煤煙防止規則

第一條 本令ハ汽機、温水機、窯爐、風呂爐ニシテ營業ノ用ニ供スルモノ其ノ他關東州廳長官ニ於テ必要ト認ムル燃焼裝置ニ之ヲ適用ス

第二條 燃焼裝置ヲ使用スル者ハ其ノ煙突ヨリ「リソルマン」煤煙濃度計三度以上ノ煤煙ヲ一時間ニ付總計六分ヲ超エテ發散セシムルコトヲ得ズ但シ燃料ノ點火、燃着及爐内ノ掃除ノ場合ニ限り一時間内ニ於テ十分ヲ超エザル限度ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

當該官吏ハ前條ノ燃焼裝置ニシテ左ニ掲グルモノニ付テハ前項ノ限度ヲ斟酌スルコトヲ得



- 一 金屬加熱爐ニシテ還元焰ヲ使用スル必要アリト認メタルモノ
- 二 窯業用加熱爐ニシテ還元焰ヲ使用スル必要アリト認メタルモノ
- 三 作業ノ性質及負荷ノ激變ニ因リ短時間内ニ於ケル負荷ノ過重已ムヲ得ズト認メタルモノ並ニ之ニ準ズルモノ
- 第三條 關東州廳長官ハ燃燒裝置又ハ其ノ設備、燃料若ハ使用方法ニシテ煤煙防止ノ爲不適當ト認ムルトキハ必要ナル施設若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得
- 第四條 燃燒裝置ノ使用者ハ燃燒作業從事者ヲ定メ燃燒ニ關スル作業ヲ擔任セシムベシ
- 前項ノ燃燒作業從事者ヲ定メタルトキハ二十日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歴ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 作業場ニ於テハ燃燒作業從事者ノ氏名ヲ諸易キ場所ニ揭示シ置クベシ
- 第五條 燃燒作業從事者ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スベシ
  - 一 制限セラレタル濃度ヲ超エテ煤煙ヲ發散セシメザルコト
  - 二 燃燒裝置ノ取扱及燃燒狀態ニ注意シ煤煙防止ニ努ムルコト
  - 三 置ニ持場ヲ離レザルコト
- 第六條 所轄警察署長ハ燃燒作業從事者ニシテ前條ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第七條 所轄警察署長ハ當該官吏ヲシテ燃燒裝置並ニ其ノ設備、燃料及使用方法ヲ隨時検査セシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ證票ヲ携帯ス
- 燃燒裝置ノ使用者ハ第一項ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ズ

- 第八條 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第九條 燃燒裝置ノ使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第十條 本令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十一條 第七條ノ規定ハ第一條ニ掲グルモノヲ除ク石炭ヲ燃料トスル燃燒裝置ニ之ヲ準用ス
- 第十二條 關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ別ニ區域ヲ指定シ本令ヲ適用セザルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十二年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●廣告物取締規則

昭和八年七月十四日  
關東廳令第二十六號

廣告物取締規則左ノ通定ム

一 廣告物取締規則

- 第一條 左ノ場所ニ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ヲ設置スルコトヲ得ズ但シ公益ノ爲ニスルモノニシテ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 社寺、廟宇、教會及其ノ境内
  - 二 公園及名勝地
  - 三 其ノ他指定シタル場所
- 前項第一號ノ場所ニ於テ祭典、法要、説教等ノ爲ニスル場合ハ前項ノ規則



定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノニシテ之ヲ移轉シ又ハ改造セシトスルトキハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

第二條 左ノ地域内ニ於テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置、移轉又ハ改造ヲ爲サントスルトキハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ但シ電柱廣告、車内廣告、移動廣告(吊ビラ、立看板、背負廣告ノ類)及看板ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 市街地及其ノ附近
- 二 停車場、汽船發着場及其ノ附近
- 三 鐵道及軌道ノ沿線
- 四 温泉場及海水浴場
- 五 其ノ他指定シタル地域

第三條 第二條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具スベシ  
一 本籍、住所、職業、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名

- 二 設置場所
- 三 設置期間
- 四 設置ノ構造仕様書及圖面
- 五 表示ノ文字及圖面(著色ノコト)
- 六 工事落成期日

前項第二號ノ場所ガ他人ノ所有又ハ管理ニ關スルトキハ其ノ承諾書ヲ添付スベシ

第四條 第一條又ハ第二條ニ依リ許可ヲ受ケントスル者關東廳管内ニ住所ヲ有セザルトキハ管内ニ住所ヲ有スル管理人ヲ定メ連署ノ上願出ヅベシ

之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

本令及本令ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ前項ノ管理人ハ設置者ニ代ルモノトス

第五條 廣告物其ノ他之ニ關スル物件ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ之ガ豫防、除害ノ爲修繕、移轉、除去其ノ他必要ナル行爲ヲ命ジ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 美觀又ハ風致ヲ害スルノ虞アルモノ
- 二 構造不完全ニシテ危險ノ虞アルモノ
- 三 人ニ嫌惡ノ感ヲ抱カシムルモノ
- 四 其ノ他公安風俗ヲ害スルノ虞アルモノ

第六條 廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ廢止シタルトキ又ハ許可ヲ取消サレタルトキ若ハ許可ノ期間滿了シタルトキハ十五日ニ廣告物其ノ他之ニ關スル物件ノ除去ヲ爲スベシ

第七條 廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ニ關シ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當ストキハ七日内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ  
一 設置者又ハ管理人其ノ住所又ハ氏名 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名 變更シタルトキ

二 設置者又ハ管理人死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ  
三 廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ廢止シタルトキ  
前項第二號ノ場合ニ於テハ戸主又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ

第八條 廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ニ關シテハ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ル

第九條 本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料

〔轉七三〕

〔轉八四〕

ニ處又

第十條 前條ノ罰則ハ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲シタル者法人ナルトキハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附則

第十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本令施行前第一條ニ掲グル場所ニ表示シ又ハ設置シタル廣告物其ノ他之ニ關スル物件ヲ引續キ存置セントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日內ニ本令ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ

第十三條 本令施行前第二條ニ掲グル地域ニ表示シ又ハ設置シタル廣告物其ノ他之ニ關スル物件ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ表示シ又ハ設置シタルモノト看做ス

前項ノ廣告物其ノ他之ニ關スル物件ニ付テハ第三條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シ第四條第一項ノ規定ニ該當スル者ハ管理人ヲ定メ昭和八年八月十日迄ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

### ●蓄音機レコード取締規則

昭和十年七月二十五日  
關東局令第四十六號

蓄音機レコード取締規則左ノ通定ム

第一條 蓄音機レコードノ製造、輸入又ハ販賣ヲ業トスル者ハ營業開始ト同時ニ左ノ事項ヲ具シ關東州廳長官ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

同シ

一 住所、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名

二 製造所又ハ營業所ノ名稱及所在地

三 製造シ、輸入シ又ハ販賣スル蓄音機レコードノ種類

第二條 蓄音機レコードヲ製造シ又ハ輸入シタル者ハ發賣頒布三日迄ニ演奏内容ノ解説書ヲ添ヘ關東州廳ニ納ムベシ

第三條 蓄音機レコードニシテ公安ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ關東州廳長官ハ其ノ製造、輸入又ハ發賣頒布ヲ制限シ又ハ禁止シ必要アリト認ムルトキハ之ヲ差押フルコトヲ得

第四條 本令ニ依リ差押ヘタル蓄音機レコードニシテ一年以上其ノ差押ヲ解除セラザルトキハ差押ヲ執行シタル官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第五條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

第六條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第七條 本令ノ罰則ハ未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ法定代理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十年八月二十五日ヨリ之ヲ施行ス



第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗  
 本令施行ノ際現ニ著書機レコードノ製造、輸入又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本令施行ノ日ヨリ十日内ニ第一條ノ例ニ依リ届出ヅベシ

### ●關東州通關業取締規則

昭和十年十二月七日  
 關東局令第七十號

改正 昭和十一年第一四號  
 關東州通關業取締規則左ノ通定ム

#### 關東州通關業取締規則

- 第一條 本令ニ於テ通關業者トハ貨主ノ爲ニ自己ノ名ヲ以テ税關滿洲國稅ニ對シ貨物ノ通關ニ關スル手續ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 通關業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ戶籍簿本ヲ添へ關東州廳長官ノ許可ヲ受クベシ第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ
  - 一 原籍、住所、職業、氏名及生年月日 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款
  - 二 營業所ノ位置及數
  - 三 營業地域
  - 四 通關取扱料
  - 五 營業資本金額
  - 六 履歷
- 第三條 前條ノ許可ヲ受ケタルトキハ許可ノ日ヨリ十五日以内ニ左ノ區分ニ依リ身元保證金ヲ供託スベシ身元保證金ハ國債證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

營業地域	金額
大連	三千圓以上
其ノ他ノ地	千圓以上

- 前項ノ身元保證金ヲ供託シタル後ニ非ザレバ營業ヲ開始スルコトヲ得ズ
- 第四條 通關取扱料ハ通關手續ヲ完了シ貨物ノ引渡、保管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラザリシコトヲ證明スルニ非ザレバ之ヲ請求スルコトヲ得ズ
  - 第五條 營業者業務擔當人ヲ置カントスルトキ又ハ戶主、家族若ハ雇人其ノ他ノ者ヲシテ營業ニ從事セシメントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ手札型寫眞四葉ヲ添へ所轄警察署長ノ認可ヲ受クベシ
    - 一 本籍、住所、氏名及生年月日
    - 二 履歷
  - 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由ヲ具シ十日以内ニ届出ヅベシ但シ營業者之ヲ爲シ得ザル事由アルトキハ其ノ家族、法人解散シタルトキハ其ノ清算人之ヲ爲スベシ
    - 一 營業者又ハ從業者ノ住所、職業又ハ氏名 法人ニ在リテハ其ノ名稱、氏名又ハ變更アリタルトキ
    - 二 營業所所在地ノ地名又ハ地番ニ變更アリタルトキ
    - 三 九十日以上營業ヲ休止スルトキ
    - 四 九十日以上營業ヲ休止シタル後再び營業ヲ開始シタルトキ
    - 五 營業ヲ廢止シタルトキ
    - 六 營業者禁治産、準禁治産又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

【輯六三】

一七八ノ四

- 七 營業者又ハ從業者死亡シ又ハ所在不明ト爲リタルトキ
- 八 從業者ヲ解雇シタルトキ
- 第七條 本令ノ規定ニ依リ願届ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ保佐人、妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- 第八條 關東州廳長官又ハ警察署長ハ營業ニ關シ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ營業ヲ繼續セシムルニ不適當ト認ムルトキハ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルベシ
  - 一 第三條ノ規定ニ依リ身元保證金ヲ提供セザルトキ
  - 二 營業ノ許可ヲ受ケタル後正當ノ事由ナク六十日以上業務ヲ開始セザルトキ又ハ百八十日以上休業シタルトキ
  - 三 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
  - 四 本令ノ規定ニ依リ願届ニ虛偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 第十條 警察署長ハ業務擔當人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ就業上不適當ト認メタルトキハ第五條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第十一條 通關業者組合ヲ設ケントスルトキハ代表者ヲ定メ其ノ地域内ニ營業所ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合規約ヲ作り關東州廳長官ノ認可ヲ受クベシ組合規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第十二條 前條ノ規定ニ依リ認可アリタルトキハ其ノ地域内ニ營業所ヲ有スル者ハ其ノ組合ニ加入スルコトヲ要ス
- 第十三條 關東州廳長官組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ公益ヲ害シ若ハ

- 第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗
  - 組合ノ目的ニ違反シ又ハ會計ニシテ不當ト認ムルトキハ組合ノ解散ヲ命ジ又ハ役員ノ改選若ハ規約ノ變更其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ
  - 第十四條 本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
  - 第十五條 營業者ハ營業上其ノ業務擔當人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
  - 第十六條 本令ニ依リ適用スベキ罰則ハ營業者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行前通關業ノ許可ヲ受ケタル者ハ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス  
 前項ノ營業者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條及第五條ノ規定ニ依リ手續ヲ爲スベシ

【輯五九】

一七八ノ五



昭和十二年關東局令第一百十號

(關東州ニ於ケル貨物ノ密輸出 入取締ニ關スル件)

昭和十二年十二月一日 關東局令第一百十號

關東州ニ於ケル貨物ノ密輸出及取締ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 貨物ノ密輸入又ハ密輸出ハ之ヲ禁ズ

第二條 前條ノ規定ニ違反シテ貨物ヲ密輸入シ若ハ密輸出シタル者又ハ密輸入若ハ密輸出セントシタル者ニ三月以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

第三條 第一條ノ規定ニ違反シテ密輸入シタル貨物又ハ密輸入若ハ密輸出セントシタル貨物ハ之ヲ沒收ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年關東廳令第三號及昭和七年關東廳令第十五號ハ之ヲ廢止ス

●防毒資材取締規則

昭和十四年四月十七日 關東局令第二十八號

防毒資材取締規則左ノ通定ム

防毒資材取締規則

第一條 本令ニ於テ防毒具トハ毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ニ對スル

防護具ヲ謂フ

防毒具ハ左ノ二種トス

第一種 防毒面(酸素呼吸器ヲ、防毒衣、防毒手袋、防毒靴及防毒濾函並ニ防毒面用ノ覆面、呼吸機及吸收罐)

第二種 其ノ他ノ防毒具

本令ニ於テ防毒檢定器トハ毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ヲ檢知スル器具及防毒具ノ性能ヲ檢査スル器具ヲ謂フ

本令ニ於テ防毒藥物トハ防毒面吸收罐又ハ防毒濾函ニ使用シテ防毒ニ效能アリトスル藥物、毒性ノ瓦斯、煙霧、液體、粉塵等ノ檢知ニ效能アリトスル藥物及防毒ノ效能アリトスル藥物ニシテ滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定スルモノヲ謂フ

本令ニ於テ防毒具材料トハ防毒具ノ製造又ハ修復ニ使用スル物ニシテ大使ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條 本令ハ販賣ノ用ニ供スル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及防毒具材料ニ付テ之ヲ適用ス但シ第十一條及第十二條ノ規定ハ販賣ノ用ニ供セザルモノニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ヲ製造セントスル者ハ左ノ各號ニ掲ケル事項ヲ、輸入セントスル者ハ第一號乃至第三號ニ掲ケル事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ大使ノ許可ヲ受ケベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱若ハ商號及事務所ノ所在地  
二 製造者ノ氏名又ハ名稱若ハ商號及製造所ノ所在地  
三 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ種類、型式、構造及性能添附ノコト  
四 製造方法及製造設備(製品檢査設ノ概要並ニ一年ノ製造能力)

〔輯1017〕

〔輯1017〕

五 主任技術者ノ氏名及履歷

前項第三號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ大使ノ許可ヲ受ケベシ

第一項第一號又ハ第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ第一項ニ準ジ大使ニ届出ヅベシ

第四條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者又ハ輸入者ハ其ノ製造シ又ハ輸入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ其ノ型式及製造年並ニ製造者ノ氏名又ハ名稱若ハ商號ヲ明記シ且防毒面吸收罐又ハ防毒濾函ニハ別表ニ掲ケル性能標識ヲ貼附スベシ

第五條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者又ハ輸入者ハ其ノ製造シ又ハ輸入シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニ付別ニ定ムル所ニ依リ檢定ヲ受ケベシ

前項ノ檢定ニ合格シタル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニハ別記第一號樣式ノ檢定證印ヲ押捺ス

第六條 第二種防毒具、防毒藥物又ハ防毒具材料ヲ發賣セントスル者ハ左ノ各號ニ掲ケル事項ヲ具シ見本品ヲ添ヘ關東州廳長官ノ許可ヲ受ケベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱若ハ商號及營業所ノ所在地  
二 製造者ノ氏名又ハ名稱若ハ商號及製造所ノ所在地

三 第二種防毒具ニ在リテハ其ノ種類、型式、構造及性能添附ノコト

四 防毒藥物ニ在リテハ其ノ品名、品質及效能添附ノコト但シ製劑ニ在リテハ原料品ノ品名及其ノ分量並ニ製造方法ノ概要ヲ併記スルコト

五 防毒具材料ニ在リテハ其ノ品名、品質及性能添附ノコト

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

一七八ノ七

一七八ノ六



前項ノ規定ニ依ル檢定證印ナキ第一種防毒具又ハ防毒檢定器ハ之ヲ修覆シタルモノトシテ交付スルコトヲ得ズ

第十三條 關東州廳長官ハ當該官吏ヲシテ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ヲ製造シ、貯藏シ若ハ販賣スル場所ヲ巡視セシメ又ハ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 第一種防毒具又ハ防毒檢定器ノ製造者又ハ輸入者其ノ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ本令ニ違反シタルトキハ大使ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十五條 第二種防毒具、防毒藥物若ハ防毒具材料ノ發賣者、防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ノ請賣營業者又ハ第一種防毒具若ハ防毒檢定器ノ修覆營業者其ノ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ本令ニ違反シタルトキハ關東州廳長官ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

第十六條 第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第十七條 第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第三條第二項、第四條、第六條第二項、第七條乃至第九條、第十一條又ハ第十二條第三項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十三條ノ規定ニ依ル巡視又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

三 第十五條ノ規定ニ依ル營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

第十九條 第三條第三項、第六條第三項又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 防毒具、防毒檢定器、防毒藥物又ハ防毒具材料ノ製造者、輸入者、發賣者、請賣營業者又ハ修覆營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十一條 本令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 本令ハ陸海軍ノ用ニ供スル防毒具、防毒檢定器、防毒藥物及防毒具材料ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十三條 第五條ノ規定ハ輸入スル第一種防毒具又ハ防毒檢定器ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ防毒具、防毒檢定器、防毒藥物若ハ防毒具材料ヲ製造シ、輸入シ若ハ發賣スル者又ハ其ノ請賣營業ヲ爲ス者ハ本令施行後一月内ニ第三條、第六條又ハ第八條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ第三條又ハ第六條ノ許可ヲ申請シタル者ニ付テハ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄第四條、第五條及第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(別表省略)

●昭和八年勅令第五十一號(南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關スル件)

昭和八年四月四日 勅令第五十一號

南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、拓務大臣副署)

南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關シテハ行政執行法第六條第三項ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中廳府縣警察費トアルハ國費、勅令トアルハ南洋廳令トス

附則

本令施行ノ期日ハ南洋廳長官之ヲ定ム

(昭和八年南洋廳令第五號ヲ以テ昭和八年七月一日ヨリ施行)

●南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關スル昭和八年勅令第五十一號施行規則

昭和八年四月二十一日 南洋廳令第六號

南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關スル昭和八年勅令第五十一號施行規則左ノ通定ム

南洋群島ニ於ケル行政執行ニ關スル昭和八年勅令第五十一號施行規則

第一條 生命、身體若ハ財產ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ交通ニ危害ヲ及ボスノ虞アリト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

左ノ各號ニ掲グル土地、物件ニ關シテハ法令ニ違反シ因リテ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ

一 崩壞又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所

二 家屋其ノ他ノ工作物

三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置

四 機關、汽機及其ノ附屬裝置

五 前各號ニ掲ケタルモノノ外南洋廳長官ノ定メタル土地、物件

第二條 當該行政官廳ハ危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ必要ナル分量ヲ試驗ノ用ニ供スルコトヲ得

第三條 行政執行法第五條第一項第二號ノ過料ハ南洋廳長官ニ在リテハ二十五圓以下其ノ他ノ行政官廳ニ在リテハ十圓以下トス

第四條 行政執行法第五條第二項ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ書面ヲ以テ之ヲ



爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ義務者ノ所在不明ナルトキハ南洋廳公報ニ公告シテ戒告ヲ爲スヘシ

第五節 行政執行法第五條第一項第一號ノ費用ノ徴收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納付期日ヲ同條第一項第二號ノ過料ノ處分ハ其ノ金額及納付期日ヲ決定シ各其ノ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ  
前項ノ義務者所在不明ナルトキハ其ノ決定書ヲ南洋廳公報ニ公告シテ決定書ノ交付ニ代フヘシ

附則

本令ハ昭和八年勅令第五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ●南洋群島治安警察規則

昭和四年七月九日  
南洋廳令第四號

南洋群島治安警察規則左ノ通定ム

南洋群島治安警察規則

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ所轄支廳長ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第二條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會六時間以前ニ集會ノ場所及日時ヲ會場所在地ノ所轄支廳長ニ届出ツヘシ届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上講談論議ヲ中斷スルトキハ届出ハ其ノ效力ヲ失フ

第三條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ所轄支廳長ニ届出ツヘシ但シ葬祭、講社、體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 左ニ掲グル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス



- 一 現役及召集中ノ豫備、後備ノ陸海軍軍人
  - 二 警察官吏
  - 三 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師
  - 四 官公私立學校ノ教員、學生、生徒
  - 五 女子
  - 六 未成年者
  - 七 公權剝奪及停止中ノ者
- 第五條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス  
未成年者、公權剝奪及停止中ノ者又ハ日本臣民ニ非サル者ハ政事ニ關シ  
公衆ヲ會同スル集會ノ發起人タルコトヲ得ス  
未成年者又ハ島民ハ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ會同スルコトヲ得  
ス
- 第六條 南洋廳長官公安ヲ保持スル爲必要アリト認ムルトキハ結社ノ禁止  
ヲ命スルコトヲ得
- 第七條 警察官吏公安ヲ保持スル爲必要アリト認ムルトキハ屋外ノ集會又  
ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限シ又ハ之ヲ禁止若ハ解散ヲ命シ又ハ屋内ノ  
集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得
- 第八條 屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動ハ特ニ所轄支廳長ノ許可ヲ得タル場合  
ノ外日出前及日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但シ第三條但書ニ掲グルモノニ  
就テハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 集會ニ於テハ公開ヲ停メタル訟訴ニ關スル事項ヲ講談論議スルコ  
トヲ得ス  
集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ受刑者、刑事被告人若ハ被疑者

- ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人若ハ被疑者ヲ陪審スルノ講談論議ヲ爲  
スコトヲ得ス
- 第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違反シ其ノ他公安ヲ紊  
シ若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ警察官吏ハ其ノ人ノ講談論議  
ノ中止ヲ命スルコトヲ得
- 第十一條 結社、會集又ハ多衆運動ニ關シ警察官吏ノ尋問アリタルトキハ  
主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官吏ノ主タル社員若ハ主タル會同  
者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ
- 第十二條 所轄支廳長ハ制服ヲ著シタル警察官吏ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆  
ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其ノ集會ニシテ政事ニ關セサル  
モノト雖公安ヲ害スル虞アリト認ムルトキ亦同シ
- 前項ノ警察官吏ニ對シテハ發起人ニ於テ又ハ警察官吏ノ主タル會同者ト  
認ムル者ニ於テ警察官吏ノ求ムル席ヲ供スヘシ
- 第十三條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧噪シ又ハ狂暴ニ涉ル者  
アルトキハ警察官吏ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退去セシ  
ムルコトヲ得
- 第十四條 集會又ハ多衆ノ運動ニ於テハ武器又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得  
ス但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス
- 第十六條 道路其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、  
圖書、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語、形容其ノ他ノ作爲ヲ  
爲シ其ノ狀況公安ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ警察官  
吏ニ於テ之ヲ禁止ヲ命スルコトヲ得

〔日本〕

〔輯一〇〇〕

- 第十七條 第一條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ届出  
ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十八條 第二條第一項又ハ第二項ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ  
處シ第二項ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第三條ノ届出  
ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十條 第四條又ハ第五條ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス第  
四條又ハ第五條ニ違反シ入社セシメタル者亦同シ
- 第二十一條 第六條ノ禁止ノ命ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ百五  
十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十二條 第七條ノ制限若ハ禁止ノ命ニ違反シ又ハ解散ヲ命セラレタル  
後仍解散セサル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十三條 第八條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十四條 第九條ニ違反シ又ハ第十條ノ中止ノ命ニ違反シタル者ハ三月  
以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十五條 第十一條ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセサル者ハ五  
十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十六條 第十二條第一項ノ臨監ヲ拒ミ又ハ第二項ノ場合ニ於テ其ノ求  
ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十七條 第十三條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ二月  
以下ノ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十八條 第十四條ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰  
金ニ處ス

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

一八〇ノ一

### ● 諸營業取締規則

昭和十五年十一月二十二日  
南洋廳令第四十二號

- 第二十九條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以  
上一年以下ノ禁錮ニ處ス
- 第三十條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違反シタル者ハ二月以下ノ禁錮又ハ五十  
圓以下ノ罰金ニ處ス
- 附則  
本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前組織ニ係ル結社ハ本令施行ノ日ヨリ三日内ニ第一條ニ掲グル事  
項ヲ所轄支廳長ニ届出ツヘシ  
島民ノミニ結社、集會又ハ多衆運動ニ就テハ當分ノ内本令中第一條乃至第  
五條及第八條ハ之ヲ適用セス從前ノ慣例ニ依ル
- 諸營業取締規則左ノ通定ム
- 諸營業取締規則  
第一條 左ノ營業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名及生年月日（法人  
ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款寫）、營業ノ種  
類、商號及營業ノ場所ヲ具シ甲種ニ在リテハ南洋廳長官ニ乙種ニ在リテ  
ハ所轄支廳長ニ願出テ許可ヲ受クベシ營業ノ場所ヲ變更セントスルトキ  
亦同シ
- 甲種  
一 興行場ノ經營



- 二 土木建築請負業
  - 三 有價證券買賣業
  - 四 質屋
  - 五 船舶運輸業
  - 六 市場ノ經營
  - 七 倉庫業
  - 八 罐詰製造業
  - 九 牛乳搾取、販賣業(山羊乳ヲ含ム)
  - 十 清涼飲料水製造業
  - 十一 製氷業
  - 十二 診療所ノ經營(患者十人以上ノ收容施設ヲ有スルモノ又ハ傳染病室ヲ有スルモノ)
- 乙種
- 一 興行
  - 二 古物商
  - 三 遊技場ノ經營
  - 四 遊園地ノ經營
  - 五 貸船業
  - 六 紹介業
  - 七 人夫供給請負業
  - 八 浴場ノ經營
  - 九 運送業(船舶運輸業ヲ除ク)
  - 十 舁船業

- 十一 渡船業
  - 十二 藝妓置屋
  - 十三 按摩術(マツサージ術ヲ含ム)
  - 十四 柔道整復術
  - 十五 鍼術
  - 十六 灸術
  - 十七 診療所ノ經營(甲種ヲ除ク收容施設ヲ有スルモノ)
  - 十八 派出婚會
- 第二條 左ノ營業ヲ爲サントスル者ハ本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款寫)、營業ノ種類、商號及營業ノ場所ヲ具シ所轄支廳長ニ届出ヅベシ營業ノ場所ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 屑物商
  - 二 水上行商
  - 三 印刷業
  - 四 印判業
  - 五 占業
  - 六 洗濯業
  - 七 牛馬隊商
  - 八 葬儀屋
  - 九 遊藝師匠又ハ遊藝稼業
  - 十 露店
  - 十一 水販賣業

- 十二 氷水店(氷菓子ヲ含ム)
- 第三條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ前二條ニ定ムルモノノ外願届書ニ必要ナル事項ノ記載ヲ命ジ又ハ必要ナル書類ノ添附ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 營業者其ノ本籍、住所、氏名又ハ商號(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款)ヲ變更シタルトキハ三十日以内ニ許可ヲ受ケ又ハ届出タル官廳ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ營業ヲ廢止シタルトキ亦同シ
- 第五條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ營業ニ關シ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第六條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ營業場所ニ臨檢セシムルコトヲ得
- 第七條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ製造販賣又ハ營業ノ用ニ供スル物ニシテ衛生上其ノ他危害ヲ生ズル虞アリト認ムルトキハ其ノ製造、販賣、授受若ハ使用ヲ禁止シ、停止シ又ハ其ノ物品ヲ廢棄セシメ其ノ他必要ナル處分ヲ命ズルコトヲ得
- 第八條 南洋廳長官又ハ支廳長ハ營業者ニシテ本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ許可ニ附シタル命令條項ニ違反シタルトキハ其ノ營業ヲ禁止シ又ハ停止シ若ハ許可ヲ取消スコトアルベシ公安、風俗ヲ紊リ又ハ衛生上危害ヲ及ボス虞アリト認メタルトキ亦同シ
- 第九條 營業者組合ヲ設ケントスルトキハ其ノ規約及代表者ヲ定メ甲種營業ニ在リテハ南洋廳長官ニ乙種又ハ第二條ノ營業ニ在リテハ支廳長ニ申請シ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- ヲ發シ又ハ其ノ認可ニ保ル組合規約若ハ代表者ノ變更ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 第十條 本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ許可ニ附シタル命令條項ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 第十一條 營業者ハ其ノ營業ニ關シ從業者ノ爲シタル行爲ニ付其ノ責任ヲ負フ
  - 第十二條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
  - 第十三條 營業者法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス
  - 第十四條 本令ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ願届ハ所轄支廳長ヲ經由スベシ
- 附則
- 本令ハ昭和十五年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス者ニシテ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第一條又ハ第二條ノ規定ニ準ジ届出テタルトキハ本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出テアリタルモノト看做ス



●講會取締規則

昭和九年六月二十五日 南洋廳令第八號

改正 昭和二年第三號

講會取締規則左ノ通定ム

講會取締規則

- 第一條 無盡講、頼母子講其ノ他之ニ類似ノ講會ヲ組織セントスルトキハ 管理人ヨリ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 一 會員ノ募集區域
- 二 會員ノ記名捺印シタル規約書
- 三 會員ノ本籍、住所、職業、氏名、年齢及其ノ加入口數
- 第二條 規約書ニハ左ノ事項ヲ具備スルトコトヲ要ス
  - 一 講會ノ名稱及目的
  - 二 事務所ノ位置
  - 三 總口數及一口ノ掛金額
  - 四 講會ノ存續期間、開講回数、開講定日及場所
  - 四ノ二 抽籤又ハ入札其ノ他給付決定ノ方法並入札最低金額
  - 五 掛金ノ掛込、貸渡、掛戻等其ノ收支方法
  - 六 掛金品借受人ノ債務履行ニ對スル保證方法
  - 七 會員ノ脱退其ノ他缺口處理ニ關スル事項
  - 八 掛金品及擔保物件ノ保管方法
  - 九 管理人及清算人ノ職務權限並其ノ選任方法
  - 十 管理人其ノ他ノ者ニ報酬又ハ手當ヲ給スルトキハ其ノ金額及支給方法

- 十一 創立費其ノ他經費ノ支出方法
- 十二 講會解散ノ場合ニ於ケル處理方法
- 支廳長必要アリト認メタルトキハ規約ノ變更ヲ命スルトコトヲ得
- 第三條 講會ニ於テハ花籤其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス貸渡金抽籤ノ外射 伴行爲ヲ爲スコトヲ得ス但シ花籤ノ總金額一口一回掛金ノ十分ノ八以内 ノモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 講會ノ存續期間ハ初回開講ノ日ヨリ起算シ二年以内トス但シ年四 回以内開講スルモノニ限リ四年以内ト爲スコトヲ得
- 清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其ノ清算終了ニ至ル迄仍存續スルモノト看 做ス
- 第五條 講會ニハ會員中ヨリ選任シタル二人以上ノ管理人ヲ置クコトヲ要 ス
- 管理人ハ會員名簿其ノ他必要ナル帳簿ヲ備ヘ會員ノ異動、金品ノ收支等 ヲ記載スヘシ
- 前項ノ帳簿及關係書類ハ講會ニ於テ選任シタル者ニ於テ講會終了後二年 間之ヲ保存スヘシ但シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ ス
- 會員又ハ會員タリシ者ヨリ前二項ノ帳簿書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ正 當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 講會ノ事務ニ關シ事務員ヲ置キタルトキハ五日以内ニ其ノ本籍、住所、 氏名、生年月日及履歷書ヲ具シ所轄支廳ニ届出ツヘシ其ノ本籍、住所若 ハ氏名ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ之ヲ解任シタルトキ亦同シ
- 第六條 管理人ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ管理人及管理人タリシ 者連署ヲ以テ所轄支廳ニ届出ツヘシ但シ連署スルトコト能ハサルトキハ其

〔輯一四〇〕

〔輯四五〕

ノ事由ヲ具スヘシ

- 第七條 講會ヲ中止シ又ハ解散若ハ終了シタルトキハ五日以内ニ管理人又 ハ管理人タリシ者ニ於テ其ノ旨所轄支廳ニ届出ツヘシ
- 第八條 清算人ハ二人以上タルコトヲ要ス
- 清算人就職シタルトキハ五日以内ニ本籍、住所、氏名、生年月日及解散 ノ原因、年月日ヲ所轄支廳ニ届出ツヘシ
- 清算終了シタルトキハ十日以内ニ清算書ヲ添附所轄支廳ニ届出ツヘシ
- 清算人ニ異動ヲ生シタルトキハ清算人タリシ者連署ヲ以テ第二 項ニ準シ届出ツヘシ
- 第九條 支廳長必要アリト認メタルトキハ帳簿書類ノ提出ヲ命シ又ハ警察 官吏ヲシテ事務所若ハ開會ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得
- 第十條 支廳長ハ講會ニシテ確實ヲ缺キ又ハ本令ニ違反シ若ハ公安ヲ害ス ルノ虞アリト認メタルトキハ講會ノ解散其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコト ヲ得
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 會員募集ニ關シ虚偽ノ手段ヲ用キ又ハ強テ加入ヲ勸誘シタル者
  - 二 帳簿書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ虚偽ノ帳簿書類ヲ提出シタル者
  - 三 第一條、第三條、第五條第二項乃至第五項、第六條、第七條又ハ第 八條第二項乃至第四項ノ規定ニ違反シタル者
  - 四 第二條第二項、第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シ若ハ第 九條ノ臨檢ヲ拒ミタル者
- 第十二條 本令ノ規定ニ違反スル行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條 ニ照シ之ヲ罰ス

- 第十三條 講會ノ事務ニ關シ事務員其ノ他ノ者本令ノ規定又ハ本令ノ規定 ニ依ル處分ニ違反シタルトキハ管理人又ハ清算人ヲ罰ス
- 第十四條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セス
  - 一 同一公務所ノ公務員間ニ於テ行フモノ
  - 二 同一會社ノ社員又ハ事務員間ニ於テ行フモノ
  - 三 同一商店ノ店員間ニ於テ行フモノ
  - 四 口數十日未滿ニシテ一口一回ノ掛金五圓以下ノモノ

●理髮營業取締規則

昭和九年十月八日 南洋廳令第十四號

- 理髮營業取締規則左ノ通定ム
- 第一條 理髮營業取締規則
- 第一條 本令ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮、鬚髯ノ剪剃又ハ結髮ヲ業ト スルヲ謂フ
- 第二條 本令ニ依ル願屆事項ノ内容ニシテ民法上他ノ者ノ同意又ハ許可ヲ



要スルモノニ在リテハ其ノ連署又ハ同意書ノ添附ヲ要ス

- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非ザレバ理髮營業者タルコトヲ得ズ
  - 一 理髮又ハ結髮ニ關スル公認ノ學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
  - 二 廳府縣ニ於テ理髮又ハ結髮ニ關スル試驗ニ合格シタル者
  - 三 理髮ニ在リテハ二年以上、結髮ニ在リテハ六月以上業務ニ從事シタル者ニシテ所轄支廳長ニ於テ適當ト認メタル者

第四條 理髮營業(以下單ニ營業ト稱ス)ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添附シ所轄支廳長ノ許可ヲ受クベシ第四號ノ事項ヲ變更シ又ハ營業所ノ移轉、増築、改築、修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同ジ但シ願ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日
- 二 營業ノ場所
- 三 屋號
- 四 業態ノ種別
- 五 業務ニ關スル履歷書
- 六 營業所ノ構造仕様書及圖面
- 七 工事落成期日

前項第一號、第三號及第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ

- 第五條 營業所ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ
  - 一 床ハ板張又ハ不透過質ノ材料ヲ用ウルコト
  - 二 周圍ハ床面ヨリ二尺以上板張又ハ不透過質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

〔輯四五〕

- 三 洗場ハ不透過質ノ材料ヲ用ウルコト
  - 四 採光、換氣ヲ充分ナラシムル爲適當ノ裝置ヲナスコト
- 所轄支廳長必要ナシト認ムルトキハ結髮ヲ業トスルモノニ限り前項ノ制限ニ依ラシメザルコトヲ得

第六條 營業所ノ工事落成シタルトキハ其ノ使用ニ付所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ

第七條 營業者自ラ營業ヲ管理シ能ハザルトキ又ハ二以上ノ營業所ヲ有スルトキハ管理人ヲ定メ第四條第一項第一號ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第八條 營業者ハ料金ヲ定メ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ

第九條 營業者家族其ノ他ノ者ヲシテ從業セシメムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢、業務ニ關スル履歷ヲ具シ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ

前項ノ者從業ヲ廢止シ又ハ死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ

第十條 精神病者、癩病者及結核、癩、「トラホーム」其ノ他傳染性疾患アル者ハ從業スルコトヲ得ズ

第十一條 營業者又ハ從業者ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

- 一 營業所ハ常に清潔ヲ保持シ毛髮ハ飛散セザル様一定ノ容器ニ收容スルコト
- 二 消毒藥ヲ入レタル適當數ノ唾壺ヲ備ヘ時々掃除スルコト
- 三 營業用器具ハ常に清潔ヲ保持スルコト

〔輯四五〕

第十四條 第十一條ノ遵守事項及料金ハ營業所内諸易キ場所ニ揭示スベシ

第十五條 營業者ハ器具、化粧品其ノ他ニシテ衛生上有害ノ虞アルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ但シ第四號ノ場合ニ於テハ同居ノ親族又ハ雇人ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ

- 一 開業又ハ廢業シタルトキ
- 二 休業一月ニ及ビタルトキ
- 三 定休日ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキ
- 四 營業者死亡シ又ハ行衛不明一月以上ニ及ビタルトキ

第十七條 當該官吏ハ隨時營業所ニ臨檢スルコトヲ得

第十八條 支廳長衛生上必要アリト認ムルトキハ醫師ヲ指定シ營業者又ハ從業者ヲシテ健康診斷ヲ受ケシムルコトアルベシ

第十九條 營業者組合ヲ組織セムトスルトキハ規約及代表者ヲ定メ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

第二十條 組合事務所ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ

第二十一條 組合ハ一年間ニ於ケル收支決算ヲ翌年一月三十一日迄ニ所轄支廳ニ届出ヅベシ

第二十二條 支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ組合ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

第二十三條 支廳長ハ本令ニ定ムルモノノ外取締上必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

四 消毒藥ハ時々之ヲ取換ヘ使用シ且相當量ヲ備フルコト

五 從業中ハ清潔ナル作業衣ヲ着用シ顔面作業ノ際ハ「マスク」ヲ使用スルコト

六 一客毎ニ其ノ作業前石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スルコト

七 頸卷、枕當ハ白布、白紙其ノ他之ニ類スルモノヲ用キ一客毎ニ清潔ナルモノト取換フルコト

八 客用被布ハ清潔ナル白布ヲ使用スルコト

九 客ノ皮膚ニ接觸スル器具、布片類ハ一客毎ニ洗滌スルコト

十 客ノ需メアルニ非ザレバ鼻腔、耳孔ノ刺毛ヲ爲サザルコト

十一 酒氣ヲ帶ビテ從業セザルコト

第十二條 前條第九號ノ洗滌ハ左ノ藥品ノ一ヲ以テ之ヲ爲スベシ

- 一 五十倍石炭酸水
- 二 五十倍クレゾール水
- 三 酒精
- 四 炭酸曹達水(百分中五分ノ炭酸曹達ヲ含ムモノ)

第十三條 皮膚ニ疾患アル客ニ接シタルトキハ前條藥品ノ一ヲ以テ其ノ手指ヲ洗滌シ器具、被布、頸卷ノ類ハ左ノ各號ノ一ニ依リ消毒スベシ

一 藥品消毒(五十倍石炭酸水又ハ五十倍クレゾール水ニ三十分以上浸漬シ置クコト)

二 蒸氣消毒(攝氏百度以上ノ濕熱ニ一時間以上觸レシムルコト)

三 煮沸消毒(沸騰後三十分以上煮沸スルコト)

前項以外ノ方法ニ依リ消毒セムトスルトキハ所轄支廳長ノ許可ヲ受クベシ



第二十四條 支廳長ハ從業者業務上不都合ノ行爲アリタルトキ又ハ第十八條ニ依ル健康診断ノ結果不適當ト認ムルトキハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ解雇ヲ命ズルコトアルベシ

第二十五條 支廳長ハ營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

一 許可後一月以内ニ開業セズ又ハ休業六月以上ニ及ビタルトキ

二 行衛不明三月以上ニ及ビタルトキ

三 他人ニ名義ヲ藉スノ事實アリト認メタルトキ

四 公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スル虞アリト認メタルトキ

五 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十六條 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十七條 本令ノ罰則ハ未成年者又ハ禁治産者ニ付テハ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 營業者ハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人、徒弟ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際許可ヲ受ケ現ニ營業中ノ者ニシテ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第四條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シ其ノ旨所轄支廳ニ届出タルトキハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ營業所ノ構造本令ニ

適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ本令ニ依ル構造ト爲スベシ  
●原動機取締規則  
昭和十四年七月一日  
南洋廳令第三十六號

原動機取締規則左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ原動機ト稱スルハ蒸氣汽罐、蒸氣汽機、石油機關、瓦斯機關及電動機ヲ謂フ

第二條 別段ノ規定アルモノヲ除ク外原動機ヲ設置セシトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ願出テ許可ヲ受クベシ第二號乃至第八號ノ事項及第三條ノ圖書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、職業、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所在地、代表者氏名及定款寫ヲ添附スベシ)

二 原動機ノ種別及箇數

三 使用目的

四 使用時刻

五 設置場所及附近ノ見取圖

六 建物ノ構造仕様書及圖面

七 原動力ヲ要スル諸機械ノ名稱、箇數及其ノ關聯裝置圖

八 工事竣功期日

第三條 前條ノ願書ニハ原動機ノ種別ニ應ジ圖書及圖面ヲ添附スベシ  
汽罐圖書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 型式及箇數

二 主要寸法(罐胴、焰管、火局ノ長徑、火管、水管ノ徑、本數等)

三 馬力數

四 每分回轉數

五 傳導方法

六 電力供給者名

七 電力供給者ノ試驗成績表

八 据付基礎構造仕様書及圖面

九 製造所名、製造年月日及經歷

第四條 左ノ各號ノ原動機ニ關シテハ前條第二項第四號、第七號、第九號、第十號、第三項第二號、第五號、第七號、第九號及第十一號ノ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 五馬力未滿ノモノ

二 十馬力未滿ノ移動式原動機ニシテ設置地ニ於テ六月以上ニ互ラザル期間使用スルモノ

三 汽壓二、一瓩(三十封度)未滿ノ汽罐ニシテ傳熱面積五平方米未滿ノモノ

第五條 原動機ハ神社、公園、學校、圖書館、病院其他公共的設備ニ對シ適當ノ距離ヲ保有スルニ非ザレバ設置スルコトヲ得ズ

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

三 鐵板ノ材料及厚サ

四 支柱、鉄ノ材料、寸法及心距

五 水壓試驗ノ成績及試驗年月日

六 常用汽壓

七 火床面積及傳熱面積

八 燃料ノ種類及一時間ノ消費量

九 安全瓣ノ種類寸法及箇數

十 給水方法

十一 製造所名、製造年月日及經歷

十二 煙突ノ構造及詳細圖

十三 据付基礎構造仕様書及圖面

汽機、機關圖書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 型式(蒸氣汽機、重油、輕油、ガソリン及瓦斯機關ノ別、橫置直立ノ別等)及箇數

二 汽筒ノ箇數、內徑、衝程及サイクル數

三 每分回轉數

四 馬力數

五 常用汽壓及真空

六 燃料ノ種類、貯藏方法及一時間ノ消費量

七 點火ノ方法

八 傳導方法

九 汽筒冷却方法及設備

十 排氣方法、消音裝置及煙突ノ構造

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗



第六條 原動機ノ摺付及工場竣功シタルトキハ所轄支廳長ニ届出テ検査ヲ受クベシ

検査ニ合格シタルトキハ別記様式ノ検査證ヲ交付ス

検査證ヲ受クルニ非ザレバ原動機ヲ使用スルコトヲ得ズ

検査證ヲ亡失毀損シ又ハ記載事項ニ變更アリタルトキハ速ニ其ノ事由ヲ具シ所轄支廳長ニ届出テ再交付又ハ之ガ書換ヲ受クベシ

第七條 原動機ハ検査證ニ表示シタル使用期間及常用汽壓ヲ超エテ使用スルコトヲ得ズ

第八條 移動式原動機ハ使用前ニ使用場所及使用日時ヲ具シ検査證ヲ添ヘ所轄支廳長ノ認可ヲ受クベシ

第九條 原動機ノ検査ハ定期及臨時ノ二種トシ定期検査ハ使用期間満了前、臨時検査ハ臨時必要アリト認めタルトキ各其ノ期日ヲ豫告シテ之ヲ行フ

第十條 前條ノ豫告ヲ受ケタルトキハ汽罐ニ在リテハ罐體ノ冷却貯水ノ排出、泥孔蓋、火床、火橋等ヲ取外シ汽機及機關ニ在リテハ検査ニ必要ナル部分ヲ分解且洒掃シ受檢準備ヲ爲スベシ

前項ノ検査ニハ原動機設置者(以下設置者ト稱ス)又ハ原動機管理人(以下管理人ト稱ス)及原動機取扱主任者(以下取扱主任者ト稱ス)之ニ立會スベシ

第十一條 原動機ニ異狀ヲ生ジタルトキハ速ニ使用中止シ其ノ原因及狀況ヲ所轄支廳長ニ届出テ検査ヲ受クベシ但シ要部ニ關セザル輕微ノ異狀ナルトキハ届出テ使用ヲ繼續スルコトヲ得

第十二條 支廳長ハ検査證交付後ノ検査ニ合格シタルモノニ付テハ検査證

ニ其ノ旨ヲ記載シ合格セザルモノニ付テハ検査證ヲ返納セシム

第十三條 原動機及工場ヲ讓受ケ若ハ相續シ使用セントスル者ハ住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者氏名及定款寫)ヲ記シ讓渡人ノ連署ヲ以テ十日以内ニ所轄支廳長ニ届出テ検査證ノ書換ヲ受クベシ

前項ノ手續ヲ爲シタル讓受人又ハ相續人ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 第四條ノ原動機ヲ除ク外原動機ヲ使用スル者ハ其ノ使用前取扱主任者ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ五日以内ニ所轄支廳長ニ届出ツベシ其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

支廳長ハ取扱主任者ニシテ不適當ト認めタル場合ハ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 設置者自ラ原動機ヲ管理スルコト能ハザルトキハ原動機ニ關スル一切ノ權限ヲ有スル管理人ヲ選任シ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ届出ツベシ其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

一 設置者ノ住所及氏名

二 設置場所

三 管理人ノ住所、氏名及生年月日

四 検査證番號

五 選任契約書寫

六 管理人ノ履歷書

支廳長ハ管理人ニシテ不適當ト認めタル場合ハ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

消スコトヲ得

一 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虛偽ノ事項ヲ記載シタルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ設置ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ工事ニ着手セザルトキ

三 竣功期日ヲ經過シ仍工事竣功セザルトキ

四 一年以上原動機ノ使用ヲ休止シタルトキ

五 設置者所在不明二日以上ニ互リタルトキ

第二十一條 本令ニ依ル願居人ニシテ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ナルトキハ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第二十二條 第二條、第六條第三項、第七條及第十一條ノ規定ニ違反シ又ハ第十四條第二項、第十五條第二項、第十八條及第十九條ノ命令若ハ指示ヲ背セザルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條第一項、第四項、第八條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條及第十七條ノ規定ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十四條 前二條ニ定ムル違反行為ヲ教唆シ若ハ幫助シタルモノハ正犯ニ準ズ

第二十五條 設置者ハ其ノ代理人、家族其ノ他ノ従業員ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合其ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 設置者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 設置者ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

一 設置場所ハ採光及照明ヲ良好ニスルコト

二 設置場所ニハ保員ノ外置リニ立入ルコトヲ禁止スルコト

三 設置場所ニハ消火器其ノ他適當ナル防火設備ヲ爲スコト

四 検査證及取扱主任者ノ氏名ヲ設置場所内ノ見易キ場所ニ掲示スルコト

五 原動機ハ取扱主任者ヲシテ取扱ハシメ又ハ現場ニ於テ監督ヲ爲サシムルコト

第十八條 支廳長ハ何時ニテモ當該官吏ヲ設置場所ニ臨檢セシメテ原動機ヲ検査シ危險豫防又ハ衛生上ニ關シ指示ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 支廳長ハ原動機ノ使用ニ因リ危害ヲ生ジ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキハ設置者ニ對シ除害若ハ危險豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ支廳長ハ原動機設置ノ許可ヲ取

得

消スコトヲ得

一 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虛偽ノ事項ヲ記載シタルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ設置ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ工事ニ着手セザルトキ

三 竣功期日ヲ經過シ仍工事竣功セザルトキ

四 一年以上原動機ノ使用ヲ休止シタルトキ

五 設置者所在不明二日以上ニ互リタルトキ

第二十一條 本令ニ依ル願居人ニシテ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ナルトキハ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第二十二條 第二條、第六條第三項、第七條及第十一條ノ規定ニ違反シ又ハ第十四條第二項、第十五條第二項、第十八條及第十九條ノ命令若ハ指示ヲ背セザルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條第一項、第四項、第八條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條及第十七條ノ規定ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十四條 前二條ニ定ムル違反行為ヲ教唆シ若ハ幫助シタルモノハ正犯ニ準ズ

第二十五條 設置者ハ其ノ代理人、家族其ノ他ノ従業員ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合其ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 設置者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 設置者ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

一 設置場所ハ採光及照明ヲ良好ニスルコト

二 設置場所ニハ保員ノ外置リニ立入ルコトヲ禁止スルコト

三 設置場所ニハ消火器其ノ他適當ナル防火設備ヲ爲スコト

四 検査證及取扱主任者ノ氏名ヲ設置場所内ノ見易キ場所ニ掲示スルコト

五 原動機ハ取扱主任者ヲシテ取扱ハシメ又ハ現場ニ於テ監督ヲ爲サシムルコト

第十八條 支廳長ハ何時ニテモ當該官吏ヲ設置場所ニ臨檢セシメテ原動機ヲ検査シ危險豫防又ハ衛生上ニ關シ指示ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 支廳長ハ原動機ノ使用ニ因リ危害ヲ生ジ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキハ設置者ニ對シ除害若ハ危險豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得



第二十七條 設置者法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス  
第二十八條 第十五條ニ依リ管理人ノ選任アリタル場合ハ本令ノ罰則ハ其ノ管理人ニ之ヲ適用ス

附則

第二十九條 本令ハ昭和十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第三十條 本令施行ノ際現ニ原動機ヲ設置スル者本令施行後三月以内ニ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ届出テタルトキハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

- 一 第二條第一號乃至第七號ノ事項
- 二 設置ノ年月日
- 三 第三條ノ調書及圖面

前項ノ原動機ハ第一次ノ検査ヲ受ケル迄其ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得  
第一項ノ場合ニ於テハ第十四條及第十五條ノ届出テハ第一項ノ届出テト同時ニ之ヲ爲スベシ  
(別記様式省略)

●南洋群島自動車取締規則

昭和十六年五月八日  
南洋廳令第二十一號

南洋群島自動車取締規則左ノ通定ム  
南洋群島自動車取締規則

第一章 總則

第一條 本令ハ道路ニ於テ運轉スル自動車ニ之ヲ適用ス

本令ニ於テ自動車ト稱スルハ原動機ヲ用ヒ軌條ニ依ラズシテ運轉スル車輛ヲ謂フ  
本令ニ於テ道路ト稱スルハ一般ノ道路、自動車道其ノ他一般通行ノ用ニ供スル場所ヲ謂フ

第二條 自動車ヲ分チテ普通自動車、特殊自動車及小型自動車ノ三種トス

本令ニ於テ普通自動車ト稱スルハ内燃原動機、差動装置及前二輪ニ依リ操向装置ヲ具備シ主トシテ人又ハ貨物ヲ運搬スル構造ヲ有シ車輛重量三百六十斤以上ノモノニシテ小型自動車ニ非ザル自動車ヲ謂フ  
本令ニ於テ特殊自動車ト稱スルハ普通自動車又ハ小型自動車ニ非ザル自動車ヲ謂フ牽引自動車ハ之ヲ特殊自動車ト看做ス  
本令ニ於テ小型自動車ト稱スルハ左ノ制限ヲ超エザル自動車ヲ謂フ

一 車輛ノ長さ二・八米、幅一・二米、高さ一・八米  
二 内燃原動機ノ設備ヲ有スルモノニシテ四「サイクル」ノモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計七百五十立方釐、二「サイクル」ノモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計五百立方釐

三 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定格出力四・五「キロワット」  
第三條 本令ニ於テ車輛重量ト稱スルハ燃料油槽、潤滑油槽及冷却水槽ヲ充滿シタル状態ニ於ケル自動車ノ重量ヲ謂フ  
本令ニ於テ自動車ノ總重量ト稱スルハ車輛重量、最大積載量、五十五斤ニ乗車定員ヲ乗シタル重量ノ總和ヲ謂フ

第四條 本令ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ書類ハ主タル營業所ノ所在地

【轉一二六】

又ハ居住地(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地)ヲ管轄スル支廳長ヲ經由スベシ

第二章 車輛ノ構造裝置

第五條 車輛ハ長さ七・五米、幅二・五米、高さ三米ヲ超ユルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事由ニ依リ支廳長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第六條 車輛ノ最短迴轉半徑ハ最外側ノ轍ニ就キ測リ十一米以内タルコトヲ要ス

第七條 車輛重量三百六十斤以上ノ自動車ニハ進行裝置ヲ備フルコトヲ要ス

第八條 蒸氣、瓦斯又ハ油其ノ他爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルベキ器、管及氣筒等ニ電氣裝置等ハ堅牢ニシテ漏洩又ハ危險ノ虞ナキモノタルコトヲ要ス

第九條 車輛ハ運轉ニ際シ甚シキ騒音ヲ發シ又ハ惡臭若ハ有害ノ瓦斯又ハ煤煙ヲ多量ニ發散セザル構造ニシテ排出瓦斯又ハ煤煙ノ車室内ニ侵入セザルモノタルコトヲ要ス

第十條 排氣管ニハ適當ナル消音裝置ヲ備フベシ

第十一條 動力調節裝置、制動裝置、操向裝置、斷續裝置及變速裝置ハ構造確實ニシテ且容易ニ操縱シ得ベキモノタルコトヲ要ス

第十二條 制動裝置ニ付テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 獨立ニ作用スベキ二系統以上ノモノニシテ一系統ハ後車輛ノ兩車輪ヲ制動スルコト但シ總重量二千五百斤未滿ノ自動車ノ制動裝置ニシテ四輪以上ノ車輛ヲ制動シ且制動力ノ傳達ニ流體壓力ヲ用ヒザルモノニ在リテハ一系統ト爲スコトヲ妨グズ

【轉一二六】

二 制動距離ニ系統以上ノ制動裝置ヲ備フル場合ハ乾燥セル水平道路ニ於テ自動車總重量二千五百斤未滿ニ在リテハ總重量三千斤未滿ニシテ全車輪ニ空氣入「タイヤ」ヲ使用シ且全車輪ヲ制動スル制動裝置ヲ有スルモノ又ハ消防自動車ニ在リテハ走行速度毎時四十軒ノキ十四米、其ノ他ノ自動車ニ在リテハ走行速度毎時三十二軒ノキ九米ヲ超エザルコト

三 停止狀態ヲ保持シ得ル構造ヲ有スルコト  
第十三條 自動車ニハ左ノ各號ニ依ル燈火裝置ヲ備フベシ  
一 前照燈ハ無色燈火ニシテ車輛ノ前面兩側ニ各一箇ヲ設備シ前方五十米以内ニ於ケル交通上ノ障害物ヲ明瞭ニ認メ得ベキ光度ヲ有シ其ノ主要光線ノ限界ハ前方二十五米以内ニ於テ地上・二米ヲ超エザルコト  
二 尾灯ハ車輛後面ニ一箇以上ヲ設備シ後方照射面ハ之ヲ赤色「レンズ」ト爲シ夜間二十五米ノ距離ニ於テ後面車輛番號ヲ明瞭ニ認メ得ベキ光度ヲ有スル無色燈火ヲ備ヘ運轉者ノ座席ヨリ消燈シ得ザル裝置ト爲スコト

三 乗用車ニ在リテハ前二號ノ外室内燈及側燈ヲ備フルコト  
四 乗合自動車ニ在リテハ前各號ノ外車輛ノ前面上部兩側ニ紫色ノ燈火ヲ備フルコト

第十四條 車輛ノ外部ニハ前條及第十六條ノ燈火以外ノ燈火ヲ備フルコトヲ得ズ

第十五條 尾灯、停止燈及方向指示器ノ燈火ノ外有色ノ燈火ヲ用フルコトヲ得ズ

一八〇ノ六ノ五



停止燈ハ左ノ制限ニ依ルベシ  
一 燈黃色ニシテ光度十燭光以上ノモノタルコト

二 裝置位置ハ車輛ノ後面ニシテ後續車輛ヨリ見易キ箇所タルコト

三 足動制動裝置ヲ操作スル場合ニノミ自動的ニ點燈スルモノタルコト

第十七條 普通自動車ニハ車輛ノ前面及後面ニ緩衝器ヲ備フベシ但シ乗用ニ供セザル自動車ノ後面ニハ之ヲ備ヘザルコトヲ得

第十八條 普通自動車ニハ前面硝子拂拭器ヲ備フベシ

第十九條 支廳長必要アリト認ムルトキハ特殊自動車又ハ小型自動車ヲ指定シテ緩衝器、前面硝子拂拭器、方向指示器、後寫鏡又ハ停止燈ノ設備ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 輪帶ハ護膜製ノモノタルコトヲ要ス

第二十一條 運轉者ノ見易キ箇所ニ速度計ヲ備フベシ但シ特殊自動車及小型自動車ニシテ支廳長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 軟調ノ音響ヲ發スル音響器二箇以上ヲ備フベシ但シ消防自動車ニ在リテハ之ニ異ナル音響器ヲ備フルコトヲ得

第二十三條 自動自轉車、側車附自動自轉車又ハ自動三輪車ノ構造裝置ニ付テハ第十二條、第十三條第一號及第三十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ニ依ルコトヲ得

一 一系統ノ制動裝置ヲ備フルコト

二 前照燈一箇以上ヲ備フルコト

三 車輛番號ハ車輛ノ後面ニ標示スルコト  
小型自動車タル前項ノ自動車ニシテ左ノ制限ヲ超エザルモノハ同項ノ規

定ニ依ルノ外速度計ヲ備ヘザルコトヲ得

一 内燃機ヲ原動機トスルモノニシテ四「サイクル」ヲ用フルモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計四百五十立方糎、二「サイクル」ヲ用フルモノニ在リテハ氣筒容積ノ合計三百立方糎

二 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一時間定機出力三「キロワット」

第二十四條 支廳長ハ自動車ノ構造又ハ設備ニシテ公安又ハ保健上有害ナリト認ムルトキハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 車輛ノ外部ハ之ヲ溜色又ハ赤色ニ塗ルコトヲ得ズ但シ消防自動車、郵便自動車及専ラ危險物ヲ運搬スル自動車ニ在リテハ之ヲ赤色ニ塗ルコトヲ妨グズ

第二十六條 運轉者ハ自動車ノ構造裝置ニ付危險豫防上必要ナル注意ヲ爲スベシ

自動車ノ使用主其ノ構造裝置ノ缺陷ニ付警察官吏又ハ運轉者ヨリ告知ヲ受ケタルトキハ必要ナル措置ヲ爲スニ非ザレバ自動車ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三章 車輛ノ検査

第二十七條 自動車ハ車輛検査ニ合格シ指示ヲ受ケタル車輛番號ヲ標示スルニ非ザレバ之ヲ運轉スルコトヲ得ズ但シ第四十三條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 車輛検査ハ自動車ノ使用主ノ申請ニ依リ所轄支廳長之ヲ行フ

第二十九條 前條ノ申請者ハ車輛検査ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ  
一 申請者ノ住所、氏名及生年月日  
法人ニ在リテハ其ノ名稱主たる事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下同シ

二 自動車ノ種別

三 車輛名及型式並ニ製造年

四 自動車ノ用途(乗用、貨物用、自家用、營業用等ノ別)

五 乗車定員及積載定量

六 車輛重量及總重量

七 車輛ノ長さ、幅及高さ

八 原動機ノ型式及行程式「四「サイクル」機關、二「サイクル」機關等ノ別

九 氣筒ノ内徑、「ストローク」及筒數並ニ其ノ容積ノ合計

十 馬力又ハ一時間定格出力

十一 機關番號

十二 制動裝置ノ系統數、制動車輛數及制動力ノ傳達方法

十三 車庫又ハ車輛置場ノ位置

十四 新車ニ非ザル自動車ニ在リテハ最初ノ使用年月  
自動車ヲ他人ノ車庫ニ格納スル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ承諾書ヲ添付スベシ

第三十條 支廳長必要アリト認ムルトキハ乗車定員又ハ積載定量ヲ指定スルコトヲ得

第三十一條 車輛検査ニ合格シタル自動車ニハ別記第一號様式ノ車輛検査證ヲ交付シ車輛番號ヲ指示ス

第三十二條 車輛検査ノ有効期間ハ一年以内ニ於テ支廳長之ヲ指定ス

第三十三條 車輛検査ノ有効期間満了後仍引續キ自動車ヲ使用セントスル者ハ有効期間満了前三十日以内ニ左ノ事項ヲ具シ車輛検査ヲ申請スベシ  
一 申請者ノ住所及氏名

二 自動車ノ種別及車輛番號

三 自動車ノ用途

四 舊車輛検査ノ有効期間  
第三十四條 自動車ノ使用主其ノ主たる使用地ヲ變更シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ七日以内ニ後ノ使用地ノ所轄支廳長ニ申請シテ車輛検査證ノ書換及車輛番號ノ指示ヲ受ケベシ

一 申請者ノ住所、氏名及生年月日

二 自動車ノ種別

三 自動車ノ用途

四 變更前及變更後主たる使用地

五 使用地變更ノ年月日

六 車庫又ハ車輛置場ノ位置

第三十五條 自動車ノ使用主ニ變更アリタルトキハ後ノ使用主ハ左ノ事項ヲ具シ七日以内ニ所轄支廳長ニ申請シ車輛検査證ノ書換ヲ受ケベシ其ノ主たる使用地前ノ主たる使用地ト異ナルトキハ更ニ車輛番號ノ指示ヲ受ケベシ

一 申請者ノ住所、氏名及生年月日

二 前使用主ノ住所及氏名

三 自動車ノ種別及車輛番號

四 自動車ノ用途

五 使用主變更ノ事由

六 使用主變更ノ年月日

七 車庫又ハ車輛置場ノ位置



第三十六條 車輛検査ニ合格シタル自動車ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄支廳長ニ申請シテ變更検査ヲ受ケベシ

一 原動機又ハ其ノ氣筒ヲ取換ヘタルトキ

二 燃料油槽其ノ他之ニ類スル容器ノ構造又ハ位置ヲ變更シタルトキ

三 操向装置、變速装置又ハ制動装置ノ構造ヲ變更シタルトキ

四 乗用車定員又ハ積載定員ヲ増加シタルトキ

五 車輛ノ長さ、幅又ハ高さヲ増加シタルトキ

六 第十九條ノ規定ニ依リ命セラレタル構造裝置ヲ變更シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ車輛検査證ヲ添附スベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 自動車ノ種別及車輛番號

三 自動車ノ用途

四 車輛検査ノ有効期間

五 變更事項

六 變更年月日

第三十八條 支廳長ハ定期又ハ臨時ニ車輛ノ検査ヲ行フコトヲ得

第三十九條 支廳長ハ前二條ノ規定ニ依ル検査ニ基キ車輛検査ノ有効期間ヲ延長シ若ハ短縮シ又ハ自動車ノ使用ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ依リ車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ自動車ノ使用主ハ七日以内ニ所轄支廳長ニ申請シテ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十條 自動車ノ使用主ハ其ノ住所若ハ氏名又ハ車庫ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ所轄支廳長ニ其ノ旨ヲ届出テ車輛検査證ニ變更事項ノ記入ヲ受ケベシ

第四十一條 車輛検査證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ車輛検査證アルトキハ之ヲ添ヘ所轄支廳長ニ申請シテ其ノ再交付ヲ受ケベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 自動車ノ種別及用途

三 車輛番號及機關番號

四 亡失又ハ毀損ノ事由

第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ自動車ノ使用主ハ遲滞ナク車輛検査證ヲ返納スベシ

一 自動車ノ使用ヲ廢止シタルトキ

二 車輛検査ノ有効期間満了シタルトキ

三 第三十九條第一項ノ規定ニ依リ自動車ノ使用ヲ禁止セラレタルトキ

四、亡失シタル車輛検査證ヲ發見シタルトキ

第三十九條第一項ノ規定ニ依リ自動車ノ使用ヲ停止セラレタル場合ニ於テハ自動車ノ使用主ハ直ニ車輛検査證ヲ支廳長ニ提出シ停止期間満了シタルトキ之ガ交付ヲ受ケベシ

第四十三條 車輛ノ検査、試運転又ハ廻送等ノ爲自動車ヲ一時運轉セント

【輯一二六】

スル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケベシ

一 申請者ノ住所及氏名

二 自動車ノ種別及用途

三 自動車ノ型式及車名

四 車輛番號及機關番號

五 一時運轉ノ目的

六 運轉道路又ハ地域

七 運轉日時

八 運轉者ノ住所、氏名、運轉免許ノ種別及免許番號

支廳長前項ノ一時運轉許可シタルトキ別記第三號様式ノ一時運轉許可證及別記第四號様式ノ一時運轉許可證ヲ交付ス

前項ノ一時運轉許可證及一時運轉許可證ハ運轉終了後遲滞ナク之ヲ返納スベシ

第四章 運轉免許

第四十四條 運轉免許ヲ受ケタル者ニ非ザレバ自動車ヲ運轉スルコトヲ得ズ

第四十五條 運轉免許ヲ分チテ普通免許、特殊免許及小型免許ノ三種トス

普通免許ヲ受ケタル者ハ普通自動車及小型自動車ヲ、特殊免許ヲ受ケタル者ハ特定種類ノ特殊自動車及小型自動車ヲ、小型免許ヲ受ケタル者ハ小型自動車ノ運轉ヲ爲スコトヲ得

前項ノ特殊自動車ノ種類ハ南洋支廳長官之ヲ告示ス

第四十六條 運轉免許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ具シ南洋支廳長官ニ申請スベシ

一 本籍、住所、氏名、生年月日

二 運轉免許ノ種別

三 主たる運轉地

四 運轉免許ヲ有スル者ニ在リテハ現ニ有スル運轉免許ノ種別、免許證番號

前項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ種類及寫眞 申請前六月以内ニ撮影シタル、無蓋紙ノモノニシテ其ノ裏面ニ氏名及生年月日ヲ記載セルモノ以下同シ三枚ヲ添付スベシ

一 履歷書 兵役關係アル者ハ徵集年度、役種、兵種及所屬部隊區又ハ鎮守府名ヲ記載スルコト

二 身體検査證

三 第四十九條第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ有スル運轉免許證ノ寫、第五號ニ該當スル者ニ在リテハ卒業證書ノ寫及在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタルコトノ證明書、第六號ニ該當スル者ニ在リテハ技術證明書ノ寫

第四十七條 運轉免許ハ試験ニ合格シタル者ニ之ヲ與フ運轉免許ノ試験ハ普通免許及特殊免許ニ在リテハ自動車取扱方法ノ要旨、自動車及交通ニ關スル取捨法規程ニ自動車運轉技能ニ就キ、小型免許ニ在リテハ自動車ノ運轉技能ニ就キ之ヲ行フ

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ運轉免許ヲ受ケルコトヲ得ズ

一 普通免許及特殊免許ニ付テハ十八歳未滿ノ者、小型免許ニ付テハ十六歳未滿ノ者

二 精神病者、癡者又ハ盲者

【輯一二六】



三 運轉免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ超過セザル者  
第四十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ第四十七條第二項ノ規定ニ依ル試驗ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルベシ

一 特殊免許ヲ有スル者ニシテ普通免許又ハ別種ノ特殊免許ヲ受ケントスル者

二 特殊免許ヲ受ケントスル者  
三 小型免許ヲ受ケントスル者

四 本令施行地域外ノ行政官廳ニ於テ與ヘタル運轉免許ヲ有スル者  
五 甲種工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科卒業者ニシテ在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタル者

六 軍ヨリ下附セラレタル技術證明書ヲ有スル者  
七 自家用ノ自動車ヲ其ノ所有者又ハ其ノ家族自ラ運轉セントスル場合

第五十條 試驗ニ際シ不正ノ行爲アリタル者ニ付テハ其ノ試驗ヲ無効トス  
第五十一條 南洋廳長官運轉免許ヲ與ヘタルトキハ別記第五號様式ノ運轉免許證ヲ交付ス

第五十二條 運轉免許ヲ受ケタル者ハ其ノ運轉免許ヲ受ケタル時ヨリ五年毎ニ其ノ期間經過後三月以内ニ主タル運轉地ノ所轄支廳長ニ運轉免許證ヲ提出シテ檢査ヲ受ケルベシ

第五十三條 運轉免許證又ハ運轉免許證明書ハ運轉中ニ携帶スベシ  
第五十四條 運轉免許ヲ受ケタル者其ノ本籍、住所若ハ氏名又ハ兵役關係ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ所轄支廳長ニ届出テ運轉免許證ニ其ノ旨ノ記入ヲ受ケルベシ

第五十五條 運轉免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタル者ハ左ノ事項ヲ具シ寫眞

一 本籍、住所、氏名及生年月日  
二 商號  
三 營業所ノ位置附近百米以内ノ見取圖ヲ添付スルコト  
四 路線圖ヲ添付スルコト  
五 起點終點ノ地名ヲ附記スルコト  
六 延長(料)  
七 主ナル經過地名  
八 停車所ノ位置及各停車所間ノ距離(料)  
九 車輛型式圖ヲ添付スルコト  
十 車輛數、常用車ト豫備車トニ分チ且乗車定員、座席及フ記載スルコト  
十一 車輛ノ寸法及重量長サ、幅及高サノ最大寸法並ニ車輛重量ヲ記載スルコト  
十二 車臺車名、型式及製造年ヲ記載スルコト  
十三 車體座席ノ配列、幅員、兎レ前方ノ餘地、通路ノ幅員及長サ、客室ノ高サ、箱型、幌型等ノ別ヲ記載スルコト  
十四 運轉系統圖ヲ添付スルコト  
十五 並ニ各系統ニ於ケル料程、配置車輛數、發着時期、運轉回數及運轉間隔ノ大要

第六十條 路線延長ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テ路線延長ニ伴ヒ既許可路線ノ計畫中前條第五號乃至第八號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ゼザルトキハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第六十一條 旅客又ハ貨物自動車運轉營業ヲ營メントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケルベシ  
一 本籍、住所、氏名及生年月日  
二 商號  
三 營業所ノ位置及營業種別並ニ營業地域  
四 車輛ノ種別、重量及臺數  
五 乘車定員又ハ貨物積載量  
六 料金額  
七 營業開始年月日  
八 前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ規定ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
九 前項第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
第十 收支概算書  
第十一 前項第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
第十二 第六十條 路線延長ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テ路線延長ニ伴ヒ既許可路線ノ計畫中前條第五號乃至第八號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ゼザルトキハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第六十二條 第五十九條乃至前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者左ノ各號

一 住所及氏名  
二 運轉免許ノ種別及免許證番號  
三 亡失又ハ毀損ノ事由  
四 支廳長前項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ寫眞一葉ヲ徴シ第七號様式運轉免許證明書ヲ交付スルコトヲ得

第五十六條 運轉免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當シ又ハ南洋廳長官ニ於テ不適當ト認ムルトキハ運轉免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得  
一 故意又ハ過失ニ因リ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ  
二 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ  
三 第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉ナク運轉免許證ヲ返納スベシ

一 運轉免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ  
二 亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキ  
三 普通免許證又ハ特殊免許證ノ交付ヲ受ケタル者小型免許證ヲ所持スルトキ  
四 運轉免許ヲ受ケタル者死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキハ其ノ戶主、家族、同居人又ハ雇主運轉ナク其ノ運轉免許證ヲ返納スベシ

第五十八條 本令ニ於テ自動車運轉營業トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
一 一定路線ニ依リ旅客自動車運轉營業

七 運賃、區間制、料制ノ別ニ依リ記載スルコト  
八 營業開始年月日  
九 計畫書及資本金額並ニ出資方法  
十 收支概算書  
十一 前項第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ

第六十條 路線延長ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テ路線延長ニ伴ヒ既許可路線ノ計畫中前條第五號乃至第八號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ゼザルトキハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第六十一條 旅客又ハ貨物自動車運轉營業ヲ營メントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケルベシ  
一 本籍、住所、氏名及生年月日  
二 商號  
三 營業所ノ位置及營業種別並ニ營業地域  
四 車輛ノ種別、重量及臺數  
五 乘車定員又ハ貨物積載量  
六 料金額  
七 營業開始年月日  
八 前項第三號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ノ規定ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
九 前項第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
第十 收支概算書  
第十一 前項第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項ニ準ジ許可ヲ受ケルベシ  
第十二 第六十條 路線延長ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テ路線延長ニ伴ヒ既許可路線ノ計畫中前條第五號乃至第八號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ゼザルトキハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第六十二條 第五十九條乃至前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者左ノ各號

一 住所及氏名  
二 運轉免許ノ種別及免許證番號  
三 亡失又ハ毀損ノ事由  
四 支廳長前項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ寫眞一葉ヲ徴シ第七號様式運轉免許證明書ヲ交付スルコトヲ得

第五十六條 運轉免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當シ又ハ南洋廳長官ニ於テ不適當ト認ムルトキハ運轉免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得  
一 故意又ハ過失ニ因リ自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキ  
二 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ  
三 第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ運轉ナク運轉免許證ヲ返納スベシ

一 運轉免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ  
二 亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキ  
三 普通免許證又ハ特殊免許證ノ交付ヲ受ケタル者小型免許證ヲ所持スルトキ  
四 運轉免許ヲ受ケタル者死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキハ其ノ戶主、家族、同居人又ハ雇主運轉ナク其ノ運轉免許證ヲ返納スベシ



ノ一該當スル事項ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ所轄支廳長ニ届出ヅ

一 本籍、住所又ハ氏名

二 商號

三 計畫書、資本金額又ハ出資方法

四 收支概算書

五 定款

六 營業開始年月日

第六十三條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ乗車券ヲ發行ス

乗車券ノ種類及形式ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキハ南洋廳長官ニ届出

ズベシ

第六十四條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ニ使用スル自動車ニハ車掌

ヲ乗車セシムベシ但シ特別ノ事由ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

第六十五條 南洋廳長官又ハ支廳長官公益上必要アリト認ムルトキハ自動車

運輸營業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトアルベシ

一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ變更セシムルコト

二 路線若ハ運轉度數又ハ運轉時間ヲ變更セシムルコト

三 他ノ運送業者ト連絡運輸ヲ爲サシムルコト

四 交通上其ノ他ノ公安ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ信號人ノ配置其

ノ他必要ナル措置ヲ爲サシムルコト

五 前各條ノ外事業ノ改善ニ付必要ナル事項

一八〇ノ六ノ二

第六十六條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ全部又

ハ一部ノ營業ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ南洋廳

長官ノ許可ヲ受クベシ

一 本籍、住所、氏名及生年月日

二 廢止又ハ休止ノ事由

三 休止期間

四 廢止又ハ休止ノ路線

前項ノ規定ハ天災事變其ノ他緊急已ムヲ得ザル事由ノ爲運轉ノ全部又ハ

一部ヲ休止セントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ事由ニ依リ運輸ヲ休止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨南洋廳長官ニ

届出ヅベシ

第六十七條 自動車運輸營業ヲ承継セントスル者ハ當事者連署ノ上左ノ事

項ヲ具シ定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ニ在リテハ南洋廳長官其ノ他ニ

在リテハ所轄支廳長ノ許可ヲ受クベシ但シ連署スルコト能ハザルトキハ

其ノ事由ヲ具シ之ヲ證スベキ書類ヲ添付スベシ

一 本籍、住所、氏名及生年月日

二 商號

三 營業種別

四 承継車輛數、車輛記號番號ヲ

附記スルコト

五 車庫ノ位置

六 承継事由

第六十八條 自動車運輸營業者死亡ニ因リ其ノ營業ヲ承継シタル相續人ハ

相續事實ヲ證スベキ書類ヲ添ヘ十四日以内ニ其ノ旨所轄支廳長ニ届出ヅ

〔輯一三六〕

ベシ

第六十九條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業者ハ每營業年度ノ經過後二

月以内ニ營業報告書ヲ調製シ南洋廳長官ニ提出スベシ

第七十條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ左ノ各條ノ事項ヲ

遵守スベシ

一 一定時又ハ定期ニ發車スルコト

二 車輛内見易キ箇所ニ車輛番號標板ノ外運轉者及車掌ノ氏名並ニ料金

表ヲ掲グルコト

三 營業所内見易キ箇所ニ料金表並ニ發着時間表ヲ掲グルコト

四 泥酔者、傳染病患者又ハ同乗者ニ嫌惡ノ感ヲ抱カシムベキ疾病者ヲ

乗車セシメザルコト

五 同乗者ニ危險又ハ迷惑ト爲ルベキ物品ヲ携帯シタル者ヲ乗車セシメ

ザルコト

六 乘客定員ニ滿チタルトキハ車輛ノ前方見易キ箇所ニ滿員札ヲ掲示ス

ルコト

七 車輛ノ外側見易キ箇所ニ行先及營業者ノ名稱ヲ表示スルコト

八 運轉者、車掌其ノ他旅客及公眾ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ

腕章徽章ニ依リ係員タルコトヲ明示スルコト

九 停留所外ニ於テ客ノ乗降ヲ爲サザルコト

十 停留所並ニ發着所ニハ其ノ名稱ヲ表示スルコト

第七十一條 旅客自動車運輸營業ヲ爲ス者ハ左ノ各條ノ事項ヲ遵守スベシ

一 車輛内見易キ箇所ニ車輛番號標板ノ外運轉者ノ氏名及料金表ヲ掲グ

ルコト

〔輯一三六〕

二 通行人ニ對シ強ヒテ乗車ヲ勸誘シ又ハ乘客ヲ求ムルノ目的ヲ以テ證

ニ交通頻繁ノ場所ヲ徘徊セザルコト

三 正當ノ事由ナクシテ客ニ對シ乗車ヲ拒ミ、降車ヲ要求シ又ハ運轉ヲ

中止セザルコト

四 定路線又ハ區間ヲ豫定シ簡別ニ料金ヲ受ケテ營業セザルコト

五 客ノ請求アリタルトキハ行程料金額、車輛番號、營業者及運轉者ノ

住所氏名ヲ記シタル受領證ヲ交付スルコト

六 客ノ許諾ナクシテ他ノ者ヲ乗車セシメザルコト

第七十二條 自動車運輸營業者運轉者ノ雇傭又ハ解雇ヲ爲シタルトキハ速

ニ所轄支廳長ニ届出ヅベシ

第七十三條 定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業者車掌ヲ雇傭シタルトキハ

速ニ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ届出ヅベシ

一 住所、氏名生年月日

二 履歷書

三 健康診斷書

車掌ヲ解雇シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨所轄支廳長ニ届出ヅベシ

第七十四條 自動車運輸營業者自ラ營業ヲ管理スルコト能ハザルトキハ營

業ニ付一切ノ權限ヲ有スル管理人ヲ定メ連署ノ上所轄支廳長ニ届出ヅベ

シ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

管理人ハ本令又ハ本令ニ基ク命令ノ適用ニ關シテハ營業者ト同一ノ責ニ

任ズ 管理人ヲ不適當ト認ムルトキハ定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ニ在リ

テハ南洋廳長官其ノ他ニ在リテハ所轄支廳長之ガ變更ヲ命ズルコトアル

一八〇ノ六ノ三



第七十五條 定路線ニ依ラザル自動車運輸營業者左ノ各號ノ一ニ該當スル

- 一 本籍、住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ
- 二 營業者死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキ
- 三 三十日以上營業ヲ休業セントスルトキ
- 四 營業ヲ廢止シタルトキ
- 五 法人解散シタルトキ

第七十六條 自動車運輸營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ營業ヲ繼  
續スルニ適セズト認ムルトキハ定路線ニ依ル旅客自動車運輸營業ニ在リ  
テハ南洋廳長官其ノ他ニ在リテハ所轄支廳長其ノ營業ノ許可ヲ取消シ又  
ハ停止スルトアルベシ

- 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ三月以内ニ營業ヲ開始セザルトキ
- 二 休業六月以上ニ互リタルトキ
- 三 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
- 四 許可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 五 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキ
- 第七十七條 支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ營業所  
又ハ車庫ニ臨檢セシムルコトヲ得
- 第七十八條 自動車運輸營業者組合ヲ設ケントスルトキハ代表者及組合規  
約ヲ定メ其ノ區域内ニ營業所ヲ有スル者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ所轄  
支廳長ノ認可ヲ受ケベシ

第七十九條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 名稱及區域
- 二 組織
- 三 目的及事業
- 四 主たる事務所
- 五 役員ノ種類、職務ノ權限、選任及退任ニ關スル事項
- 六 會議ニ關スル事項
- 七 經費ノ收支ニ關スル事項
- 八 加入脱退ニ關スル事項
- 九 料金ニ關スル事項
- 十 解散ニ關スル事項

第八十條 自動車運輸營業者組合ハ左ニ掲グル事項ヲ遲滯ナク所轄支廳長  
ニ届出ヅベシ

- 一 役員ノ選任又ハ退任
- 二 一年間ノ事業成績
- 三 總會又ハ役員會ノ決議事項
- 四 豫算及決算
- 五 解散

第八十一條 支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ組合ノ  
事業又ハ會計ヲ檢査セシムルコトヲ得

第八十二條 支廳長公益上必要アリト認ムルトキハ組合規約ノ變更若ハ役  
員ノ改選又ハ組合ニ於テ爲シタル決議ノ取消ヲ命ズルコトヲ得

第八十三條 支廳長前條ノ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ム

〔輯一六〕

ルトキハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第六章 車庫

第八十四條 車庫ノ設置、移轉、改造又ハ増設ヲ爲サントスルトキハ左ノ  
事項ヲ具シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケベシ第四號乃至第十號ノ事項ヲ變更  
セントスルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 位置
  - 三 附近百メートル以内ノ見取圖及道路ノ幅員
  - 四 用途自家用及  
營業用ノ別
  - 五 車庫ノ内面積、格納スベキ車輛ノ數及種類
  - 六 車庫ノ構造仕様書及平面圖
  - 七 消火設備及給油方法其ノ他附屬設備ノ大要
  - 八 燃料、滑油ノ貯藏装置ノ大要仕様書及平面圖及最大貯藏量(リット  
ル)又ハ「ガロン」
  - 九 車庫ヲ賃貸スルモノニ在リテハ其ノ賃貸條件
  - 十 竣功期日
- 前項第一號及第三號ノ事項ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ其ノ旨所轄  
支廳長ニ届出ヅベシ
- 第八十五條 車庫ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルベシ但シ支廳長ハ土地ノ狀  
況其ノ他ノ事情ニ依リ之ヲ斟酌ヲ爲スコトヲ得
- 一 車庫ノ内壁及天井ハ不燃質物ヲ以テ築造スルコト
  - 二 窓及出入口ニハ扉又ハ戸ヲ設ケ耐火構造ト爲スコト
  - 三 床ハ「コンクリート」造ト爲スコト

〔輯一六〕

四 建物ノ一部ヲ車庫ト爲ス場合ニハ之ト他ノ用途ニ供スベキ部屋トノ  
境界ハ防火壁ヲ以テ區劃シ各別ニ出入口ヲ設クルコト

五 瓦斯、揮發油等爆發性又ハ可燃性ノ物品ノ貯藏設備ハ危險ノ虞ナキ  
モノタルコト

第八十六條 第八十四條ノ工事竣功シタルトキハ所轄支廳長ノ使用認可ヲ  
受ケベシ

前項ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ車庫ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ竣功  
前ト雖モ支障ナシト認メタルトキハ一部使用ヲ認可スルコトヲ得

第一項ノ認可ヲ與ヘタルトキハ別記第六號様式ノ使用認可證ヲ交付ス

第八十七條 車庫ノ使用者ハ車庫ノ外部見易キ箇所ニ左ノ事項ヲ揭示スベ  
シ

- 一 住所、氏名及車庫ノ位置
- 二 車庫主ノ住所、氏名及車庫ノ使用認可證番號

第八十八條 車庫ヲ讓受ケントスルトキハ當事者連署ノ上使用認可證ヲ添  
ヘ所轄支廳長ニ其ノ認可ヲ申請スベシ但シ連署スルコト能ハザルトキハ  
其ノ事由ヲ具シ之ヲ證スベキ書類ヲ添附スベシ

車庫主ノ死亡ニ因リ其ノ車庫ヲ承継シタル相續人ハ相續ノ事實ヲ證明ス  
ベキ書類及使用認可證ヲ添ヘ十四日以内ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第八十九條 使用認可證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ所  
轄支廳長ニ届出ヅベシ

第九十條 車庫ハ格納スル自動車アルトキハ之ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ  
格納自動車使用主ニ對シ二月以上ノ期間ヲ附シ豫メ廢止スベキコトヲ告  
知シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ







第八章 罰則

第二百一十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第六十五條、第七十六條又ハ第九十三條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第四十四條、第五十九條第一項、第六十一條第一項、第六十七條、第八十四條第一項、第八十八條第一項、第九十四條又ハ第一百十二條第一項、第二項、第四項、第五項ノ規定ニ違反シタル者

三 第五十六條ノ規定ニ依ル運轉免許ノ停止處分ニ違反シタル者

四 試験ニ際シ不正行為ヲ爲シ因テ運轉免許ヲ受ケタル者

第二百一十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二十七條、第三十六條、第三十七條第一項、第四十三條第一項、第五十三條、第五十九條第二項、第六十一條第二項、第六十六條第一項、第七十條、第七十一條、第七十四條第一項、第八十六條第一項、第九十條、第九十二條、第九十六條、第九十八條、第九十九條、第一百一條、第一百三條乃至第九十九條又ハ第一百一十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十四條、第三十九條第一項又ハ第七十四條第三項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第九十七條第一項ニ規定スル速度ノ制限ヲ超エテ自動車ヲ運轉シタル者

第二百一十五條 第二十六條、第三十四條、第三十五條、第三十九條第二項、

【轉一二六】

第二百一十六條 第七十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ノ違反ニ對スル罰則ハ車庫貸營業ニ付テ準用ス

第二百一十七條 自動車運轉營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二百一十八條 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附則

第二百一十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二百二十條 本令施行ノ際現ニ有スル車輛検査證ハ其ノ有効期間仍效力ヲ有ス

第二百二十一條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ニシテ車輛検査又ハ運轉免許ヲ要セザリシモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ハ仍使用又ハ運轉ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ノ構造裝置ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

【轉一二六】

二 隧道又ハ橋梁

三 消防機具置場ノ直前及其ノ兩端ヨリ三米以内

四 消火栓ヨリ三米以内

五 前各號ノ外支廳長ノ指定シタル場所

第二百一十條 自動車ノ停車ハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外道路ノ左側端ニ於テ交通ノ方向ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第二百一十一條 運轉者停車中ノ自動車ヲ離レントスルトキハ停止狀態ヲ保持シ得ル措置ヲ爲シ且已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外機關ノ四轉ヲ停止スベシ

第二百一十二條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉者ハ直ニ其ノ運轉ヲ中止シ被害者ノ救護其ノ他ニ付必要ナル應急ノ措置ヲ爲スベシ

運轉者ハ前項ノ措置ヲ了シ且本人、雇主及自動車ノ使用主ノ住所、氏名及車輛番號ヲ警察官吏ニ申告シ警察官吏在ラザルトキハ被害者又ハ其ノ同伴者ニ通告スルニ非ザレバ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得ズ

消防自動車又ハ郵便自動車若ハ傷病人運搬自動車ノ運轉者ハ乗務員其ノ他ノ從業員ヲシテ前二項ノ措置ヲ爲サシメ自動車ノ運轉ヲ繼續スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ被害者又ハ其ノ同伴者ニ通告シテ自動車ノ運轉ヲ繼續シタル場合ニ於テハ運轉者ハ運轉ナク前項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スベシ

採用者ハ運轉者又ハ從業員ガ前各項ノ規定ニ依ル措置ヲ爲スニ付テハ妨グルルコトヲ得ズ

第四十條、第四十二條、第四十三條第三項、第五十二條、第五十四條、第五十七條第一項、第六十四條、第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十五條、第八十七條、第八十八條第二項、第九十一條第一項、第九十九條、第一百二條若ハ第一百十條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百一十六條 第七十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ノ違反ニ對スル罰則ハ車庫貸營業ニ付テ準用ス

第二百一十七條 自動車運轉營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二百一十八條 本令又ハ本令ニ基ク命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附則

第二百一十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二百二十條 本令施行ノ際現ニ有スル車輛検査證ハ其ノ有効期間仍效力ヲ有ス

第二百二十一條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ニシテ車輛検査又ハ運轉免許ヲ要セザリシモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ハ仍使用又ハ運轉ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ノ構造裝置ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得



### ●自轉車取締規則

昭和九年六月二十五日  
南洋廳令第六號

改正 昭和十四年第二六號  
自轉車取締規則左ノ通定ム

#### 自轉車取締規則

- 第一條 本令ニ於テ自轉車ト稱スルハ交通運輸ノ用ニ供スル足踏自轉車、自動自轉車(サイドカー)附ノモノヲ除ク)及「オートベツト」ノ類ヲ謂フ但シ小型小兒用自轉車ヲ除ク
- 足踏自轉車ニ附シタル「リーヤカー」「サイドカー」ノ類ハ之ヲ自轉車ノ一部ト看做ス
- 第二條 自轉車ハ左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
  - 一 完全ナル制動機及音響器ヲ備フルコト
  - 二 運轉ニ際シ甚シキ騒音ヲ發シ又ハ多量ノ瓦斯若ハ煤煙ヲ發散セサル構造タルコト
  - 三 荷臺ヲ附スルモノニ在リテハ其ノ大サ三輪以上ノ自轉車ハ長サ二尺七寸幅二尺二寸二輪ノ自轉車ハ長サ一尺七寸幅一尺四寸以内タルコト
  - 四 原動機ニ依リ運轉スル三輪以上ノ自轉車ニ在リテハ泥土、汚水ノ飛散ヲ防止シ得ヘキ裝置ヲ爲スコト
  - 五 「サイドカー」ハ左側ニ附スルコト

【轉一〇一六】

前項第一號ノ音響器ハ原動機ニ依リ運轉スルモノニ在リテハ手押喇叭タルコトヲ要ス

第三條 自轉車ニハ二個以上ノ荷臺ヲ設クルコトヲ得ス

第四條 自轉車ヲ使用セムトスル者ハ其ノ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名、生年月日)及車輛ノ種類ヲ所轄支廳、支廳出張所又ハ警察官派出所ニ届出テ記番號ノ指定ヲ受ケヘシ

前項ニ依リ指定ヲ受ケタル記番號ハ別記様式ニ依リ後輪ノ泥除ニ明記スベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄支廳、支廳出張所又ハ警察官派出所ニ届出ツヘシ
 

- 一 自轉車ノ使用ヲ廢止シタルトキ
- 二 自轉車ヲ他人ニ讓渡シタルトキ
- 三 住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキ

第六條 完全ニ座席ニ跨乘シ得サル者、酩酊者又ハ乗車未熟練ノ者ハ自轉車ニ乗車シ又ハ乗車セシムヘカラス

第七條 夜間自轉車ヲ運轉スルトキハ道路ヲ照射スルニ充分ナル燈火ヲ車體ノ前部ニ點スヘシ

原動機ニ依リ運轉スルモノニ在リテハ前項ノ燈火ノ外車體後部ニ赤色ノ燈火ヲ點スヘシ

第八條 長大又ハ過重ノ物件ヲ携帯若ハ搭載シテ自轉車ニ乗車スヘカラス

第九條 自轉車ニハ二人以上乗車スヘカラス

第十條 荷臺ノ裝置ナキ自轉車又ハ荷臺以外ノ箇所ニ積荷スヘカラス

第九條 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

【轉一〇一七】

第十一條 荷臺ヲ附シタル自轉車ニ在リテハ物品ヲ荷臺外ニ七寸以上突出セシメ又ハ地上四尺三寸以上ニ積載スヘカラス

第十二條 自轉車ニ乗車スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 

- 一 出火場其ノ他群衆ノ場所ヲ乘車進行セサルコト
- 二 道路ノ交叉點、街角、橋上、坂路、交通頻繁ナル場所又ハ前方ヲ見透シ得サル場所ヲ乘車進行スルトキハ音響器ヲ鳴ラシ徐行スルト
- 三 道路ニ於テ乘車ノ練習又ハ競争若ハ曲乘ヲ爲ササルコト
- 四 街角ヲ右折スル場合ハ大廻リ左折スル場合ハ小廻リヲ爲スコト
- 五 諸車又ハ歩行者ト併列進行セサルコト
- 六 乘車シテ連續進行スルトキハ前車トノ間適當ノ距離ヲ保ツコト
- 七 一般交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ停車シ又ハ物品ノ積卸ヲ爲ササルコト
- 八 牛、馬、諸車又ハ歩行者ニ行違ヒタルトキハ左方ニ避ケ追越サムトスルトキハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ右側ヲ通過スルコト
- 九 乘車中同時ニ兩手又ハ兩足ヲ離ササルコト
- 十 警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ニ依リ停車ヲ命シタルトキハ直ニ下車シ其ノ指揮ニ從フコト
- 第十三條 自轉車ヲ使用スル者ハ所轄支廳長ノ指定スル場所及期日ニ於テ其ノ車輛ノ検査ヲ受ケヘシ
- 第十四條 本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者亦同シ

一八〇ノ七



十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ニシテ本令ニ違反シタルトキハ其ノ使用者又ハ親權者ヲ處罰ス

法人ニ在リテハ本令ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ自轉車ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ第四條ノ手續ヲ爲スヘシ

別記様式

(様式省略)

●料理屋飲食店營業取締規則

昭和九年六月二十五日  
南洋廳令第三號

料理屋飲食店營業取締規則左ノ通定ム

料理屋飲食店營業取締規則

第一條 本令ニ於テ料理屋營業ト稱スルハ藝妓又ハ酌婦ヲ置キ客ヲシテ遊興セシムルヲ業トスルヲ謂ヒ飲食店營業ト稱スルハ飲食物ヲ調理シ客ヲシテ飲食セシメ又ハ仕出ヲ爲スヲ業トスルヲ謂フ

第二條 料理屋營業ノ地域ハ南洋廳長官之ヲ指定ス

第三條 料理屋又ハ飲食店營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添附シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケヘシ營業ノ場所ヲ移轉セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所在地、代表者ノ住所、氏名、生年月日、登記簿謄本及定款寫)

二 營業ノ場所

三 屋號

四 營業用建物ノ設計書、仕様書、平面圖(出入口、窓、通路、間取、採光換氣ノ設備、階段ノ位置及幅員等ヲ詳記スヘシ)、敷地面積及四隣ノ實測圖

五 工事落成期日

前項ノ出願者妻ナルトキハ夫ノ連署又ハ同意書ヲ添附スルヲ要ス

第四條 料理屋、飲食店ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 家屋ハ採光換氣ノ設備ヲ爲シ外部ニ面スル箇所ハ戸締ヲ付シタル雨戸若ハ窓ヲ取付ケ且間仕切ニハ壁、襖又ハ板戸ヲ用ウヘシ

二 表階段ハ幅員内法四尺以上ノモノ一個以上ヲ設置スヘシ

三 調理場其ノ他火氣ヲ使用スル場所ニ接近セル部分ハ特ニ防火ノ設備ヲ爲スヘシ

四 廁園ハ調理場及井戸ヨリ相當ノ距離ヲ保チ尿尿溜及其ノ附屬設備ハ汚液ノ滲漏セサル様築造スヘシ

支廳長ハ土地ノ狀況又ハ業態ニ依リ前項ノ外特ニ其ノ構造設備ヲ指定スルコトアルヘシ

〔輯一〇二〕

〔輯四五〕

第五條 料理屋、飲食店營業者ハ公安風俗ヲ害スルカ如キ構造又ハ設備ヲ爲スヘカラス

第六條 營業用建物ノ新築、増築、改築、移築、模様替又ハ修繕ヲ爲サムトスルトキハ第三條ノ規定ニ準シ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケヘシ但シ顯ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第七條 營業用建物ノ工事落成シタルトキハ所轄支廳ノ検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 料理屋、飲食店營業者又ハ其ノ同居ノ親族、家族ハ紹介營業ヲ爲スコトヲ得ス

飲食店營業者又ハ其ノ同居ノ親族、家族ハ同一場所ニ於テ料理屋營業ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 營業許可後三月以内ニ開業セス又ハ休業六月以上ニ及ヒタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ所轄支廳長ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 料理屋、飲食店營業者自ラ營業ヲ管理シ能ハサルトキハ管理人ヲ定メ第三條第一項第一號ノ事項ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添附シ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ同居ノ親族、家族又ハ雇人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 開業、休業又ハ廢業シタルトキ

二 營業者死亡シ又ハ行衛不明一月以上ニ及ヒタルトキ

三 第三條第一項第一號又ハ第三號ニ異動ヲ生シタルトキ

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

四 管理人ヲ廢止シタルトキ

第十二條 料理屋、飲食店營業者其ノ同居ノ親族若ハ家族ヲシテ營業ニ從事セシムルトキ又ハ使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日、前住所及職業ヲ具シ醫師ノ健康診斷書ヲ添附シ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ但シ雇婦女ニ在リテハ契約ノ内容ヲ詳記シタル書面ヲ添附スヘシ

親族若ハ家族ノ從業ヲ廢止シ、雇人ヲ解雇シ又ハ其ノ死亡若ハ行衛不明ノ場合ハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ

第十三條 料理屋、飲食店營業者ハ結核、癩、梅毒其ノ他傳染性疾患アル者ヲシテ飲食物若ハ其ノ容器ノ取締ヲ爲サシメ又ハ其ノ取扱ヲ爲スヘキ場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス

營業者前項ノ疾病ニ罹リタルトキハ飲食物若ハ其ノ容器ノ取扱ヲ爲シ又ハ其ノ取扱ヲ爲スヘキ場所ニ立入ルヘカラス

第十四條 支廳長衛生上必要アリト認ムルトキハ醫師ヲ指定シ營業者又ハ從業者ヲシテ健康診斷ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第十五條 支廳長公安風俗若ハ衛生上必要アリト認メタルトキハ營業者ニ對シ其ノ親族若ハ家族ノ從業ヲ停止シ又ハ使用人ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 料理屋、飲食店營業者ハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

一 門戸ノ入口ニ第一號様式ノ標札ヲ掲グヘシ

二 客室ノ入口ニ番號又ハ符號ヲ表示スヘシ

三 主要ナル飲食物ノ定價表ヲ客ノ容易キ場所ニ揭示スヘシ

四 石油ランプヲ使用スル場合ハ金屬製油壺ヲ用キ墜落、顛倒ヲ防グヘシ



- キ装置ヲ爲スヘシ
- 五 適當ノ場所ニ消火器又ハ消火劑ヲ設備シ時時試驗チ行ヒ常ニ有效ニ保持スヘシ
- 六 廊下及客室其ノ他適當ノ場所ニ消毒藥ヲ入レタル唾壺ヲ備ヘ時時掃除チ爲スヘシ
- 七 手洗器ハ流出裝置トシ共用手拭ヲ備フヘカラス但シ使用者毎ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 八 飲食物ニハ覆蓋ヲ爲シ塵埃蟲類等ノ附著セサル様設備チ爲スヘシ
- 九 調理場ニハ覆蓋アル廢棄物容器ヲ設備スヘシ
- 第十七條 料理屋、飲食店營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 店頭又ハ屋外ニ佇立、徘徊其ノ他ノ方法ヲ以テ客ヲ誘引スヘカラス
  - 二 藝妓、酌婦又ハ雇婦女ヲシテ濫ニ客ニ陪伴セシムヘカラス
  - 三 午後十二時以後歌舞音曲其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲サシムヘカラス
  - 四 客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ故ナク隠蔽シ又ハ其ノ取次ヲ拒ムヘカラス
  - 五 濫ニ藝妓、酌婦、雇婦女ノ契約、通信、面接ヲ妨ケ又ハ他人ヲシテ妨ケシムヘカラス
  - 六 營業時間中ハ門戸ヲ閉鎖スヘカラス
  - 七 不當ノ代價ヲ請求シ又ハ客ノ需メサル飲食物ヲ提供シ若ハ之ヲ強フヘカラス
  - 八 遊興費又ハ飲食代金ノ抵償トシテ客ノ所持品ヲ受取ラムトスルトキ

- ハ警察官吏ノ承認ヲ受ケヘシ
- 九 金錢ヲ浪費シ又ハ身分不相應ノ金錢物品ヲ所持シ若ハ舉動其ノ他不審ト認ムル者アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スヘシ
- 十 客ノ變死傷又ハ携帶品ノ紛失、盜難アリタルトキハ他客ノ出入ヲ止メ置キ速ニ警察官吏ニ届出ツヘシ傳染病ノ疑アル患者ヲ生シタルトキ亦同シ
- 十一 藝妓、酌婦及雇人逃亡シ又ハ中毒、變死傷シタルトキハ速ニ警察官吏ニ届出ツヘシ
- 十二 客ニ供スル飲食物器具其ノ他ノ物件ハ常ニ清潔ニ保持スヘシ
- 十三 拭巾ハ白布トシ清潔ナルモノヲ用キ時時煮沸其ノ他ノ消毒チ爲スヘシ
- 十四 家屋ノ内外ハ常ニ清潔ニシ厠園ハ毎日掃除シ防臭劑ヲ撒布スヘシ
- 十五 身許不詳ノ者ハ之ヲ雇入ルヘカラス
- 第十八條 料理屋營業者ハ第二號様式ノ帳簿ヲ備ヘ其ノ都度記載シ毎月末精算シ貸借ヲ明ニスヘシ
  - 前項ノ帳簿ハ各人別ニ副本ヲ作成シ藝妓又ハ酌婦ニ交付スヘシ
  - 前二項ノ帳簿ハ翌月五日迄ニ所轄支廳ニ提出シ檢印ヲ受ケヘシ
- 第十九條 料理屋營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 許可ナキ婦女ヲシテ藝妓、酌婦ノ稼業ヲ爲サシムヘカラス
  - 二 客ノ需メナキ藝妓、酌婦ヲ侍セシムヘカラス
  - 三 寄寓ノ藝妓、酌婦ニシテ疾病アルトキハ休業セシメ速ニ醫師ノ診察ヲ受ケシムヘシ

【輯四五】

【輯一〇一】

- 四 寄寓ノ藝妓、酌婦ヲ虐待スヘカラス
- 五 寄寓ノ藝妓、酌婦ヲシテ冗費ヲ爲サシムヘカラス
- 六 病氣其ノ他ノ事由ニ依リ指定當日健康診斷ヲ受ケサル藝妓、酌婦ヲシテ從業セシムヘカラス
- 七 未成年者又ハ島民ヲシテ遊興セシムヘカラス
- 第二十條 飲食店營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 客席ニ於テ藝妓、酌婦若ハ遊藝稼人ヲシテ歌舞音曲ヲ爲サシムヘカラス
  - 二 客席ノ照明ハ著シク暗キモノ又ハ異様ニ渉ルモノヲ使用スヘカラス
  - 三 營業時間ハ午後十二時ヲ超ユルコトヲ得ス但シ料理屋營業指定地域内及客ノ接待ヲ爲ス雇婦女ヲ置カサル飲食店ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
  - 四 附近ニ迷惑ヲ及ボスヘキ高聲ノ樂器ヲ使用スヘカラス
  - 五 使用人以外ノ者ヲ宿泊セシムヘカラス
  - 第二十條ノ二 支廳長營業用建物ノ構造、設備、業態、土地ノ狀況其ノ他ニ依リ公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞ナシト認メタルトキハ前條第一號ノ規定ニ拘ラス藝妓若ハ遊藝稼人ヲシテ歌舞音曲ヲ爲サシムルコトヲ得ル飲食店營業ヲ許可スルコトアルヘシ
  - 第二十一條 警察官吏ハ隨時營業所ニ臨檢シ又ハ營業用帳簿ヲ檢閱スルコトヲ得
  - 第二十二條 料理屋、飲食店營業者組合ヲ組織セムトスルトキハ規約及代表者ヲ定メ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
  - 第二十三條 組合事務所ヲ定メ又ハ之ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ
  - 第二十四條 組合ハ一年間ニ於ケル收支決算ヲ翌年一月三十一日迄ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ

- 第二十五條 支廳長取締上必要アリト認ムルトキハ組合ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 第二十六條 支廳長ハ本令ニ定ムルモノノ外取締上必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ
  - 第二十七條 支廳長ハ料理屋、飲食店營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
    - 一 他人ニ名義ヲ藉スノ事實アリト認メタルトキ
    - 二 公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スル虞アリト認メタルトキ
    - 三 南洋群島酒類取締規則ニ違反シタルトキ
    - 四 營業上不適當ト認メタルトキ
    - 五 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ
  - 第二十八條 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 第二十九條 營業者タル法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス
  - 第三十條 料理屋、飲食店營業者ハ其ノ管理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際許可ヲ受ケテ營業中ノ者ニシテ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ事項ヲ具シ其ノ旨所轄支廳ニ届出タルトキハ本令ニ依リ許可

一八〇ノ一一







- 五 抱主又ハ雇主ノ氏名、住所、屋號アルモノハ屋號
  - 六 營業ノ種別
  - 七 抱主又ハ雇主トノ契約書寫
  - 八 曾テ藝妓、酌婦ヲリシ者ハ其ノ營業ノ種類、場所、抱主又ハ雇主ノ氏名、廢業年月日及其ノ事由廢業ノ後債務ノ辨濟ヲ終ラサル者ニ在リテハ其ノ金額
- 前項ノ願出ニシテ未成年者ニ在リテハ親權者ノ同意書及支廳長又ハ市町村長ノ作製シタル同意者ノ印鑑證明書ヲ添付スヘシ
- 第二條 有夫ノ婦及滿十六歲未滿ノ者ハ藝妓又ハ酌婦ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス
  - 第三條 支廳長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ營業ヲ許可セザルコトヲ得
    - 一 結核、癩、梅毒其ノ他傳染性疾患アルトキ
    - 二 公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊スノ虞アリ又ハ其ノ營業ニ不適當ト認ムルトキ
    - 三 營業ニ關スル契約ニシテ不適當ト認ムルモノアリタルトキ
  - 第四條 抱主又ハ雇主トノ契約ヲ變更セムトスルトキハ所轄支廳長ニ届出テ認可ヲ受クヘシ
  - 第五條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日內ニ所轄支廳ニ届出ツヘシ但シ第四號ノ場合ニハ抱主又ハ雇主ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ
    - 一 第一條第一項第一號乃至第六號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
    - 二 許可證ヲ亡失、毀損シタルトキ
    - 三 廢業シタルトキ

- 四 死亡又ハ所在不明トナリタルトキ
- 第六條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 營業中ハ許可證ヲ携帯スヘシ
  - 二 許可證ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス
  - 三 所轄支廳長ノ指示ニ從ヒ健康診斷ヲ受クヘシ但シ診斷費用ハ本人又ハ抱主若ハ雇主ノ負擔トス
  - 四 藝妓又ハ酌婦料理屋若ハ飲食店外ニ於テ從業セムトスルトキハ其ノ事由、場所及日時ヲ具シ所轄支廳長ノ許可ヲ受クヘシ
  - 五 夜間十二時以後歌舞ヲ爲シ又ハ音曲ヲ弄スルコトヲ得ス
  - 六 外泊セムトスルトキハ所轄支廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
  - 七 強テ遊興ヲ勸メ又ハ客ヲ誘引シ若ハ名義ノ如何ニ拘ハラズ不當ノ金錢、物品ヲ請求スルコトヲ得ス
  - 八 傳染性疾患ニ罹リ又ハ妊娠六個月以上ニ及ヒタルトキ若ハ分娩後二箇月以內ハ就業シ又ハ就業セシムルコトヲ得ス
- 第七條 藝妓又ハ酌婦他ノ支廳管內ヘ轉住セムトスルトキハ兩所轄支廳ニ届出ツヘシ轉入地所轄支廳ニ對スル届出ニハ許可證ノ呈示ヲ要ス
- 第八條 所轄支廳長ハ營業ニ關シ必要アリト思料スルトキハ本人又ハ其ノ抱主若ハ雇主ニ對シ適當ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第九條 警察官吏ハ營業ニ關シ必要アリト認ムルトキハ其ノ營業所ニ臨檢スルコトヲ得
- 第十條 所轄支廳長ハ營業者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得
  - 一 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ

- 二 公安、風俗ヲ害シ又ハ營業ニ不適當ト認ムルトキ
  - 三 六箇月以上所在不明トナリタルトキ
  - 第十一條 本令又ハ本令ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際現ニ藝妓又ハ酌婦ノ營業ヲ爲ス者ニシテ引續キ營業ヲ爲サムトスル者ハ本令ニ依リ許可證ヲ受クヘシ

●代書人規則

大正十三年四月一日 南洋廳令第一號

代書人規則左ノ通定ム

代書人規則

- 第一條 本令ニ於テ代書人ト稱スルハ他ノ法令ニ依ラスシテ他人ノ囑託ヲ受ケ官公署ニ提出スヘキ書類其ノ他權利義務又ハ事實證明ニ關スル書類ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 代書人トシテ主タル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及履歴並事務所ノ位置ヲ具シ主タル事務所所在地所轄支廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 代書人其ノ業務ノ爲補助員ヲ使用セムトスルトキハ本人ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ具シ主タル事務所所在地所轄支廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 代書人ハ其ノ事務所ニ代書人某事務所ト記載シタル表札ヲ掲ケヘシ
- 第五條 代書人ハ事務所以外ノ場所ニ於テ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

- 但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ支廳ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 代書人ハ代書料額ヲ定メ主タル事務所所在地所轄支廳ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第七條 代書人ハ前條代書料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ業務ニ關シ報酬ヲ受ケルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ支廳ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 代書人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九條 代書人及其ノ補助員ハ左記各號ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
  - 一 法令ノ規定ニ依リニ非スシテ他人ノ訴訟訴訟又ハ非訟事件ニ關シ代理、鑑定、勸誘、紹介又ハ仲裁其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコト
  - 二 官廳ノ尋問ヲ受ケタル場合ノ外業務上知得シタル事項ヲ他人ニ漏洩スルコト
  - 三 書類ノ紙數ヲ増加スル目的ヲ以テ故ラニ文句ヲ冗長ニシ若ハ必要以外ノ書類ヲ作製スルコト
  - 四 代書囑託者ノ印類又ハ其ノ署名捺印若ハ捺印シタル白紙ヲ領置スルコト
  - 五 事務所ヲ他人ノ法律事務所ニ貸與シ又ハ之ヲ他人ノ法律事務所ニ置クコト
- 第十條 代書人ハ其ノ代書シタル書類ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ但シ法令ニ別段ノ規定アルモノ又ハ書翰ノ類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 代書人ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ五日以內ニ主タル事務所所在地



地所轄支廳ニ届出ツヘシ

- 一 本人又ハ補助員ノ本籍、住所、氏名ヲ變更シタルトキ
- 二 事務所ヲ變更、増設又ハ廢止シタルトキ
- 三 補助員死亡シ又ハ之ヲ廢罷シタルトキ
- 四 廢業シタルトキ

代書人死亡シタル場合ニ於テハ家族又ハ同居者ヨリ五日以内ニ主タル事務所在地所轄支廳ニ届出ツヘシ

第十二條 代書人ハ代書事件簿ヲ備ヘ代書ヲ爲シタル都度囑託ヲ受ケタル事件ノ名稱、年月日書類ノ紙數、代書料及囑託者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

代書事件簿ハ別記様式ニ依リ調製シ使用前表紙ノ裏面ニ紙數ヲ記載シ支廳ノ檢印ヲ受ケヘシ

代書人ハ代書事件簿閉鎖後一年間之ヲ保存スヘシ代書人業務ノ許可ヲ取消サレ又ハ廢業シタルトキ亦同シ

代書人死亡シタルトキハ前項ノ規定ヲ家督相続人ニ準用ス

第十三條 支廳ハ必要ト認ムルトキハ警察官吏ヲシテ代書人ノ事務所ニ臨檢シ若ハ代書事件簿其ノ他ノ書類ヲ檢閲セシメ又ハ其ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十四條 代書人業務上ノ義務ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スト認メラルトキ又ハ六月以上所在不明ナルトキハ主タル事務所所在地所轄支廳ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得  
代書人前項ノ處分ヲ受ケタルトキハ其ノ表札ヲ撤去スヘシ

第十五條 補助員業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認メラルトキハ主タル事務所所在地所轄支廳ハ使用ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十六條 第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル支廳ノ處分ハ南洋廳管内ニ效力ヲ有ス

第十七條 本令其ノ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ代書ノ業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第七條、第九條ノ規定ニ違反シタル者

二 代書事件簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ若ハ第十三條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢若ハ檢閲ヲ拒ミ又ハ提出命令ニ從ハサル者

三 第十四條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處分ヲ受ケ其ノ期間中業務ヲ營ミタルモ

四 第十五條ノ規定ニ依ル支廳ノ處分ニ違反シテ補助員ヲ使用シタル者

第十九條 第三條乃至第六條、第八條、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 代書人ハ其ノ業務ニ關シ補助員ノ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ代書業ヲ業トスル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本令ノ手續ヲ爲スヘシ

(様式略ス)

●寄附金品募集取締規則

昭和八年五月二十九日  
南洋廳令第九號

寄附金品募集取締規則左ノ通定ス

寄附金品募集取締規則

第一條 名義ノ如何ニ拘ラス各戸ニ就キ寄附金品ノ募集ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ募集金額(物品ニ在リテハ其ノ見積價格)千圓以上ノモノ又ハ募集區域二以上ノ支廳ノ管轄ニ互ルモノニ在リテハ南洋廳長官ニ、其ノ他ノモノニ在リテハ所轄支廳長ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ其

ノ第二號乃至第九號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 募集者ノ本籍、住所、職業、氏名及年齢、法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、職業、氏名、年齢及定款又ハ寄附行爲若ハ規約ノ寫

二 募集事務所ノ位置

三 募集ノ目的

四 募集ノ方法

五 事業計畫及收支豫算

六 募集金額又ハ物品ノ種類、數量、見積價格

七 募集金品ノ保管及處分ノ方法

八 募集ノ期間

九 募集ノ區域

第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル募集者他人ヲシテ募集ニ從事セシムトスルトキハ願書ニ募集從事者ノ履歴書ヲ添附シ募集地所轄支廳長ノ認可ヲ受ケヘシ

募集者及前項ノ募集從事者ニハ募集地所轄支廳ニ於テ第一號様式ノ寄附募集證票ヲ交付ス

第三條 募集者ハ募集區域(南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ主タル募集區域)内ニ募集事務所ヲ設ケヘシ

募集者ハ募集事務所ニ第三號乃至第七號様式ノ帳簿ヲ備ヘ寄附金品及募集費用ノ出納ヲ明記シ支出ニ關シテハ別ニ證書書類ヲ保存スヘシ

第四條 募集者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ五日以内ニ許可官廳ニ















支廳長前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ第二號様式ノ椰子營業許可臺帳ニ登  
録シ第三號様式ノ椰子營業許可證ヲ交付スベシ

第三條 營業者ハ相續ニ依ルノ外所轄支廳長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ營  
業ヲ讓渡スコトヲ得ズ

前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ第四號様式ノ椰子營業讓渡認可願ニ  
受人ノ經歷書、資産調査書及事業目論見書ヲ添ヘ所轄支廳長ニ差出スベ  
シ

相續ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ遲滞ナク所轄支廳長ニ届出テ營業許可  
證ノ書替ヲ受ケベシ

第四條 營業者當該支廳管内ニ居住セザルトキハ其ノ營業ニ關シ一切ノ權  
限ヲ有スル營業代理人ヲ定メ所轄支廳長ニ届出ヅベシ其ノ營業代理人ヲ  
變更シタルトキ亦同シ

第五條 營業者又ハ其ノ營業代理人其ノ營業所以外ノ場所ニ於テ營業ヲ爲  
ス場合ニハ營業許可證ヲ携帯スベシ

第六條 營業者又ハ營業代理人其ノ家族又ハ雇傭人ヲシテ營業所以外ノ場  
所ニ於テ第一條ノ行爲ヲ爲サシメントスルトキハ第五號様式ノ從業員證  
ヲ携帯セシムベシ

前項ノ從業員證ハ所轄支廳長ノ查證ヲ受ケベシ

第七條 營業許可證及從業員證ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ズ

第八條 營業者又ハ營業代理人營業許可證ヲ亡失又ハ毀損シ若ハ其ノ記載  
事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク所轄支廳長ニ届出テ再交付又ハ書  
替ヲ受ケベシ

第九條 從業員證ヲ亡失又ハ毀損シ若ハ其ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルト  
キハ營業者又ハ營業代理人ハ遲滞ナク再調整又ハ書替ヲ爲シ所轄支廳長  
ノ查證ヲ受ケベシ

キハ營業者又ハ營業代理人ハ遲滞ナク再調整又ハ書替ヲ爲シ所轄支廳長  
ノ查證ヲ受ケベシ

第十條 營業者又ハ營業代理人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク  
所轄支廳長ニ届出ヅベシ但シ第五號ノ場合ニ於テハ營業代理人、同居ノ  
親族又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ

一 營業ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ

二 營業代理人又ハ從業員ヲ廢止シタルトキ

三 引續キ六月以上休業セントスルトキ

四 定款又ハ登記事項ニ變更ヲ生ジタルトキ

五 營業者死亡シ又ハ行衛不明三月以上ニ亘リタルトキ

第十一條 支廳長營業取締上必要アリト認ムルトキハ營業者ノ營業所、工  
場、倉庫、船舶等ニ臨檢シ又ハ營業許可證、從業員證若ハ營業ニ關スル  
書類簿冊等ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 支廳長ハ本令ニ規定スルモノノ外營業者ニ對シ營業取締上必要  
ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十三條 支廳長ハ營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ營業ヲ停止  
シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 許可後六月以内ニ開業セズ又ハ休業一年以上ニ及ビタルトキ

二 行衛不明六月以上ニ及ビタルトキ

三 詐偽ノ所爲ヲ以テ許可ヲ受ケタルトキ

四 營業上不正ノ行爲アリタルトキ

五 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第十四條 支廳長ハ營業代理人又ハ從業員不正ノ行爲アリト認メタルトキ  
〔輯一〇七〕

ハ營業者ニ對シ營業代理人又ハ從業員ノ變更若ハ從業ノ停止ヲ命ズルコ  
トヲ得

第十五條 營業者又ハ營業代理人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナ  
ク所轄支廳長ニ營業許可證ヲ返還シ又ハ從業員證ヲ差出スベシ

一 營業ヲ廢止シ又ハ營業許可取消ノ處分ヲ受ケタルトキ

二 從業員ヲ廢止シタルトキ

三 從業員ノ變更又ハ從業停止ノ處分ヲ受ケタルトキ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰  
金ニ處ス

一 營業ノ許可ヲ受ケズ又ハ營業ノ停止若ハ取消ノ處分ヲ受ケタルニ拘  
ラズ營業ヲ爲シタル者

二 詐偽ノ所爲ヲ以テ營業ノ許可ヲ受ケタル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ  
罰金ニ處ス

一 第三條第一項及第七條ニ違反シタル者

二 第十一條ノ臨檢又ハ検査ヲ拒ミタル者

三 第十四條ノ命令ニ違反シタル者

第十八條 第三條第三項、第四條、第五條、第六條、第八條、第九條、第  
十條及第十五條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十九條 本令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ其ノ代表  
者ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業  
ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇傭人ガ其ノ營  
業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第三款 保安及風俗

業ニ關シ本令ニ違反シタル場合自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處  
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十一條 第四條ノ規定ニ依リ營業代理人ヲ定メタル場合ニハ營業者ニ  
適用スベキ本令ノ罰則ハ之ヲ營業代理人ニ適用スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一條ニ該當スル營業ヲ營ム者ニシテ引續キ其ノ營業ヲ  
營マントスル者ハ本令施行後三月以内ニ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請ス  
ベシ但シ許可ノ處分ヲ受ケル迄ハ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

(様式省略)

●南洋群島撮影等取締規則

昭和十六年二月一日  
南洋廳令第六號

南洋群島撮影等取締規則左ノ通定ム

第一條 南洋群島撮影等取締規則

第二條 南洋群島ニ於テハ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ撮影、模  
寫又ハ模造ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ具シ所轄支  
廳長ニ申請スベシ

一 本籍、住所、職業、氏名及年齢

二 撮影、模寫又ハ模造ノ區別



三 撮影、模寫又ハ模造ノ目的

四 撮影、模寫又ハ模造ノ場所及物件

五 撮影、模寫又ハ模造ノ日時若ハ期間

第三條 寫眞、模寫又ハ模造ハ別記様式ニ依ル支廳ノ檢閱済ノ證アルモノニ非ザレバ發賣頒布シ若ハ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ檢閱ヲ受ケントスル者ハ製作物ヲ添ヘ所轄支廳長ニ申請スベシ

第四條 支廳長必要アリト認ムルトキハ寫眞機ノ携帯ヲ制限シ、撮影、模寫又ハ模造ニ關シ取締上必要ナル事項ヲ命ジ若ハ警察官吏ヲシテ寫眞、模寫又ハ模造ノ檢閱ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 支廳長ハ撮影、模寫又ハ模造ノ許可ヲ受ケタル者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ撮影、模寫又ハ模造ヲ禁止シ若ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役、二百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第一條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者

二 第四條ノ規定ニ依ル制限又ハ命令ニ違反シ若ハ警察官吏ノ檢閱ヲ拒ミタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式省略)

### 第四款 缺

【輯八四】

(總理、内務大臣副署)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル遺失物法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 遺失物法

第一條 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求權ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察官署ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

物件ヲ警察官署ニ差出シタルトキハ警察官署ハ物件ノ返還ヲ受ケヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受ケヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲スヘシ

第二條 警察官署ハ其ノ保管ノ物件滅失又ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相當ノ費用若ハ手數ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル方法ニ從ヒ之ヲ賣却スルコトヲ得

賣却ノ費用ハ賣却代金ヨリ支辨ス  
賣却費用ヲ控除シタル賣却代金ノ殘額ハ拾得物ト看做シテ之ヲ保管ス  
賣却處分ニ對シテハ出訴スルコトヲ得ス

第三條 拾得物ノ保管費公告費其ノ他必要ナル費用ハ物件ノ返還ヲ受ケル者又ハ物件ノ所有權ヲ取得シ之ヲ引取ル者ノ負擔トシ民法第二百九十五條乃至第三百二條ノ規定ヲ適用ス

第四條 物件ノ返還ヲ受ケル者ハ物件ノ價格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給スヘシ但シ國庫其ノ他公ノ法人ハ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ス

第五條 第二條ニ依リ賣却シタル物件ニ付テハ賣却代金ノ額ヲ以テ物件ノ

### 第五款 遺失物

#### ●遺失物法

明治三十二年三月二十四日  
法律第八十七號

修正 大正二年第四號



價格トス

第六條 第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ハ物件ヲ返還シタル後一箇月ヲ過ケルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七條 拾得者ハ豫メ申告シテ拾得物ニ關スル一切ノ權利ヲ拋棄シ義務ヲ免ルルコトヲ得

第八條 物件ノ返還ヲ受クヘキ者ハ其ノ權利ヲ拋棄シテ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金辨償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

物件ノ返還ヲ受クヘキ各權利者其ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ拾得者其ノ物件ノ所有權ヲ取得ス但シ拾得者其ノ取得權ヲ拋棄シ第一項ノ例ニ依ルコトヲ得

法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ヲ拾得シタル者ハ所有權ヲ取得スルノ限ニアラス

第九條 拾得物其ノ他本法ノ規定ヲ準用スル物件ヲ横領シタルニ依リ處罰セラレタル者及拾得ノ日ヨリ七日内ニ第一條第一項又ハ第十一條第一項ノ手續ヲ爲ササル者ハ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ヲ受クルノ權利並ニ拾得物ノ所有權ヲ取得スルノ權利ヲ失フ

第十條 管守者アル船車建築物其ノ他公衆ノ通行ヲ禁シタル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ其ノ物件ヲ管守者ニ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者ヲ以テ拾得者トス自己ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者亦同シ

本條ノ場合ニ於テ報勞金ハ前項ノ占有者ト現ニ物件ヲ拾得シタル者ト折半スヘシ

第十一條 犯罪者ノ匿去リタルモノト認ムル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ警察官署ニ差出スヘシ

ノ物件ヲ警察官署ニ差出スヘシ

前項ノ物件ニ關シテハ法律ノ規定ニ依リ沒收スルモノヲ除ク外本法及民法第二百四十條ノ規定ヲ準用ス但シ公訴權消滅ノ日ヨリ一箇年間還付ヲ受クル者ナキトキニ限り拾得者ニ於テ所有權ヲ取得ス

犯罪捜査ノ爲必要ナルトキハ警察官ニ於テ公訴權消滅ノ日マテ公告ヲ爲ササルコトヲ得

第十二條 誤テ占有シタル物件他人ノ匿去リタル物件又ハ逃走ノ家畜ニ關シテハ本法及民法第二百四十條ノ規定ヲ準用ス但シ誤テ占有シタル物件ニ關シテハ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條 埋藏物ニ關シテハ第十條ノ外本法ノ規定ヲ準用ス

學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋藏物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬ス此ノ場合ニ於テハ國庫ハ埋藏物ノ發見者及埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ給スヘシ

埋藏物ノ發見者ト埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ト異ルトキハ前項ノ金額ハ折半シテ之ヲ給スヘシ

本條ノ金額ニ不服アル者ハ第二項ノ通知ノ日ヨリ六箇月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十四條 本法及民法第二百四十條第二百四十一條ノ規定ニ依リ物件ノ所有權ヲ取得シタル者取得ノ日ヨリ六箇月内ニ物件ヲ警察官署ヨリ引取ラサルトキハ所有權ヲ喪失ス

第十五條 本法ノ規定ニ依リ警察官署ニ保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス

第十六條 削除

第十七條 明治九年第五十六號布告遺失物取扱規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十二年六月二十二日 勅令第三百二號

朕遺失物ヲ臺灣ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、內務) 明治三十二年法律第八十七號遺失物ヲ臺灣ニ施行ス

明治四十三年三月二十三日 勅令第二十七號

朕古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病預防法種痘法及明治三十三年法律第十五號ヲ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、內務) 第一條 左ニ掲グル法律ハ之ヲ施行ス

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●遺失物法施行細則

明治三十二年四月八日 內務省令第四號

遺失物法施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 遺失物法第一條ニ定メタル公告ハ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模樣及拾得ノ場所、日時等成ルヘク其ノ物件ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項ヲ詳記シ十四日間最寄揭示場ニ揭示シ仍貴重ノ物件ト認ムルトキハ官報又ハ新聞紙ニ掲載スルモノトス

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第五款 遺失物

量、形狀、模樣及拾得ノ場所、日時ヲ揭示スヘシ但シ揭示ノ場所ヲ有セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

●明治四十五年制令第二十三號 (遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル件)

明治四十五年五月七日 制令第二十三號

遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

遺失物、犯罪者ノ匿去リタルモノト認ムル物件、誤テ占有シタル物件、他人ノ匿去リタル物件、逃走ノ家畜又ハ埋藏物ニ關シテハ遺失物法ニ依ル遺失物法中警察官署トアルハ警察署及其ノ事務ヲ取扱フ官署(巡査駐在所ヲ含ム)ニ該當ス

附則 本令ハ明治四十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス



### ●明治四十五年朝鮮總督府令第九十七號(遺失物其他物件ニ關スル制令施行ニ關スル件)

明治四十五年五月七日  
朝鮮總督府令第九十七號

遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル制令施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 遺失物法第一條ノ規定ニ依ル公告ハ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模様及拾得ノ場所、日時等成ルヘク其ノ物件ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項ヲ詳記シ二十日間最寄掲示場ニ揭示シ仍貴重ノ物件ト認ムルトキハ必要ニ應シ朝鮮總督府官報又ハ新聞紙ニ掲載スルモノトス

第二條 遺失物法第十條ノ規定ニ依リ管守者物件ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ警察署(警察署ノ事務ヲ取扱フ)ニ送付スルト同時ニ便宜最寄ノ場所ニ於テ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模様及拾得ノ場所、日時ヲ揭示スヘシ但シ揭示ノ場所ヲ有セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 遺失物法第二條ノ規定ニ依リ賣却ヲ要スル物件ニシテ高價ナリト認ムルモノハ公告シテ競賣ニ付スヘシ但シ即時ニ賣却セザレハ減失若ハ毀損ノ虞アル物件又ハ公告ノ後競買人ナキ物件ハ此ノ限ニ在ラス

公告ハ其ノ地方慣行ノ方式ニ從ヒ之ヲ爲シ且公告ニハ競賣ニ付スル物件ノ名稱、種類、數量、擔任官吏ノ氏名、執行ノ場所、日時ヲ記スルヲ要ス

第四條 賣却物件ノ引渡ハ代金ト引換ヘ之ヲ爲ス

競賣ノ場合ニ於テ最高價競買人競賣當日代金ノ支拂ヲ爲シテ物件ノ引渡ヲ求メザルトキハ更ニ其ノ物件ヲ競賣スヘシ此ノ場合ニ於テハ前ノ最高價競買人ハ競賣ニ加ハルコトヲ得ス

### ●遺失物法施行細則

大正五年一月五日  
樺太廳令第一號

第五 大正七年第七四號

#### 遺失物法施行細則

第一條 遺失物法第一條ニ定メタル公告ハ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模様及拾得ノ場所、日時等成ルヘク其ノ物件ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項ヲ詳記シ十四日間最寄掲示場ニ揭示シ仍貴重ノ物件ト認ムルトキハ官報又ハ新聞紙ニ掲載スルモノトス

第二條 遺失物法第十條ニ依リ管守者物件ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ所轄警察官署ニ送付スルト同時ニ便宜最寄ノ場所ニ於テ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模様及拾得ノ場所、日時ヲ揭示スヘシ但シ揭示ノ場所ヲ有セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 遺失物法第二條ニ依リ賣却ヲ要スル物件ニシテ高價ナリト認ムルモノハ公告シテ競賣ニ付スヘシ但シ即時ニ賣却セザレハ減失又ハ毀損ノ虞アル物件又ハ公告ノ後競買人ナキ物件ハ此ノ限ニ在ラス

公告ハ揭示場又ハ新聞紙ニ之ヲ爲シ其ノ公告ニハ競賣ニ付スル物件ノ名稱、種類、數量、擔任官吏ノ氏名、執行ノ場所、日時ヲ記スルヲ要ス

第四條 賣却物件ノ引渡ハ代金ト引換ヘ之ヲ爲ス競賣ノ場合ニ於テ競賣人競賣當日代金ヲ支拂ヒ物件ノ引渡ヲ求メザルトキハ更ニ其ノ物件ヲ競賣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前ノ最高價競買人ハ競賣ニ加ハルコトヲ得ス

第五條 拾得ノ物件國庫ノ所有ニ歸シタルトキハ遺失物法第三條ノ費用ハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

#### 附則

本令ハ明治四十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

### ●遺失物法施行細則

明治三十二年八月九日  
臺灣總督府令第九十六號

遺失物法施行細則左ノ通相定ム

第一條 遺失物法第一條ニ定メタル公告ハ物件ノ名稱種類數量形狀模様及拾得ノ場所日時等成ルヘク其ノ物件ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項ヲ詳記シ二十日間最寄掲示場ニ揭示シ仍貴重ノ物件ト認ムルトキハ官報又ハ新聞紙ニ掲載スルモノトス

第二條 遺失物法第十條ニ依リ管守者物件ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ警察署ニ送付スルト同時ニ便宜最寄ノ場所ニ於テ物件ノ名稱種類數量形狀模様及拾得ノ場所日時ヲ揭示スヘシ但シ揭示ノ場所ヲ有セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 遺失物法第二條ニ依リ賣却ヲ要スル物件ニシテ高價ナリト認ムルモノハ公告シテ競賣ニ付スヘシ但シ即時ニ賣却セザレハ減失又ハ毀損ノ虞アル物件又ハ公告ノ後競買人ナキ物件ハ此ノ限ニ在ラス

公告ハ其ノ地方慣行ノ方式ニ從ヒ之ヲ爲シ且公告ニハ競賣ニ付スル物件ノ名稱種類數量擔任官吏ノ氏名執行ノ場所日時ヲ記スルヲ要ス

第四條 賣却物件ノ引渡ハ代金ト引換ヘ之ヲ爲ス競賣ノ場合ニ於テ最高價競買人競賣當日代金ノ支拂ヲ爲シテ物件ノ引渡ヲ求メザルトキハ更ニ其ノ物件ヲ競賣スヘシ此ノ場合ニ於テハ前ノ最高價競買人ハ競賣ニ加ハルコトヲ得ス

第五條 拾得ノ物件國庫ノ所有ニ歸シタルトキハ遺失物法第三條ノ費用ハ警察費ヨリ之ヲ支辨スヘシ



### ●南洋群島遺失物取扱規則

昭和五年十月十五日  
南洋廳令第六號

南洋群島遺失物取扱規則左ノ通定ム

#### 南洋群島遺失物取扱規則

- 第一條 遺失物法第一條ノ規定ニ依ル公告ハ物件ノ名稱、種類、形狀、模倣及拾得ノ場所、日時等成ルヘク其ノ物件ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項ヲ詳記シ十四日間最寄揭示場ニ揭示シ仍貴重ノ物件ト認ムルトキハ南洋廳公報又ハ新聞紙ニ掲載スルモノトス
- 第二條 遺失物法第十條ノ規定ニ依リ管守者物件ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ支應ニ送付スルト同時ニ便宜最寄ノ場所ニ於テ物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模倣及拾得ノ場所、日時ヲ揭示スヘシ但シ揭示ノ場所ヲ有セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 遺失物法第二條ノ規定ニ依リ賣却ヲ要スル物件ニシテ高價ナリト認ムルモノハ公告シテ賣買ニ付スヘシ但シ即時ニ賣却セザレハ減失若ハ毀損ノ虞アル物件又ハ公告ノ後賣買人ナキ物件ハ此ノ限ニ在ラス  
公告ハ其ノ地方慣行ノ方式ニ從ヒ之ヲ爲シ且公告ニハ賣買ニ付スル物件ノ名稱、種類、數量、擔任官吏ノ氏名、執行ノ場所、日時ヲ記スルヲ要ス
- 第四條 賣却物件ノ引渡ハ代金ト引換ヘ之ヲ爲ス  
賣買ノ場合ニ於テ最高價賣買人賣買當日代金ノ支拂ヲ爲シテ物件ノ引渡ヲ求メサルトキハ更ニ其ノ物件ヲ賣買スヘシ此ノ場合ニ於テハ前ノ最高價賣買人ハ賣買ニ加ハルコトヲ得ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 第六款 飲食物 屠場

#### ●明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律）

##### 法律

明治三十三年二月二十四日  
法律第十五號

- 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、內務大臣副署）
- 第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食物、製菓具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得
- 第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試驗ノ爲ニ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ取去セシムルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カルル間ニ限リ物品ヲ製造シ採取シ貯藏シ若ハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得
- 第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ

（四二七）

（四二七）

履行セサル者ハ二十四以下ノ罰金ニ處ス

本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ〔重禁錮〕ニ處シ〔十圓以下ノ罰金ヲ附加〕ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ〔重禁錮〕ニ處シ〔四十圓以下ノ罰金ヲ附加〕ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法〔第二百八十四條〕ノ例ニ照シテ處斷ス

附則  
本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十月三十日  
勅令第二百七十二號

朕明治三十三年法律第十五號及同年法律第三十號ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理大臣副署）

明治三十三年法律第十五號並同年法律第三十號中第一條乃至第五條及別表ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年十月十六日  
勅令第五百五十四號

朕明治三十三年法律第十五號ヲ臺灣ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布



セシム(内務大臣)

明治三十三年法律第十五號ハ明治三十六年十一月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

明治四十三年三月二十三日 勅令第二十七號

朕古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病預防法種痘法及明治三十三年法律第十五號ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム(總理、内務)

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

一 明治三十三年法律第十五號

附則 本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●明治三十三年内務省令第十號 (飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件)

明治三十三年三月二十七日 内務省令第十號

改正 昭和五年第三二號

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府知事ヲ除ク以下之ニ依リ)ハ法令ニ明文アル場合ニ於テ營業者ニ對シ明治三十三年二月法律第十五號ニ依リ行政廳ニ屬スル職權ヲ行フ

前項ノ職權ハ其ノ輕易ナルモノニ限リ廳府縣令ヲ以テ警察官署ニ委任スルコトヲ得

第二條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ官吏又ハ衛生技術員ヲシテ明治三十三年二月法律第十五號ノ職權ヲ行ハシムルトキハ制服ヲ著スル者ノ外證券ヲ携帯セシムヘシ 證券ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ 二寸二分

表 衛生上有害物品監視員之證

41

裏



第三條 官吏又ハ衛生技術員ハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ニ依リ物品ヲ收受スルトキハ營業者ニ證券ヲ交付スヘシ若シ營業者ノ求メアルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除ク外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ

●飲食物用器具取締規則

明治三十三年十二月十七日 内務省令第五十號

〔輯六五〕

改正 明治三十九年第一一號、四十二年第二四號

昭和二年第二五號、四年厚生省令第一一號

飲食物用器具取締規則左ノ通定ム

飲食物用器具取締規則

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食器、割烹具其ノ他飲食物ノ調理器、容器、貯藏器又ハ量器ヲ謂フ

第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ鑄造シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ以テ鑄布スルコトヲ得ス

第四條 營業者ハ漆或ハ珐瑯ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ別ニ定ムル試驗方法ニ依リ鉛又ハ砒素ヲ抽出スルモノヲ製造スルコトヲ得ズ但シ製造所所在地ノ地方長官ノ許可シタル方法ニ依リ非毒沸用器具ニ施シタル上繪ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依ル上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニハ別記様式ノ標章ヲ繪付クベシ

第五條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ亞鉛ヲ含ム鑄造ヲ以テ製造スルコトヲ得ス

第六條 營業者ハ其ノ製造又ハ輸入スル金屬性飲食物用器具ニ極印其ノ他容易ニ剥落セサル方法ヲ以テ自己ノ製造又ハ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商標其ノ他ノ符號ヲ附スヘシ

第七條 輸入業者ニ在リテハ當分ノ内自己ノ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商標其ノ他ノ符號ヲ記載シタル票紙ヲ貼付シテ前項ノ符號ニ代フルコトヲ得

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第六款 飲食物 屠場

第十條 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル方法ニ依ラズシテ上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニ同條第二項ノ標章ヲ附シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同

第十二條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十三條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分

スルコトヲ得但シ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十五條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十六條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十七條 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル方法ニ依ラズシテ上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニ同條第二項ノ標章ヲ附シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同

第十九條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第二十條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分

スルコトヲ得但シ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第二十二條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第二十三條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル方法ニ依ラズシテ上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニ同條第二項ノ標章ヲ附シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同

第二十六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第二十七條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケズ又ハ許可ヲ受ケタル方法ニ依ラズシテ上繪ヲ施シタル飲食物用器具ニ同條第二項ノ標章ヲ附シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 營業者ガ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同

第三十條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得



一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以  
テ處罰ヲ免カラルコトヲ得ス

附一則

第十二條 本則ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ  
(別記)



備考

標章中ノ數字ハ製造所在地ノ地方長官ノ指定シタル製造者番號トス

●明治三十四年內務省令第三十號  
(飲食物及布片中砒素及錫ノ試  
驗方法)

明治三十四年十月十二日  
內務省令第三十號

清涼飲料水營業取締規則有害性着色料取締規則飲食物及布片中砒素及錫ノ  
試驗方法左ノ通定ム

甲 固體

一 飲食物中砒素及錫ノ定性分析法

紙上ノ殘渣中ニ存在シ砒素アレハ濾液中ニ存在ス

濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝酸  
ヲ滴加シテ酸性トナシ(按ニ水酸化錫ヨリ成レル沈澱ヲ生セハ前ノ如  
ク濾過洗滌スヘシ)温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過スヘシ)  
然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレハ濾過スヘシ)次ニ少量ノ酒精  
及麻痺失亞合劑ヲ加フヘシ砒素存在スレハ直ニ(若ハ冷所ニ放置シタ  
ル後)白色結晶性ノ沈澱ヲ析出ス此ノ沈澱ヲ濾過シ安母尼亞水一分水二  
分及酒精一分ヨリ成レル混和液少量ヲ以テ洗滌シタル後成ル可ク少量ノ  
稀硝酸ニ溶解シ其ノ溶液ヲ蒸發シ少量トナシ其ノ一滴ヲ小瓷皿ニ取リ確  
酸銀溶液一滴ヲ加ヘ瓷皿ノ邊縁ヨリ安母尼亞水(比重〇.九六)一滴ヲ注  
意シテ添加スヘシ然ルトキハ其ノ接界ニ赤褐色ノ帶ヲ生ス  
前上炭酸那篤留膜ト硝酸那篤留膜トノ熔塊ノ水ニ溶解セサル殘渣ハ濾紙  
ト共ニ乾燥シ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ之ニ少量ノ酸化加留膜ヲ加ヘ熱シ  
テ熔融シ且紅燐シ始ムルニ至ラシムヘシ冷後坩堝ノ内容ニ水ヲ加ヘテ軟  
化シ水ヲ用井テ瓷皿内ニ移スヘシ錫存在スレハ金屬トナリ沈著スルヲ以  
テ能ク洗滌シ乾燥シタル後之ニ少量ノ鹽酸ヲ加ヘテ温メ其ノ溶液ニ就キ  
テ昇承又ハ格魯兒金若ハ硫化水素ヲ以テ錫ヲ檢査スヘシ

乙 液體  
液中ニ含有スル固形物質量約二十「グラム」ニ應スル量ヲ取リ試驗ニ供ス  
ヘシ

稀薄ノ液體ニシテ酸性ナラサルモノハ直チニ蒸發シ酸性ノモノハ蒸餾シ  
テ少量トナシ其ノ殘渣ハ固體ノ試驗ニ於ケル如ク格魯兒金加留膜及鹽  
酸ヲ以テ處置スヘシ其ノ溶液ハ鹽酸ニテ酸性トナシ純硫化水素瓦斯ヲ通  
シ若シ沈澱ヲ生セハ前ノ殘渣ヨリ得ヘキ硫化水素沈澱ト合スヘシ

二 布片中砒素ノ定量分析法

第九輯 警察 衛生 第一章 警察 第六款 飲食物 屠場

着色部分二十「グラム」ヲ取リ試驗ニ供スヘシ若シ其ノ量ヲ得難キトキハ  
少量ヲ使用スルコトヲ得  
檢體ヲ細切若ハ粉碎シ瓷皿ニ容レ之ニ純鹽酸(比重一.一〇乃至一.一三)  
ヲ三倍容量ノ蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノ百立方「センチメートル」ヲ注  
加シ次ニ格魯兒金加留膜約〇.五「グラム」ヲ投加シ重湯煎上ニ致シ其ノ  
内容ノ温度重湯煎ノ温度ニ達スルヲ窺ヒ五分時間毎ニ格魯兒金加留膜〇.  
一乃至〇.二「グラム」ヲ投加シ蒸發スル水分ハ斷ヘス之ヲ補ヒ其ノ内容  
鮮黃色ニシテ且均同稀薄トナルニ至ラハ尙約〇.五「グラム」ノ格魯兒金加  
留膜ヲ投加シ加温シ格魯兒金ノ消失スルニ至リ冷却シ濾過シ濾紙上ノ殘  
渣ハ温湯ヲ以テ能ク洗滌シ濾液及洗滌液ヲ最初用井タル純鹽酸量ノ少ク  
モ六倍トナシ之ヲ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツ、三時間徐々ニ純硫化  
水素瓦斯ヲ通シ飽和セシメ然ル後濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ  
放置シ茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過シ硫化水素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ尙濕  
潤ナルニ乘シ黃色硫化安母紐膜(黃色硫化安母紐膜四立方「センチメー  
ル」比重〇.九六)安母尼亞水二立方「センチメートル」及水十五立方「セ  
ンチメートル」ヨリ成レル混和液ヲ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母紐膜  
含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及洗滌液ハ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三  
立方「センチメートル」ノ發煙硝酸ヲ加ヘ微温ニテ蒸發シ黃色ノ殘渣ヲ得  
ルニ至リ(殘渣尙暗色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反復スヘシ)  
其ノ殘渣ノ濃潤ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留膜末ヲ加ヘテ亞爾加  
里性トナシ之ニ三分ノ炭酸那篤留膜及一分ノ硝酸那篤留膜ヨリ成レル混  
和物二「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ乾燥シ注意  
シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少量  
ノ硝酸那篤留膜ヲ加フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ始メハ  
冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌スヘシ錫アレハ濾

檢體三十「グラム」ヲ取リ其ノ面積ヲ計測シタル後之ヲ細裁シ内容約四百  
立方「センチメートル」ノ有口「レトルト」ニ投加シ之ニ純鹽酸(比重一.一  
八乃至一.一九)百立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ「レトルト」ノ斜メ  
ニ上向セル頸部ト鈍角ヲナシテ冷却器ヲ結合シ受器ハ内容約五百立方  
「センチメートル」ノモノヲ撰ミ之ニ蒸餾水二百立方「センチメートル」ヲ  
充タシ此ノ受器ヲ冷却シ氣密ニ冷却器ト連結スヘシ斯クシテ鹽酸注加後  
約一時間ヲ經過セハ之ニ砒素ヲ含有セサル亞爾加里性冷飽和溶液五立方  
「センチメートル」ヲ注加シ蒸發スヘシ「レトルト」内ノ液體殆ント抽出シ  
終ルニ及テ之ヲ冷却セシメ更ニ五十立方「センチメートル」ノ純鹽酸ヲ加  
ヘ再ヒ蒸餾スルコト前ノ如シ茲ニ得タル餾液ハ通常褐色ヲ呈ス此ノ液ニ  
水ヲ加ヘテ六百乃至七百立方「センチメートル」トナシ攝氏六十度乃至八  
十度ニ温メツツ三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シテ飽和セシメ濾紙ヲ  
以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ放置シ茲ニ生シタル沈澱ヲ濾過シ硫化水  
素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ其ノ沈澱尙濕潤ナルニ乘シ黃色硫化安母紐  
膜(黃色硫化安母紐膜四立方「センチメートル」比重〇.九六)安母尼亞水  
二立方「センチメートル」及水十五立方「センチメートル」ヨリ成レル混和  
液ヲ以テ溶解セシメ殘渣ハ硫化安母紐膜含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾  
液及洗滌液ハ磁製坩堝ニ容レ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三立方「センチ  
メートル」ノ發煙硝酸ヲ加ヘ時計硝子ヲ以テ覆ヒ微温ニテ蒸發シ(殘渣  
尙暗色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反復スヘシ)其ノ殘渣尙濕  
潤ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留膜末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之ニ  
三分ノ炭酸那篤留膜及一分ノ硝酸那篤留膜ヨリ成レル混和物二「グラム」  
ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ重湯煎上ニ於テ乾燥シ注意シ  
テ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少量ノ  
硝酸那篤留膜ヲ加フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ初メ冷水